岐阜市地域防災計画
（参考資料）

令 和 ５ 年 度

岐 阜 市 防 災 会 議

参　考　資　料

岐阜市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
岐阜市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 11
岐阜市災害関連死認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途
及び規模を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
災害対策基本法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
岐阜市防災行政無線設備管理運用規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
岐阜市防災行政無線設備管理運用要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
岐阜市同報系防災行政無線の通報に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・ 55
子局の放送に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
子局の点検に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
岐阜市移動系防災行政無線に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
岐阜市大規模災害発生時における会計事務及び
　契約事務の特例を定める要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
大規模災害発生時における岐阜市上下水道事業部会計事務及び
　契約事務の特例を定める要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
岐阜県水道災害対策実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
岐阜市緊急支援本部及び復興支援本部要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
各種報告書様式一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
各種報告書様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
災害時相互応援協定・覚書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
災害時相互応援協定・覚書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223

岐阜市防災会議条例

（昭和37年10月10日
条　例　第　２６号）

改正　　昭和50年 4月 1日第 3号
平成 3年 4月 1日第17号
平成12年 3月31日第17号
平成18年 3月27日第13号
平成24年12月25日第59号

（目　　的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岐阜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　岐阜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、59人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

（幹　　事）

第5条　防災会議に幹事若干人を置く。

2　幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3　幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

（議事等）

第6条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和50年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成３年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成12年条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　　則（平成18年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成24年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜市防災会議委員及び幹事

会　長　　岐　阜　市　長

	委　　員　　（所属機関）	幹　　事
1号　委　員	中部地方整備局木曽川上流河川事務所長	防災情報課長
〃	中部地方整備局岐阜国道事務所長	管理第一課保全対策官
〃	岐阜森林管理署長	地域統括森林官
〃	中部運輸局岐阜運輸支局長	運輸企画専門官
〃	岐阜地方気象台長	防災管理官
2号　委　員	岐阜県危機管理部岐阜地域危機管理監	岐阜地域防災対策監
〃	岐阜土木事務所長	副所長
3号　委　員	岐阜中警察署長	警備課長
〃	岐阜南警察署長	――――
〃	岐阜北警察署長	――――
〃	岐阜羽島警察署長	――――
4号　委　員	岐阜市副市長	――――
〃	〃　副市長	――――
〃	〃　市長公室長	広報広聴課長
〃	〃　企画部長	総合政策課長
〃	〃　財政部長	――――
〃	〃　行政部長	行政課長
〃	〃　工事検査室長	――――
〃	〃　ぎふ魅力づくり推進部長	ぎふ魅力づくり推進政策課長
〃	〃　経済部長	経済政策課長
〃	〃　市民生活部長	――――
〃	〃　福祉部長	福祉政策課長
〃	〃　子ども未来部長	――――
〃	〃　保健衛生部長	保健衛生政策課長
〃	〃　市民病院事務局長	――――
〃	〃　環境部長	環境政策課長
〃	〃　都市防災部長	都市防災政策課長
〃	〃　まちづくり推進部長	まちづくり推進政策課長
〃	〃　都市建設部長	都市建設政策課長
〃	〃　基盤整備部長	基盤整備政策課長
〃	〃　上下水道事業部長	上下水道事業政策課長
〃	〃　市民協働推進部長	市民協働推進政策課長

	委　　員　　（所属機関）	幹　　事
4　号　委　員	岐阜市薬科大学事務局長	――――――
〃	〃　女子短期大学事務局長	――――――
〃	〃　議会事務局長	――――――
5　号　委　員	岐阜市教育長	教育政策課長
6　号　委　員	岐阜市消防長	消防総務課長
7　号　委　員	日本赤十字社岐阜県支部事務局長	事業推進課長
〃	東海旅客鉄道㈱岐阜駅長	――――――
〃	西日本電信電話㈱岐阜支店長	設備部長
〃	東邦ガスネットワーク㈱広域導管部北部地域センター北部事業所長	岐阜導管課長
〃	中部電力パワーグリッド㈱岐阜営業所長	配電運営課長
〃	〃　医師会長	副会長
〃	〃　歯科医師会長	理事
〃	〃　薬剤師会会長	副会長
〃	（一社）岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部長	副支部長
8　号　委　員	陸上自衛隊第35普通科連隊長	第３科長
〃	岐阜市水防協会長	――――――
〃	〃　消防協会長	――――――
〃	（一社）岐阜土木工業会理事長	理事
〃	（一社）岐阜県建築工業会長	副会長
〃	（一社）岐阜県石油商業組合理事長	専務理事
〃	ぎふ農業協同組合代表理事組合長	総務課長
〃	岐阜市自主防災組織連絡協議会長	――――――
〃	女性防火クラブ運営協議会会長	――――――
〃	岐阜市社会福祉協議会長	総務課長
〃	〃　赤十字奉仕団委員長	――――――

岐阜市災害対策本部条例

昭和37年10月10日
条例第27号

改正　平成 8年3月29日第13号
平成24年9月21日第51号

（目　　的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、岐阜市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組　　織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑　　則）

第5条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則(平成8年条例第13号)抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　　則(平成24年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例

（昭和49年4月1日
条例第15号）

改正　昭和50年 4月 1日条例第 6号
昭和51年11月11日条例第45号
昭和53年 6月22日条例第33号
昭和56年 7月10日条例第27号
昭和57年12月24日条例第47号
昭和62年 3月31日条例第 3号
平成 3年12月22日条例第52号
平成18年 1月 1日条例第78号
平成23年12月16日条例第39号
平成28年 9月27日条例第72号

（目的）

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条　市民が令第1条に規定する災害（以下第5条から第7条まで並びに第9条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

2　市長は、前項に規定する災害弔慰金の支給に係る決定を行う場合は、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ第16条第1項に規定する岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会（第9条において「委員会」という。）に諮問しなければならない。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）とする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた第10条に規定する災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

2　市長は、前項に規定する災害障害見舞金の支給に係る決定を行う場合は、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失（全壊、全焼及び流失のすべてを含む。）した場合　350万円

(3)　第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、半年賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条　第3条の規定による災害弔慰金の支給及び第9条の規定による災害障害見舞金の支給（以下「災害弔慰金等の支給」と総称する。）に係る審査のための基準についての審議並びに災害弔慰金等の支給に当たっての審査をするため、岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（柳津町の編入に伴う経過措置）

2　柳津町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柳津町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（昭和50年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和53年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年条例第47号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

3　この条例施行の際現に災害援護資金の貸付けを受けている者に係る償還については、改正後の条例第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和62年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成3年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成17年条例第78号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附　則（平成23年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成28年条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年 4月10日
規 則 第 19 号

改正　昭和57年12月24日規則第 61号
平成元年 4月11日規則第 19号
平成18年 1月 1日規則第108号
平成28年 9月27日規則第 96号

(趣旨)

第1条　この規則は、岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年岐阜市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条　市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

3　市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

4　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第1号様式)を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第4条　災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第5条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第6条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条　市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第9条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条　借受人は、償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払の猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第12条　借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第12号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第13条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2　前項に規定する申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(第14号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第14条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第15条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、氏名等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が氏名等変更届を提出するものとする。

(岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条　条例第16条第1項に規定する岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　医師

(2)　学識経験を有する者

3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第17条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第18条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の非公開）

第19条　会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第20条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第21条　委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

（その他）

第22条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（柳津町の編入に伴う経過措置）

2　柳津町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年柳津町規則第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(昭和57年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第2条第2項並びに第3条第3項及び第4項の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(平成元年規則第7号)

1　この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則(平成17年規則第108号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附　則(平成28年規則第96号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

岐阜市災害関連死認定基準

1 趣旨

この基準は、岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年岐阜市条例第 15 号）に基づき、災害弔慰金を支給するにあたって、支給の対象者を認定するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

災害関連死とは、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象をいい、以下「災害」という。）の影響による負傷又は疾病、既往症の増悪など（以下「疾病等」という。）による死亡で、自然災害と死亡との間に相当因果関係が認められるものをいう。

3 基本的な考え方

災害関連死の判定にあたっては、申立人による死亡に至るまでの経過を記した申立書に加え、医師の診断書や診療記録など、できる限り客観的な資料（以下「資料」という。）に基づき、次に掲げる関連性の有無について審査をする。

（１）災害と疾病等の発生との関連性

災害が原因となり、疾病等が発生したものなのか、災害と疾病等の発生との因果関係について、資料に基づき審査をする。

（２）疾病等と死亡原因との関連性

災害に起因した疾病等が回復しないまま継続したことが主な死亡原因であるか、又は災害に起因した疾病等から派生し得る死亡原因であるかなどについて、資料に基づき審査をする。

4 個別事案の考え方

災害と疾病等の発生との関連性及び災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性の有無については、次に掲げるところにより判断するものとする。

（１）環境の変化との関連性

災害による環境の変化は、疾病等の発生の原因となり得る可能性が高く、特に、次に示すような環境の変化による負傷、初期治療の遅れ、既往症の増悪、肉体・精神的負担によって、疾病等や自殺、事故の発生を引き起こした場合には、災害との関連性があるものと推定される。

ア 家屋・家財の倒損壊
イ 医療機関の機能低下・停止
ウ 介護を受けている自宅その他介護施設等の機能低下・停止
エ ライフラインの途絶、交通事情等の悪化
オ 避難所等への移動及び避難生活
カ 災害によるショック、恐怖、ストレス等
キ 救助・救護活動等の激務
ク 多量の塵灰の吸引

（２）疾病の発症時期等との関連性

疾病等の発生が、災害を原因としていない場合は災害と疾病等との関連はないと推定され、災害に起因していた場合は災害と疾病等との関連があるものと推定される。

また、災害の前から重篤であった既往症が直接死因（災害による増悪なし）の場合又は災害後に災害とは別の原因で発症した疾病が直接死因となった場合は、災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性は認められないと推定される。

（３）疾病の症状の経過との関連性

災害に起因した疾病等の発症以降、適切な処置をとっていたにもかかわらず、当該疾病等が改善しなかった場合には、災害に起因する疾病等と死亡原因と関連性があると推定される場合もある。

ただし、発症後、災害に起因した疾病等が改善し、医療機関から退院した場合は、原則として当該疾病等が改善したと考えられるため、退院後の症状悪化により死亡した場合には、災害に起因する疾病等が死亡の原因であったとしても、環境の変化がなければ因果関係が断絶したものと想定され、災害と死亡原因との因果関係はないと推定される。

（４）医療行為等との関連性

災害に起因した疾病等の発症以降、次の状況により死亡した場合には、災害と死亡原因との因果関係はないと推定される。

ア 入院

重症にもかかわらず、入院継続や転院の措置をとらず退院させた。

イ 過失

医療側の明白な過失により直接死因である災害に起因した疾病等の発見が遅れ、適切な処理ができなかった。

なお、適切な医療を受ける必要性を認識し、受けることが可能であったにもかかわらず、初期治療を受けなかった場合や本人の意思で災害に起因した疾病等の発症以降、適切な処置をとっていなかった。

（５）医師の診断書

医師の診断書において、災害と死亡原因との関連性が示されている場合には、関連死であると推定される。

（６）特定の疾病と災害によるショックとの関連性

災害によるショックが死亡原因と主張される申立てでは、癌又は腎不全の発症又は増悪、脳出血等が直接死因である場合、災害によるショック症状の影響を受け得るものではなく、関連性はないと推定される。

（７）一般的な疾病との関連性

死亡原因が肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞等の一般的な疾病である場合には、医師の診断書で災害との関連性が否定されていなくても、次に掲げる関連性を緻密に判断する必要がある。ただし、それらの発症時期に関しては、生活が安定した以降であれば、災害との関連性は低いと推定される。

ア 災害前の状態

高血圧、高脂質、持病等で災害前に基礎疾患のある者であった場合には、災害と当該疾病等の関連性について、資料に基づき、個別に判断する必要がある。

イ 高齢者等

元々免疫力が低下しており、災害がなくても同様の経過を辿ったと考えられるか否かについて、個別に判断する必要がある。

（８）自殺との関連性

自殺については、故意（本人が任意に引き起こした）であることだけをもって、一概に災害との関連性を否定するものではなく、環境の変化が与えた精神的影響を十分に勘案した上で、次に掲げる関連性の有無を踏まえ判断するものとする。

ア 発作的なものではなく、精神的疾患に基づくもの

精神的うつ状態、自律神経失調症、言語異常等が精神科医により診断されたものや精神安定剤、睡眠薬等が投与されていた場合は、個別に判断する必要がある。

イ 精神的うつ状態、自律神経失調症、言語異常等が災害を契機としたストレスによるものであること。

（９）事故との関連性

災害に起因する家屋又は家財の倒損壊などによる負傷は、災害との関連性が明白であるが、災害後に屋根の修理で転落したことによる負傷や地面の凹凸による負傷など、事故そのものの発生原因が偶然によると考えられる場合には、災害との関連性は認められない。

ただし、災害による医療機関の機能低下又は停止、交通事情の悪化等の影響により、初期治療が遅れた場合等に限って、災害と事故との関連性があるものと推定される。

５ 準用

この基準は、災害障害見舞金の支給に関する認定をする場合について準用する。

６ 適用日

この基準は、平成２８年１１月２９日から適用する。

岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

（平成26年12月12日 条例第86号）

（趣旨）

第1条　この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第１項第３号ハの規定に基づき、岐阜市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模を定めるものとする。

（用途及び規模）

第2条　水防法第15条第１項第３号ハに規定する条例で定める用途及び規模は、次のとおりとする。

(1)　用途　工場、作業場又は倉庫

(2)　規模　延べ面積が10,000平方メートル以上

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

災害対策基本法（抜粋）

（昭和36年11月15日
法 律 第 223 号）

（目　　的）

第1条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定　　義）

第2条　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

3　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ハ　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

ニ　内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

4　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

5　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

6　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局（第82条第1項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

7　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

8　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

9　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若

しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第12条第8項、第25条第6項第2号、第28条第2項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

10　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　都道府県相互間地域防災計画　2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ　市町村相互間地域防災計画　2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第5条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2　地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基

本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1)　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項

(2)　治山、治水その他の国土の保全に関する事項

(3)　建物の不燃堅牢(ろう)化その他都市の防災構造の改善に関する事項

(4)　交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

(5)　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

(6)　災害の予報及び警報の改善に関する事項

(7)　地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

(8)　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

(9)　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

(10)　火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

(11)　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

(12)　地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

(13)　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

(14)　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

(15)　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

(16)　海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

(17)　被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

(18)　防災上必要な教育及び訓練に関する事項

(19)　防災思想の普及に関する事項

（市町村防災会議）

第16条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第１項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第２項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1)　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2)　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること

5　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7　前条第７項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当

該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

(2)　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3)　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7　第21条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定める

ところにより行うものとする。

3　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3　市町村長は、第１項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第49条の5　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第49条の6　市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の４第１項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2　市町村長は、前項の規定により第４９条の４第１項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第49条の7　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2　第49条の４第２項及び第３項並びに前２条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の４第２項中「前項」とあり、及び同条第３項中「第１項」とあるのは「第49条の７第１項」と、前条中「第49条の４第１項」とあるのは「次条第１項」と読み替えるものとする。

3　都道府県知事は、前項において準用する第49条の４第３項又は前条第２項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第49条の8　指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（居住者等に対する周知のための措置）

第49条の9　市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第60条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8　第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村の警戒区域設定権等）

第63条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

2　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の権限を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」をいう。)　の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第65条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2　第63条の第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4　第61条の２の規定は、第１項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(都道府県知事の従事命令等)

第71条　都道府県知事は当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第７条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2　　前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、法令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(災害時における交通の規定等)

第76条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又は隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第76条の3において同じ。)　以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2　前項の規定による通行の禁止又は制限(以下この項、次条第1項及び第2項並びに第76条の4において「通行禁止等」という。)　が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条及び第76条の3において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知する措置をとらなければならない。

(立入りの要件)

第83条　第71条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立入る場合または第78条第2項若しくは第3項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

2　前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第84条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)　の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務の従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2　都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱

平成17年 2月10日決裁
改正　平成22年11月18日決裁
改正　平成27年 6月 1日決裁
改正　平成29年11月28日決裁
改正　平成31年 3月25日決裁
改正　令和 2年 2月12日決裁
改正　令和 3年 2月26日決裁
改正　令和 3年 5月27日決裁

岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成17年2月10日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「自然災害」という。）を受けた者の生活及び住宅の再建に必要な経費等の一部について、本市が予算の範囲内において、被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　全壊　「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「被害認定基準」という。）に定める住家全壊をいう。

⑵　解体　自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至ったものをいう。

⑶　長期避難　自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものをいう。

⑷　大規模半壊　自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの（前2号に掲げるものを除く。）をいう。

⑸　中規模半壊　自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの（前3号に掲げるものを除く。）をいう。

⑹　半壊　被害認定基準に定める住家半壊（第2号から前号までに掲げるものを除く。）をいう。

⑺　床上浸水　自然災害によりその居住する住宅又は共同住宅の住戸（以下「住宅等」という。）における床上に達した浸水又は全壊若しくは半壊に該当しないが、土石竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

⑻　全浸水　主として居住の用に供する階の床面積の概ね70パーセント以上が被害を受ける床上浸水をいう。

⑼　半浸水　主として居住の用に供する階の床面積の概ね20パーセント以上70パーセント未満が被害を受ける床上浸水をいう。

(10)　基礎支援金　住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
(11)　加算支援金　住宅の再建の程度に応じて支給する支援金をいう。

（支給の対象）

第3条　支援金の支給を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1)　専ら生活の本拠として現に居住のために使用している住宅等が自然災害により全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全浸水又は半浸水の被害を受けたこと。
(2)　前号の被害を受けた住宅等が本市に所在すること。
(3)　第1号の被害を受けた住宅等に居住する世帯の世帯主であること。
(4)　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の規定による支援の対象者（中規模半壊の被害を受けた住宅等に居住する世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）でないこと。

（支援金の額）

第4条　市長は、支援対象者に対し、別表に掲げる額を上限として支援金を支給する。

（支給の申請）

第5条　支援対象者は、支援金の支給の申請（以下「支給申請」という。）をしようとするときは、被災者生活・住宅再建支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　本市が発行する罹災証明書
(2)　住民票の写しその他の被害を受けた住宅等に居住していることを証する書類
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第6条　支給申請は、基礎支援金にあっては当該基礎支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに、加算支援金にあっては当該加算支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までに行うものとする。

（支給の決定）

第7条　市長は、支給申請の内容が適正であると認めたときは、支援金の支給を決定し、その旨を被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、当該支給申請を行った支援対象者に通知する。

（実施状況の報告）

第8条　加算支援金の支給の決定を受けた者は、居住する住宅の再建を行ったときは、速やかに被災者住宅再建実施状況報告書（様式第3号）にその実施状況が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付手続の特例）

第9条　補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成22年11月18日から施行し、改正後の岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱の規定は、平成22年7月15日から適用する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際、既に岐阜市災害見舞金支給内規（昭和51年9月22日決裁）の規定により見舞金を支給された場合にあっては、支援金の額から既に支払われた見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

附　則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日以降に発生した災害に係る申請から適用する。

別表（第4条関係）

区分	基礎支援金			加算支援金		合計金額
	住宅の被害の程度		補助基準額	住宅の再建方法	補助基準額	
複数世帯	全壊 解体 長期避難		1,000	建設・購入	2,000	3,000
				補修	1,000	2,000
				賃借	500	1,500
	大規模半壊		500	建設・購入	2,000	2,500
				補修	1,000	1,500
				賃借	500	1,000
	中規模半壊		―	建設・購入	1,000	1,000
				補修	500	500
				賃借	500 （法対象者にあっては、250）	500 （法対象者にあっては、250）
	半壊		500	―	―	500
	床上浸水	全浸水	300	―	―	300
		半浸水	150	―	―	150
単数世帯	全壊 解体 長期避難		750	建設・購入	1,500	2,250
				補修	750	1,500
				賃借	375	1,125
	大規模半壊		375	建設・購入	1,500	1,875
				補修	750	1,125
				賃借	375	750
	中規模半壊		―	建設・購入	750	750
				補修	375	375
				賃借	375 （法対象者にあっては、187.5）	375 （法対象者にあっては、187.5）
	半壊		375	―	―	375
	床上浸水	全浸水	225	―	―	225
		半浸水	113	―	―	113

備考

1　単位は、1,000円とする。

2　複数世帯とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。

3　単数世帯とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

4　支援対象者が住居の所有者でない場合（住居の所有者が支援対象者と同一の世帯に属する場合を除く。）は、この表に規定する額の2分の1（1,000円未満の端数は、1,000円に切り上げる。）に

相当する額を上限とする。

5　加算支援金のうち、2以上に該当するときの補助基準額は、最も高いものとする。

6　賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

7　法対象者とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

〒

申請者　住　所

氏　名

被災者生活・住宅再建支援金支給申請書

下記のとおり、被災者生活・住宅再建支援金の支給を申請します。

被災世帯主	被災年月日	年　　月　　日
	フリガナ	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	フリガナ	
	被害を受けた住宅の所在地	〒
	被害を受けた住宅の所有者	□ 被災世帯主又はその世帯員 □ 上記以外
	フリガナ	
	現在の住所	〒
	現在の連絡先	電話番号　　（　　）

被災世帯の状況	氏　名		世帯主との続柄	氏　名		世帯主との続柄
	1			4		
	2			5		
	3			6		

今回の申請回数（例：1回目、2回目）	回目

住宅の被害状況	住宅の被害状況について、下記の区分から○で囲んで下さい。	
	全壊 ・ 解体 ・ 長期避難 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 床上浸水（全浸水・半浸水）	（「解体」又は「長期避難」の場合は、その理由）

住宅の再建方法	住宅の再建方法について、下記の区分から○で囲んで下さい。
	建設又は購入 ・ 補修 ・ 賃借 ※公営住宅入居を除く。

（同意事項）

□ 被災者生活・住宅再建支援金の支給申請の内容を審査するため、
申請者の世帯の住民登録情報について、市職員が閲覧することについて同意します。

（添付書類）

1. 岐阜市が発行する罹災証明書
2. 住民票の写しその他の被害を受けた住宅等に居住していることを証する書類
3. その他、岐阜市長が必要と認める書類

岐阜市防災行政無線設備管理運用規程

平成22年3月30日訓令甲第1号
平成22年7月30日訓令甲第4号改正
平成24年3月30日訓令甲第1号改正
平成24年5月11日訓令甲第1号改正

（趣旨）

第1条　この規程は、岐阜市地域防災計画に基づく災害時における防災対策及び平常時における事務を効率的に推進するために設置する、同報系の無線設備及び移動系の無線設備（以下「防災行政無線」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規程における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　無線設備　法第2条第4号に規定する無線設備をいう。

(2)　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(3)　同報系　60メガヘルツ帯の無線局で、親局及び遠隔制御装置（以下「親局等」という。）、中継局及び再送信装置並びに子局又は戸別受信機との間の通信系統をいう。

(4)　移動系　800メガヘルツ帯の無線局で、陸上移動局間の通信系統をいう。

(5)　親局　通報の操作等同報系において最も中心的な機能を果たす、岐阜市消防本部指令課に設置された無線局をいう。

(6)　遠隔制御装置　親局と有線により接続し、親局と同等の操作を行うことができる市役所内に設置された無線局をいう。

(7)　中継局　親局等から受けた通報を中継する無線局をいう。

(8)　子局　親局等からの通報を中継局又は再送信装置を経由して受信し、屋外拡声機器により放送する無線局をいう。

(9)　再送信装置　親局等から中継局を経由して送信された通報を再度中継して送信する子局に付加された装置をいう。

(10)　アンサー機能　親局等と子局及び子局相互間との通話を可能とする子局に付加された機能をいう。

(11)　戸別受信機　親局等からの通報を中継局又は再送信装置を経由して受信する屋内に設置された受信機をいう。

(12)　陸上移動局　陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(13)　通信　無線局による音声の送受信をいう。

(14)　通報　親局等から子局及び戸別受信機に対して行う音声の送信をいう。

(15)　通話　移動系又は親局等とアンサー機能が付加された子局の間で会話をすることをいう。

（無線局の呼出名称等）

第3条　防災行政無線の無線局の呼出名称、種別及び設置場所については、別に定める。

（無線統括管理者）

第4条　防災行政無線の管理及び運用を統括するため、無線統括管理者を置く。

2　無線統括管理者は、都市防災部長をもって充てる。

（無線管理責任者）

第5条　無線統括管理者を補佐し、防災行政無線を維持管理するため、無線管理責任者を置く。

2　無線管理責任者は、都市防災部防災対策課長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第6条　無線従事者を指揮監督し、防災行政無線の運用を管理するため、通信取扱責任者を置く。

2　通信取扱責任者は、都市防災部防災対策課長をもって充てる。

（無線従事者）

第7条　同報系の無線設備を操作し、通信取扱者の無線設備の操作を監督するため、無線従事者を置く。

2　無線従事者は、職員のうち法第40条第1項に規定する無線従事者の資格を有する者をもって充てる。

（通信取扱者）

第8条　同報系の無線設備の操作を行うため、通信取扱者を置く。

2　通信取扱者は、職員のうちから無線統括管理者が指名した者をもって充てる。

3　通信取扱者は、無線設備を操作するときは、無線従事者の監督の下に行なわなければならない。

（無線設備の保守点検等）

第9条　都市防災部職員は、子局、再送信装置及びアンサー機能（以下「子局等」という。）の保守点検を年1回以上行い、正常な機能の保持に努めなければならない。

2　前項の保守点検の責任者（以下「点検責任者」という。）は、都市防災部防災対策課長とする。

（事故の措置）

第10条　都市防災部職員は、前条第1項の保守点検実施中に子局等の故障を発見したときは、直ちに必要な措置を執るとともに、速やかに点検責任者に報告しなければならない。

2　点検責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに無線管理責任者に連絡しなければならない。

3　無線従事者は、無線設備の故障その他の原因により通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置を執るとともに、その旨を通信取扱責任者に報告しなければならない。

4　通信取扱責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに無線管理責任者に連絡しなければならない。

5　無線管理責任者は、第2項及び第4項の規定による連絡を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を執るものとする。

（業務書類の管理）

第11条　無線管理責任者は、業務書類を適正に管理し、保管しなければならない。

2　無線管理責任者は、常に最新の法及び関係法令集を参照できるよう常備しておかなければならない。

（その他）

第12条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年5月11日から施行する。

岐阜市防災行政無線設備管理運用要領

平成22年3月31日決裁
平成22年7月30日改正
平成23年1月20日改正
平成24年5月11日改正
平成24年7月31日改正
平成29年4月1日改正
令和4年3月31日改正

（趣旨）

第１条　この要領は、岐阜市防災行政無線設備管理運用規程（平成22年3月30日岐阜市訓令甲第　1号。以下「規程」という。）に基づき、防災行政無線設備の適正な管理運用について必要な事項を定める。

（通信の種類）

第2条　規程第2条第1項第13号における通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　非常通信

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援又は秩序の維持のために行われる通信をいう。

(2)　試験通信

無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。

(3)　普通通信

前各号以外の通信をいう。

（通信の優先順位）

第3条　通信の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位　非常通信
第2順位　普通通信
第3順位　試験通信

（非常時における措置）

第4条　無線統括管理者は、第2条第1項第1号に定める非常通信を行う場合又はその他特に必要と認める場合は、普通通信及び試験通信の中止又は制限するよう、通信取扱責任者に指示するものとする。

2　通信取扱責任者は、前項に定める無線統括管理者の中止又は制限の指示を待ついとまがなく、特に緊急を要する場合は、普通通信及び試験通信の中止又は制限をすることができる。なお、この場合において、通信取扱責任者は、その旨を速やかに無線統括管理者に報告しなければならない。

3　通信取扱責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、無線の混信を防止する必要がある場合は、アンサー機能を付加した子局の無線交信を統制することができる。

（通報の種類）

第5条　規程第2条第1項第14号における通報の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一斉通報

全ての子局及び戸別受信機に対して行う通報をいう。

(2)　グループ通報

予め設定されたグループ又は任意に設定するグループに対して行う通報をいう。

(3)　個別通報

子局を選択して行う通報をいう。

（無線管理責任者の事務）

第6条　規程第5条における無線管理責任者が行う防災行政無線の維持管理事務は、次の各号によるものとする。

(1)　無線局の開設又は変更に関する計画、基本設計などの立案に関すること。
(2)　電波法令に従って行う申請、届出、報告などに関する書類の作成及び手続きに関すること。
(3)　電波法令上の手続きに関し、代理人を定めて委任する必要のある場合における代理人の選定及び委任範囲を決定すること。
(4)　無線局の開設又は変更に関し、工事業者を必要とする場合における業者の選定、契約、施工の監督及び納品検査等に関すること。
(5)　電波法令に基づく無線局の検査の事前準備、立会い及び検査後に必要とされる措置の実施に関すること。
(6)　無線局の運用、保全及び非常対策に関する調査、研究に関すること。
(7)　無線局の運用計画及び保全計画の策定並びにこれらに関する取扱いの規程の作成に関すること。
(8)　電波法（昭和25年法律第131号）第51条に規定する無線従事者の選解任に関すること。
(9)　電波法令に定める業務書類の整備、保管に関すること。
(10) 無線設備の保守点検に関すること。
(11) その他、無線局の管理運営上必要とされる事項及びその付帯事項の処理に関すること。

（無線従事者の養成、研修）

第7条　通信取扱責任者は、無線従事者の養成に努めるものとする。

2　通信取扱責任者は、無線従事者及び通信取扱者の資質の向上を図るため、電波関係法令及び無線機の取扱い等の研修を行うものとする。

（保守点検結果等）

第8条　点検実施者は、規程第9条に基づく保守点検の結果及び子局の使用状況（子局の放送機能を利用して行う放送に限る。）について、必要に応じ、保守点検結果及び子局使用結果報告書（別記様式）により無線管理責任者に報告しなければならない。

（同報系防災行政無線局の回線構成）

第9条　同報系防災無線局の回線構成は、別図による。

（子局の局名等）

第10条　子局の局名及び設置場所は、別表1による。

（移動系防災行政無線の呼出名称等）

第11条　移動系防災行政無線の呼出名称及び設置場所は、別表2による。

（子局の鍵）

第12条　子局の鍵は、地域に設置された子局の数に応じて、自主防災隊長に貸与する。

附　則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

別記様式(第8条関係)

保守点検結果及び子局使用結果報告書

無線管理責任者　様

点検実施者

実施した保守点検の結果及び子局の使用数について報告します。

保守点検実施数	箇所
異常個所	箇所
異常の概要	(管理番号及び異常の概要を記載)
子局使用数	箇所

別図(第9条関係)

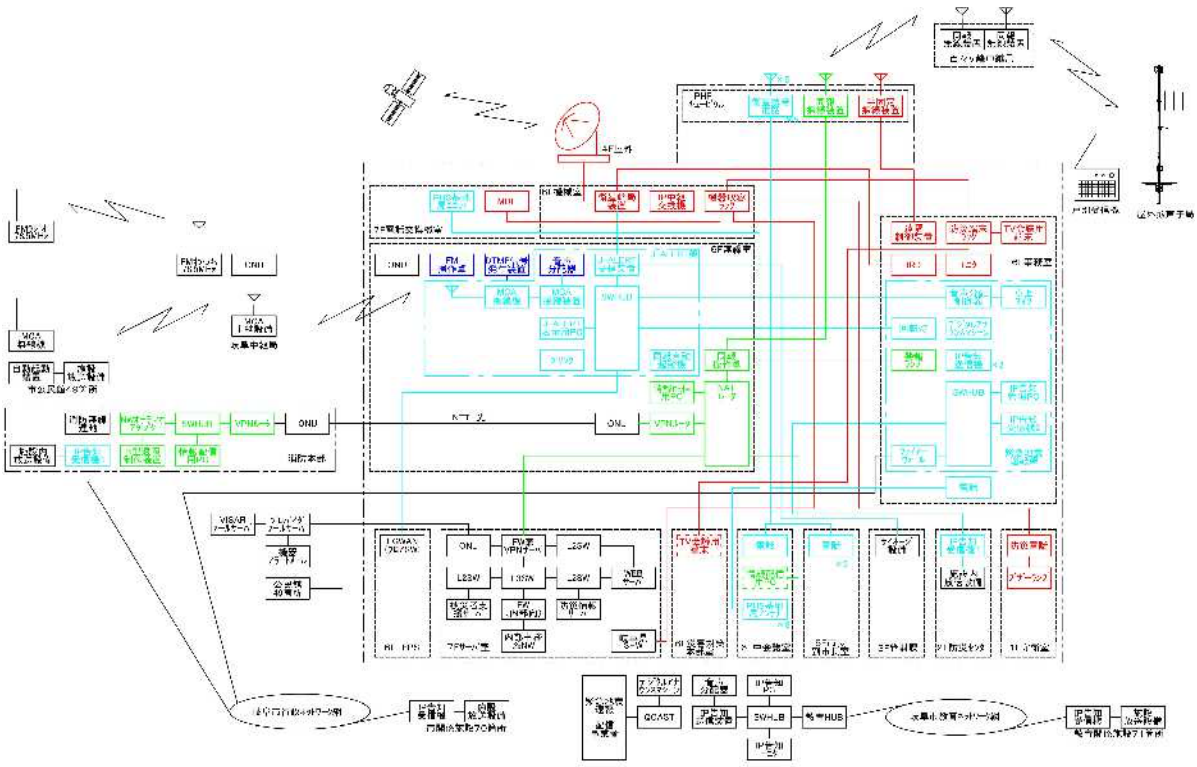

別表 1(第 10 条関係)

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
1	004	金華	岐阜公園	岐阜市御手洗 384－1
2	002	金華	般若寺所有地	岐阜市木挽町 41
3	005	金華	林稲荷神社	岐阜市益屋町 8
4	001	金華	岐阜小学校	岐阜市大工町 1
5	003	金華	伊奈波公園	岐阜市伊奈波通 1 丁目 80-2
6	012	京町	若松町子ども遊び場	岐阜市若松町地内
7	014	京町	西野町公園	岐阜市西野町 3 丁目 22
8	013	京町	県立岐阜盲学校	岐阜市北野町 70-1
9	011	京町	岐阜中央中学校	岐阜市京町 3 丁目 19
10	015	京町	八ツ梅公園	岐阜市八ツ梅町 3 丁目 8
11	016	京町	美江寺公園	岐阜市美江寺町 1 丁目 1
12	022	明徳	川端町遊園地	岐阜市川端町地内
13	021	明徳	中央青少年会館	岐阜市明徳町 11-2
14	054	梅林	岐阜市斎苑駐車場	岐阜市雲竜町 36-2
15	053	梅林	岐阜トヨタ自動車㈱研修センター	岐阜市尼ヶ崎町 1 丁目 1
16	051	梅林	梅林小学校	岐阜市金竜町 6 丁目 6
17	052	梅林	粕森公園	岐阜市上加納山地内
18	045	白山	競輪場駐車場	岐阜市大黒町 5 丁目 23
19	042	白山	梅林中学校	岐阜市九重町 3 丁目 8
20	044	白山	㈱西日本キャンパック	岐阜市鶴田町 3 丁目 7-5
21	041	白山	白山小学校	岐阜市白山町 2 丁目 1
22	043	白山	元町公衆便所	岐阜市元町 2 丁目 11
23	046	白山	名鉄長住町ビル屋上（ロフト屋上）	岐阜市長住町 2 丁目 11-1
24	073	華陽	田神公園	岐阜市五坪 2 丁目 5-7
25	071	華陽	華陽小学校	岐阜市華陽 5-1
26	072	華陽	安宅公園	岐阜市安宅町 2 丁目 18-3
27	031	徹明	岐阜高島屋	岐阜市日ノ出町 2 丁目 25
28	032	徹明	草潤中学校	岐阜市金宝町 4 丁目 1
29	033	徹明	濃飛ビル屋上	岐阜市橋本町 2 丁目 20
30	034	徹明	じゅうろくプラザ(岐阜市文化産業交流センター)	岐阜市橋本町 1 丁目 10-11
31	081	木之本	徹明さくら小学校	岐阜市木ノ本町 1 丁目 18
32	082	木之本	鍵屋西公園	岐阜市鍵屋西町 2 丁目 26
33	083	木之本	香蘭グリーンパーク	岐阜市香蘭 2 丁目 22
34	063	本郷	沖ノ橋認定こども園	岐阜市沖ノ橋町 2 丁目 15
35	062	本郷	岐阜県立岐阜高校	岐阜市大縄場 3 丁目 1
36	061	本郷	本郷分団本部	岐阜市本郷町 3 丁目 1-2
37	064	本郷	大縄場公園	岐阜市大縄場 8 丁目 20
38	092	本荘	本荘公園	岐阜市吹上町 3 丁目地内
39	097	本荘	香取町 1 丁目歩道	岐阜市香取町 1 丁目 10-4
40	091	本荘	本荘小学校	岐阜市此花町 6 丁目 29
41	093	本荘	本荘中学校	岐阜市雲雀ヶ丘 1
42	098	本荘	八幡神社	岐阜市鹿島町 8 丁目 25
43	094	本荘	本荘神社	岐阜市敷島町 9 丁目 24
44	096	本荘	出雲公園	岐阜市敷島町 10 丁目 4
45	095	本荘	岐阜市科学館	岐阜市本荘 3456-41
46	546	鏡島	菖蒲池公民館	岐阜市鏡島 2970-20
47	542	鏡島	鏡島子ども遊び場	岐阜市鏡島 1950-1
48	547	鏡島	鏡島長瀬公園	岐阜市鏡島中 2 丁目 12-34
49	541	鏡島	鏡島小学校	岐阜市鏡島西 2 丁目 2-1
50	545	鏡島	鏡島南公園	岐阜市鏡島南 1 丁目 13-17
51	544	鏡島	港公民館	岐阜市鏡島西 3 丁目 15-6
52	548	鏡島	大菅南公園	岐阜市大菅南 12-8
53	543	鏡島	江崎公民館	岐阜市江崎南 1-20
54	311	長森西	吉野神社	岐阜市北一色 8 丁目 6
55	314	長森西	若葉第一幼稚園	岐阜市北一色 1 丁目 23-13

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
56	312	長森西	長森西小学校	岐阜市北一色 5 丁目 5-1
57	315	長森西	岩戸公園駐車場	岐阜市長森岩戸 947-2
58	313	長森西	澤田氏所有地	岐阜市尼ヶ崎町 2 丁目 19
59	316	長森西	岐阜競輪場北歩道	岐阜市東栄町 5 丁目 16-1
60	317	長森西	北一色 6 丁目歩道	岐阜市北一色 6 丁目 21-15
61	302	長森北	全超寺	岐阜市野一色 8 丁目 7-10
62	308	長森北	ハイツ長森	岐阜市野一色 4 丁目 19-1
63	303	長森北	前一色 2 丁目墓地	岐阜市前一色 2 丁目 6-2
64	304	長森北	アジア原紙㈱	岐阜市野一色 2 丁目 7-18
65	301	長森北	長森中学校	岐阜市野一色 4 丁目 11-1
66	305	長森北	沓掛公園	岐阜市長森本町 1 丁目 9-30
67	307	長森北	中田霊園東歩道	岐阜市野一色 4 丁目 3-30
68	306	長森北	長森コミュニティセンター	岐阜市前一色 1 丁目 2-1
69	309	長森北	林氏所有畑	岐阜市前一色 3 丁目 8-10
70	321	長森東	神谷学園所有地	岐阜市天池 2 丁目 17-2
71	324	長森東	左兵衛新田自治公民館	岐阜市琴塚 3 丁目 14-3
72	322	長森東	長森東小学校	岐阜市水海道 2 丁目 10-1
73	325	長森東	水海道霊園	岐阜市水海道 5 丁目 1
74	323	長森東	岩地公民館	岐阜市岩地 2 丁目 9-18
75	104	日野	村瀬氏宅	岐阜市日野北 7 丁目 1-23
76	106	日野	清眺台第二公園	岐阜市日野北 5 丁目 21-11
77	105	日野	日野分団器具庫	岐阜市日野北 3 丁目 13-3
78	101	日野	日野公民館北東交差点	岐阜市日野北 1 丁目 8-1
79	107	日野	鵜飼分署	岐阜市日野西 2 丁目 1-9
80	108	日野	日野東 2 丁目貯水槽傍	岐阜市日野東 2 丁目地内
81	103	日野	公益社団法人岐阜病院職員寮	岐阜市日野東 4 丁目 1-3
82	109	日野	日野東 8 丁目子ども遊び場	岐阜市日野東 8 丁目 9-7
83	110	日野	城美台遊水池歩道	岐阜市日野南 8 丁目 14-5
84	102	日野	日野中央公園	岐阜市日野南 1 丁目 17-1
85	111	日野	日野南 2 丁目市道	岐阜市日野南 2 丁目 101
86	112	日野	日野東 6 丁目市道	岐阜市日野東 6 丁目 3-7 地先
87	529	岩	岩滝東部公民館	岐阜市岩滝東 3 丁目 293-1
88	526	岩	岩滝八幡公園	岐阜市岩滝東 2 丁目 94-1
89	524	岩	八坂公園	岐阜市岩滝西 3 丁目 250
90	530	岩	静が丘町公民館東	岐阜市静が丘町 20
91	521	岩	岩小学校	岐阜市岩滝西 1 丁目 612
92	522	岩	岩田公民館	岐阜市岩田西 3 丁目 40
93	527	岩	岩田公園	岐阜市岩田西 3 丁目 149
94	525	岩	岩田西公園	岐阜市岩田西 1 丁目 777
95	528	岩	流公園	岐阜市岩田坂 3 丁目 6-18
96	523	岩	岩田坂南町子供遊び場	岐阜市岩田坂 4 丁目 117
97	607	芥見	高天ヶ原ニュータウン	岐阜市芥見 7 丁目 146-4
98	610	芥見	東部コミュニティセンター	岐阜市芥見 4 丁目 80
99	612	芥見	地頭方中公民館	岐阜市芥見清水 19
100	611	芥見	地頭方南公民館	岐阜市芥見野畑 1 丁目 99
101	604	芥見	諏訪山運動場	岐阜市芥見野畑 3 丁目 18-1
102	609	芥見	諏訪山公民館	岐阜市諏訪山 3 丁目 9-14
103	613	芥見東	篠田氏所有山林	岐阜市芥見 5611-1
104	606	芥見	大退公民館	岐阜市芥見大退 2 丁目 394-2
105	602	芥見	上町公民館	岐阜市上芥見 439
106	608	芥見	祇園 1 丁目ちびっこ広場	岐阜市祇園 1 丁目 178
107	603	芥見	長山公民館	岐阜市芥見長山 1 丁目 152
108	601	芥見	芥見公民館東側私道	岐阜市芥見 2 丁目 98-1
109	614	芥見	芥見 1 丁目貯水槽傍	岐阜市芥見 1 丁目 183
110	615	芥見	和光団地内休遊地	岐阜市芥見 6 丁目 266
111	616	芥見	しいのみ公園	岐阜市諏訪山 2 丁目 18
112	605	芥見	あいかわの杜	岐阜市芥見大船 1 丁目 12-2

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
113	634	芥見南	大洞緑山公民館	岐阜市大洞緑山 2 丁目 15-7
114	631	芥見南	つくし公園	岐阜市大洞西 4-1
115	632	芥見南	岐阜市教育研究所	岐阜市芥見南山 3 丁目 10-1
116	633	芥見南	東分署	岐阜市芥見南山 2 丁目 4-32
117	625	芥見東	柏台公園	岐阜市大洞柏台 6 丁目 60-1
118	622	芥見東	桐が丘公園	岐阜市大洞桐ヶ丘 3 丁目 60
119	621	芥見東	大洞こども園	岐阜市大洞桜台 1 丁目 3
120	623	芥見東	大洞桜台貯水槽傍	岐阜市大洞桜台 3 丁目 69
121	624	芥見東	北山公園	岐阜市北山 3 丁目 2-5
122	626	芥見東	紅葉が丘公園	岐阜市大洞紅葉が丘 4 丁目 37
123	241	加納	中山道加納宿まちづくり交流センター	岐阜市加納本町 1 丁目 16-1
124	244	加納	加納小学校	岐阜市加納西丸町 1 丁目 73-1
125	243	加納	加納中学校	岐阜市加納舟田町 9
126	242	加納	加納鉄砲町 4 丁目駐車場	岐阜市加納鉄砲町 4 丁目 3
127	254	加納西	清水緑地	岐阜市加納清水町 4 丁目 22-1
128	253	加納西	水野町公園	岐阜市加納水野町 4 丁目 22-1
129	251	加納西	加納西公民館	岐阜市加納高柳町 1 丁目 1
130	255	加納西	加納西公園	岐阜市加納大黒町 4 丁目 3-3
131	252	加納西	岐阜県立加納高等学校	岐阜市加納南陽町 3 丁目 17
132	211	三里	菊地公園	岐阜市菊地町 1 丁目 25
133	212	三里	三里小学校	岐阜市六条北 2 丁目 5-1
134	220	三里	福寿公園	岐阜市六条南 1 丁目 7-1
135	223	三里	六条江東 2 丁目歩道	岐阜市六条江東 2 丁目 106
136	221	三里	清和公園	岐阜市清本町 3 丁目 1
137	213	三里	旦ノ越公園	岐阜市清本町 7 丁目 26
138	219	三里	柳森公園	岐阜市柳森町 2 丁目 20
139	215	三里	空下公園	岐阜市六条南 3 丁目 1-6
140	222	三里	伊藤宅南歩道	岐阜市六条大溝 1 丁目 118 地先
141	218	三里	宇佐南公園	岐阜市宇佐南 2 丁目 7-1
142	214	三里	宇佐西公園	岐阜市宇佐 3 丁目 10-1
143	216	三里	井堰公園	岐阜市宇佐南 4 丁目 3-1
144	217	三里	新田公園	岐阜市六条大溝 4 丁目 7-1
145	224	三里	海草公園	岐阜市宇佐東町 8-1
146	502	市橋	西荘公園	岐阜市西荘 2 丁目 5-7
147	507	市橋	精華分署	岐阜市西荘 4 丁目 6-40
148	501	市橋	市橋公民館	岐阜市市橋 4 丁目 10-10
149	514	市橋	市橋小学校	岐阜市市橋 6 丁目 6-28
150	512	市橋	市橋公園	岐阜市市橋 6 丁目 13-14
151	505	市橋	県庁舎職員専用駐車場	岐阜市藪田南 2 丁目 1-1
152	511	市橋	県医師会館南駐車場	岐阜市藪田南 3 丁目 6-7
153	506	市橋	県立岐阜総合学園高等学校	岐阜市須賀 2 丁目 7-25
154	503	市橋	今嶺公民館	岐阜市今嶺 1 丁目 19-2
155	513	市橋	藪田公民館	岐阜市藪田中 2 丁目 3-2
156	510	市橋	神明神社	岐阜市藪田西 1 丁目 5-10
157	504	市橋	ふれあい会館第９駐車場	岐阜市須賀 4 丁目 17
158	508	市橋	濃飛ニッセイ西側歩道	岐阜市今嶺 4 丁目 182 地先
159	509	市橋	下奈良公園	岐阜市下奈良 2 丁目 31-1
160	515	市橋	ふれあい会館第１駐車場	岐阜市藪田南 5 丁目 5
161	517	市橋	西岐阜駅北ロータリー東水路	岐阜市西荘 2 丁目 30-9 地先
162	516	市橋	今嶺 4 丁目市道	岐阜市今嶺 4 丁目 182 地先
163	589	日置江	日置江北公園	岐阜市下奈良 4 丁目 3-1
164	582	日置江	白山神社献灯台	岐阜市次木 409
165	587	日置江	北野神社北市道	岐阜市次木 370-4 地先
166	581	日置江	日置江分団本部	岐阜市日置江 1389-1
167	588	日置江	㈱坂井田製作所	岐阜市日置江 8 丁目 18
168	586	日置江	重善寺	岐阜市茶屋新田 1107
169	583	日置江	ＪＡオートパル岐阜	岐阜市茶屋新田 3 丁目 85-1

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
170	585	日置江	五十鈴神社	岐阜市日置江 2573
171	584	日置江	茶屋新田子供遊び場	岐阜市茶屋新田 11-22
172	444	鶉	㈱岐阜セラック鶉工場	岐阜市東鶉 1 丁目 41
173	449	鶉	東鶉用水傍	岐阜市東鶉 3 丁目 83 地先
174	447	鶉	鶉田神社	岐阜市東鶉 5 丁目 63-1
175	451	鶉	新栄公民館	岐阜市南鶉 1 丁目 31
176	442	鶉	聖徳学園高等学校	岐阜市中鶉 1 丁目 50
177	441	鶉	鶉小学校	岐阜市中鶉 4 丁目 189-1
178	448	鶉	すみれ公園	岐阜市南鶉 3 丁目 95-1
179	446	鶉	西鶉用水南歩道	岐阜市西鶉 1 丁目 18 地先
180	450	鶉	新池公民館	岐阜市中鶉 6 丁目 140
181	445	鶉	南部プラント	岐阜市南鶉 6 丁目 78
182	443	鶉	堀江氏所有地	岐阜市西鶉 5 丁目 66
183	452	鶉	中鶉 3 丁目歩道	岐阜市中鶉 3 丁目 26-3
184	453	鶉	東鶉 1 丁目市道	岐阜市東鶉 1 丁目 83-1 地先
185	426	茜部	茜部大野公園	岐阜市茜部大野 1 丁目 95
186	422	茜部	本郷公民館	岐阜市茜部本郷 2 丁目 69-1
187	428	茜部	岐阜市中央卸売市場	岐阜市茜部新所 2 丁目 5
188	421	茜部	茜部公民館	岐阜市茜部新所 4 丁目 126-2
189	429	茜部	神清寺公民館	岐阜市茜部神清寺 1 丁目 45
190	423	茜部	茜部神社	岐阜市茜部寺屋敷 3 丁目 135
191	424	茜部	あかね公園	岐阜市茜部菱野 2 丁目 115
192	427	茜部	㈱エロワ日本中部テクニカルセンター	岐阜市茜部菱野 4 丁目 159-2
193	425	茜部	野瀬公民館	岐阜市茜部野瀬 3 丁目 127
194	432	茜部	茜部大野 2 丁目市道	岐阜市茜部大野 2 丁目 192-3
195	431	茜部	水主町公民館	岐阜市水主町 1 丁目 51
196	430	茜部	城南病院職員駐車場	岐阜市茜部新所 1 丁目 19
197	564	厚見	宮北公園	岐阜市宮北町 21-3
198	570	厚見	城東通 5 丁目歩道橋東	岐阜市城東通 5 丁目 11 地先
199	565	厚見	東川手公民館	岐阜市東川手 2 丁目 16
200	571	厚見	岐阜市中央卸売市場関連事業店舗	岐阜市西川手 6 丁目 1
201	566	厚見	なかよし公園（子ども遊び場）	岐阜市西川手 10 丁目 1410-34
202	569	厚見	木ノ下公園	岐阜市木ノ下町 7 丁目 1
203	567	厚見	林氏宅	岐阜市上川手 668-1
204	562	厚見	領下公民館	岐阜市領下 54
205	568	厚見	旧 JA ぎふ上川手支店	岐阜市上川手 545-1
206	572	厚見	厚見中学校	岐阜市領下 1803
207	561	厚見	厚見分団本部	岐阜市上川手 461-10
208	563	厚見	厚見小学校	岐阜市上川手 198-5
209	293	長森南	薬師寺	岐阜市高田 4 丁目 7-8
210	295	長森南	東中島墓地	岐阜市東中島 2 丁目 16-1
211	292	長森南	手力雄神社	岐阜市蔵前 6 丁目 8-22
212	298	長森南	手力町公園	岐阜市手力町 29-3
213	291	長森南	長森南小学校	岐阜市切通 5 丁目 12-1
214	297	長森南	長森南中学校	岐阜市切通 2 丁目 11-1
215	299	長森南	切通慈霊園	岐阜市切通 4 丁目 11
216	294	長森南	吉野神社	岐阜市細畑 3 丁目 11
217	296	長森南	細畑公園	岐阜市細畑 6 丁目 3-12
218	300	長森南	陣屋公園	岐阜市切通 6 丁目 15-1
219	761	長森南	小野木氏所有畑	岐阜市高田 2 丁目 12-11
220	762	長森南	蔵前 7 丁目水路敷	岐阜市蔵前 7 丁目 3-16 地先
221	739	柳津	境川中学校	岐阜市柳津町上佐波東 3 丁目 70
222	752	柳津	上佐波公民館	岐阜市柳津町上佐波 1 丁目 265
223	740	柳津	宮上ふれあい会館	岐阜市柳津町上佐波 2 丁目 326
224	738	柳津	喫茶コチ	岐阜市柳津町上佐波西 2 丁目 35
225	741	柳津	柳津西部防災施設	岐阜市柳津町上佐波西 5 丁目 160
226	732	柳津	炭竈氏宅	岐阜市柳津町東塚 5 丁目 109

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
227	733	柳津	柳津東保育所	岐阜市柳津町蓮池 5 丁目 35
228	734	柳津	イオンタウン柳津店西県道	岐阜市柳津町本郷 3 丁目 190-3
229	749	柳津	柳津町梅松 4 丁目修景施設	岐阜市柳津町梅松 4 丁目 143-1
230	731	柳津	柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東 1 丁目 1
231	735	柳津	柳津運動場	岐阜市柳津町北塚 4 丁目 94
232	736	柳津	南塚会館	岐阜市柳津町南塚 4 丁目 35
233	750	柳津	柳津分署	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 170-1
234	737	柳津	柳津水源地	岐阜市柳津町丸野 1 丁目 47
235	751	柳津	丸野公園	岐阜市柳津町丸野 5 丁目 99-1
236	742	柳津	もえぎの里	岐阜市柳津町下佐波西 1 丁目 15
237	743	柳津	宮下コミュニティ会館	岐阜市柳津町下佐波 4 丁目 37
238	744	柳津	則武氏所有地	岐阜市柳津町下佐波 6 丁目 146
239	747	柳津	流通センター公園	岐阜市柳津町流通センター1 丁目 13
240	745	柳津	岐阜聖徳学園臨時駐車場	岐阜市柳津町高桑西 5 丁目 78
241	746	柳津	高桑コミュニティ会館	岐阜市柳津町高桑 3 丁目 28
242	748	柳津	産宮神社北側道路	岐阜市柳津町高桑 4 丁目 168
243	753	柳津	佐波保育所駐車場	岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 40
244	754	柳津	北塚公園	岐阜市柳津町北塚 5 丁目 1-1
245	151	長良東	真福寺加圧施設	岐阜市長良 2434-10
246	154	長良東	尾花自然公園	岐阜市長良東 3 丁目 95
247	152	長良東	長良公園軽スポーツ研修センター	岐阜市長良校前町 5 丁目 14-1
248	161	長良東	岐山町公民館	岐阜市長良 3089-3
249	162	長良東	長良東公民館	岐阜市長良宮路町 3 丁目 5-1
250	160	長良東	長良高校	岐阜市長良 1716-1
251	155	長良東	古津公民館	岐阜市長良古津 68
252	158	長良東	志段見公民館	岐阜市長良雄総 831
253	153	長良東	雄日ヶ丘公園	岐阜市中川原 2 丁目 106-1
254	159	長良東	岐阜バス回転場	岐阜市長良雄総 192-7
255	157	長良東	長良雄総台配水池北側市道	岐阜市長良 3484-1
256	156	長良東	雄総陸閘	岐阜市雄総柳町 3 丁目地内
257	163	長良東	真福寺中公園	岐阜市長良 3 丁目 61
258	164	長良東	新屋敷公民館	岐阜市長良 662-1
259	165	長良東	雄総柳町 4 丁目道路	岐阜市雄総柳町 4 丁目 14-2
260	166	長良東	尾花公園	岐阜市長良 1246-4
261	123	長良	パチンコキクヤ長良店	岐阜市長良福光 98-1
262	121	長良	長良小学校	岐阜市長良 259
263	122	長良	岐阜市長良川鵜飼伝承館（うかいミュージアム）	岐阜市長良 54-1
264	124	長良	長良広場	岐阜市長良福光地内
265	132	長良西	太田北公園	岐阜市福光東 1 丁目 34
266	135	長良西	神明神社	岐阜市福光東 1 丁目 2-6
267	139	長良西	太田西公園	岐阜市福光南町 18-21
268	134	長良西	長良西小学校	岐阜市千代田町 2 丁目 1
269	137	長良西	長良川国際会議場北交差点南東角地	岐阜市長良福光 2520-34
270	131	長良西	岐阜メモリアルセンター南駐車場	岐阜市早田 1901-15
271	133	長良西	八代公園	岐阜市八代 3 丁目 14
272	136	長良西	お茶の木公園	岐阜市福光西 3 丁目 6
273	138	長良西	どんぐり公園	岐阜市福光西 1 丁目 16-3
274	196	早田	岐阜メモリアルセンター南西角	岐阜市早田 1878-2
275	194	早田	早田保育所	岐阜市早田東町 6 丁目 35
276	193	早田	早田小学校	岐阜市学園町 2 丁目 35
277	191	早田	津島公園	岐阜市津島町 5 丁目 28
278	195	早田	早田南公園	岐阜市岩倉町 2 丁目 6
279	192	早田	美島公園	岐阜市美島町 3 丁目 25
280	197	早田	山吹町 5 丁目市道	岐阜市山吹町 5 丁目 62
281	235	鷺山	青山中学校	岐阜市下土居 2 丁目 27-1

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
282	232	鷺山	池田公園	岐阜市南蝉 2 丁目 89
283	234	鷺山	蝉丸公園	岐阜市南蝉 1 丁目 29
284	231	鷺山	鷺山小学校	岐阜市鷺山北町 9-12
285	237	鷺山	若水町公民館	岐阜市鷺山南 16-18
286	233	鷺山	正木公民館	岐阜市正木 1981-44
287	236	鷺山	正木中公園	岐阜市正木中 3 丁目 9-1
288	239	鷺山	正木南公園	岐阜市正木南 1 丁目 16-1
289	238	鷺山	白山神社駐車場	岐阜市正木 1512-7
290	240	鷺山	長良川球技場第 2 駐車場	岐阜市鷺山 2563-5
291	268	則武	新田中央公園	岐阜市則武東 3 丁目 10-1
292	263	則武	新田南公園	岐阜市則武東 2 丁目 8-8
293	261	則武	則武小学校	岐阜市則武 209-2
294	265	則武	宗作公園	岐阜市則武中 4 丁目 9-1
295	266	則武	日光公園	岐阜市日光町 9 丁目 28
296	262	則武	秋葉公園	岐阜市則武中 2 丁目 9-1
297	264	則武	日吉神社	岐阜市則武 2600
298	267	則武	城西小学校体育館前	岐阜市則武西 1 丁目 7-10
299	269	則武	萱野公園	岐阜市則武西 2 丁目 4-1
300	201	城西	城西公民館	岐阜市萱場東町 1 丁目 1
301	204	城西	篭下公園	岐阜市萱場北町 2 丁目 39
302	202	城西	神明神社	岐阜市旦島宮町 2 丁目 9
303	203	城西	久保見公園	岐阜市守口町 2 丁目 29
304	205	城西	日光町子ども遊び場	岐阜市日光町 2 丁目 5
305	174	島	池ノ上公園	岐阜市池ノ上町 2 丁目 36
306	178	島	東島公民館	岐阜市東島 5 丁目 2-3
307	182	島	神明神社	岐阜市白菊町 2 丁目 13
308	171	島	島小学校	岐阜市北島 7 丁目 6-12
309	177	島	市立第二･第三恵光	岐阜市西島町 4-24
310	179	島	島南公園	岐阜市菅生 8 丁目 5-1
311	173	島	菅生公園	岐阜市菅生 3 丁目 5-3
312	175	島	北島公園	岐阜市北島 6 丁目 12-1
313	176	島	旦島南公園	岐阜市旦島 2 丁目 7-1
314	172	島	西中島南公園	岐阜市西中島 3 丁目 7-1
315	180	島	江口公民館	岐阜市江口 1 丁目 4-19
316	181	島	平島公園	岐阜市旦島 4 丁目 11-1
317	183	島	北部プラントグランド	岐阜市西中島 6 丁目 3-1
318	184	島	竜万公園	岐阜市北島 2 丁目 5-1
319	185	島	春日神社	岐阜市島田 1 丁目 11-3
320	668	合渡	市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1
321	664	合渡	JA ぎふ一日市場集出荷場	岐阜市一日市場 1 丁目 221
322	669	合渡	一日市場可搬式ポンプ場	岐阜市一日市場 3 丁目 100-2
323	665	合渡	三軒家公民館	岐阜市曽我屋 2 丁目 148
324	662	合渡	JA ぎふ合渡支店	岐阜市曽我屋 5 丁目 120
325	666	合渡	寺田公園	岐阜市寺田 1 丁目 90
326	661	合渡	合渡分団本部	岐阜市寺田 3 丁目 14-1
327	663	合渡	願明寺西南角	岐阜市河渡 3 丁目 74
328	667	合渡	杵築神社	岐阜市河渡 1572
329	670	合渡	岐阜県警察武道館駐車場	岐阜市西河渡 2 丁目 41
330	484	七郷	東改田公民館	岐阜市東改田 292
331	488	七郷	上尻毛墓地	岐阜市上尻毛日吉 34
332	486	七郷	白山神社	岐阜市川部 2 丁目 69
333	481	七郷	七郷分団本部	岐阜市西改田字川向 5-1
334	482	七郷	青山青少年会館	岐阜市小西郷 1 丁目 56-2
335	485	七郷	北向公民館	岐阜市西改田夏梅 69
336	487	七郷	西改田松ノ木墓地	岐阜市西改田松の木 161
337	483	七郷	又丸町畑交差点南西	岐阜市又丸村中 49-4 地先
338	489	七郷	岐阜県農業技術センター南市道	岐阜市又丸 729-1 地先

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
339	334	木田	柿ヶ瀬公民館	岐阜市木田 1657
340	333	木田	木田水防団員詰所	岐阜市木田 1066-8
341	331	木田	木田公民館	岐阜市木田 479-5
342	332	木田	森氏所有地	岐阜市下尻毛 292-1
343	335	木田	西木田公民館	岐阜市木田 1 丁目 234
344	399	木田	北柿ヶ瀬公民館	岐阜市北柿ヶ瀬 7-1
345	391	黒野	岐阜大学グランド	岐阜市柳戸 1-1
346	397	黒野	古市場高田市歩道	岐阜市古市場高田 48-2
347	388	黒野	共和公園	岐阜市折立 524-3
348	382	黒野	折立公園	岐阜市折立 262-2
349	396	黒野	芭蕉公園	岐阜市折立 683
350	384	黒野	洞揚水機場	岐阜市大学北 2 丁目 252-3
351	383	黒野	今川墓地	岐阜市今川 208-1
352	385	黒野	洞公民館	岐阜市洞 740-2
353	393	黒野	JA ぎふ黒野支店	岐阜市古市場 266
354	381	黒野	熊野神社	岐阜市古市場 383
355	389	黒野	黒野城南公園	岐阜市黒野 704
356	392	黒野	古市場公園	岐阜市古市場 2-25、2-27
357	394	黒野	下鵜飼第三公民館	岐阜市下鵜飼 1635-4
358	395	黒野	下鵜飼公民館	岐阜市下鵜飼 1422
359	390	黒野	神明神社	岐阜市御望 961-3
360	386	黒野	御望公民館	岐阜市御望 3 丁目 22
361	387	黒野	JA ぎふ農産物流通センター	岐阜市下鵜飼 1808-1
362	398	黒野	久世工業資材置場	岐阜市黒野 162-1
363	469	西郷	西郷中公園	岐阜市中 1 丁目 35-1
364	463	西郷	ちびっこ広場	岐阜市小野 3 丁目 21-1
365	470	西郷	下西郷公民館	岐阜市下西郷 827-1
366	471	西郷	新堀公民館	岐阜市下西郷 161-3
367	465	西郷	犬塚広場	岐阜市上西郷 6 丁目 78-2
368	467	西郷	神屋公民館	岐阜市中西郷 1102-2
369	468	西郷	八王子神社	岐阜市中西郷 3 丁目 60
370	464	西郷	西郷中央公園	岐阜市中西郷 1 丁目 41
371	466	西郷	明音寺公民館	岐阜市上西郷 8 丁目 100
372	462	西郷	本郷公民館	岐阜市上西郷 4 丁目 59
373	461	西郷	西郷公民館	岐阜市中西郷 4 丁目 236
374	472	西郷	阿弥陀寺公民館	岐阜市中西郷 2 丁目 137
375	716	網代	上雛倉公民館	岐阜市雛倉 925-2
376	715	網代	伊洞公民館	岐阜市外山 121
377	713	網代	奥公民館	岐阜市奥 232-2
378	711	網代	秋沢子ども遊び場	岐阜市秋沢 223-3
379	717	網代	西秋沢公民館	岐阜市西秋沢 2 丁目 172
380	712	網代	JA ぎふ網代支店	岐阜市則松 5 丁目 126
381	718	網代	本組公民館	岐阜市則松 3 丁目 405
382	714	網代	北西部体育館	岐阜市則松 2 丁目 65-2
383	719	網代	大洞公民館	岐阜市則松 4 丁目 100
384	404	方県	彦坂公民館	岐阜市彦坂 190
385	402	方県	石谷公民館	岐阜市石谷 332
386	407	方県	石谷公園	岐阜市石谷 614-149
387	405	方県	佐野公民館	岐阜市佐野 330-1
388	403	方県	方県分団第 4 班器具庫	岐阜市岩利 2 丁目 131
389	401	方県	方県小学校	岐阜市安食 3 丁目 115
390	408	方県	下安食子ども遊び場	岐阜市安食 2 丁目 4
391	409	方県	志良古公民館	岐阜市安食字志良古 26-23
392	406	方県	方県分団第 2 班器具庫	岐阜市村山 2 丁目 125
393	410	方県	村山公民館	岐阜市村山 2 丁目 60
394	411	方県	大野氏所有畑	岐阜市石谷 1 丁目 149
395	279	常磐	常磐公園	岐阜市上土居 747-8

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
396	278	常磐	野田公園	岐阜市上土居 4 丁目 14-1
397	276	常磐	石田公園	岐阜市上土居 1 丁目 14-1
398	284	常磐	椿洞字川東用水路敷	岐阜市椿洞 595-5 地先
399	280	常磐	打越公民館	岐阜市打越 344-1
400	271	常磐	常磐小学校	岐阜市上土居 838
401	281	常磐	狭間公園	岐阜市上土居 2 丁目 20-1
402	285	常磐	城田寺字明正用水路敷	岐阜市城田寺 1941-9
403	272	常磐	互調橋北詰	岐阜市城田寺 2447-1
404	275	常磐	㈲アグリファーム上城	岐阜市上城田寺中 53
405	273	常磐	大正公園	岐阜市城田寺 684-96
406	283	常磐	市民公園北駐車場	岐阜市椿洞 1076-1
407	282	常磐	畜産センター駐車場	岐阜市椿洞 779-1
408	274	常磐	椿洞防火水槽傍	岐阜市椿洞 672-3
409	277	常磐	椿洞地蔵堂傍	岐阜市椿洞 261
410	287	常磐	常磐消防団倉庫	岐阜市上城田寺東 98-1
411	286	常磐	白山神社	岐阜市打越 166-2
412	350	岩野田	岩野田保育所	岐阜市三田洞東 1 丁目 18-5
413	342	岩野田	坂下公園	岐阜市三田洞東 5 丁目 13-14
414	345	岩野田	兎ヶ洞東公園	岐阜市三田洞東 3 丁目 4-1
415	349	岩野田	城北高校西校門前市道	岐阜市三田洞 396-2
416	348	岩野田	三田洞公民館	岐阜市三田洞 32
417	341	岩野田	岩野田小学校	岐阜市粟野西 2 丁目 33
418	346	岩野田	上岩崎公園	岐阜市岩崎 676
419	344	岩野田	岩野田分署	岐阜市岩崎 2 丁目 12-9
420	347	岩野田	岩崎公園	岐阜市岩崎 2 丁目 17-40
421	343	岩野田	児童公園	岐阜市岩崎 406-1
422	352	岩野田	シンシア岐阜北デイサービス	岐阜市岩崎 467-1
423	351	岩野田	三田洞字中屋敷市道	岐阜市三田洞 107-3 地先
424	363	岩野田北	東粟野公民館	岐阜市粟野東 4 丁目 17
425	361	岩野田北	岩野田北公民館	岐阜市粟野東 2 丁目 33-3
426	364	岩野田北	粟野台中央公園北防火水槽傍	岐阜市粟野台 307-242
427	367	岩野田北	粟野水防倉庫傍	岐阜市粟野西 6 丁目地内
428	366	岩野田北	十六銀行グランド駐車場	岐阜市粟野西 6 丁目 555-1
429	362	岩野田北	岩野田中学校	岐阜市粟野西 5 丁目 817
430	365	岩野田北	岩野田公園	岐阜市粟野西 5 丁目 297
431	368	岩野田北	粟野東 3 丁目水路敷	岐阜市粟野東 3 丁目 191、192
432	370	岩野田北	粟野西 8 丁目石碑地	岐阜市粟野西 8 丁目 370
433	369	岩野田北	粟野東 5 丁目子ども遊び場	岐阜市粟野東 5 丁目 335
434	708	三輪北	梅田氏所有地	岐阜市三輪宮西 79-1
435	703	三輪北	三輪自治公民館	岐阜市三輪宮前 5-6
436	707	三輪北	三輪団地子ども遊び場	岐阜市三輪 962-5
437	701	三輪北	三輪北小学校	岐阜市北野東 356
438	706	三輪北	門屋公園	岐阜市門屋門 99-1
439	705	三輪北	出屋敷自治公民館	岐阜市出屋敷 232-1
440	704	三輪北	北野西山ゴミステーション傍市道	岐阜市北野西山 147 地先
441	702	三輪北	山県岩公民館	岐阜市山県岩中 34
442	709	三輪北	岐阜ファミリーパーク	岐阜市北野北地内
443	710	三輪北	里五号公民館	岐阜市北野東 23
444	686	三輪南	茂地公民館	岐阜市茂地 150
445	692	三輪南	春近古市場自治公民館	岐阜市春近古市場北 183
446	685	三輪南	㈱交成	岐阜市森東 97
447	693	三輪南	三輪分団詰所西防火水槽傍	岐阜市世保 616-3
448	687	三輪南	溝口公民館	岐阜市溝口中 131
449	691	三輪南	石原公民館	岐阜市石原 3 丁目 86
450	681	三輪南	三輪南小学校	岐阜市太郎丸 1034
451	689	三輪南	太郎丸団地公民館	岐阜市太郎丸 765-75
452	696	三輪南	太郎丸新屋敷交差点歩道	岐阜市太郎丸 1-7

管理番号	ＩＤ番号	地域	局　　名	住　所
453	684	三輪南	旧 JA ぎふ厳美支店	岐阜市福富 173-1
454	690	三輪南	北東部コミュニティセンター	岐阜市福富迎田 6-1
455	694	三輪南	福富団地自治公民館	岐阜市福富 2124-36
456	682	三輪南	旧 JA ぎふ太郎丸支店	岐阜市太郎丸諏訪 91
457	688	三輪南	野田公民館（子ども遊び場）	岐阜市太郎丸野田 10-2
458	695	三輪南	福丸団地子ども遊び場	岐阜市太郎丸 2174-100
459	683	三輪南	まつもと接骨院	岐阜市福富天神前 337-2
460	697	三輪南	三輪中学校	岐阜市石原 1 丁目 12
461	698	三輪南	藤吉氏所有畑	岐阜市太郎丸北郷 39
462	646	藍川	岩井東公園	岐阜市加野 7 丁目 19-9
463	641	藍川	加野公民館	岐阜市向加野 2 丁目 14-6
464	645	藍川	岩井公園	岐阜市岩井 3 丁目 14-3
465	643	藍川	あいかわ保育所	岐阜市加野 6 丁目 26-13
466	647	藍川	岩井天神東公園	岐阜市岩井 380-186
467	644	藍川	加野団地公民館	岐阜市加野 1 丁目 1-26
468	648	藍川	加野 2 丁目子ども遊び場	岐阜市加野 2 丁目 6-9
469	649	藍川	藍川公民館	岐阜市加野 3 丁目 3-1
470	642	藍川	大蔵台総合監理組合事務所	岐阜市大蔵台 13-3
471	650	藍川	白山神社	岐阜市加野 4 丁目 21

※　管理番号とは、岐阜市が子局を管理するために付した番号をいう。

※　ID 番号とは、子局を呼出すために付された番号をいう。

別表２(第 11 条関係)

ID 番号	呼出名称	設置場所	ID 番号	呼出名称	設置場所
1	本部中	都市防災部	510	木之本分団１	木之本分団
2	本部東	都市防災部	511	本荘分団１	本荘分団
3	本部南	都市防災部	512	鏡島分団１	鏡島分団
4	本部北	都市防災部	513	岩分団１	岩分団
5	本部日西	都市防災部	514	芥見分団１	芥見分団
21	市災害対策本部消防	都市防災部	515	日野分団１	日野分団
22	市災害対策本部水防	基盤整備部	516	長森北分団１	長森北分団
23	市災害対策本部連絡１	都市防災部	531	南団本部	南消防署
24	市災害対策本部連絡２	都市防災部	532	長森南分団１	長森南分団
303	医療救護本部	都市防災部	533	加納分団１	加納分団
307	国土交通省	都市防災部	534	茜部分団１	茜部分団
311	中部電力１	都市防災部	535	厚見分団１	厚見分団
313	ＮＴＴ１	都市防災部	536	三里分団１	三里分団
315	社会福祉協議会１	都市防災部	537	鶉分団１	鶉分団
51	市災害対策本部１	都市防災部	538	市橋分団１	市橋分団
52	市災害対策本部２	都市防災部	539	日置江分団１	日置江分団
53	市災害対策本部３	都市防災部	540	柳津分団１	柳津分団
54	市災害対策本部４	都市防災部	561	北団本部	北消防署
55	市災害対策本部５	都市防災部	562	三輪分団１	三輪分団
71	現地災害対策本部１	都市防災部	563	藍川分団１	藍川分団
72	現地災害対策本部２	都市防災部	564	岩野田分団１	岩野田分団
301	警防本部	消防本部	565	常磐分団１	常磐分団
302	保健衛生部	保健衛生部	566	長良分団１	長良分団
304	岐阜市医師会	岐阜市医師会	567	鷺山分団１	鷺山分団
305	岐阜市歯科医師会	岐阜市歯科医師会	568	則武分団１	則武分団
306	岐阜市薬剤師会	岐阜市薬剤師会	569	島分団１	島分団
308	木曽川上流河川事務所	木曽川上流河川事務所	570	木田分団１	木田分団
309	岐阜国道事務所	岐阜国道事務所	571	七郷分団１	七郷分団
310	岐阜県危機管理政策課	岐阜県危機管理政策課	572	黒野分団１	黒野分団
312	中部電力２	中部電力	573	西郷分団１	西郷分団
314	ＮＴＴ２	ＮＴＴ	574	方県分団１	方県分団
316	社会福祉協議会２	社会福祉協議会	575	合渡分団１	合渡分団
317	市民病院１	市民病院	576	網代分団１	網代分団
318	市民病院２	市民病院	601	金華分団２	金華分団
321	現地調査１	都市防災部	602	京町分団２	京町分団
322	現地調査２	都市防災部	603	明徳分団２	明徳分団
328	名古屋鉄道	名古屋鉄道	604	梅林分団２	梅林分団
329	ＪＲ東海	ＪＲ東海	605	白山分団２	白山分団
101	金華公民館	金華公民館	606	華陽分団２	華陽分団
102	京町公民館	京町公民館	607	徹明分団２	徹明分団
103	明徳公民館	明徳公民館	608	本郷分団２	本郷分団
104	梅林公民館	梅林公民館	609	木之本分団２	木之本分団

ID 番号	呼出名称	設置場所	ID 番号	呼出名称	設置場所
105	白山公民館	白山公民館	610	本荘分団２	本荘分団
106	華陽公民館	華陽公民館	611	鏡島分団２	鏡島分団
107	徹明公民館	徹明公民館	612	岩分団２	岩分団
108	本郷公民館	本郷公民館	613	岩分団３	岩分団
109	木之本公民館	木之本公民館	614	芥見分団２	芥見分団
110	本荘公民館	本荘公民館	615	芥見分団３	芥見分団
111	鏡島公民館	鏡島公民館	340	日野分団２	日野分団
112	岩公民館	岩公民館	361	長森北分団２	長森北分団
113	芥見公民館	芥見公民館	631	長森南分団２	長森南分団
114	芥見南公民館	芥見南公民館	632	長森南分団３	長森南分団
115	芥見東公民館	芥見東公民館	633	長森南分団４	長森南分団
116	日野公民館	日野公民館	634	加納分団２	加納分団
117	長森西公民館	長森西公民館	635	茜部分団２	茜部分団
118	長森北公民館	長森北公民館	636	厚見分団２	厚見分団
119	長森東公民館	長森東公民館	637	三里分団２	三里分団
120	長森南公民館	長森南公民館	638	鶉分団２	鶉分団
121	加納東公民館	加納東公民館	639	市橋分団２	市橋分団
122	加納西公民館	加納西公民館	362	日置江分団２	日置江分団
123	茜部公民館	茜部公民館	363	日置江分団３	日置江分団
124	厚見公民館	厚見公民館	364	柳津分団２	柳津分団
125	三里公民館	三里公民館	365	柳津分団３	柳津分団
126	鶉公民館	鶉公民館	366	柳津分団４	柳津分団
127	市橋公民館	市橋公民館	661	三輪分団２	三輪分団
128	日置江公民館	日置江公民館	662	三輪分団３	三輪分団
129	柳津公民館	柳津公民館	663	三輪分団４	三輪分団
130	三輪北公民館	三輪北公民館	664	三輪分団５	三輪分団
131	三輪南公民館	三輪南公民館	665	藍川分団２	藍川分団
132	藍川公民館	藍川公民館	666	岩野田分団２	岩野田分団
133	岩野田北公民館	岩野田北公民館	667	岩野田分団３	岩野田分団
134	岩野田公民館	岩野田公民館	668	常磐分団２	常磐分団
135	常磐公民館	常磐公民館	669	常磐分団３	常磐分団
136	長良東公民館	長良東公民館	670	長良分団２	長良分団
137	長良西公民館	長良西公民館	671	長良分団３	長良分団
138	長良公民館	長良公民館	672	鷺山分団２	鷺山分団
139	鷺山公民館	鷺山公民館	673	則武分団２	則武分団
140	早田公民館	早田公民館	674	島分団２	島分団
141	則武公民館	則武公民館	675	島分団３	島分団
142	城西公民館	城西公民館	367	木田分団２	木田分団
143	島公民館	島公民館	368	七郷分団２	七郷分団
144	木田公民館	木田公民館	369	黒野分団２	黒野分団
145	七郷公民館	七郷公民館	370	黒野分団３	黒野分団
146	黒野公民館	黒野公民館	371	西郷分団２	西郷分団
147	西郷公民館	西郷公民館	372	西郷分団３	西郷分団
148	方県公民館	方県公民館	373	方県分団２	方県分団
149	合渡公民館	合渡公民館	374	方県分団３	方県分団
150	網代公民館	網代公民館	375	方県分団４	方県分団
201	金華避難所	金華公民館	376	方県分団５	方県分団
202	京町避難所	京町公民館	377	合渡分団２	合渡分団

203	明徳避難所	明徳公民館	378	合渡分団３	合渡分団
ID 番号	呼出名称	設置場所	ID 番号	呼出名称	設置場所
204	梅林避難所	梅林公民館	379	網代分団２	網代分団
205	白山避難所	白山公民館	380	網代分団３	網代分団
206	華陽避難所	華陽公民館	381	網代分団４	網代分団
207	徹明避難所	徹明公民館	801	岩野田水防団	岩野田水防団
208	本郷避難所	本郷公民館	802	島水防団	島水防団
209	木之本避難所	木之本公民館	803	日野水防団	日野水防団
210	本荘避難所	本荘公民館	804	黒野水防団	黒野水防団
211	鏡島避難所	鏡島公民館	805	方県水防団	方県水防団
212	岩避難所	岩公民館	806	金華水防団	金華水防団
213	芥見避難所	芥見公民館	807	合渡水防団	合渡水防団
214	芥見南避難所	芥見南公民館	808	長良西水防団	長良西水防団
215	芥見東避難所	芥見東公民館	809	長良水防団	長良水防団
216	日野避難所	日野公民館	810	常磐水防団	常磐水防団
217	長森西避難所	長森西公民館	811	三輪水防団	三輪水防団
218	長森北避難所	長森北公民館	812	芥見水防団	芥見水防団
219	長森東避難所	長森東公民館	813	藍川水防団	藍川水防団
220	長森南避難所	長森南公民館	814	京郷水防団	京郷水防団
221	加納東避難所	加納東公民館	815	本荘水防団	本荘水防団
222	加納西避難所	加納西公民館	816	鏡島水防団	鏡島水防団
223	茜部避難所	茜部公民館	817	市橋水防団	市橋水防団
224	厚見避難所	厚見公民館	818	加納水防団	加納水防団
225	三里避難所	三里公民館	819	三里水防団	三里水防団
226	鶉避難所	鶉公民館	820	日置江水防団	日置江水防団
227	市橋避難所	市橋公民館	821	木田水防団	木田水防団
228	日置江避難所	日置江公民館	822	鷺山水防団	鷺山水防団
229	柳津避難所	柳津公民館	823	岩水防団	岩水防団
230	三輪北避難所	三輪北公民館	824	西郷水防団	西郷水防団
231	三輪南避難所	三輪南公民館	825	網代水防団	網代水防団
232	藍川避難所	藍川公民館	826	則武水防団	則武水防団
233	岩野田北避難所	岩野田北公民館	827	七郷水防団	七郷水防団
234	岩野田避難所	岩野田公民館	828	鶉水防団	鶉水防団
235	常磐避難所	常磐公民館	829	佐波水防団	佐波水防団
236	長良東避難所	長良東公民館	323	京郷水防団２	京郷水防団
237	長良西避難所	長良西公民館	324	茜部水防団	茜部水防団
238	長良避難所	長良公民館	325	厚見水防団	厚見水防団
239	鷺山避難所	鷺山公民館	326	柳津東水防団	柳津東水防団
240	早田避難所	早田公民館	327	柳津西水防団	柳津西水防団
241	則武避難所	則武公民館	701	警戒本部１	基盤整備部
242	城西避難所	城西公民館	702	警戒本部２	基盤整備部
243	島避難所	島公民館	703	警戒本部３	基盤整備部
244	木田避難所	木田公民館	704	警戒本部４	基盤整備部
245	七郷避難所	七郷公民館	731	都市防災１	都市防災部
246	黒野避難所	黒野公民館	732	都市防災２	都市防災部
247	西郷避難所	西郷公民館	741	都市建設１	都市建設部
248	方県避難所	方県公民館	742	都市建設２	都市建設部
249	合渡避難所	合渡公民館	743	都市建設３	都市建設部
250	網代避難所	網代公民館	751	まちづくり推進１	まちづくり推進部

401	消防本部中	中消防署	752	まちづくり推進２	まちづくり推進部
431	消防本部南	南消防署	753	まちづくり推進３	まちづくり推進部
ID 番号	呼出名称	設置場所	ID 番号	呼出名称	設置場所
461	消防本部北	北消防署	761	基盤整備１	基盤整備部
501	中団本部	中消防署	762	基盤整備２	基盤整備部
502	金華分団１	金華分団	763	基盤整備３	基盤整備部
503	京町分団１	京町分団	771	上下水道事業部１	上下水道事業部
504	明徳分団１	明徳分団	772	上下水道事業部２	上下水道事業部
505	梅林分団１	梅林分団	773	上下水道事業部３	上下水道事業部
506	白山分団１	白山分団	774	上下水道事業部４	上下水道事業部
507	華陽分団１	華陽分団	775	上下水道事業部５	上下水道事業部
508	徹明分団１	徹明分団	776	上下水道事業部６	上下水道事業部
509	本郷分団１	本郷分団	777	上下水道事業部７	上下水道事業部

岐阜市同報系防災行政無線の通報に関する基準

平成22年4月1日決裁
平成22年7月30日改正
平成25年1月23日改正
平成26年8月1日改正
平成26年9月2日改正
平成29年4月1日改正
令和2年12月17日改正
令和3年5月10日改正
令和4年5月31日改正

（趣旨）

第1　この基準は、岐阜市防災行政無線設備管理運用要領（平成22年3月31日決裁。以下「要領」という。）第2条及び第6条の規定に基づき必要な事項を定める。

（情報種別及び通報先）

第2　通信の情報種別及び通報先は、別表による。

（通信時間）

第3　普通通信は、原則9時から17時30分までの間に行うものとし、通信時間は、概ね1分以内とする。

（通報依頼）

第4　各部課（以下「各部」という。）からの通報依頼は、通報依頼書（別記様式）により広報広聴課長を経由して無線統括管理者に提出するものとする。

2　無線統括管理者は、各部から通報依頼された内容及び通信時間が、岐阜市防災行政無線設備管理運用規程、要領及びその他関係基準に抵触しない場合は、当該依頼に基づき通報を行うよう通信取扱責任者に連絡する。

（防災行政無線テレフォンサービス）

第5　防災行政無線テレフォンサービスとは、通報内容が、電話で確認できるサービスをいう。（通報内容の確認は、通報後24時間以内に限る。）

2　防災行政無線テレフォンサービスの電話番号は、058-267-5010・0800-200-6931とする。

3　通報は、防災行政無線テレフォンサービスで当該通報内容が確認できるよう、操作卓において自動録音の設定を行った後に行うものとする。

(通報に対する苦情処理)

第6　通報内容に関する苦情は、当該通報を依頼した各部において処理する。

附　則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成25年1月23日から施行する。

附　則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成26年9月2日から施行する。

附　則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和3年1月4日から施行する。

附　則

この基準は、令和3年5月20日から施行する。

附　則

この基準は、令和4年5月31日から施行する。

別表(第2関係)

情報種別＼通報先			子局	戸別受信機										
				自主防災隊長	地域防災担当	消防団長	消防団副団長	消防団統括分団長	消防団分団長	水防団長	民生・児童委員協議会会長	公民館	小・中学校	コミュニティセンター
災害情報	国民保護情報		○	○										
	緊急地震速報		○	○										
	土砂災害警戒情報		△	△										
	竜巻注意情報		×	○										
	警報・注意報	気象等の特別警報発表	○	○										
		気象等の警報発表	×	○										
		火災警報(発令・解除)	○	○										
		光化学スモッグ注意報(発表・解除)	○	○										
	避難情報		△	△										
	その他、市民の生命、身体及び財産に影響を及ぼすような災害が発生し、又は発生する危険が著しく高まった際、緊急的に伝達する必要性がある情報		○	○										
防犯情報	市民の安全と安心を確保する防災行政無線の活用に関する協定による連続発生のおそれのある重要凶悪事件、身柄を拘束された被疑者・被告人等の逃走事件、その他地域住民等の先制的な防犯対策が必要と認められる事件、そのまま放置した場合・生命身体に重大な危険が及ぶおそれがある極めて高い行方不明事案など		*○	*○										
行政情報	選挙公報		○	○										
	市民の生命、身体及び財産に影響を及ぼすような事項が発生し、又は発生する危険が著しく高まった際、緊急的に伝達する必要性がある情報(火災予防、熱中症予防、交通事故多発警報など)		*○	*○										
	その他市長が必要と認める情報(但し、緊急性が高いものに限る)		○	○										
機能試験放送(チャイム　17時00分放送)			○	×										

○　一斉通報

*○　一斉通報だが、場合によってはグループ通報

△　グループ通報

×　通報しない

別記様式（第4関係）

決裁年月日　　年　　月　　日

岐阜市防災行政無線通報依頼書

（あて先）　無線統括管理者	依頼年月日　　年　　月　　日	
通報目的		
通報日時 年　月　日 時　分	通報に要する時間（60秒程度以内） 秒	通報区分 □ 一斉通報 □ グループ通報 （地区名を記入）
通報文		
連絡先（担当） 部　課　係 氏名　電話番号		

（注）１ □欄は、該当するものにチェックし、必要事項を記入すること。
２ 通報内容における市民等からの苦情は、依頼した部（室）で対応すること。
３ 通報の可否について都市防災部から連絡いたします。

子局の放送に関する基準

平成22年4月 1日決裁
平成22年7月30日改正
平成24年3月27日改正
平成24年5月11日改正

（趣旨）

第1　岐阜市防災行政無線設備管理運用規程（平成22年3月30日岐阜市訓令甲第1号）第2条第1項第8号に定める子局の放送機能を利用して行う放送（以下「ローカル放送」という。）の運用について、必要な事項を定める。

（放送を行う者）

第2　ローカル放送は、次の者が行う。

1　岐阜市地域防災計画防災組織に定める現地本部長

2　消防団長、副団長、統括分団長、分団長及び水防団長並びに自主防災組織の長及び自主防災組織の長が自治会連合会長と異なる場合は、自治会連合会長（以下「自主防災隊長等」という。）

3　消防団長、水防団長又は自主防災隊長等が指名した者

4　その他、無線統括管理者が指名した者

（放送項目）

第3　ローカル放送の項目は、次によるものとする。

1　非常放送

(1)　災害の情報等に関すること

(2)　人命の危険に関すること

(3)　行方不明者の捜索に関すること

(4)　その他無線統括管理者が必要と認める事項

2　普通放送

(1)　防災訓練に関すること

(2)　地域活動に関し、自主防災隊長等が、放送の必要があると認める事項

(3)　その他無線統括管理者が必要と認める事項

（放送時間）

第4　普通放送の放送時間は、3分以内とし内容は簡潔明瞭にすること。

（放送の届出等）

第5　非常放送又は普通放送を行う場合は、都市防災部に、放送目的及び日時等を子局等使用届出書（様式第1号）又は口頭で届け出るものとする。

2　非常放送又は普通放送の届け出を受けた都市防災部は、子局等使用記録簿（様式第2号）に記載するとともに、速やかに無線管理責任者に報告しなければならない。

附　則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成24年5月11日から施行する。

子局の点検に関する基準

平成22年4月 1日決裁
平成22年7月30日改正

（趣旨）

第1　この基準は、岐阜市防災行政無線設備管理運用規程（平成22年3月30日岐阜市訓令甲第1号）第9条に定める、子局、再送信及びアンサー機能の保守点検について、必要な事項を定める。

（点検項目）

第2　点検の種類は、外観点検、内部点検及び機能点検とし、点検項目は、別表による。

附　則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

岐阜市移動系防災行政無線に関する基準

平成22年7月30日決裁
平成24年3月27日改正
平成24年5月11日改正

（趣旨）

第１　岐阜市防災行政無線設備管理運用規程（平成 22 年 3 月 30 日岐阜市訓令甲第 1 号）第 2 条第 1 項第 4 号に定める移動系防災行政無線の運用について、必要な事項を定める。

（使用目的）

第２　移動系防災行政無線は、平常時及び非常時において、防災の目的で使用するものとする。

（管理局）

第3　管理局は、原則として設置場所から移動することなく、情報の収集及び情報の発信をする無線局で、下記の 37 局をいう。

(1) 市災害対策本部（16 局）
(2) 消防本部指令課（3 局）
(3) 消防団本部（3 局）
(4) 警戒本部（4 局）
(5) 市民病院（１局）
(6) 健康部（1 局）
(7) 岐阜市医師会（1 局）
(8) 岐阜市歯科医師会（1 局）
(9) 岐阜市薬剤師会（1 局）
(10) 国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所（1 局）
(11) 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所（1 局）
(12) 中部電力（1 局）
(13) ＮＴＴ西日本（1 局）
(14) 社会福祉協議会（1 局）
(15) 岐阜県岐阜地域振興局（1 局）

（移動局）

第4　移動局は、各地域を巡回して収集した情報を管理局に報告する無線局で、管理局以外の 143 局をいう。

（無線局の開局）

第5　無線統括管理者は、災害が発生した際、全ての無線局を開局し、情報伝達が可能な状態になるよう指示するものとする。

（災害情報伝達体制）

第6　災害時の情報伝達体制は別図のとおりとする。

（平常時の使用）

第７　平常時に、移動系防災行政無線の使用を希望する部局又は自主防災隊長は、無線統括管理者に、移動系防災行政無線使用届出書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2　自主防災隊長から、移動系防災行政無線の使用について申し出を受けた都市防災部職員は、移動系防災行政無線使用届出書（様式第1号）に記載するとともに、速やかに無線管理責任者に報告しなければならない。

（点検）

第８　移動系防災行政無線設置場所の管理者は、毎月 1 日に機器の状態を確認し、異常があれば移動系防災行政無線修理申請書（様式第 2 号）により、無線管理責任者に報告するものとする。

（充電）

第９　移動系防災行政無線を常に良好な状態に保持するため、次の事項を実施するものとする。

(1)　平常時

原則的に、設置場所の管理者は、毎月 1 日に午前 9 時から 1 時間程度充電する。

(2)　非常時

常に使用できるよう、随時充電する。

附　則

この基準は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する。

岐阜市大規模災害発生時における会計事務及び契約事務の特例を定める要綱

決裁　平成15年 4月 1日
改正　決裁　平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条　この要綱は、大規模災害発生時における迅速、適正な会計事務及び契約事務の確保に資するため、岐阜市会計規則(昭和39年岐阜市規則第12号。以下「会計規則」という。)、岐阜市会計管理者事務決裁規則(昭和53年岐阜市規則第38号)、岐阜市契約規則(昭和39年岐阜市規則第7号。以下「契約規則」という。)　、岐阜市物品調達事務処理要綱(平成10年3月27日決裁)及び岐阜市工事請負契約処理要綱(昭和48年6月1日決裁)の規程に係る特例手続きを定めるものとする。

(用語の意義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　決済システム　金融機関相互間をつなぐオンラインシステム及び市の財務会計システムをいう。

(2)　平常時の会計事務及び契約事務　会計規則、契約規則その他の財務関係例規に則った平常時の会計事務及び契約事務

(3)　大規模災害　災害に起因して、決済システムが機能不全に陥り、かつ平常時の会計事務又は契約事務をすることが困難又は不可能であると認められる程度に著しく激甚である当該災害という。

(4)　収支等命令者　市長又は岐阜市事務決裁規則(昭和46年岐阜市規則第32号)第２条第２号に規定する専決権限を有する部所の長をいう。

(5)　特命随意契約　見積合わせを要しない随意契約をいう。

(6)　決済システムの復旧　決済システムが平常どおりの円滑な稼動に復した状態をいう。

(適用範囲)

第3条　この要綱に基づく会計事務及び契約事務の取扱いの特例は、大規模災害に起因して、会計事務及び契約事務が決済システムを利用して行うことができなくなり、かつ、次の各号に掲げる物品の購入及び経費の支出をする場合において適用する。

(1)　食料、飲料水、炊事用具、医薬品、応急生活用品、衣料品、寝具、暖房器具、電化製品、燃料、日用雑貨等の生活必需物資

(2)　前号に掲げるもののほか、被災地における救護及び救助活動に必要な経費

(契約依頼書及び支出負担行為書作成の特例)

第4条　対象経費の執行をしようとするときは、支出内容等明細書(様式)により、目的等を明らかにして決定することにより支出負担行為書の作成に代えることができる。

(特命随意契約)

第5条　競争入札又は見積合わせの手続きをとっていては、時期を失し、又は契約の目的を達することができなくなるため、緊急に契約の相手方を決定する必要があるときは、地方自治法執行令(昭和

22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規程により特命随意契約をすることができる。

(証拠書類の徴取)

第6条　対象経費の執行に係る見積書、領収書、請求書その他支払に関する証拠書類については、可能な限りこれらを徴することができる。ただし、これらを徴することが困難又は不可能な場合は、徴取できなかった事情を説明した記録を作成し、これをもって証拠書類にかえることができる。

(支出命令)

第7条　収支等命令者は、決済システムの復旧まで、特に緊急を要するものを除き、支出命令は発しないよう努めるものとする。

2　前項の規程にかかわらず、やむを得ず支出命令を発する必要がある場合は、手続きにより支出命令書を作成し、会計管理者の審査に付けるものとする。

(支払等)

第8条　対象経費の執行に係る支払いは、決済システムの復旧後に行うことを原則とする。

2　債権者からの特段の申し出により、決済システムの復旧前に支払をしようとするときは、小切手を振り出し、これを債権者に直接交付することにより支払をすることができる。

(決裁等)

第9条　決裁権者が登庁不可能等により会計書類及び契約書類の決裁をできない場合にあっては、その場にいる最も上席の職員が決裁権者に代わって代決をするものとする。

2　対象経費の執行について緊急に行う必要があるため、決裁等を得ている暇がない場合にあっては、収支命令者の口頭指示をもって決裁等に代えることができるものとする。

(出納員等の任命)

第10条　出納員が登庁不可能等により不在の場合にあっては、会計規則第5条第3項の規定を適用するものとする。

2　出納員を除く全職員は、現金取扱及び物品取扱員に任命されたものとみなす。

(決済システム復旧後の事務処理)

第11条　災害期間中に作成し、財務会計システム未入力の会計処理及び契約処理については、決済システムの復旧後、速やかに入力作業を行い、平常の会計事務処理及び契約事務処理に移行するよう努めるものとする。

(収納金に係る事務処理)

第12条　災害期間中に受け付けた収納金は、決済システムの復旧時まで一時堅固な限り安全な方法で保管しておき、復旧後、直ちに指定金融機関等に払い込むものとする。

(補則)

第13条　この要綱に定めのない事項が発生した場合又はこの要綱の規程によってもなお処理しがたい特段の事情がある場合い会計事務及び契約事務の取扱については、その都度収支等命令者が判断して必要な措置を執るものとする。

附　　則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

大規模災害発生時における岐阜市上下水道事業部会計事務及び契約事務の特例を定める要綱

決裁　平成16年1月6日

(趣旨)

第1条　この要綱は、大規模災害発生時における迅速、適正な会計事務及び契約事務の確保に資するため、岐阜市上下水道事業部企業会計規程(昭和62年岐阜市水道部管理規程第7号。以下「会計規程」という。)　及び岐阜市上下水道事業部規約規程(昭和41年岐阜市水道部管理規程第3号。以下「契約規程」という。)　の規定に係る特例手続を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　決済システム　金融機関相互間をつなぐオンラインシステム及び上下水道事業部の財務会計システムをいう。

(2)　平常時の会計事務及び契約事務　会計規程、契約規程その他上下水道事業部の財務関係例規に則った平常時の会計事務及び契約事務をいう。

(3)　大規模災害　災害に起因して、決済システムが機能不全に陥り、かつ、平常時の会計事務又は契約事務をすることが困難又は不可能であると認められる程度に著しく激甚である当該災害をいう。

(4)　収支等命令者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者及び岐阜市上下水道事業部事務決裁規程(昭和46年岐阜市水道部管理規定第10号)第2条大2号に規定する専決権限を有する部所の長をいう。

(5)　特命随意契約　見積合わせを要しない随意契約をいう。

(6)　決済システムの復旧　決済システムが平常どおりの円滑な稼動に復した状態をいう。

(適用範囲)

第3条　この要綱に基づく会計事務及び契約事務の取扱いの特例は、大規模災害に起因して、会計事務及び契約事務が決済システムを利用して行うことができなくなり、かつ、次に掲げる物品の購入、応急対策及び復旧に係る経費を支出する場合において適用するものとする。

(1)　水道の復旧に要する資機材、燃料、薬品、応急給水用機材及び水道施設の修繕工事に係る経費

(2)　下水道の復旧に要する資機材、燃料、薬品及び下水道施設の修繕に係る経費

(3)　前2号に掲げるもののほか、上下水道の復旧に必要な経費

(契約依頼書及び支出負担行為伺書作成の特例)

第4条　対象経費の執行をしようとするときは、支出内容等明細書(様式)により、目的等を明

らかにして決定することにより支出負担行為伺書の作成に代えることができる。

(特命随意契約)

第5条　競争入札又は見積合わせの手続をとっていては、時期を失し、又は契約の目的を達することができなくなるため。緊急に契約の相手を決定する必要があるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により特命随意契約をすることができる。

(証拠書類の徴取)

第6条　対象経費の執行に係る見積書、領主書、請求書その他支払に関する証拠書類については、可能な限りこれらを徴するものとする。ただし、これらを徴することが困難又は不可能な場合は、徴取できなかった事情を説明した記録を作成し、これをもって証拠書類に代えることができる。

(支出命令)

第7条　収支等命令者は、決済システムの復旧まで、特に緊急を要するものを除き、支出命令は発しないよう努めるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ず支出命令を発する必要がある場合は、手書きにより支出伝票を作成し、企業出納員の審査に付するものとする。

(支払等)

第8条　対象経費の執行に係る支払は、決済システムの復旧後に行うことを原則とする。

2　債権者からの特段の申出により、決済システムの復旧前に支払をしようとするときは、小切手を振り出し、これを債権者に直接交付することにより支払をすることができる。

(決裁等)

第9条　決裁権者が登庁不可能等により会計書類及び契約書類の決裁をできない場合にあっては、その場にいる最も上席の職員が決済権者に代わって代決するものとする。

2　対象経費の執行について緊急に行う必要があるため、決裁等を得ている暇がない場合のあっては、収支等命令者の口頭指示をもって決裁等に代えることができるものとする。

(出納員等の事務の代行等)

第10条　企業出納員が登庁不可能等により不在の場合にあっては、会計規定第2条第3項の規定を適用するものとする。

2　企業出納員を除く全職員は、現金取扱員及び物品取扱員の事務を代行することができる。

(決済システム復旧後の事務処理)

第11条　災害期間中に作成し、財務会計システム未入力の会計処理及び契約処理については、決済システムの復旧後、速やかに入力作業を行い、平常の会計事務処理及び契約事務処理に移行するよう努めるものとする。

(収納金に係る事務処理)

第12条　災害期間中に受け付けた収納金は、決済システムの復旧まで一時堅固な金庫等可能

な限り安全な方法で保管しておき、復旧後、直ちに指定金融機関等に払い込むものとする。

(補則)

第13条　この要綱に定めのない事項が発生した場合又はこの要綱の規定によってもなお処理しがたい特段の事情がある場合の会計事務及び契約事務の取扱いについては、その都度収支等命令者が判断して必要な措置を執るものとする。

附　　則

この要綱は、平成16年1月6日から施行する。

岐阜県水道災害対策実施要領

1　目的

この要領は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害発生における応急給水、水道施設の応急復旧等の実施について必要な事項を定め、もって県内の水道のライフラインとしての機能の補完又は保全を行うことを目的とする。

2　県における対策

（1）県における所管

この要領は、県営上水道用水供給事業に直接関係するものを除き、健康福祉部薬務水道課（以下「薬務水道課」という。）が所管する。

（2）状況の把握

県は、水道災害に関して、次のとおり把握するものとする。

① 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の水道関係職員、保有する応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の状況

［平常時］

水道事業者等は、毎年度当初に水道関係職員、保有する応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の状況を別紙１により保健所を通じて（岐阜市及び県営上水道用水供給事業は直接。以下同じ。）薬務水道課あて報告するものとする。

［災害発生時］

ア　水道事業者等は、次に掲げる場合にあっては、遅滞なく別紙２により保健所を通じて応援可能な資器材等の状況を薬務水道課あて報告するものとする。

・岐阜県地域防災計画に基づく岐阜県災害対策本部が設置された場合

・県において渇水対策本部又はこれに準ずる組織が設置された場合

イ　県は必要と認めるときは、アに準じて報告を求めるものとする。

ウ　ア及びイの報告は、メール又はＦＡＸ通信により行うものとする。

②水道の被害状況

水道事業者等は､別表に示す水道災害があったときは､直ちにその被害状況を、また、定期的に被害状況及び復旧状況を別紙３により保健所を通じて薬務水道課あて報告するものとする。

保健所及び保健所に置かれる事務所は、水道事業者等と協力し、その被害状況を把握するよう努めるものとする。

なお、この報告は、メール又はＦＡＸ通信により行うものとするが、必要に応じ電話により口頭で行うものとする。

（３）相互応援に関する調整

保健所は、水道災害によって被害を受けた水道事業者等（以下「被災水道事業者等」という。）から要請があった場合において、直ちに管内の応援に係る調整を行い、応援を行う水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）に要請するものとする。

なお、保健所は、管内で相互応援が不可能な場合は、薬務水道課に対して応援を依頼するものとする

［所管保健所管内で相互応援が可能な場合］

①災水道事業者等が他の水道事業者等に応援を要請するときは、原則として、別紙４により被災水道事業者等を所管する保健所に対して行うものとする。

②①により要請があった場合において、保健所は、直ちに管内の応援可能な水道事業者等との調整を行い、別紙５により応援水道事業者等に、別紙６により応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等という。）に通知するものとする。

③①及び②の連絡は、メール又はＦＡＸ通信により行うものとするが、必要に応じ電話により口頭で行うものとする。

④所管保健所が応援の調整等を行った場合は、別紙７により、遅滞なく薬務水道課あて報告するものとする。

⑤被災水道事業者等が独自の判断により県を通じず、直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに別紙８により、所管保健所を通じて薬務水道課に報告するものとする。

⑥応援の場所、詳細な条件等は応援水道事業者等と被応援水道事業者等が直接協議して決定するものとする。

⑦応援が終了した場合は、被応援水道事業者等は別紙９により、遅滞なく所管保健所を通じて薬務水道課あて報告するものとする。

［所管保健所管内で相互応援が不可能な場合］

被災水道事業者等から応援の要請等があった場合において、所管保健所区域内で相互応援が不可能であるときは、保健所は薬務水道課に対して応援に係る調整等を依頼するものとする。

この場合、別紙４から６の「保健所」は「薬務水道課」に読み替えるものとする。

［岐阜県外へ応援要請をする場合］

他都道府県の水道事業者等へ応援を要請するときは、薬務水道課は応援に係る調

整を行い、関係機関へ応援を要請するものとする。

［岐阜県外から応援要請があった場合］

他都道府県の水道事業者等から応援の要請があった場合は、薬務水道課は応援に係る調整を行い、県内の水道事業者に応援を要請するものとする。

この場合、別紙４から６の「保健所」は「薬務水道課」に読み替えるものとする。

（４）水道災害発生時の体制

県は、岐阜県地域防災計画に基づく災害対策本部、渇水対策本部又はこれに準ずる組織が設置されたとき以外の場合であって､水道災害発生により必要と認める場合は、別紙組織図により水道災害対策本部を設置し対応するものとする。

附則

この要領は平成９年４月１日から適用する。

附則

１　この要領は平成１２年４月１日から適用する。

２　この要領で、保健所に置かれる事務所が担当する事務については、その事務所を置く保健所と協調して行うこととする。

附則

この要領は平成１７年４月１日から適用する。

附則

この要領は平成１８年４月１日から適用する。

附則

この要領は平成１９年１２月２７日から適用する。

附則

この要領は平成２３年４月２０日から適用する。

別表

水道施設への被害情報及び水質事故等に関する報告について

水道施設への被害及び水質事故の種別	想定される主なケース（※１）
１．自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合	・地震による断水等の被害 （地震により管内に震度４以上の地域がある場合は、被害がない場合もその旨連絡すること） ・豪雨による断水等の被害 ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）による断水等の被害
２．渇水による断減水が発生した場合	・渇水に伴う減断水等の被害
３．事故その他の原因による断減水が発生した場合	・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害 ・水道施設の障害（例：機器故障、IT 障害による機器の停止、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害 ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故（道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの） ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染するおそれのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）
４．健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合	・水道施設や飲用井戸等における水質異常 ・飲料水を原因とする食中毒等 ・水道原水等での耐塩素性病原生物の検出
５．断減水発生事態以外 （１）水道に対するテロが発生した場合	・水質異常または断減水が発生していなくても水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合
（２）水道における情報システム障害が発生した場合	・水道における重大な情報システム障害（サイバー障害）

※１）上記のどの種別にも当てはまらないケースについても、水道水や水道施設への大きな影響が生じているもの又は懸念されるものについては、必要に応じ連絡すること。

別紙組織図

岐阜県水道災害対策本部

相　当　職	補　　職　　名	分　　掌　　事　　務
本部長	健康福祉部長	対策本部を統括し、副本部長及び本部員を統括する。
副本部長	健康福祉政策課長	対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長の職務を代行する。
本庁対策班長	薬務水道課長	本庁における災害の状況の把握、応援の要請及び調整等対策の総合指揮を行う。
本庁対策班	薬務水道課薬事麻薬・水道担当担当総括 薬務水道課薬事麻薬・水道担当	・災害の状況の把握 ・応援の要請及び調整 ・現地対策班及び関係機関との連絡調整・広報
現地対策班長	被災水道事業者等を所管する保健所長	現地における災害状況の把握、被災水道事業者との連絡調整等対策の総合指揮を行う。
現地対策班	被災水道事業者等を所管する保健所の生活衛生課長及び同課員、並びに、保健所に置かれる事務所の長及び同所員	・現地における災害の状況把握 ・被災水道事業者、本庁対策班及び関係機関との連絡調整

（注）現地対策班長については、被災水道事業者等が保健所に置かれる事務所の所管である場合においても、被災水道事業者等を所管する保健所長とする。

別紙１

水道関係職員名簿及び給水用資器材等の保有状況

市町村名		水道担当部課名	
所 在 地	〒		
電話番号		Ｆ Ａ Ｘ 番 号	

１　職員名簿

担当係名	内線番号	職　名	補　　職　　名	氏　　名	緊急時連絡先

２　給水用資器材の保有状況

資器材の種類	仕　　様	数　　量	保 管 場 所	備　　考

３　応急復旧用資器材の保有状況

資器材の種類	仕　　様	数　　量	保 管 場 所	備　　考

別紙２

応援可能な資器材等の状況報告書

令和　　年　　月　　日現在

水道事業者等名		担当者職氏名	
電　話　番　号		ＦＡＸ番号	

１　給水用資器材

種　　類	仕　　様	数　量	期　　間	備　　考

２　応急復旧用資器材

種　　類	仕　　様	数　量	期　　間	備　　考

３　応援職員

担　当　業　務	人　員	期　　間	条　　件　　等	備　　考

別紙３

水　道　事　故　報　告

（第　　報　令和　年　月　日　：　　現在）

１．水道事業名称：　　市・町　　上水道 村・事務組合　　簡易水道
２．発生日時：令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分 場所：
３．事故発生の施設名称　　水　源　・　浄水場 配水池　・　　管
４．発見の端緒
５．事故内容：
６．事故原因：　自然災害　渇水　人為的事故　水質異常　テロ　システム障害 （詳細）
７．被害状況 １）健康被害： ２）給水被害：地域 人数　　世帯数 ３）その他（上記以外の他に及ぼした障害）
８．応急処置
９．復旧日時：　令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分 （予定含む）
10．今後の対応：
11．この事故に関する問い合わせ先 担当者職氏名 電　話：　　－　　－　　ＦＡＸ：　　－　　－

※必要に応じ、位置図、水道施設フロー図等を添付すること。

別紙４

第　　号

令和　　年　　月　　日

保健所長　様

市町村長

水道災害に伴う応援の要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

１　配属希望日時

２　応援に係る内容

（１）給水用資器材及び復旧用資器材

種　　類	仕様及び数量	配 属 場 所	期　　間	備　　考

（２）応援職員

担 当 業 務	人　員	配属場所	期　　間	条 件 等	備　　考

別紙５

第　　号
令和　　年　　月　　日

市町村長　様

保健所長

水道災害に伴う応援の要請について

標記について、別添写しのとおり市町村長から要請がありましたので下記により給水用資器材等の応援について格別の御配慮をお願いします。

なお、応援に係る詳細事項については、両者間で協議願います。

記

１　配属希望日時

２　応援に係る内容

（１）給水用資器材及び復旧用資器材

種　　類	仕様及び数量	配 属 場 所	期　　間	備　　考

（２）応援職員

担 当 業 務	人　員	配属場所	期　　間	条 件 等	備　　考

別紙６

第　　号
令和　　年　　月　　日

市町村長　様

保健所長

水道災害に伴う応援の調整について

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で依頼のあった標記事項については、下記のとおり調整しましたのでお知らせします。

なお、応援に係る詳細事項については、両者間で協議願います。

記

１　配属予定日時

２　応援に係る内容

（１）給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種　類	仕様及び数量	配属場所	期　間	備　　考

（２）応援職員

応援水道事業者	担当業務	人　員	配属場所	期　間	条 件 等	備　　考

別紙７

第　　号
令和　　年　　月　　日

薬務水道課長　様

保健所長

水道災害に伴う応援の調整について

から水道災害に伴う応援の要請があり、当所管内で下記のとおり調整しましたので報告します。

記

１　配属予定日時

２　応援に係る内容

（１）給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種　類	仕様及び数量	配属場所	期　間	備　　考

（２）応援職員

応援水道事業者	担当業務	人　員	配属場所	期　間	条 件 等	備　　考

別紙８

第　　号
令和　　年　　月　　日

岐阜県知事　様
（薬務水道課）

市町村長

水道災害に伴う応援の直接要請について

標記について、直接他の水道事業者等に応援の要請をしましたので報告します。

記

１　配属（予定）日時

２　応援に係る内容

（１）給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種　類	仕様及び数量	配属場所	期　間	備　考

（２）応援職員

応援水道事業者	担当業務	人　員	配属場所	期　間	条 件 等	備　考

別紙９

第　　号
令和　　年　　月　　日

岐阜県知事　様
（薬務水道課）

市町村長

水道災害に伴う応援の終了について

令和　　年　　月　　日付け第　　号で通知のあった標記事項については、下記のとおり終了しましたのでお知らせします。

記

１　給水用資器材及び復旧用資器材

応援水道事業者	種　類	仕様及び数量	配属場所	期　間	備　　考

２　応援職員

応援水道事業者	担当業務	人　員	配属場所	期　間	条 件 等	備　　考

岐阜市緊急支援本部及び復興支援本部要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、岐阜市以外の市町村で大規模災害が発生した場合に、被災地への緊急支援を行うための岐阜市緊急支援本部（以下「緊急支援本部」という。）及び復興期の災害復旧を迅速かつ円滑に支援するための岐阜市復興支援本部（以下「復興支援本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急支援本部の設置）

第2条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、緊急支援本部を設置するものとする。ただし、岐阜市において災害が発生した場合は、市内の対応を優先する。

(1)　岐阜市以外の市町村において震度６弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき。

(2)　岐阜市以外の市町村において大規模な風水害及び火災又は事件若しくは事故が発生し、支援が必要と認められるとき。

(3)　岐阜県が岐阜県災害支援対策本部を設置し、広域的な支援が必要と認められるとき。

(4)　その他、市長が必要と認めるとき。

（緊急支援本部の所掌事務）

第3条　緊急支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　被災地の被害に関する情報の収集に関すること。

(2)　災害支援対策の決定及び各部局への指示に関すること。

(3)　被災地への人員、物資その他の支援に関すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、被災地の支援活動に必要な事項

（緊急支援本部の組織）

第4条　緊急支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3　本部員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の本部員及び会計管理者の中から本部長が指名した者とする。

4　本部長は、緊急支援本部の事務を総括する。

5　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　緊急支援本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2　本部長は、必要があると認めたときは、緊急支援本部の構成員以外の者に対し、緊急支援本部の会議への出席、意見等を求めることができる。

（支援連絡調整会議の設置）

第6条　第3条に掲げる所掌事務のうち、本部長が指示した事項について事務を行うため、緊急支援本部に支援連絡調整会議を置く。

2　支援連絡調整会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

3　会長は防災監を、副会長は都市防災部次長をもって充てる。

4　支援連絡調整会議を構成する会員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の副本部員及び会計課長の中から会長が指名した者とする。

5　支援連絡調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

6　会長は、支援連絡調整会議の事務を総括する。

7　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8　会長は、必要があると認めたときは、支援連絡調整会議の構成員以外の者に対し、支援連絡調整会議の会議への出席、意見等を求めることができる。

9　会長は、支援連絡調整会議の会議での審議事項を本部長に報告しなければならない。

（現地連絡調整チーム）

第7条　防災監は、岐阜市以外の市町村で大規模災害が発生した場合に、必要に応じ、被災市町村との連絡、調整等を行うため、都市防災部職員で編成したチーム（以下「現地連絡調整チーム」という。）を被災市町村へ派遣することができる。

2　現地連絡調整チームは、次に掲げる事務を行う。

(1)　被災市町村災害対策本部との調整

(2)　被害状況の調査

(3)　被災地のニーズ把握

(4)　前3号に掲げるもののほか、被災地の支援活動に必要な事項

3　緊急支援本部が設置されたときは、既に派遣されている現地連絡調整チームは、本部長の指揮に従うものとする。

4　防災監は、現地連絡調整チームの派遣が困難な場合は、他の方法で必要な情報を把握しなければならない。

（支援組織の編成及び派遣）

第8条　本部長は、被災市町村からの要請、現地連絡調整チームからの報告又は岐阜県災害支援対策本部等の要望に沿った支援組織を速やかに編成し、被災地へ派遣するものとする。

（復興支援本部への移行）

第9条　緊急支援本部は、市長が被災地の応急対策が概ね完了したと認めた場合は、必要に応じ、復興支援本部に移行する。

2　第3条から第6条まで及び第8条の規定は、復興支援本部について準用する。

（復興支援本部の解散）

第10条　市長は、復興支援本部を存続させる必要がなくなったと認められるときは、復興支援本部を解散する。

（事務局）

第11条　緊急支援本部及び復興支援本部の事務局は、都市防災部都市防災政策課に置く。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

各種報告書様式一覧表

様式番号	様式名称	掲　載 ページ
1	参集状況・被害状況報告書	89-90
2	職員の応援に関する要請書	91
3	労務者出役表	92
4	賃金台帳	93
5	救助日報	94-95
6	労務者従事記録	96
7	災害救助法による従事命令書	97-98
8	災害救助法による従事命令の取消命令書	99
9	災害対策基本法による従事協力命令書	100
10	災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書	101
11	災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書	102
12	災害救助法による扶助金支給申請書	103
13	災害対策基本法による損害補償費支払請求書	104
14	従事者台帳	105
15	災害派遣要請依頼について	106
16	自衛隊の撤収要請依頼について	107
17	車両使用書	108
18	輸送記録簿	109
19	輸送明細書	110
20	住家等一般被害状況等報告書	111
21	住家等一般被害調査表	112
22	社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼 社会福祉施設等被害状況等報告書	113
23	社会福祉施設等被害調査表	114
24	医療衛生施設被害状況等報告書	115
25	医療、衛生施設被害状況報告書（概況・中間・確定）	116
26	医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）	117
27	商工業関係被害状況等報告書	118
28	観光施設被害状況等報告書	119
29	農業関係被害状況報告（概況、中間、確定）	120

様式番号	様式名称	掲　載 ページ
30	農作物（農産）被害状況報告書（概況、中間、確定）	121
31	樹体被害報告書（概況、中間、確定）	122
32	畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）	123
33	蚕糸関係被害状況報告書（概況、中間、確定）	124
34	水産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）	125
35	漁船被害状況報告書（概況、中間、確定）	126
36	漁具被害状況報告書（概況、中間、確定）	127
37	水産業関係共同利用施設被害状況報告書（概況、中間、確定）	128
38	養殖施設被害状況報告書（概況、中間、確定）	129
39	養殖物被害状況報告書（概況、中間、確定）	130
40	農業（耕地）関係被害状況等報告書	131
41	林業関係被害状況等報告書	132-133
42	林地被害箇所表（概況、中間、確定）	134
43	林地荒廃防止施設災害箇所表（概況、中間、確定）	135
44	林道施設被害報告書（概況、中間、確定）	136
45	林地災害等報告書（速報）	137
46	造林地等被害（即報、概況、確定報告）	138
47	苗木被害報告書（概況、中間、確定）	139
48	苗ほ施設被害状況報告書（概況、中間、確定）	140
49	林産物被害状況報告書（概況、中間、確定）	141
50	林産物等被害状況報告書（概況、中間、確定）	142
51	林野火災被害状況報告書（概況、中間、確定）	143
52	土木施設被害状況報告書	144-145
53	都市施設被害状況報告書	146
54	教育・文化関係被害状況等報告書	147-148
55	市有財産被害状況等報告書	149
56	市有財産被害調査表	150
57	消防職団員活動状況報告書（概況・中間・確定）	151
58	総合被害状況調	152
59	法定被害状況報告書	153
60	災害総合被害状況調	154

様式番号	様式名称	掲　載 ページ
61	即時報告（災害即報）	155
62	災害状況即報・中間調査即報・確定（詳細）調査報告	156
63	世帯構成員別被害状況	157
64	り災証明書	158-159
64 の 2	り災証明願	160
65	仮り災証明書	161
66	住宅総合災害対策報告書	162
67	応急仮設住宅入居該当世帯調	163
68	住宅応急修理該当世帯調	164
69	障害物除去該当世帯調	165
70	医薬品等調達要請書	166
71	医療班出動編成表	167
72	被災教科書報告書	168
73	救助実施記録日計票	169
74	救助の種目別物資受払状況	170
75	避難所設置及び収容状況	171
76	避難所用施設及び器物借用整理簿	172
77	災害救助食糧（米穀・乾パン）緊急引渡申請書	173
78	炊出し給与状況	174
79	炊出し協力者、奉仕者名簿	175
80	飲料水の供給簿	176
81	救助用物資引継書	177
82	救助用物資割当台帳	178
83	物資の給与状況	179
84	応急仮設住宅入居者台帳	180
85	災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書	181
86	住宅応急修理記録簿	182
87	障害物除去記録簿	183
88	医療班医薬品衛生材料使用記録	184-185
89	病院診療所医療実施状況	186
90	助産台帳	187
91	被災者救出状況記録簿	188

様式番号	様式名称	掲　載 ページ
92	遺体捜索状況記録簿	189
93	遺体捜索機械器具修繕簿	190
94	遺体の取り扱い台帳	191
95	医療救護活動報告書	192
96	遺体取扱い票	193
97	遺体及び所持品引取書	194
98	埋葬台帳	195
99	災害防疫経費所要額調	196-197
100	災害防疫業務完了報告書	198
101	廃棄物処理施設被害状況の報告について	199-200
102	災害廃棄物処理事業の報告について	201-202
103	災害により被災した児童生徒数調	203
104	市立学校生徒等被災状況報告書	204
105	私立学校施設被害状況報告書	205
106	被災児童生徒及び教職員数調	206
107	学校給食用物資被害状況報告書	207
108	児童生徒被災状況報告書	208
109	被災児童生徒名簿	209
110	学用品引継書	210
111	学用品の給与状況	211
112	義援金品拠出者名簿	212
113	義援金品引継書	213
114	義援金品受領書	214
115	現金出納簿	215
116	義援金品受払簿	216
117	干害被害報告書	217

（様式1号）

参集状況・被害状況報告書（表面）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部　　年　　月　　日　午前・午後　　時現在

班名（課名）	参集者数

※各部主管課が取りまとめ、災害対策本部事務室長へ報告する。

（様式 1号　つづき）

参集状況・被害状況報告書（裏面）

災害の種別				災害発生日時		年　月　日　時		
災害発生場所								
報告者	部課名			氏名				
人的被害	死者	ア	行不明方	イ	負傷			
					負傷	ウ	軽傷	エ
	人		人		人		人	

区分			軒数　①	世帯数　②	人員　③
住家の被害	全壊（焼）	オ	（　　）棟	世帯	人
	流失	カ	（　　）		
	半壊（焼）	キ	（　　）		
	床上浸水	ク	（　　）		
	小計	ケ	（　　）		
	床下浸水	コ	（　　）		
	一部破損	サ	（　　）		
	合計	シ	（　　）		
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等	ス			
	官公署庁舎、学校、病院等	セ			

（様式2号）

職員の応援に関する要請書

１　応援を要請する班の名称

２　要請理由

３　期間又は日時

４　人員（名）

５　作業場所

６　作業内容

７　携帯品等

８　その他派遣職員の条件

（様式 3号）

労 務 者 出 役 表

出　　役　　表			
（雇上機関名）			
労務者	住　所		
	氏　名	（　　才）	
就　　労　　状　　況			
月　日	歩　合	従　　事　　作　　業	監督者認印
備考　１　上の表は毎日就労前に係員に提出し終了後係員から受け取って下さい。 ２　作業終了後又は係員が提出を求めたときは提出して下さい。			

（様式 4号）

賃　金　台　帳

（作業種別）

住　所	氏　名	日　額	月　日				基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計	名		名	名	名	名					

（注）　１　本台帳は、作業の種別によって口座を別にすること。

２　各日別就労状況は、１日就労者は「〇」と表示する。又５時間時間外に就労した者は「〇5」と表示すること。

３　本様式の日別欄は適宜増加し、さらに所得税等控除を要するときは、所要欄を適宜増加すること。

（様式 5号）

救　助　日　報

<table>
<tr><td colspan="2">報告機関</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受信機関</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受信者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告時限</td><td colspan="2">月　日　時現在</td><td colspan="2">受信時間</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="6">避難所開設</td><td rowspan="2">開設期間</td><td>開設日時</td><td>日　時</td><td rowspan="3">被服寝具生活必需品給与</td><td colspan="2">県より受入又は前日よりの繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td>閉鎖予定日</td><td>月　日</td><td rowspan="2">本日支給</td><td>全失世帯数</td><td>（　世帯）
点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存建物</td><td>個所数</td><td>カ所</td><td>半失、床上浸水世帯数</td><td>（　世帯）
点</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td>人</td><td colspan="2">翌日への繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野外仮設</td><td>個所数</td><td>カ所</td><td rowspan="5">医療、助産救助</td><td rowspan="2">医療班</td><td>医療班出動数</td><td>カ班</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td>人</td><td>救助地区</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">炊き出し</td><td rowspan="2">炊き出し期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td rowspan="2">診療者数</td><td>医　療</td><td>人</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td>助　産</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">炊き出し箇所数</td><td>カ所</td><td rowspan="3">医療機関</td><td rowspan="2">医療</td><td>施設数</td><td>カ所</td></tr>
<tr><td rowspan="4">炊き出し人員</td><td>朝</td><td>人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>昼</td><td>人</td><td rowspan="2">助産</td><td>施設数</td><td>カ所</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="5">給水</td><td colspan="2">供給地区数</td><td>地区</td><td rowspan="5">り災者救出</td><td>救出地区</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">供給実人員</td><td>人</td><td colspan="2">救出をした人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給水量</td><td></td><td colspan="2">今後救出を要する人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td colspan="2">救出終了予定日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td rowspan="2">救出の方法</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>給水方法</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（様式5号 つづき）

<table>
<tr><td rowspan="8">学用品支給</td><td colspan="3">県より受入れ又は前日よりの繰越量</td><td>点</td><td rowspan="8">死体の処理</td><td colspan="2">死亡原因別人員</td><td>体</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本日支給</td><td rowspan="2">小学生</td><td>全失世帯</td><td>（　　人）
点</td><td rowspan="3">死体処理</td><td rowspan="2">死体</td><td>死体洗浄</td><td>体</td></tr>
<tr><td>半失(床上浸水)世帯</td><td>（　　人）
点</td><td>死体縫合</td><td>体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学生</td><td>全失世帯</td><td>（　　人）
点</td><td>処理</td><td>死体消毒</td><td>体</td></tr>
<tr><td>半失(床上浸水)世帯</td><td>（　　人）
点</td><td>死体保存</td><td>既存建物利用</td><td>ヵ所</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌日への繰越量</td><td>点</td><td>仮設建物</td><td>ヵ所</td></tr>
<tr><td rowspan="5">埋葬救助</td><td colspan="3">前日までの埋葬</td><td>体</td><td colspan="2">死体処理機関</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">本日埋葬</td><td>大人</td><td>体</td><td colspan="2">今後死体処理を要する死体</td><td>体</td></tr>
<tr><td>小人</td><td>体</td><td rowspan="3">障害物除去</td><td colspan="2">死体処理終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td>計</td><td>体</td><td colspan="2">障害物除去を要する戸数</td><td>戸</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌日以降の要埋葬数</td><td>体</td><td colspan="2">本日除去した戸数</td><td>（計　戸）
戸</td></tr>
<tr><td colspan="3">埋葬終了予定月日</td><td>月　日</td><td colspan="2">今後除去を要する戸数</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="6">死体の捜索</td><td colspan="2">捜査地区</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">障害物除去の終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死体</td><td>捜査を要する死体</td><td>体</td><td rowspan="3">輸送</td><td colspan="2">公用車使用</td><td>台</td></tr>
<tr><td>本日発見死体</td><td>体</td><td colspan="2">借上車使用</td><td>台</td></tr>
<tr><td>今後の要捜索死体</td><td>体</td><td colspan="2">救助の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">捜査の方法</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">人夫</td><td colspan="2">人夫雇上数</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="3">捜査終了予定月日</td><td>月　日</td><td colspan="2">従事作業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮設住宅</td><td colspan="3">着工月日</td><td>戸
月　日</td><td colspan="2">その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">竣工月日</td><td>戸
月　日</td><td rowspan="2">備考</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅修理</td><td colspan="3">着工月日</td><td>戸
月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">竣工月日</td><td>戸
月　日</td></tr>
</table>

（様式6号）

労 務 者 従 事 記 録

※提出先　本部事務室	災害名		出勤日	月　日	所属部課		報告者	氏名	No.	／

No.	労 務 者 住 所	労 務 者 氏 名	従 事 時 間	仮眠時間等	従 事 内 容	備　考
1			時　分から 時　分まで			
2			時　分から 時　分まで			
3			時　分から 時　分まで			
4			時　分から 時　分まで			
5			時　分から 時　分まで			
6			時　分から 時　分まで			
7			時　分から 時　分まで			
8			時　分から 時　分まで			
9			時　分から 時　分まで			
10			時　分から 時　分まで			

（注　１　）　課単位に1日1枚ずつ作成すること。
（注　２　）　従事内容は具体的に記入すること。
（注　３　）　時刻表示は24時制とすること。

（様式 7号）

災害救助法による従事命令書（表面）

公　　用　　令　　書

公用令書発行番号	第　　号

住　所

職　業

氏　名

年　　月　　日生

（法人その他の団体にあってはその名称及び事業の種類）

災害救助法第 24 条の規定に基づき、次のとおり救助業務に従事することを命ずる。

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間
出頭すべき日時場所	

（法人その他の団体にあっては従事すべき業務の計画その他必要と認める事項を記載すること。）

年　　月　　日

岐阜市長　　㊞

切 取 線

年　　月　　日　　午　前　後　　時　　分

岐阜市長 殿

住　所

氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

受　　領　　書

公用令書（　　年　　月　　日付第　　号）を受領しました。

（様式7号　つづき）

災害救助法による従事命令書（裏面）

令書の交付を受けた者の心得

1　この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。

2　この令書の交付を受けた者は、傷病、疾病等により指定の日時に出頭することができない場合には医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断者を得られないときは、警察官の証明書）を添えて知事に遅滞なく届け出ること。

3　この令書の交付けを受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添えて知事に遅滞なく届け出ること。

4　この令書の交付けを受けた者で旅費の前払を受けなければ出頭することができない者は、居住者の市町村長にこの令書を提示して立替払を請求することができる。

5　この令書の交付を受けた者が命令に従わないときには、災害救助法第 45 条の規定により 6 月以下の懲役又は 50,000 円以下の罰金に処せられる。

（様式 8号）

災害救助法による従事命令の取消命令書

公用取消令書番号	第　　号
公用令書発行番号 年 月 日	第　　号 年　月　日

公 用 取 消 令 書

住 所

職 業

氏 名

（法人その他の団体にあたってはその名称及び事業の種類）

年　月　日付第　　号の公用令書にかかる従事命令は、その必要がなくなったのでこれを取り消す。

年　月　日

岐阜市長　　印

切取線

年　月　日　午 前 後　時　分

岐阜市長 殿

住 所

氏 名　　印

（法人その他の団体にあたってはその名称及び事業の種類）

受 領 書

公用令書（　年　月　日付第　号）を受領しました。

（様式 9号）

災害対策基本法による従事協力命令書

従事協力　第　　号

公　用　令　書

住　所

氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　従事協力　を命ずる。

年　　月　　日

岐阜市長　　㊞

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出動すべき日時	
出動すべき場所	
備　　考	

（注）１　用紙は、A4 とする。
２　受領書は、別紙にて様式 1 号に準じて作成する。
３　令書の交付を受けた者の心得は、別紙にて様式 1 号に準じて作成し、令書とともに交付する。

（様式10号）

災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書

変更第　　号

公　用　変　更　令　書

住　所

氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日付第　　号）かかる処分を次のとおりしたので、同法施行令書第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

岐阜市長　　㊞

変更した処分の内容

（注）１　用紙は、A4とする。
　　２　受領書は、別紙にて様式 1 号に準じて作成する。

（様式11号）

災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書

取消第　　号

公　用　取　消　令　書

住　所

氏　名

災害対策基本法第 71条の規定に基づく公用令書（　　年　月　　日付第　　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令書第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

岐阜市長　　㊞

（注）１　用紙は、A4とする。
　　２　受領書は、別紙にて様式 1 号に準じて作成する。

（様式12号）

災害救助法による扶助金支給申請書

年　　月　　日

岐阜市長　殿

住　　所

氏　　名　　㊞

災害救助法による　　扶助金支給申請書

災害救助法第 29 条の規定により扶助金を支給されたく別添書類を添えて申請します。

負傷、疾病又は死亡した者の住所　氏名	
負傷、疾病又は死亡の日時及び場所	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の程度及び身体の状況	
公用令書の発付年月日及び番号	

	氏　名	本人との続柄	生年月日	職　業	備　考
負傷、疾病又は死亡した者の主な親族の状況					

（注）１　表題空白箇所には「療養、休養、障害、遺族、蔡祭、打切」の該当事項を記載する。

２　本申請書には、次の書類を添付するものとする。

（1） 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書

（2） 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書

（3） 遺族扶助金又は蔡祭扶助金については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類

（4） 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他に収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

（5） 打切扶助金については、療養の経過、病状全快までの見込期間等に関する医師の意見書

（様式13号）

災害対策基本法による損害補償費支払請求書

損害補償支払請求書　　請求第　　回

災害に伴う応急措置の業務に従事したの者に対する損害賠償に関する条例第 2 条の規定による障害補償費を支給されたく別添書類を添えて請求します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

岐阜市長 殿

請求金額　　円

損害補償の項目	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切補償	
負傷、疾病又は死亡した者の住所氏名	住　所	
	氏　名	
負傷、疾病又は死亡した日時及び場所	日　時	
	場　所	
負傷、疾病又は死亡の原因		
傷病名、傷病の程度及び身体の状況		
公用令書の発行年月日及び番号		

（摘　要）

（注）１　本申請書には、次の書類を添付するものとする。
（1）療養補償　医師の診断書及び療養に関する請求書又は領収書
（2）休業補償　負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等補償を必要とする理由を詳細に記載した書類
（3）損害補縄　身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書
（4）遺族、葬祭補償　医師の診断書及び死亡者との関係を証明する書類
（5）打切補償　療養の経過、症状全快までの見込期間等に関する医師の意見書
（6）市町村長が従事命令を発したときは公用令書又は従事命令を発した旨の市町村長の証明書
２　損害補償の種目欄は 、□ で該当事項を囲むこと。
３　請求第　回の欄には損害補償の同一種目についての請求回数を記載すること。
４　用紙は A4 とする。

（様式14号）

従 事 者 台 帳

公用令書発行番号	第　　号
公用令書発行年月日	年　月　日

救 助 従 事 者 台 帳

住　所

職　業

氏　名

年　月　日生

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
公用令書取消理由	
負傷、疾病又は死亡の日時	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の種類及び身体の状況	
備　考	

負傷、疾病又は死亡した者の主な親族	氏　名	本人との続柄	生年月日	職　業	備　考

扶助金支給欄	扶助金の種類	金　額	支給年月日	備　考

（注） 災害救助以外についても本様式に準じて作成する。

（様式15号）

第　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　殿

岐阜市長　　㊞

災害派遣要請依頼について

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
（1）　災害の状況
（2）　派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域及び活動内容
（1）　派遣区域
（2）　活動内容

4　その他参考となるべき事項

（様式16号）

第　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　殿

岐阜市長　　㊞

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時

年　　月　　日　　時　　分

2　派遣要請依頼日時

年　　月　　日　　時　　分

3　撤収作業場所

4　撤収作業内容

（様式17号）

車 両 使 用 書

輸 送 機 関		部　　班
使 用 責 任 者 職 氏 名		㊞
車 両	所 属	
	番 号	岐 ・ 岐阜 ・ 飛騨
使 用 の 目 的 内 容		
使 用 区 間 又 は 場 所		
使 用 月 日		月　日　時 ～　月　日　時
備 考		

（注） 1 用紙は A4 とする。
2 舟艇の場合は、本様式に準じて作成する。

（様式18号）

輸　送　記　録　簿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借り上げ等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円								
計													

（注）　1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借り上げ車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
4 借り上げ等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借り上げ費を記入すること。

（様式19号）

輸　送　明　細　書

従事会社名			会社住所		
車両番号			運転手配		
出庫時間	帰庫時間	稼動時間	走行ｋｍ数	請求金額	備　考
作　業　内　容					
発　地	着　地	作業内容	ｋｍ数（回数）	請求金額	備　考
計					

（注）１　用紙は、A4 とする。
　　２　借り上げ料は、無料の車両であっても燃料費等の請求をするときは、本様式を請求書に添付する。
　　３　舟艇の借り上げ料等を請求するときは、本様式に準じて作成し、請求書に添付する。

（様式 20号）

住 家 等 一 般 災 害 状 況 等 報 告 書

住家一般災害状況等報告書	（概況 / 中間 / 確定）		
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の期限	月　日　時現在	発信時刻	月　日　時　分
発信機関		発信機関	
報告者		発信者	

人的被害	死者	ア	行不明方	イ	負傷			
					負傷	ウ	軽傷	エ
	人		人		人		人	

区分			軒数 ①	世帯数 ②	人員 ③
住家の被害	全壊（焼）	オ	（　　）棟	世帯	人
	流失	カ	（　　）		
	半壊（焼）	キ	（　　）		
	床上浸水	ク	（　　）		
	小計	ケ	（　　）		
	床下浸水	コ	（　　）		
	一部破損	サ	（　　）		
	合計	シ	（　　）		
非住家の被害	倉庫、土蔵、車庫、納屋等	ス			
	官公署庁舎、学校、病院等	セ			

避難の指示、勧告の状況

種別 / 人員等 / 月日時	知事		市町村長		水防管理者		警察官		自衛官		計		摘要
	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	地区数	人員	
月 日 時 分		人		人		人		人		人		人	
月 日 時 分													
月 日 時 分													
月 日 時 分													
計													

主な被害地域（市町村）	市町村	全壊（焼）	流失	半壊（焼）	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	

（公営住宅の被害棟数を（　　）内書する。）

（様式 21号）

住家等一般被害調査表

<table>
<tr><td colspan="2">決定り
災区分</td><td></td><td colspan="2">り災台帳
番号</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">自治会又
は地区名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">り災
世帯</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>住所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害
種別</td><td></td><td colspan="2">り災
年月日</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">り災の
場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="11">り災の状況</td><td colspan="2">人的被害</td><td>死者</td><td colspan="2">行方
不明</td><td colspan="2"></td><td>重傷</td><td></td><td>軽傷</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">計</td></tr>
<tr><td colspan="3">区分</td><td>全焼</td><td>全壊</td><td>流失</td><td>半焼</td><td>床上
浸水</td><td>床下
浸水</td><td>一部
破損</td><td>建物
延面積</td><td>災害
床面積</td><td>被害面積</td><td>被害額</td></tr>
<tr><td colspan="3">住家被害</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟
(%)</td><td>m^2</td><td>m^2</td><td>%</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の建物</td><td>倉庫
土蔵</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>m^2</td><td>m^2</td><td>%</td><td>円</td></tr>
<tr><td>納屋</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工場</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>家財</td><td>日用品</td><td></td><td></td><td>%</td><td>被服寝具</td><td>%</td><td>炊事
用具</td><td colspan="2">%</td><td>その他</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住家の内容</td><td>種 別</td><td colspan="3">自家、借家、借間</td><td colspan="2">戸数比率</td><td colspan="3">—
10</td><td>戸</td></tr>
<tr><td rowspan="7">世帯構成</td><td colspan="2">氏 名</td><td>続 柄</td><td>性別</td><td>年齢</td><td>職業</td><td>学校(学年)</td><td>備考</td><td colspan="3">構成内訳</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>世帯主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">大人</td><td>男</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">中学</td><td>男</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">小学</td><td>男</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">幼児</td><td>男</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>女</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">乳幼児</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">計</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="12">（在留者氏名住所等）</td></tr>
<tr><td>調査
月日</td><td></td><td colspan="2">調査者
氏名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">調査補助者
氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（様式22号）

社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼
社会福祉施設等被害状況等報告書

報告段階別	概況 ・ 中間 ・ 確定	報告区分別	施設 ・市町村 ・支部計 ・県計
災害の種別		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生（危険）場所			
報告の時限	月 日 時 現在	受信時刻	月 日 時 分
発信機関		受信期間	
発信者		受信者	

Ⅰ 社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況

		記号	数単位	a 生保施設 ①数	a 生保施設 ②人数	b 老人・介護施設 ③数	b 老人・介護施設 ④人数	c 障害者施設 ⑤数	c 障害者施設 ⑥人数	d 女性・児童施設 ⑦数	d 女性・児童施設 ⑧人数	e 国保施設数 ⑨数	e 国保施設数 ⑩人数	f 計 ⑨数	f 計 ⑩人数
対応	休所	ア	施設												
対応	避難	イ	施設												

主な施設（施設名）（市町村）	市町村名	施設名	対応状況

Ⅱ 社会福祉施設等被害状況

		記号	数単位	g 生保施設 ①数	g 生保施設 ②人数	h 老人・介護施設 ③数	h 老人・介護施設 ④人数	i 障害者施設 ⑤数	i 障害者施設 ⑥人数	j 女性・児童施設 ⑦数	j 女性・児童施設 ⑧人数	k 国保施設数 ⑨数	k 国保施設数 ⑩人数	m 計 ⑨数	m 計 ⑩人数
建物	全焼壊	ウ	棟												
建物	流失	エ	棟												
建物	半焼壊	オ	棟												
建物	床上浸水	カ	棟												
建物	床下浸水	キ	棟												
建物	一部破損	ク	棟												
建物	小計	ケ	棟												
敷地		コ	ヶ所												
その他財産		サ	件												
物品		シ	件												
計		ス	件												
施設数		セ		①		②		③		④		⑤		⑥	

主な被害状況（施設名）（市町村）	市町村名	施設名	被害程度

注 1、「Ⅰ社会福祉施設等対応状況報告書」 は、災害発生の危険に備えて施設等で対応（休所・避難）した結果を随時報告し、「Ⅱ社会福祉施設等被害状況報告書」は、災害発生後の被害状況を随時報告すること。

注 2、「Ⅰ社会福祉施設等対応状況」欄には、災害発生の危険に備えて施設等で対応状況（休所・避難）を「Ⅱ社会福祉施設等被害状況」欄には、災害発生後の被害状況について記入すること。

注 3、「報告段階別」欄は、概況・中間・確定のいづれかを〇で囲むこと。

注 4、「報告区分」欄は、施設・市町村・支部計・県計いづれかを〇で囲むこと。

注 5、「老人・福祉施設」欄には、原則として老人福祉施設・老人保健施設・介護事業所を含む。但し、「Ⅰ－b 老人・介護施設」欄では介護事業者を対象と対象としない。

注 6、「障害者施設」欄には、原則として障害児施設を含む。 但し、「Ⅰ－ｃ障害者施設」欄では、法定外小規模授産所を対象としない。

注 7、「女性・児童施設」欄には、原則として障害児施設を含む。 但し、「Ⅰ－ｄ女性・児童施設」欄では保育所を対象としない。

注 8、「主な施設」欄及び「主な被害状況」欄には、施設名・所在市町村・対応状況又は被害状況を記入すること。

（様式23号）

社会福祉施設等被害調査表

施　設　名				被 災 地	
被害、施設、設備名		数　　量	単　価	金　　額	概　　要
施設被害	（例） 第1入所棟	150 m^2	円 40,000	円 2,000,000	全壊
設備被害	（例） 給食施設	1式		50,000	くど、釜破損使用不能
物品被害	（例） 給食原材料	60kg	130	7,800	米60kg水入使用不能
その他	（例） 人的被害	3名	－	－	死者 1 甲野太郎(収容者) 重傷 1 乙山一郎(収容者) 軽傷 1 丙川花子(事務員)

（様式24号）

医療衛生施設被害状況等報告書

医療、衛生施設被害報告書（概要・中間・確定）

災害の種類		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	①施設数	②棟数	③被害額（千円）	区分		記号	①施設数	②棟数	③被害額（千円）
医療施設	病院	国立	ア				衆衛生施設	食鳥処理場	シ			
		公的	イ					火葬場	ス			
		民間	ウ					保健センター	セ			
	診療	国立	エ					母子健康センター	ソ			
		公的	オ					死亡獣蓄取扱場	タ			
		民間	カ					集団給食施設	チ			
	歯科診療所		キ					その他	ツ			
	助産所		ク					計	テ			
	その他		ケ				水道施設	上水道	ト			
	計		コ					簡易水道	ナ			
公と蓄場			サ					専用水道	ニ			
								その他	ヌ			
								計	ネ			
							その他		ノ			
							合計		ハ			

被害施設の状況

区分	市町村名	施設名	被害の程度	応急措置	応援の要否・その他
医療施設					
公衆衛生施設					

防疫

措置

1　感染症予防第35条第1号の選任　要・否
2　消毒方法・清潔方法の指示　要・否
3　そ族昆虫駆除地域指定　要・否
4　家用水供給の支持　要・否
5　代執行の必要性　要・否
6　応援の必要性　要・否

（要の場合市町村名及び地区名）

防疫活動

1　感染病発生市町村名　病名　（真性　名　擬似　名　保菌者　名）
2　実施概要

市町村	防疫活動 市町村（人）	防疫活動 保健所（人）	消毒実施（戸）	清潔実施（戸）	そ族昆虫駆除（戸）	検病調査（戸）	所要経費概要（千円）

（様式25号）

医療、衛生施設被害状況報告書（概況・中間・確定）

1 災害の種別　　2 報告日時　　年　　月　　日

区分																			計	
				施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	施設数（棟）	被害額 千円	①施設 ②数（棟）	③被害額 千円
医療施設	病院	国立	ア																		
		公的	イ																		
		民間	ウ																		
	一般診療所	国立	エ																		
		公的	オ																		
		民間	カ																		
	歯科診療所		キ																		
	助産所		ク																		
	その他		ケ																		
	小計		コ																		
公衆衛生施設	と蓄場		サ																		
	食鳥処理場		シ																		
	火葬場		ス																		
	保健センター		セ																		
	母子健康センター		ソ																		
	死亡獣蓄取扱場		タ																		
	集団給食施設		チ																		
	その他		ツ																		
	小計		テ																		
その他			ノ																		
合計			ハ																		

（様式26号）

医療、衛生施設被害状況報告書 （水道施設）

（　　／　　現在）　　報告水道事業者名（課名）：　　担当 ：　　連絡先

No	被害業者体名	被害発生状況	給水制限状況（断水又は濁水等）	給水制限開始時刻	断水等の影響		復旧対策状況（系統変更、給水車対応等）	復旧		給水制限終了時刻	未復旧		状況確認日時
					戸数	人口		戸数	人口		戸数	人口	

注 1）「被害発生状況」 には、発生日時、 水道施設の名称、被害額等を記入する。また、災害現場写真もファイルで添付する。

注 2）「復旧対策状況」 には、 今後の見通しも記入する。

（様式27号）

商工業関係被害状況等報告書

商工業関係被害状況等報告書　（概況 / 中間 / 確定）

災害の種別		災害の発生年月日	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信期間	
発信者		受信者	

区分			記号	一般被害						共同施設被害		被害計		うち建物被害		
				建物、施設				製品、商品、仕掛品		件数	被害額	件数	被害額	被害	浸水建物	
				全失		その他								棟数	床上	床下
				件数①	被害額②	件数③	被害額④	件数⑤	被害額⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
					千円		千円		千円		千円		千円	棟	棟	棟
中小企業者	工業	繊維	ア													
		機械金属	イ													
		木工	ウ													
		紙	エ													
		陶磁器	オ													
		その他	カ													
	商業		キ													
	鉱業		ク													
	サービス業		ケ													
	その他		コ													
	計		サ													
その他の事業者	工業	繊維	シ													
		機械金属	ス													
		木工	セ													
		紙	ソ													
		陶磁器	タ													
		その他	チ													
	商業		ツ													
	鉱業		テ													
	サービス業		ト													
	その他		ナ													
	計		ニ													
合計			ヌ													

間接損害額	区分		記号	損害額	主な被害地域	住所	施設名（種別）	被害程度
	除雪、排水等の災害対策に要した経費	中小企業者	ネ					
		その他事業者	ノ					
		計	ハ					
	その他災害の発生により生じた損害額	中小企業者	ヒ					
		その他事業者	フ					
		計	ヘ					

（様式28号）

観 光 施 設 被 害 状 況 等 報 告 書

観光施設被害状況等報告書	（概況 / 中間 / 確定）		
災害の種別		災害の発生年月日	年　月　日　時
災害の発生場所			
発信の期間	月　日　時 現在	発信時刻	月　日　時　分
発信機関		発信機関	
発信者		受信者	

区分	記号	一般被害						共同被害						被害計		うち建物被害		
		建物、施設						建物、施設									浸水建物	
		全失		その他		計		全失		その他		計		件数	損害額	被害棟数	床上	床下
		件数 ①	損害額 ②	件数 ③	損害額 ④	件数 ⑤	損害額 ⑥	件数 ⑦	損害額 ⑧	件数 ⑨	損害額 ⑩	件数 ⑪	損害額 ⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
公営宿泊施設	ア		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	棟	棟	棟
キャンプ場、バンガロー村	イ																	
その他観光施設	ウ																	
計	エ																	

主な被害地域	住所	施設名（種別）	損害程度

（様式29号）

農業関係被害状況報告

（概況 / 中間 / 確定）

災害の種類		災害発生の日時	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

			符号	件数①	被害額②	備考
施設等	共同利用施設	耕種関係	ア	件	千円	
		畜産関係	イ			
		蚕糸関係	ウ			
		園芸関係	エ			
		その他	オ			
		自然牧野	カ			
		計	キ			
	非共同利用施設	耕種関係	ク			
		畜産関係	ケ			
		蚕糸関係	コ			
		園芸関係	サ			
		その他	シ			
		自然牧野	ス			
		計	セ			
	地方公共団体施設	耕種関係	ソ			
		畜産関係	タ			
		蚕糸関係	チ			
		園芸関係	ツ			
		その他	テ			
		自然牧野	ト			
		計	ナ			
	合計		ニ			

			符号	数量①	被害額②	冠浸水面積	
						冠水③	浸水④
農作物等	農作物	水陸稲	ヌ	ton	千円	ha	ha
		麦類	ネ	ton			
		雑穀、いも、豆類	ノ	ton			
		野菜	ハ	ton			
		果樹	ヒ	ton			
		花き	フ				
		茶	ヘ	荒茶換算 ton			
		工芸作物	ホ				
		桑	マ	繭換算 ton			
		飼料作物	ミ	ton			
		その他	ム	ton			
		小計	メ				
	樹体	果樹	モ	ha			
		茶樹	ヤ	ha			
		桑樹	ユ	ha			
		小計	ヨ				
	家畜等	家蓄（家きんを含む）	ラ	頭羽			
		畜産物	リ	ton			
		蚕繭	ル	ton			
		小計	レ				
	在庫品		ロ				
	合計		ワ				
総合計			ン				

主な被害地域	市町村名	被害額			被害額程度
		農産	畜産	蚕業	

（様式30号）

農作物（農産）被害状況報告書（概況 / 中間 / 確定）

災害の種類						調査年月日		年　月　日　現在					（市町村、支部計、県計）			
区分	作物名	総栽培面積	基準生産量	単価 t当たり	基準生産額	被害程度別面積 30%未満	30～50%未満	50～90%未満	90%以上	計	被害減収量	減収金額	冠浸水面積 冠水	冠浸水面積 浸水	被害戸数 総数	被害戸数 うち30%以上
		ha	t	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	t	千円	ha	ha	戸	戸
稲	水稲															
	陸稲															
麦類	小麦															
	六条大麦															
	裸麦															
	二条大麦															
	計															
雑穀	だいず															
	計															
	かんしょ															
	ばれいしょ															
	さといも															
	にんじん															
	だいこん															
	トマト															
	きゅうり															
	なす															
	いちご															
	ピーマン															
	たまねぎ															
	はくさい															
	キャベツ															
	レタス															
	ほうれんそう															
	スイートコン															
	えだまめ															
	小計															
自給野菜																
野菜計																
果樹	かき															
	なし															
	もも															
	くり															
	みかん															
	計															
花き	切花等															
	鉢もの類															
	花木類															
	計															
茶																
工芸作物	こんにゃく															
	たばこ															
	その他															
	計															
総計																

（様式31号）

樹体被害報告書（概況、中間、確定）

災害の種類				調査年月日		年　月　日現在				備考
種類名			栽培面積	被害面積	被害程度別面積			被害額	被害戸数		
					30%未満	30～70%	70%以上		総数	うち30%以上	
			ha	ha	ha	ha	ha	千円			
果樹		成園									
		未成園									
		小計									
		成園									
		未成園									
		小計									
		成園									
		未成園									
		小計									
		成園									
		未成園									
		小計									
		成園									
		未成園									
		小計									
		成園									
		未成園									
		小計									
		成園									
		未成園									
		小計									
	計										
茶樹	成園										
	未成園										
	計										
合計											

＊栽培面積は統計数値とする。

注　1「樹種名」欄については、被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する。（かき、くり、もも、なし、みかん等。）

2「備考」欄には、主な被害の態様を記入する。

3「被害程度別面積」の「30%未満」、「30%～70%未満」、「70%以上」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。

〔　果　樹　〕

（1）樹体損傷の程度

ア「70%以上」とは、樹体が流失、埋没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくは甚だしく裂けたもの、70%以上の幹が裂け若しくは折れる等の損傷を受けたもの又これ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの。

イ「30%～70%未満」とは、30%以上、70%未満の主枝が裂け又は折れ、結果枝等の損傷が大きいかこれに準ずるもの。

ウ「30%未満」とは、30%未満の主枝が裂け又は折れ、結果枝が若干折損しているか、これに準ずるもの。

（2）落葉の程度

（樹の維持あるいは来年以降の再生産を行うための葉の被害）

ア「70%以上」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの。

イ「30%～70%未満」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%以上、70%未満と認められるもの。

ウ「30%未満」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの。

〔　茶　樹　〕

ア「70%以上」とは、樹体が流失、埋没したもの、70%以上の枝、幹が折損したもの、地下部が流失又は折損し、50%以上の茶樹が傾斜、倒伏あるいは根部が露出したもの、古葉の70%以上が落葉、萎ちょう、枯死あるいは折損したもの又はこれ以外の損傷を受け、改植又は台刈を要するもの。

イ「30%～70%未満」とは、30%以上の枝幹が枯死あるいは折損したもの、古葉の30%以上、70%未満が落葉、萎ちょう、枯死あるいは折損したもの。

ウ「30%未満」とは、30%以下の枝幹が枯死あるいは折損したもの、古葉の30%程度が落葉、葉の萎ちょう、枯死したもの。

4「被害額」の欄は、程度ごとに品種別の被害面積を測定し、それぞれの面積に樹体評価額と平均被害率（樹体損失率）を乗じて合計する。

この場合、樹体評価額は、東海農政局岐阜統計事務所の「農林畜産業用固定資産評価基準」の育成価を基準として、次のとおり算定する。

（1）未成園の樹体評価額＝被害時の育成年次の評価額

（2）成園の樹体評価額＝育成価一（成園としての経過年数×減価償却額）

ただし、上式によって算出された額が育成価の100分の20を下回る場合は、育成価の100分の20に相当する額を成園の樹体評価額とする。

（様式32号）

畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）

災害の種類		調査年月日	年　月　日　現在	

1 飼育作物

作物名	総栽培面積	基準生産量	単位（t当たり）	基準生産額	被害程度別面積 30%未満	30～50%未満	60～90%未満	90%以上	計	被害戸数 総数	うち30%以上	被害減収量	減収金額
牧草	ha	t	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	戸	戸	t	千円
とうもろこし													
ニューソルゴー													
計													

2 家畜及び畜産物

種類名			死亡・廃棄 被害数量	単価	被害額	傷害・疫病 被害数量	単価	被害額	計 被害額	備考
家畜	乳用牛	成牛（生後1年以上）	頭羽数	円	千円	頭羽数	円	千円	千円	
		子牛（生後1年未満）								
		計								
	肉用牛	成牛（生後1年以上）								
		子牛（生後1年未満）								
		計								
	豚	成豚（生後100日以上）								
		子豚（生後100日未満）								
		計								
	採卵鶏	成鶏（フ化後5ヶ月以上）								
		ひな（フ化後5ヶ月未満）								
		計								
	ブロイラー									
	馬									
	めん羊									
	その他									
	計									
畜産物										
合計										

（様式33号）

蚕糸関係被害状況報告書（概況、中間、確定）

災害の種類	調査年月日	年　月　日　現在	

1 桑園

総栽培面積	被害面積	被害程度別面積 30%未満	30～50%未満	60～90%未満	90%以上	収穫皆無換算面積	繭被害減収量	単価	被害額	被害戸数 総数	うち30%以上	冠浸水面積 冠水	浸水	備考
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	t	円	千円	戸	戸	ka	ha	

2 桑苗

種苗の種類	被害面積	被害本数	被害程度別面積 30%未満	30～50%未満	60～90%未満	90%以上	被害戸数	備考
実生苗圃	a	本	a	a	a	a	戸	
本苗圃		ー						
計								

3 養蚕

災害時における蚕令	被害戸数	被害数量	減収繭数量	被害額	備考
掃立前	戸	箱	t	千円	
蚕					
繭					
計					

4 桑樹体

未・成園別	全桑園面積	被害面積	30%未満	30～70%未満	70%以上	被害額	被害戸数 総数	うち30%以上	備考
成園	ha	ha	ha	ha	ha	千円	戸	戸	
未成園									
計									

注 1 被害程度別面積は、次の樹体損・裂傷の程度を基準として記入する。

ア　70%以上とは、樹体が流失、埋没若しくは枯死したもの及び樹体（主・支幹）の裂傷・折損の程度が70%以上のもので、全面改植（換地改植を含む。）を要すると認められるもの。

イ　30%以上70%未満とは、樹体（主・支幹）の裂傷・折損の程度が30%以上70%未満で、かつ、一筆の被害面積が30%以上70%未満のもので樹勢更新又は補植を要すると認められるもの。

ウ　30%未満とは、樹体（主・支幹）の裂傷・折損の程度が 30%未満で、かつ、一筆の被害面積が 30%未満のもので樹勢更新又は補植を要すると認められるもの。

2 支部（県事務所）段階で集計の場合は、該当市町村名を記入する。

3 被害額は、被害程度ごとに桑の仕立法別の樹令別被害面積を測定し、それぞれの面積に樹体評価額と平均被害率（樹体損失率）を乗じて合計する。この場合、樹体評価額は、東海農政局岐阜統計情報事務所の当該年度の「農林畜産業用固定資産評価基準」の育成価を基準として、次のとおり算定する。

（1） 未成園の樹体評価額＝被害時の育成年次の評価額

（2） 成園の樹体評価額＝育成価一（成園としての経過年数×減価償却額）ただし、上式によって算出された額が育成価の100分の20を下回る場合は、育成価の100分の20に相当する額を成園の樹体評価額とする。

4 流出、埋没の場合は、「農業（耕地）関係被害状況等報告書（様式28号）」の中の農地にも該当させること。

5 市町村段階での桑樹体被害状況調査は、別に定める様式（野帳）に基づいて行うこと。

（様式34号）

水産関係被害状況報告書

（概況 中間 確定）

災害の樹別		災害の発生日時	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の期限		発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分		種別	記号	単位 ①	経営体数 ②	数量 ③	被害額 ④
施設	漁船	滅失	ア				
		大破	イ				
		中破	ウ				
		小破	エ				
	漁具		オ				
			カ				
			キ				
	共同利用施設		ク				
			ケ				
			コ				
	養殖施設		サ				
			シ				
			ス				
	計		セ				

区分		種別	記号	単位 ①	経営体数 ②	数量 ③	被害額 ④
水産物	養殖物		ソ				千円
			タ				
			チ				
	計		ツ				
合計			テ				
建物被害			ト	棟			

主な被害地域	市町村名	種別	被害程度	
			数量	被害額

注 1「養殖物」の種別欄には、魚種、成魚、稚魚、種卵に区分して記入する。

注 2「単位」の欄には、成魚はトン、稚魚は千尾　種卵は千粒で記入する。

（様式35号）

漁船被害状況報告書

（概況 / 中間 / 確定）

調査年月日	年　月　日　現在									市町村名						
区　分	滅　失			大　破			中　破			小　破			計			備考
	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	経営体数	隻数	被害額	
無動力船			千円			千円			千円			千円			千円	
動力船 5ｔ未満																
動力船 5ｔ以上																
計																
うち無動力船、5トン未満動力船																

（注）　「滅失」とは全く使用しえないか流失または埋没したもの、「大破」とは被害程度がおおむね 70%以上、「中破」とは30%以上70%未満、
「小破」とは30%未満のものをいう。

（様式36号）

漁具被害状況報告書（概況 中間 確定）

調査年月日	年　月　日　現在						市町村名							
種類	滅失		大破		中破		小破		計					備考
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額		
		千円		千円		千円		千円				千円		
計														

（注）　1 「種類」の欄には、えり、やな、大網等に区分して記入する。
　　2 「滅失」、「大破」、「中破」及び「小破」の区分については、漁船被害と同様とする。
　　3 「単位」の欄には、数量の基準となる統、件、個、反、張等を記入する。

（様式37号）

水産業関係共同利用施設被害状況報告書

〔概況 中間 確定〕

調査年月日	年　月　日　現在			市町村名		
事業主体名	施設名	数量	単位	被害額	被害程度	備考
				千円		
計						

（注）　1　被害施設の全部について個別に記入する。
2　「施設名」の欄には、水産業共同組合の所有する施設を倉庫、加工施設、共同荷さばき所、漁船修理施設、製氷冷凍、冷蔵施設等に区分して記入する。
3　被害施設で他表に重複して記入することとなるもの、例えば水産業共同組合所有の養殖施設については、（　　）書きとし、「施設名」欄に（重複）と付記する。
4　「単位」の欄には、数量の基準となる棟、件、個、m2等を記入する。
5　「被害程度」の欄には、滅失、大破、中破及び小破に区分して記入する。この場合において、「滅失」とは全く使用にたえないか流失又は埋没したもの、「大破」とは被害程度がおおむね70%以上、「中破」とは、30%以上70%未満、「小破」とは30%未満のものをいう。

（様式38号）

養殖施設被害状況報告書（概況／中間／確定）

調査年月日		年　月　日　現在						市町村名					
養殖物の種類	養殖方法	滅失		大破		中破		小破		計			
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営体数	数量	単位	被害額
（例）鯉（錦鯉）	（例）稲田養鯉		千円		千円		千円		千円				千円
計													

（注）　1　「養殖物」の欄には、にじます、あゆ、鯉（錦鯉、食用鯉）、うなぎ等に区分して記入する。

2　「養殖方法」の欄には、養殖物別の養殖方法、例えば、鯉の場合には、「地中養殖」、「稲田養鯉」等に区分して記入する。

3　「滅失」、「大破」、「中破」及び「小破」の区分については、漁船被害と同様とする。

4　「単位」の欄には、数量の基準となる台、箇所、面、本、m^2等を記入する。

（様式39号）

養 殖 物 被 害 状 況 報 告 書（概況・中間・確定）

被害の種類		調 査 年 月 日	年　　月　　日　　現在	市 町 村 名	

養殖物の種類	養殖方法	被害程度別経営体数・被害量										単価	被害額	備考
		30%未満		30～50%未満		50～90%未満		90%以上		計				
		経営体数	数量	経営体数	数量	経営体数	数量	経営体数	数量	経営体数	数量			

（注）　1「養殖物の種類」及び「養殖方法」については、養殖施設被害を参照するほか、「養殖物の種類」の欄には、同一種類であっても単価の著しく異なるもの、例えば鯉の稚魚、食用鯉（成魚）の1年もの、2年もの等に区分して記入する。

2「数量」の欄には、成魚はkg、稚魚は千尾とする。

（様式40号）

農業（耕地）関係被害状況等報告書

（単位 ： 千円）

農業（耕地）関係被害状況等報告書（概況 / 中間 / 確定）

災害の種類		災害発生日時	
災害の発生場所			
報告の時限		発受信時限	
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	数単位	公共		単独		代行		計	
					①数量	②被害額	③数量	④被害額	⑤数量	⑥被害額	⑦数量	⑧被害額
農地農業用施設	田	流失	ア	(ha) 箇所	( )		( )		( )		( )	
		埋没	イ	(ha) 箇所	( )		( )		( )		( )	
	畑	流失	ウ	(ha) 箇所	( )		( )		( )		( )	
		埋没	エ	(ha) 箇所	( )		( )		( )		( )	
	計		オ	(ha) 箇所	( )		( )		( )		( )	
	溜池		カ	箇所								
	頭首工		キ	箇所								
	水路		ク	箇所								
	揚排水機		ケ	箇所								
	道路		コ	箇所								
	橋梁		サ	箇所								
	その他		シ	箇所								
	計		ス	箇所								
合計			セ									

主な被害地域	市町村名	種別	被害程度

（様式41号）

林業関係被害状況等報告書

（1面）

林業関係被害状況等報告書	（概況 中間 確定）		
災害の種別		災害発生の日時	
災害の発生場所			
報告の時限		発受信時刻	
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分		記号	①数量	②被害額	③備考（主な内訳）
林産物	木材関係	ア	（　　）m^2	（　　）千円	薪 束 木炭 kg
	薪炭関係	イ			わさび kg しいたけ kg
	特産関係	ウ		（　　）	
	計	エ		（　　）	
林産施設	木材関係	オ	カ所		
	薪炭関係	カ			炭窯 基
	特産関係	キ			わさび田 a しいたけほだ木 本
	その他	ク			
	計	ケ		（　　）	

区分		記号	被害状況 ①箇所	被害状況 ②渓流	被害状況 ③山腹	④被害額	備考
山地	新生崩壊地	コ	カ所	km・ha	ha	千円	
	拡大崩壊地	サ					
	新生地すべり地	シ					
	拡大すべり地	ス					
	計	セ					

（注）1　県有財産の被害を（ ）内書きすること。
　　2　林産物、林産施設は、必要に応じ増欄すること。

（様式41号　つづき）

（2 面）

区分			記号	① 数量	② 被害額	備考
治山施設	山地治山施設		ソ	カ所	千円	
	その他		タ			
	計		チ			

区分			記号	① 面積	② 数量	③ 被害額	備考
苗畑施設	苗畑、苗木		ツ	（　　）ha	（　　）千本	（　　）千円	
	施設		テ		（　　）カ所	（　　）	
	計		ト			（　　）	
森林被害			ナ	（　　）ha		（　　）	

区分			記号	① 路線	② 箇所	③ 延長	④ 被害	備考
林道	公共	道路	ニ	路線	カ所	m	千円	
		内橋	ヌ					内数で記載する。
	単独	道路	ネ					
		内橋	ノ					内数で記載する。
	計	道路	ハ					
		内橋	ヒ					内数で記載する。
被害額計			フ	千円				
建物被害			ヘ	棟				

主な被害地域	住所	種別	被害程度

（様式42号）

林地被害箇所表 （概況／中間／確定）										発生月日	月　日				送信者：			送信時刻（　時）	
										災害名					報告日時	月　日　時　第　回			
災害箇所				新生拡大の別	渓流 km(ha)	山腹 ha	被害額 千円	保安林種	山地危険地の区分	直接被害対策物						雨療			復旧方針
郡・市	町・村	大字	字							人家 戸	公共施設 戸	道路鉄道 m	用水 m	農地 ha	その他	連続 (mm)	日最大 (mm)	時間最大 (mm)	
																日　時～ 日　時～	日　時～ 日　時～	日　時～ 日　時～	
計			箇所																

記載事項

1. 冶山７ヶ年計画に搭載してあるものが拡大したときのみ「拡大」として扱い、被害地全体について面積、金額を記載すること。なお、渓流面積については上段に km、 下段に ha を記入すること。
2. 保安施設地区内の場合は保安林種欄に　施　と記載すること。
3. 直接被害対象物欄には被害箇所及び面接被害を受ける恐れのあるもののみを記載し過大とならぬよう注意のこと。
4. 雨量の欄には、報告地区が異なるごとに記入し、△△日〇〇時～▲▲日●●時と記載すること。
5. 復旧方針は、緊急治山（緊） 林地崩壊防止（崩） 小規模山地災害対策（小） 県単緊急治山（県） 復旧治山（復） と記載すること。
6. 災害により山腹等に亀裂のみが発生した場合は（裂）として報告すること。

（様式43号）

林地荒廃防止施設災害箇所表

（概況 / 中間 / 確定）

災害名				発生月日	月　日 時	送信者:		送信時刻(　時)			
						報告日時	月　日　時				第　回
災害箇所				施設		災害		雨量			
郡・市	町・村	大字	字	施工年度	工種	数量	被害額	連続	日最大	時間最大	備考
							(千円)	(mm) 日　時～ 日　時～	(mm) 日　時～ 日　時～	(mm) 日　時～ 日　時～	
計					箇所						

記載事項	1. 備考欄には、山地災害危険地区の区分・番号及び被災の概況等について記載すること。 2. 雨量欄は、報告地区が異なるごとに記入し、△△日〇〇時～▲▲日●●時と記載すること。 3. 小災害については、別葉に記入すること。

（様式44号）

林道施設被害報告書（概況・中間・確定）

災害名				発生日時	年　月　日　時	調査年月日	年　月　日現在	事業所及び市町村名等							
郡市	町村	路線名	林道種類	箇所番号	工種	公共災害		小災害		計		連続雨量	最大24時間雨量	最大時間雨量	備考
						延長	被害額	延長	被害額	延長	被害額				
						m	千円	m	千円	m	千円	月/日 ○時～ 月/日 ○時 ○．○mm	月/日 ○時～ 月/日 ○時 ○．○mm	月/日 ○時～ 月/日 ○時 ○．○mm	
計															

（注）奥地林道は、路線名を(　)書きとする。

（様式45号）

林地災害等報告書（速報）

平成　　年　　月　　日

送信先

発信者

発生日時			調査年月日					
発生箇所	郡・市	町村	大字	字	新生・拡大の別			
面積	渓流（ha）	山腹（ha）	被害額		円			
人的被害の有無								
被害対象	人家	公共施設	道路・鉄道			用水	農地	その他
	戸	戸	国道 m 県道 m 市町村道 m 鉄道 m		林道 m 農道 m	m	Ha	
保安林種					山地危険地の区分			
雨量(mm)	連続	日最大	時間最大		他所管指定地の有無			

見取り図

特記事項

（様式46号）

造林地等被害（速報、概況、確定報告）

災害名　　年　月　日現在

森林計画区	市町村	旧町村	箇所番号	林班	準林班	小班	枝番	地目	被害									要復旧							被害の形態	復旧への対応策
									人工林・天然林									改植			その他			経費計		
									人天別	樹種	林齢	齢級	区域面積(ha)	被害率(%)	実損面積(ha)	標準金額(千円)	被害額(千円)	面積(ha)	単価(円)	経費(千円)	面積(ha)	単価(円)	経費(千円)	(千円)		
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
			－																							
合計			箇所																							

注１　被害状況についてはできる限り詳細に調査し、林小班（枝番）ごとに記入する。なお、枝番のない林小班は、枝番欄に「0」を記入する。

２　各林小班には、被害箇所毎に箇所番号を付するものとする。ただし、一被害箇所に複数の小林班（枝番含む）がまたがる場合は、箇所番号を細分化する。（例：1-1、1-2、2-1、3-1、3-2‥

３　林班、準林班、小班、枝番は、数値で入力する。このとき、準林班については、イロハニ…を1234…と読み替えるものとする。

４　林齢ごとに調査・記入し、利用伐期齢以上については、様式6号の8(木材の立木被害欄)にも必ず記入する。

５　人天別欄には、人工林は「１」を天然林には「２」を記入する。

６　被害額は、「激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱」の被害額算定方法に基づき算定する。

７　復旧額は、復旧予定事業の該当する標準単価等により算定する。

８　被害の形態は、復旧への対応策欄には、被害形態（幹折れ、倒伏等）、復旧対応策（造林事業雪起こし、治山事業保安林整備等）を具体的に記入する。

（様式47号）

苗木被害報告書

（概況／中間／確定）

月　　日現在

市町村名：

植付数量							被害量								備考
樹種	面積	本数				経営者数	面積	本数				被害率	被害金額	経営者数	
		1年生	2年生	3年生	計(A)			1年生	2年生	3年生	計(B)	(B)/(A)			
		千本	千本	千本	千本		ha	千本	千本	千本	千本	%	千円		
							( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
							( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
							( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
							( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
							( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計							( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

（注）　1　被害面積は、区域面積とする。

2　被害量欄は、上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を(　　)内書きする。

3　計画量欄は、確定報告時にのみ記載する。

（様式48号）

苗ほ施設被害状況報告書

〔概況 / 中間 / 確定〕

月　　日現在

市町村名：

被害の内容	箇所数	被害数量	被害員額	復旧の種類	数量	単価	金額	備考
			千円			円	千円	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

（注）1 被害の内容は、「畑地埋没」、「畑地流失」、「灌水施設損」、「堆肥舎倒壊」等具体的に明記する。

2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等と復旧欄に明記する。

3 数量、金額は、上段に総数、金額を記入し、下段に30%以上の被害量を（　　）内書きする。

（様式49号）

林産物被害状況報告書（概況・中間・確定）

（　　月　日現在）　　市町村名

災害名

（単位：千円）

区分		農林業者										その他								合計	
		森林組合同連合会		農業共同組合同連合会		その他の任意団体		個人		計		中小企業等協同組合		会社個人		その他		計			
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
木材	立木																				
	素材																				
	製材																				
	その他																				
	小計																				
薪炭	蒔炭原木																				
	木炭(kg)																				
	薪																				
	その他																				
	小計																				
特殊林産物	しいたけ(kg)																				
	わさび(kg)																				
	竹(材)(束)																				
	小計																				
合計																					
被災者数等																					

（注）　1　概況、中間報告時は、被害合計のみ報告する。

2　「立木」欄には、立木にうち利用伐期令以上のものを記入する。

3　「数量」欄には、森林組合等の団体にあっては、その組合数、会社及び個人にあっては、その実数を記入する。

4　各表の数量は、区分に示された単位で記入する。

（様式50号）

林産物等被害状況報告書（概況・中間・確定）

（　月　日現在）　市町村名

災害名

（単位：　千円）

区分		①農林業者																														計		
		②森林組合・同連合会								農業協同組合・同連合会								その他任意団体								個人										
		全壊		半壊		計		推積土砂量（t）		全壊		半壊		計		推積土砂量（t）		全壊		半壊		計		推積土砂量（t）		全壊		半壊		計		推積土砂量（t）				
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	排土費	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	排土費	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	排土費	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	排土費	数量	被害額	排土費
木材	木材倉庫（棟）																																	
	貯木場（m）																																	
	綱場																																	
	流送路（km）																																	
	加工施設 建物（棟）																																	
	加工施設 機械（点）																																	
	加工施設 計																																	
	集運材施設																																	
	小計																																	
木炭	木炭倉庫（棟）																																	
	炭窯（基）																																	
	加工施設 建物（棟）																																	
	加工施設 機械（点）																																	
	加工施設 計																																	
	簡易搬送施設																																	
	小計																																	
特殊林産物	特殊林産倉庫（棟）																																	
	わさび育成施設（m^2）																																	
	しいたけ育成施設（m^2）																																	
	しいたけほだ木（本）																																	
	加工施設 建物（棟）																																	
	加工施設 機械（点）																																	
	加工施設 計																																	
	小計																																	
その他	建物（棟）																																	
	機械（点）																																	
合計																																		
被害者数等																																		

（注）1 概況、中間報告等は、被害合計のみ報告する。

2 別葉にて①欄を「その他」として、②欄を「中小企業等協同組合」、「会社、個人」、「その他」に区分し、農林業者以外の報告書も作成する。

3 「推積土砂量」欄には、貯木場及び流送路についても記入する。

4 「数量」欄には、森林組合の団体にあっては、その組合数、会社及び個人にあっては、その実数を記入する。

（様式51号）

林野火災被害状況報告書(概況 ・ 中間 ・ 確定)

<table>
<tr><td colspan="2">宛先</td><td colspan="5">様</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">発信者</td><td>（所属）</td><td colspan="2"></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>（氏名）</td><td colspan="2"></td><td>TEL</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">日時</td><td colspan="5">平成　　年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="11">報告内容</td><td>1出火場所</td><td colspan="5">岐阜県　　市　　町</td></tr>
<tr><td>2出火日時</td><td colspan="5">平成　　年　　月　　日　　時　　分 ごろ</td></tr>
<tr><td>3鎮火日時</td><td colspan="5">平成　　年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>4出火原因</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>5被害の状況</td><td colspan="5">（1）焼損面積　　㎡
<table><tr><td colspan="2">①所有形態別</td><td colspan="4">②森林の現況</td><td>その他（保安林、自然公園、森林国営保険加入の有無等）</td></tr><tr><td>民有林</td><td>ha</td><td></td><td>天然林</td><td>人工林</td><td>その他</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>国有林</td><td>ha</td><td>樹種</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>ha</td><td>林齢</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>（2）人的被害　なし
ア　死者　　名　理由
イ　負傷者　　名　理由
（3）建物の被害　なし
ア　全焼　　棟
イ　半焼　　棟
（4）その他被害　なし</td></tr>
<tr><td>6消火活動</td><td colspan="5">（1）消防署　車輌　　台　人員　　人
（2）消防団　車輌　　台　人員　　人
（3）自衛隊　出動要請　　月　　日　　時　　分
ア 地上部隊　車輌　　台、人員　　人　駐屯地
イ ヘリコプター　　機
（4）その他</td></tr>
<tr><td>7その他参考事項</td><td colspan="5">（1）延焼、消火等の状況（　　時現在　　情報による）
（2）報道の状況
マスコミ発表 有 ・ 無　対応部署・担当者名（　　）
マスコミ取材 有 ・ 無　対応部署・担当者名（　　）
（3）林野火災情報システムの通報の有無　有 ・ 無　※システム休止中
位置情報の精度（誤差　　m）
※火災の発生がないのに通報された要因（　　）
（4）その他特記事項</td></tr>
</table>

注 1　報告は速やかに（ファクシミリ送信前に、送信する旨電話連絡。）
　 2　報告時点で調査中の項目については、「調査中」とする。
　 3　報告した内容は、その都度記録。

（様式52号）

土木施設被害状況報告書

（単位 ： 千円）

土木施設被害状況報告書	（概況 中間 確定）		
災害の種類		災害の発生の日時	年 月 日 時
災害の発生場所			
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	月 日 時 分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分			記号	県工事		市町村工事		計	
				①箇所数	②被害額	③箇所数	④被害額	⑤箇所数	⑥被害額
一般土木災害	Ⅰ公共	河川	ア						
		砂防	イ						
		地すべり	ウ						
		急傾斜	エ						
		道路	オ						
		橋梁	カ						
		下水道	キ						
		計	ク						
	Ⅱ単独	河川	ケ						
		砂防	コ						
		地すべり	サ						
		急傾斜	シ						
		道路	ス						
		橋梁	セ						
		下水道	ソ						
		計	タ						
	計	河川	チ						
		砂防	ツ						
		地すべり	テ						
		急傾斜	ト						
		道路	ナ						
		橋梁	ニ						
		下水道	ヌ						
		計	ネ						
合計			ノ						

（様式52号　つづき）

応 急 対 策 そ の 他 の 状 況

区　分		路線名	道路被災		橋梁被災				
			被災地	処置	橋　名	地　名	橋長幅員	河川名	処　置
道路の状況	道路被災状況								
	交上通の確処保置								
河川の状況									
砂防の状況									
その他の状況									

市町村の被災状況	市町村名	種別	被害程度

記入上の注意事項

Ⅰ 公 共 欄　　県工事、被害額 120 万円以上のもの。市町村工事、被害額 60 万円以上のもの。
Ⅱ 単 独 欄　　県工事、被害額 120 万円未満のもの。市町村工事、被害額 60 万円未満のもの。

（様式53号）

都 市 施 設 被 害 状 況 報 告 書

都市施設被害状況報告書（概況／中間／確定）			
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分		記号	①箇所数	②被害面積又は延長等	③被害額	備考
都市施設		ア			千円	
街路		イ				
公園		ウ				
堆積土砂排除作業		エ				
区画整理	街路	オ				
	公園	カ				
	水路	キ				
街路樹		ク				
合計		ケ				

主な被害地域	市町村名	種別	被害程度

（等式54号）

教育・文化関係被害状況等報告書

（1面）

教育・文化関係被害状況等報告書		概況 中間 確定	
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
災害の発生場所			
報告の時限	日　時現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分				記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計
被害施設数（学校等数）				ア	カ所							
建物	要新築	全壊	棟数	イ	棟							
			金額	ウ	千円							
		半壊	棟数	エ	棟							
			金額	オ	千円							
	要補修		棟数	カ	棟							
			金額	キ	千円							
	計		棟数	ク	棟							
			金額	ケ	千円							
	浸水		棟数	コ	棟							
			金額	サ	千円							
土地	件数			シ	棟							
	金額			ス	千円							

（様式54号　つづき）　　（2面）

区分		記号	単位	①	②	③	④	⑤	⑥	計
工作物	件数	セ	件							
	金額	ソ	千円							
設備	件数	タ	件							
	金額	チ	千円							
その他の財産	件数	ツ	件							
	金額	テ	千円							
その他	件数	ト	件							
	金額	ナ	千円							
被害額合計		ニ	千円							

主な被害地域	市町村名	学校名	種別	被害程度

（様式55号）

市 有 財 産 被 害 状 況 等 報 告 書

市有財産被害状況等報告書	（概況／中間／確定）		
災害の種別		災害発生日時	年　月　日　時
機関施設名称			
報告の時限	月　日　時 現在	発受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

区分		記号	単位	①数量	②被害額	区分		記号	単位	①数量	②被害額
庁舎公舎	全壊（焼）	ア	棟			その他の建物	全壊（焼）	ソ	棟		
	流失	イ	棟				流失	タ	棟		
	半壊（焼）	ウ	棟				半壊（焼）	チ	棟		
	浸水 床上	エ	棟				浸水 床上	ツ	棟		
	浸水 床下	オ	棟				浸水 床下	テ	棟		
	一部破損	カ	棟				一部破損	ト	棟		
	小計	キ	棟				小計	ナ	棟		
	全壊（焼）	ク	戸			敷地	流失	ニ	棟		
	流失	ケ	戸				その他	ヌ	カ所		
	半壊（焼）	コ	戸			その他	財産	ネ	件		
	浸水 床上	サ	戸				物品	ノ	件		
	浸水 床下	シ	戸			計		ハ			
	一部破損	ス	戸			被害施設数		ヒ	施設		
	小計	セ	戸								

主な被害施設	施設名	被害程度

（様式56号）

市 有 財 産 被 害 調 査 票

施　設　名				被災地	
被害、施設、設備名		数　量	単　価	金　額	概　要
施設被害			円	円	
設備被害					
物品被害					
その他					

（様式57号）

消防職団員活動状況報告書（概況 中間 確定）

災害の種別		出動年月日	年　月　日
報告の時限	月　日　時現在	受信時刻	月　日　時　分
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

団体名	出動期日	出動先	出動人員	主な活動
	時～　時		人	

（様式58号）

総合被害状況調

（金額単位：千円）

災害総合被害 （概況／中間／確定）

発生日時	月　日　時　分	災害対策本部設置等	月　日　時　分設置、　月　日　時　分解散
集計時限	月　日　時　現在	災害救助法適用市町村	
再会発生地域			

災害区分				資料	数量	被害額
住宅等一般	り災総数		棟数	ケの①	棟	
			世帯	ケの②	世帯	
			人員	ケの③	人	
	人命		死者	ア	人	
			行方不明	イ	人	
			重傷	ウ	人	
			軽傷	エ	人	
	住家	全壊（焼）	棟数	オの①	棟	
			世帯	オの②	世帯	
			人員	オの③	人	
		流失	棟数	カの①	棟	
			世帯	カの②	世帯	
			人員	カの③	人	
		半壊（焼）	棟数	キの①	棟	
			世帯	キの②	世帯	
			人員	キの③	人	
		床上浸水	棟数	クの①	棟	
			世帯	クの②	世帯	
			人員	クの③	人	
		床下浸水	棟数	コの①	棟	
			世帯	コの②	世帯	
			人員	コの③	人	
		一部破損	棟数	サの①	棟	
			世帯	サの②	世帯	
			人員	サの③	人	
	非住家		棟数	スの①＋セの①	棟	
社会福祉設備			施設数	シの⑤	施設	
			被害額	サの⑩		
			うち建物	キの⑨	棟	
医療衛生施設			施設数	ホの①	施設	
			被害額	ホの③		
			うち建物	ホの②	棟	
商工業関係			件数	ヌの⑨	件	
			被害額	ヌの⑩		
			うち建物	ヌの⑪	棟	
観光施設			件数	エの⑬	件	
			被害額	エの⑭		
			うち建物	エの⑮	棟	
農業	施設等		共同利用	キの①②	箇所	
			非共同利用	セの①②	箇所	
			地方公共団体	ナの①②	箇所	
	農作物		農作物	メの②		
			樹体	ヨの②		
			家畜等	レの②		
			在庫品	ロの②		
			冠浸水	ワの③④	ha	

被害区分				資料	数量	被害額
関係	水産		施設	セの③④	箇所	
			水産物	ツの④		
	耕地	農地	公共	オの①②	（ ha)箇所	
			単独	オの③④	（ ha)箇所	
			代行	オの⑤⑥	（ ha)箇所	
		施設	公共	スの②		
			単独	スの④		
			代行	スの⑥		
	被害額計			5の1のン＋5の9のテ＋5の15のセ	棟	
	うち建物			5の9のト		
林業関係	林産物			エの②		
	林業施設			ケの②		
	山地			セの①④	箇所	
	治山施設			チの①②	箇所	
	苗畑施設			トの③		
	森林被害			ナの①②	ha	
	林道			ハの②④	箇所	
	建物被害			ヘ	棟	
	被害額計			フ		
土木関係	河川		公共	アの⑤⑥	箇所	
			単独	ケの⑤⑥	箇所	
	砂防		公共	イの⑤⑥	箇所	
			単独	コの⑤⑥	箇所	
	地すべり		公共	ウの⑤⑥	箇所	
			単独	サの⑤⑥	箇所	
	急傾斜		公共	エの⑤⑥	箇所	
			単独	シの⑤⑥	箇所	
	道路		公共	オの⑤⑥	箇所	
			単独	スの⑤⑥	箇所	
	橋梁		公共	カの⑤⑥	箇所	
			単独	セの⑤⑥	箇所	
	下水道		公共	キの⑤⑥	箇所	
			単独	ソの⑤⑥	箇所	
	都市施設災害(7号の2)			ケの⑤⑥	箇所	
	被害額計					
教育・文化関係			施設数	アの計	施設	
			被害額	ニの計		
			うち建物	クの計＋コの計	棟	
市有財産	件数			ヒの①	件	
	被害額			ハの②		
	うち公舎		全壊（焼）	クの①	戸	
			流失	ケの①	戸	
			半壊（焼）	コの①	戸	
			床上浸水	サの①	戸	
			床下浸水	シの①	戸	
			一部破損	スの①	戸	
	その他の建物			（キの①）＋（ナの①）	棟	
その他			交通不通		箇所	
			鉄道被害		箇所	
			通信被害		回線	
			船舶被害		隻	
			電力被害		世帯	
被害額合計						

（様式59号）

被害状況即報
災害確定報告

法 定 被 害 状 況 報 告 書

市町村			岐阜市	区分				被害	区分			被害
災害名 （報告番号） 確定年月日			（災害名） （第　報） 月　日　時 確定 （　月　日現在）	そ	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		
						冠水	ha		農林水産業施設	千円		
					畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		
						冠水	ha		その他公共施設	千円		
					文教施設		箇所		小計	千円		
					病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体		
報告者名					道路		箇所		その他	農産被害	千円	
区分			被害		橋りょう		箇所			林産被害	千円	
人的被害	死者		人		河川		箇所			畜産被害	千円	
	行方不明者		人		港湾		箇所			水産被害	千円	
	負傷者	重傷	人	の	砂防		箇所			商工被害	千円	
		軽傷	人		清掃施設		箇所					
住家被害	全壊		棟		崖くずれ		箇所					
			世帯		鉄道不通		箇所					
			人		被害船舶		隻					
	半壊		棟		水道		戸					
			世帯	他	電話		回線					
			人		電気		戸			その他	千円	
	一部破損		棟		ガス		戸		被害総額		千円	
			世帯		ブロック塀等		箇所					
			人									
	床上浸水		棟									
			世帯		り災世帯数		世帯					
			人									
	床下浸水		棟		り災者数		人					
			世帯									
			人	火災発生	建物		件					
非住家	公共建物		棟		危険物		件					
	その他		棟		その他		件					

消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所
	災害発生年月日
	災害の概況
	消防機関の活動状況
	その他（避難の勧告、指示の状況）

（様式60号）

災害総合被害状況調（　年　月　日　時　分現在）

（単位　：　千円）

区分＼市町村										
住家等一般	死者	人								
	行方不明	人								
	重傷	人								
	軽傷	人								
	全壊（流失）	棟（世帯）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		人								
	半壊	棟（世帯）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		人								
	床上浸水	棟（世帯）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		人								
	床下浸水	棟（世帯）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		人								
	一部破損	棟（世帯）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		人								
	非住家	等								
	り災世帯	世帯								
	り災人員	人								
社会福祉関係		施設								
		被害額								
医療衛生関係		施設								
		被害額								
商工業関係		施設								
		被害額								
観光施設関係		施設								
		被害額								
農業関係	農産	被害額								
	畜産	被害額								
	蚕業	被害額								
	水産	被害額								
	耕地 田畑	ha								
		被害額								
	耕地 施設	被害額								
	その他（　）	ケ所								
		被害額								
	被害額									
林業関係	林産物	被害額								
	森林	被害額								
	治山施設	ケ所								
		被害額								
	山地	ケ所								
		被害額								
	林道	ケ所								
		被害額								
	その他（　）	ケ所								
		被害額								
	被害額									
土木関係	河川	ケ所								
		被害額								
	砂防	ケ所								
		被害額								
	道路	ケ所								
		被害額								
	橋梁	ケ所								
		被害額								
	都市施設	被害額								
	その他（　）	ケ所								
		被害額								
	被害額									
教育・文化関係		施設								
		被害額								
市有財産		件								
		被害額								
その他（　）										
被害総額										

（様式61号）

即時報告（災害即報）

発生日時	月　日　時　分	発生場所	
報告の時限	日　時 現在	発受信時刻	日　時　分
発信機関（者）	（　）	発信機関（者）	（　）

区分		記号				（記事）
人命	死者	ア	人			
	行方不明者	イ	人			
	重傷者	ウ	人			
	軽傷者	エ	人			
住宅	全壊（流失）	オ	棟	世帯	人	
	半壊	カ	棟	世帯	人	
	一部破損	キ	棟	世帯	人	
	床上浸水	ク	棟	世帯	人	
	床下浸水	ケ	棟	世帯	人	
道路不通	路線名	コ				
	箇所名	サ				
避難勧告等	地区名	シ				
	世帯数	ス	世帯			
	人員	セ	人			
	避難先	ソ				
	自主・勧告・指示の別	タ	自主 ・勧告 ・指示			
各種体制	災害対策本部	チ	時　分設置			
	消防職団員	ツ	職員　人 団員　人			
	その他	テ				

（注） 死者、行方不明者について、住所、氏名、年齢、職業等がわかっている場合は、報告すること。

（様式62号）

災害状況即報、中間調査即報、確定（詳細）調査報告

都道府県		区分				被害
災害名	災害名 第　　報	その他の	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
報告番号	（　月　日　時現在）			冠水	ha	
			文教施設		箇所	
			病院		箇所	
			道路		箇所	
報告者名			橋りょう		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
			清掃施設		箇所	
			壁くずれ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
			電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
		り災世帯数			世帯	
		り災者数			人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住宅被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

（様式63号）

世帯構成員別被害状況

区　　分			全壊　（焼）	流　　失	半壊　（焼）	床上浸水
世帯構成員別世帯数	1 人 世 帯		世帯	世帯	世帯	世帯
	2 人 世 帯					
	3 人 世 帯					
	4 人 世 帯					
	5 人 世 帯					
	6 人 世 帯					
	7 人 世 帯					
	8 人 世 帯					
	9 人 世 帯					
	10 人 世 帯					
	11 人 世 帯					
	12 人 世 帯					
	計					
構成内訳	大 人	男	人	人	人	人
		女				
	小 人	男	人	人	人	人
		女				
児童生徒	小　学　生		人	人	人	人
	中　学　生		人	人	人	人

（様式64号）

り災証明書（表面）

<table>
<tr><td colspan="8">第　　号
り　　災　　証　　明　　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯主職氏名</td><td colspan="3"></td><td>家族数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">り災事項</td><td colspan="2">火災の原因</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">り災年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">り災場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">り災状況</td><td>住　　屋</td><td>自家、借家</td><td colspan="4">全壊、半壊、全焼、半焼、流失、床上浸水、床下浸水</td></tr>
<tr><td>家　　財</td><td colspan="4">滅失、流失、焼失、き損　　分の1以上</td></tr>
<tr><td>生　　命</td><td colspan="4">死亡　　名　重傷　　名　軽傷　　名　行方不明　　名</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">世帯人員</td><td colspan="2">氏　　名</td><td>続柄</td><td>性別</td><td>年令</td><td>学年</td><td>摘　　要</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

上記のとおりり災したことを証明する。

年　　月　　日

岐阜市長　　㊞

（注）1　本証明書の大きさはA4とする。
2　り災状況の「住屋」と「家財」は該当事項に「〇」印をすること。
3　死亡者等は摘要欄に、その旨記載すること。

（様式64号　つづき）

り災証明書（裏面）

月　日	援　　護　　状　　況　　等	認　印

1　救助用物資の受領に当たっては、本証明書の提示をしないと支給されません。

2　物資等を受領したときは、「援護状況等」の記載を確認して下さい。

（注）　「援護状況等」欄はできるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

様式６４号の２

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

り　災　証　明　願

下記の災害被害事実について証明願います。

申　請　者 ※本人と確認できるものを提示してください。	岐阜市 TEL(　　)　－	
	(現在の連絡先) TEL(　　)　－	
	フリガナ	
	氏　名　　印	
り　災　の　原　因	年　月　日　時　分頃発生した □風水害　□地震　□その他(　　)による	
り　災　物　件	岐阜市 (マンション等名称：　　)	
	□住家　□非住家（　　）	

※太線の中に記入して下さい

（様式 65 号）

仮　り　災　証　明　書

仮　り　災　証　明　書

第　　号

り災者住所

世帯主氏名

1 り災の種別

2 被害の状況

名

3 世 帯 員

内　　大人　　男　　名　女　　名

小人　　男　　名　女　　名

乳児　　名

4 そ の 他

上記のとおりり災したことを証明する。

年　　月　　日

岐阜市長　　㊞

注意事項

1 この証明書は、月日時ににおいて本証明書と切り替えますから必ず持参してください。

2 この証明書では、救済用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書に切りかえてください。

（注）　1 この証明書の大きさはA4とする。
2 記載事項のうち、内容が明確でないときは、判明事項のみ記載し他は斜線で抹消する。

（様式66号）

住宅総合災害対策報告書

月　　日現在

区分			記号	（減失戸数） ①全失戸数	② 半失戸数	③ 床上浸水 戸数	④ 一部破損 戸数	⑤ 備考
被害状況	災害救助基準		ア					
	公営住宅基準		イ					
災害救助	仮設住宅建設		ウ					
	住宅応急修理		エ					
	障害物除去		オ					
	計		カ					
公営住宅	災害公営住宅建設		キ					
	一般公営住宅建設		ク					
	概設公営住宅復旧		ケ					
	計		コ					
住宅融資	住宅金融庫融資	災害復興住宅建設補修資金	サ					
		一般個人住宅災害特別資金	シ					
		小計	ス					
	低所得世帯融資	世帯更正資金	セ					
		母子福祉資金	ソ					
		小計	タ					
		計	チ					
既存施設収容	既存公営住宅入居		ツ					空家　　戸
	社会福祉施設収容		テ					
	計		ト					
合計			ナ					

（注）　1　被害状況には、公営住宅の被害があるときには（　　）内書する。
2　被害状況の災害救助基準は、住家等一般被害状況の戸数により又公営住宅基準は、「6 災害公営住宅の建設及び入居」による基準によって調査した戸数（例アパートは 1世帯 1戸等）を記載する。
3　各対策については、建設、補修等の予定計画数を該当する被害区分欄に記載する。
4　災害公営住宅と一般公営住宅あるいは災害復興住宅建設補修資金と一般個人住宅災害特別資金との区分が明確でないものについては{　　}して一括記載する。
5　社会福祉施設収容者については、備考欄に施設名（予定）を記載する。
6　本報告は、災害発生後 5 日以内に報告する。なお、とりあえず電話によって報告するときには次の順序による。
1　ア、イ、ウ
2　ア、イ、エ
3　－　－　－
7　本報告書提出時に次の書類を添えて提出するようにするものとする。
応急仮設住宅入居該当世帯調（地図添付）
住宅応急修理該当世帯調（地図添付）
障害物除去該当世帯調

（様式67号）

応急仮設住宅入居該当世帯調

番号	災害救助台帳番号	世帯主氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同左中可働者		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

（注）1 本調に地図を添付すること。
2 番号は優先順位を記載し、補欠は補欠 1，2 とする。
3 生活程度は、 上、 中、 下、 保護世帯に区分して記載する。
4 身体障害世帯、母子世帯等にあたっては摘要欄に記載する。

（様式68号）

住宅応急修理該当世帯調

番号	り災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	障害程度	修理予定箇所	備考
					人員数	同左中可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

（注） 1 本調に地図を添付すること。
2 番号は、優先順位を記載し、補欠は補欠 1、2 とする。
3 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
4 被害程度は、半壊、半焼、半流失に区分して記載する。
5 修理箇所はできるだけ具体的に記載する。
6 身体障害世帯、母子世帯等にあっては、備考欄に記載する。

（様式69号）

障 害 物 除 去 該 当 世 帯 調

番 号	り災台帳番号	氏 名	職 業	住 所	家族人員		生 活 程 度	被 害 程 度	障害物の状況	備 考
					人員数	同左中可働者				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

（注） 1 本調は、地図を添えて提出する。
2 番号は、優先順位を記載し、補欠は補欠 1、2 とする。
3 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
4 被害程度は、半壊、床上浸水に区分して記載する。
5 障害物の状況は、できるだけ具体的に記載する。
6 身体障害世帯、母子世帯等にあっては、備考欄に記載する。

(様式70号)

医　薬　品　等　調　達　要　請　書

第　　号

平成　年　月　日

発信時刻 午前・午後　時　分

岐阜県災害対策本部長 様

岐阜市災害対策本部長

医薬品等の調達を下記のとおり申請する。

記

1 医薬品等を必要とする病院等

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 代表者

2 必要とする医薬品等

品　名	規 格 等	数　量	備　考

3 輸送方法

(1)場所

(2)輸送方法

(3)受領者

ア 所属　　イ 職名　　ウ 氏名

（様式71号）

医 療 班 出 動 編 成 表

<table>
<tr><td colspan="7">医 療 班 出 動 報 告 書</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療班名</td><td colspan="2"></td><td>医療班所属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職　　名</td><td>氏　名</td><td>住　所</td><td>区　　分</td><td colspan="2">日　　時</td></tr>
<tr><td>班長</td><td>医　師</td><td></td><td></td><td rowspan="2">地区</td><td rowspan="2">自　月　日
　　時　分
至　月　日
　　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="9"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">地区</td><td rowspan="2">自　月　日
　　時　分
至　月　日
　　時　分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">地区</td><td rowspan="2">自　月　日
　　時　分
至　月　日
　　時　分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>解　散
日　時</td><td>月　日
時　分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">摘

用</td><td rowspan="4">（使用車両の所属等）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>名</td><td></td></tr>
</table>

（注）１　本報告書は医療班ごとに出動単位に作成する。
　　２　班員の一部が途中で引き揚げる、あるいは参加したときには、摘要欄にその旨記載する。
　　３　従事(出動)を命じた担当者等が、適宜空白箇所に従事した事実の証明を行うものとする。
　　４　本報告書は、経費要求時に添えて提出する。

（様式72号）

被 災 教 科 書 報 告 書

区 分						学校名	
教 科	学 年	発 行 所 名	教 科 書 記 号 番 号	教 科 書 名	冊 数	単 価	金 額
計							

（注） 1 区分欄は、次の二つに分けて作成する。
イ 適用被災 災害救助法による支給対象者分
ロ 不 適 用 災害救助法適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないもの及び災害救助法が適用にならなかった分、いわゆる私費負担分
2 本報告書は、学校班から市本部へ、市本部から県支部へ(3部)提出するものとする。

（様式73号）

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救　助　実　施　記　録　票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

岐阜市

責任者氏名　　㊞

地区責任者氏名　　㊞

No.　　（　月　日　時　分）

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

（注）１　各救助の種類ごとに一葉作成する。
２　記録票欄外の「No. 欄」には、記録票作成ごとに一連番号を付するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば、No. 10の次にNo. 5の分を訂正する場合には、No. 11（No. 5訂正）と記載し、前回分No. 5の記録票には朱で×印を付し、（No. 11に訂正済）とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
なお、救助も実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴ってよい。
３　記録票欄外の「救助の種類」欄の該当の救助名を〇でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入すること。
４　機械器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成すること。
５　災害救助基金より放出した場合についても同様とすること。
６　被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成すること。

（様式74号）

救助の種目別物資受払状況

救助の種目別	年　月　日	品　名	単位 呼称	摘　要	受	払	残	備　考
避難所用	年　月　日							
炊き出しその他による食品給与用								
給水機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服寝具等								

（注）　1　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
　　2　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
　　3　各救助の種目別最終行欄に、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
　　なお、物品等において県からの受入分及び市町村調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
　　4　救護班による場合には救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

（様式75号）

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期日	実人員	延人員	物品使用状況		実施出額	備考
					品名	数量		
		月 日～ 月 日	人	人			円	
	既存建物 野外仮設							
計	天幕							

（注） 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

（様式76号）

避難所用施設及び器物借用整理簿

避難所	品名 施設名	数量	借用月日	借損料 単価	 金額	借入先	てんまつ
○○避難所	火鉢 （陶製）	10個	40. 9. 10	1個 1日 10	1,000 450	市内○○町 ○○（株）	9月14日返品 1ヶ破損 9ヶ返還補償 1,000円
	建物 （含付属）	1棟	40. 9. 10	―	1,000	市内○○町 ○○寺	

（注）1　無料借用のものについても記載すること。
2　借用期間等の明確でないものについては、記載できる欄のみ記載しておき、返還するとき等において整理すること。
3　記載例に準じて記載すること。

（様式77号）

災害救助食料(米穀・乾パン)緊急引渡申請書

年　月　日

岐 阜 県 知 事 殿

岐阜市長

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、

下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害概況

3. 給食期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

4. 申請数量　　米穀(精米)　　Kg

乾パン　　箱(1箱128袋入)　　袋(1袋115g入)

(内訳)
別紙のとおり

5. 引渡希望場所
住　所

名　称
(主要道路から現地へわかりやすい地図を添付すること)

（様式78号）

炊き出し給与状況

炊き出し場の名称	月 日 朝	昼	夕	月 日 朝	昼	夕	月 日 朝	昼	夕	月 日 朝	昼	夕	月 日 朝	昼	夕	合　計	実支出額	備　考
																	円	
計																		

（注）　1「備考」欄には、給食内容を記入すること。

（様式79号）

炊き出し協力者、奉仕者名簿

年　月　日	炊き出し場所	協力、奉仕者代表者名	人　数	時　間	備　考
（例）〇. 〇. 〇	〇 〇 〇 〇	〇〇婦人会〇〇〇〇外	28	8～17	

（注）　記載例に準じて記載すること。

（様式80号）

飲 料 水 の 供 給 簿

供給月日	対象人員	給水用機械器具							燃料費	実支出額	備考
		名称	借上			修繕					
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修理の概要			
	人				円	月 日	円		円	円	
計											

（注） 1 給水用機械器具は、借上費、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
2 「修理の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

（様式81号）

救 助 用 物 資 引 継 書

救 助 用 物 資 引 継 書

引継者機関名　　職　　氏名

引受者機関名　　職　　氏名

救助用物資を、次のとおり引き継ぎました。

記

1 引継日時

2 引継ぎ場所

3 引継物資 次表のとおり　　（車両番号　　）

物質名	単位	搬送数量	引継数量	差　引 過不足数	過不足を生じた理由その他

（注）本書は、2 部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

（様式82号）

救 助 用 物 資 割 当 台 帳

災害区分															
災害台帳番号	住所	世帯主 氏名	世帯員数	同左内訳					学令児童		物質名				
				大人		小人		乳幼児							
				男	女	男	女		小学校	中学校					
	計														

（注）１ 本台帳は、全失と半失（床上浸水を含む。）に区分して作成すること。
　　２ 物資名欄は、品種数に応じて適宜増欄する。

（様式83号）

物 資 の 給 与 状 況

住家被害程度区 分	世帯主 氏 名	基礎となった世帯構成人員	給与 月日	物 資 給 与 の 品 名								実 支 出 額	備 考
				布団	毛布	作業衣	なべ						
計	全壊	世帯											
	半壊	世帯											

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ない。

年　　月　　日

給与責任者氏名

（注）１ 住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊、床上浸水の別を記入すること。
２ 年月日欄には、その世帯に対して最後に給与された物資の年月日を記入すること。
３ 物資の給与の品名欄に記入すること。

（様式84号）

応 急 仮 設 住 宅 入 居 者 台 帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工年月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

（注） 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有、無償の別も明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

（様式85号）

災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書

年　月　日発生の　　災害により災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅に入居のうえは、次の事項を遵守して、当該住宅の維持、保全に最善の注意を払うことを誓約いたします。

年　月　日

入居者（世帯主）　住　所
氏　名　　印

誓約立会人（民生委員）　住　所
氏　名　　印

岐阜市長　殿

記

誓　約　事　項

1　入居期間は、入居の日から 2 ヵ年以内（　　年　　月　　日まで）とする。
2　入居後においては、当該住宅の模様替え（建増し、改築等）は一切これをしないこと。
　ただし、やむを得ぬ理由により知事の許可を得て模様替えをした場合は、これに基づく当該財産権の主張は、一切しないこと。
3　入居後において当該住宅以外の居宅を得たときは、直ちに退去すること。
4　入居したうえは、当該仮設住宅についての不服を申さないこと。
5　仮設住宅の転貸又は世帯員以外の者の同居はしないこと。
6　修理義務個所を生じたときは、当事者の責任において市町村長と連絡のうえ実施すること。
7　入居資格をなくしたとき又は退去を命ぜられたときは、通知を受けた日又は事由の発生した日から 30 日以内に無条件で退去すること。
8　その他指示されたすべての事項は遵守すること。

（様式86号）

住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備　　考
		月　日	円	
計　世帯				

（様式87号）

障害物除去記録簿

住家被害程度区分		氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月 日～月 日	円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

（様式88号）

医 療 班 医 薬 品 衛 生 材 料 使 用 記 録

＊ 別 紙 を 添 付 す る こ と

医療品名				担当医師　班長名										
品名	単位 呼称	単価 （円）	受入先	払 日	日	日	日	日	日	日	日	計	残	備考 （円）
計　残品は病院に返品　購入品も病院より業者払											使用額　計			円

（注）１ 備考欄に使用数量に見合う金額を記載する。
２ 本記録の控は、経費要求時に添えて提出する。
３ その時に記録できない部分は事後に整理する。

（様式88号　つづき）

（別紙）

医 療 品 等 消 耗 器 材 使 用 簿

救護所所在地　：

救 護 班 名　：

班 長 氏 名　：

使用年月日	使用医療品衛生材料名	使　用　量		購　入　価　格		備　　考
		単位	数量	単価	金額	

（様式89号）

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

診療機関名	患者 氏名	診療 期間	病名	診 療 区 分		診療報酬点数		金額(円)	備 考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
合計 機関	人								

（様式90号）

助　産　台　帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分娩期間	金　　額	備　　考
			月　　日～ 月　　日	(円)	
計					

（様式91号）

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

年 月　日	救出 人員	救出用機械器具								実支 出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理人）氏名	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
月　日	人				円	月　日	円		円	円	
計											

（注）　1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
　　2　借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。
　　3　「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

（様式92号）

遺体捜索状況記録簿

年月日	捜索地区	捜索死体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有(管理)者名		
(例)○.○.△	○○川一帯	推定 5体	小型発動機船	10	○ ○ ○ ○	無償 円	
(例)○.○.□	○○ 地区	3体	万能	30	○ ○ ○ ○	300	
〃	〃	〃	フォーク	10	○ ○ ○ ○	100	
〃	〃	〃	担架	3	〃	300	

（注） 1 捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記載するものとし、有償による場合のみその借上費を記載する。

2 記載例に準じて記載する。

（様式93号）

遺体捜索用機械器具修繕簿

機械器具の名称	所有(管理)者名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考
(例)山型発動機船	○ ○ ○ ○	○. 9. 13	エンジンオーバーホール	42. 9. 15	円 6,500	
(例)万　　能	○ ○ ○ ○	○. 9. 15	先ガケ、柄等	42. 9. 15	600	

（注）1 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

2 記載例に準じて記載する。

（様式94号）

遺体の取扱い台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処置			捜索料	支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額			
							円	円	円	
計		人								

（様式95号）

医 療 救 護 活 動 報 告 書

医療班名			班長医師 氏　　名			
月日	医療活動 場　　所	患者数	措置の概要	遺　　体 検 案 数	経 費	備 考

（注）　１　患者数欄には、男女別患者数を記入すること。
　　２「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

（様式96号）

遺 体 取 扱 い 票

災害遺体番号		第　　号
死亡者	氏名	
	住所	
	死亡・発見年月日	
	死亡原因・発見場所	
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　　月　　日
遺留品	処理番号	第　　号
	保管所	
備考　（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺体収容所		

（様式97号）

遺体及び所持金品引取書

警察署長　殿

次の遺体及び所持金品を引き取りました

年　　月　　日

引取者住所

職業、氏名

遺体	
1　本籍、住所又は国籍	
2　性別	
3　氏名、年齢（推定年齢）	
4　人相、体格、特徴等	

所　持　金　品　目　録

品　目	数　量	備　考

（様式98号）

埋　葬　台　帳

死亡	埋葬	死亡者		埋葬を行なった者		埋葬費				備考
年月日	年月日	氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺{付属品を含む}	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
計		人								

（様式99号）

災害防疫経費所要額調

事　　項	区　　分	所　要　経　費			備　　考
		員　　数	単　　価	金　　額	
1） 予防委員諸費			円	円	
	委員手当	延　人			実人員　人
	委員旅費				実人員　人
2） 清潔消毒方法諸費					
	清潔方法				内訳別紙(イ)のとおり
	消毒方法				内訳別紙(ロ)のとおり
3） 予防救治諸費					
	傭上費				
	旅費				
	物件費				
	診療委託費				
4） 伝染病院隔離病舎諸費					
	傭上費				
	患者諸費				
	医療費				
	検査費				
	消毒費				
	給食費				
	患者輸送費				
	入院費				
	管理費				
	建物修理費				
5） 委託入院費		延　人	円	円	実人員　人
6） 臨時隔離病舎諸費					収容実人員
	傭上費	延　人			人
	患者諸費				収容延人員
	医療費				人
	検査費				職種別人員
	消毒費				
	給食費				傭上日数
	患者輸送費				
	管理費				
7） 予防救治従事者の手当等諸費					
	特殊勤務手当	延　人			実人員　人
	療治料、弔祭料				
8） 交通遮断、隔離等諸費					
	交通遮断、隔離生活補給費	延　人			実人員　人
9） 伝染病貧民患者及び死者等諸費					
	生活補給費				実人員　人
	死体消毒費				実施件数　件
	埋 火 葬 費				実施件数　件
10） ねずみ族昆虫駆除費					実施件数　戸 実施地域 （　大字　字） 内訳別紙(ハ)のとおり
11） 家用水供給費			円	円	対象実人員　人 給水日数　日
12） 法第 19 条の 2 手当金					
13） 予防事務費					内訳別紙(ニ)のとおり
14） 設備整備費					設 備 名 台 数 理 由
計					

（様式99号　つづき）

別紙(イ)　清潔方法に要する経費内訳

科　目	品　目	員　数	単　価	金　額	備　考
賃　金			円	円	
					実施回数　回
消耗品費					
医薬材料費					
運搬費					
計					

別紙(ロ)　消毒方法に要する経費内訳

科　目	品　目	員　数	単　価	金　額	備　考
賃　金			円	円	
	人夫賃				
消耗品費					
医薬材料費					
備品費					
計					

別紙(ハ)　ねずみ族昆虫駆除費内訳

科　目	品　目	員　数	単　価	金　額	備　考
賃　金			円	円	
	人夫賃				
消耗品費					
医薬材料費					
備品費					
計					

別紙(ニ)　予防事務費内訳

科　目	品　目	員　数	単　価	金　額	備　考
消耗品費			円	円	
燃料費					
食糧費					
印刷製本費					
計					

（様式100号）

災害防疫業務完了報告書

１ 災害発生年月日

２ 災害の原因

３ 被害の概要

４ 防疫措置の概要

（1） 災害防疫本部の活動(防疫実施の方針及び主要作業日程を含む)

（2） 災害防疫活動

（ア） 予防宣伝 （イ） 調査指導 （ウ） 検病調査 （エ） 患者処理 （オ） 飲料水の確保及び井戸の消毒

（カ） 消毒方法 （キ） ねずみ族昆虫駆除 （ク） 避難所の防疫指導 （ケ） し尿処理の指導 （コ） 泥土、

推積物の処理及び清潔方法 （サ） その他特記すべき事項

５ 伝染病の発生状況

６ 予防接種

７ 伝染病院隔離病舎等の被害状況

８ 災害防疫所要額

(1)防疫作業費

（2） 伝染病院隔離病舎等災害復旧費

（様式第１０１号）

号
令和　　年　　月　　日

環境大臣　殿

岐阜市長

廃棄物処理施設被害状況の報告について

標記のことについて、令和　　年　　月　　日の（災害名）　　により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

１．　災害の概要
※具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量（１時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。

２．全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	

３．　廃棄物処理施設の被害状況
（１）被害の概要
（２）設置主体名
（３）施設名
（４）処理方式
（５）規模
（６）被害額
（７）復旧見込額
（８）建設年度
（９）建設に要した総事業費

(10) 災害復旧見込額内訳

区　　分	員数	単　価	金　額	備　　考
計				

(注) 諸経費の算定にあたっては、昭和 59 年 9 月 7 日蔵計第 2150 号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表 2 のとおりとする。

(11)　添付資料

ア．行政区域図（縮尺 1／25,000～1／50,000 程度）
　　（施設の位置を明示すること。）

イ．平面配置図（縮尺 1／100～1／500 程度）
　　（被災部分を色分けすること。）

ウ．被災写真
　　できるだけ詳細に撮影し、写真余白に番号を付して上記図面に撮影位置を明示すること。
　　例　No.→

エ．その他参考となる資料

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

1．責任者の所属部署・職名・氏名
2．担当者の所属部署・職名・氏名
3．連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（様式第１０２号）

号

令和　　年　　月　　日

環境大臣　殿

岐阜市長

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、令和　　年　　月　　日の（災害名）　　により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

１．災害等の概況

※具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量（１時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。

２．全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					漂着ごみ被害	備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水		
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	m^3	

３．事業主体名

４．事業区分

５．事業費見込額

６．事業費算出内訳（別紙のとおり）

７．添付資料

（１）行政区域図等（縮尺１／25,000～１／50,000程度）

・被災区域を色分けすること。

・漂着ごみ被害については海岸保全区域がわかる図面を用いること。

（２）被災写真

できるだけ詳細に撮影し、写真余白に番号を付して上記図面に撮影位置を明示すること。

（３）その他参考となる資料

漂着ごみ被害にあっては、漂着被害前の海岸の清潔の保持の状況を示す写真、海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の資料を添付すること。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

１．責任者の所属部署・職名・氏名

２．担当者の所属部署・職名・氏名

３．連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

(別紙)

事　業　費　算　出　内　訳

事業区分	費用区分	員　数	単価	金　額	積　算　内　訳
	合　計				

(注) 1．直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。

2．諸経費は計上しないこと。

（様式103号）

災害により被災した児童生徒数調

災害の名称		災害発生年月日	年　月　日	災害救助法適用の有無	

関係市町村名	学校種別	被災児童生徒					被災したことにより新たに就学援助を必要とする児童生徒数				被災したことにより、学用品費・通学用品費の再給与を必要とする準要保護児童生徒数	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金にかかる配分 児童生徒の追加配分を必要とする数等					
		家屋の全壊焼・流出	家屋の半壊焼	家屋の床上浸水	田畑等の被害	計	学用品費・通学用品費	就学旅行費	校外活動費	通学費		学用品			修学旅行費		
												既配分数A	追加配分必要数B	計　A＋B	既配分数A	追加配分必要数B	計　A＋B
	小学校	人 （　）	人 （　）	人 （　）	人 （　）	人 （　）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	中学校	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）											
	計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）											
	小学校	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）											
計	中学校	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）											
	計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）											

（注）1　この調査において、「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、自身、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度がこれらに類する大規模な事故だということ。

2　「被災児童生徒数」欄には、就学援助を受けているといないとにかかわらず、保護者が当該欄の各欄に該当した場合のすべての児童生徒数を記入し、（　）内に就学援助の対象とされる児童生徒数の内数を記入すること。

3　「被災児童生徒数」欄のうち「田畑等の被害」とは、災害により、保護者が事業を営んでいる場合の主要な財産に復旧困難または復旧に多額の経費を要する程度の被害がある場合等をいうこと。

（様式104号）

市立学校生徒等被災状況報告書

学校名：

番号	学年	氏名	被災区分	教科書																				総冊数	総金額	備考
				国語			社会																			
				国語Ⅰ	国語Ⅱ	古典	日史																			

（注） 1 被災区分は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水に区分し、市町村本部のり災者台帳の区分と同一とする。
2 被災教科書については、該当欄に「〇」印を付する。
3 すでに授業料の減免を受け、又は、日本育英会奨学金を受けているものは、その種別いかんにかかわらず備考欄に「全免」又は「育英」等と記載する。

（様式105号）

私立学校施設被害状況報告書

月　　日現在

学校法人名				学　校　名		学生生徒数	
建物	建物名称					
	建物構造					
	建物経過年数					
	要新築	全壊	棟数			
			面積			
			被害額			
		半壊	棟数			
			面積			
			被害額			
	要補修		棟数			
			面積			
			被害額			
	計		棟数			
			被害額			
	復旧計画額					
	被害直前の建物保有面積					
校地	校地名称					
	土砂の被害	流失	土量			
			被害額			
		流入	土量			
			被害額			
		計	土量			
			被害額			
	被害 擁壁、石垣、	名称				
		面積				
		被害額				
	被害額合計					
	復旧計画額					
（工作物除建物）	名称					
	数量					
	被害額					
	復旧計画額					
設備	主なる品目					
	数量					
	被害額					
	復旧計画額					
備考					被害総額	
					復旧計画総額	
	（建物　床上浸水　　棟、床下浸水　　棟）					

（注）1 床上、床下浸水は、被害の有無にかかわらず備考欄に記載する。この場合、一部破損以上の被害があるときは、重複して計上されることであること。
2 用紙の大きさは、A4とする。

（様式106号）

被災児童生徒及び教職員数調

月　日 現在

区分		人的被害				住屋の被害						計
		死亡	行方不明	負傷	計	全壊焼	流出	小計	半壊焼	床上浸水	小計	
児童生徒学生	幼稚園											
	小学校											
	中学校											
	高等学校											
	盲ろう及び養護学校											
	大学											
	短期大学											
	高等専門学校											
	専修学校											
	各種学校											
	計											
教職員	幼稚園											
	小学校											
	中学校											
	高等学校											
	盲ろう及び養護学校											
	大学											
	短期大学											
	高等専門学校											
	専修学校											
	各種学校											
	計											

（注）1　負傷は、災害により負傷したもので、医師による診断治療又は治療材料を特別要する程度のものから計上する。

2　住屋の被害は、市町村本部で備え付けのり災者台帳による被害区分によること。

（様式107号）

学校給食用物資被害状況報告書

学校名：

月　日　時現在

物資	区分	数量	包装	購入単価	金額 A	発生場所	諸経費 B	計（A＋B）
脱脂粉乳	流出・焼失	Kg	包	円	円		円	円
	埋没							
	ぬれ損							
	計							
備考								

（注）　1　脱脂粉乳の購入単価は、日本学校給食会又は県学校給食会からの買入価格とする。
2　諸経費とは、食糧事務所、日本学校給食会又は県学校給食会からの買入から事故発生場所までにおける諸要経費をいう。
3　「備考」欄には給食施設の被害の概況等を記載すること。

（様式108号）

児童生徒被災状況報告書

月　　日現在

区分			小学校			中学校			合計
					計			計	
災害救助法適用の有無									
住屋被害	全壊、全焼、流出								
	半壊、半焼								
	床上浸水								
農作物被害 総耕作反別で50%以上被害									
計									
調査時在学児童生徒数									
被災児童生徒内訳	生活保護適用者								
	学校給食法による給食補助適用者								
	被災により新たに保護又は補助を要する者								
	その他欠食がちと認められるもの数								
	計								
摘要									

（注）1　住屋被害及び農作物被害は、市町村本部のそれぞれの被害調査記録に基づくものとする。
（特に住屋は、り災者台帳の被害程度）
2　住屋被害と農作物被害の重複するものは、住屋被害に計上する。
3　生活保護適用者は、生活保護法により給食扶助を受けている者。

（様式109号）

被災児童生徒名簿

学校名:

番号	学年	児童、生徒名	被害区分	り災者台帳番号	父兄氏名	国語		社会											
						国語	書方	社会	地図										

（注） 1 学年別に順次記載する。
2 被害区分は、全失(全焼、全壊、流失)、半失(半焼、半壊)、床上浸水の区分による。なお、住屋の被害が前記に達しないものについては「なし」とする。
3 り災者台帳番号は、市町村本部で作成する台帳の番号とする。ただし、台帳作成前にあっては、空欄とし後日紹介時に記載する。
4 教科書名は、次の区分に準じて記載する。
（1） 国語(国語、書方(習字)) （2） 社会（社会(地理的分野、歴史的分野、公民的分野)、地図） （3） 算数、複数(数学)
（4） 理科、複理(第1分野、第2分野) （5） 音楽(音楽、器楽) （6） 図工(美術) （7） 保健体育 （8） 家庭、複家（技家男、技家女）
（9） 選択教科（外国語、農業工業、商業、家庭） （10） 第107条本 （11） 計、
5 被災教科書分のみについては該当欄に「〇」印を付する。

（様式110号）

学　用　品　引　継　書

学　用　品　引　継　書				
引継者	機関名		職氏名	
引受者	機関名		職氏名	

学用品次のとおり引き継ぎました。

記

1　引継日時

2　引継場所

3　引継物資　次表のとおり(車両番号)

物　資　名	単　位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由 そ　の　他

（注）2部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

（様式111号）

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			

学用品を上記のとおり給与したことに相違ない。

年　　月　　日

給与責任者　氏名
（学校長）

（注）（1）給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
（2）「給与の内訳」欄には、数量を記入すること。

（様式112号）

義援金品拠出者名簿

年　月　日	住　　所	氏　　名	拠出区分	数　　量
（例）〇.9.10	〇〇町〇〇	〇〇〇〇	現金	〇〇〇円
（例）〃〃〃	〇〇町〇〇	〇〇〇〇	衣類	〇点

（注） 記載例に準じて記載する。

（様式113号）

義援金品引継書

義援金品引継書				
引 継 者	機関名		職氏名	㊞
引 受 者	機関名		職氏名	㊞

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1　引　継　月　日

2　引　継　場　所

3　引　継　金　品　次表の通り　　（車両番号　　）

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

（注）1　2部作成し、引継・引受両機関とも保管する
　　2　金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

（様式114号）

義援金品受領書

義援金品受領書　　No.

(住所　氏名)

殿

1 現　金　　¥　　円也

2 物　資

ただし、(災害名)　　の義援金品として

上記のとおり受領しました。

年　月　日

機　関　名

(取　扱　者)

（注）　1 複写式とし、事前に機関別の通しNo.を付しておく。
2 控は義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
3 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差し支えない。
4 物資区分は実情に即して記載する。

（様式115号）

現 金 出 納 簿

年 月 日	摘　　要	受	払	残

（注）　1 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は「義援金」の補助口座を設け、義援金についての出納を明確にしておくものとする。
2 預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要のあるときは、口座を「現金」、「預金」に区分にして扱うものとする。
3 公共団体の取扱いで「歳入歳出外現金」として保管するときは、「災害見舞金」として財務規則等に定める「歳入歳出外現金等受払簿」により現金出納簿と別途に経理する。

（様式116号）

義　援　金　品　受　払　簿

年　月　日	摘　　要	受	払	残	て　ん　末
（例）○.9.10	衣類 ○○会社従業員	10梱			9.20配分
（例）〃〃〃	現金 ○○中学生徒会	5,450円			9.10現金出納簿へ転記
（例）○.9.20	物資 ○○町ほか2町村		10個 20個 50点	0	 550点 100個 } で2梱とする

（注）　1　この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。
ただし、現金については現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳をする。
なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差支えない。
2　記載方法は、記載例に準じ適宜累計を行う。

（様式117号）

干害被害報告書

年　月　日

（地名）　岐阜市

区分	農地被害状況						応急対策事業		摘要
	総面積	作付済面積	作付不能面積	用水不足面積	枯死又は枯死寸前面積	計	可能面積	不能面積	
田									
一般畑									
小計									
果樹園									
計									

（注）1　面積の単位　ha

（注）2　この表は当該団地の干害のもっとも著しかった時期の状況を記入すること。

災害時応援協定・覚書一覧

分類		協定・覚書名称	締結先 (締結当時の名称)	締結年月日	頁
自治体間相互応援		岐阜市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	尼崎市	平成8年4月15日	223
		神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定	神戸市	平成8年9月5日	227
		中核市災害相互応援協定	中核市	平成31年4月1日更新	231
		災害時相互応援協定	藤沢市	平成8年12月11日	250
		災害時相互応援に関する協定	奈良市	平成9年1月17日	252
		岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	県及び県内市町村	平成30年3月26日更新	256
		岐阜市及び富山市災害時相互応援に関する協定	富山市	平成20年5月12日	262
		全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書	鵜飼サミット関連自治体 (日立市 笛吹市 関市 犬山市 岩国市 大洲市 三次市)	平成24年10月26日 (平成25年10月15日更新)	266
		災害時相互応援協定	飯田市	平成25年1月18日	269
		岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定	調布市	平成28年1月20日	272
		岐阜市と広野町との友好交流及び災害時相互応援に関する協定書	広野町	令和3年4月16日	274
ライフライン	水道	岐阜県水道災害相互応援協定	県・県内水道事業者	平成9年4月1日	275
		災害時における応急復旧に関する協定書 災害時における応急復旧に関する協定書の一部を変更する協定書	岐阜市公認水道工事店協同組合 岐阜市指定管工事協同組合	平成10年3月25日 平成10年7月1日 平成24年2月7日	283
		上水道相互連絡管設置に関する協定書	羽島市　岐南町 笠松町	平成19年3月29日	287
		上水道相互連絡管の管理に関する覚書	岐南町	平成19年12月19日	290
		水道施設の災害に伴う応援協定書	株式会社ジェネッツ (現・株式会社ヴェオリア・ジェネッツ)	平成21年2月26日	291
		上水道相互連絡管設置に関する協定書	関市	平成25年11月14日	293
		上水道相互連絡管の管理に関する覚書	関市	平成26年1月22日	296
		災害時における水道資材の供給に関する協定書	株式会社クボタ中部支社	平成30年9月1日	297
		災害時における水道資材の供給に関する協定書	株式会社クボタケミックス中日本支社	平成30年9月1日	299
	下水道	災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書	住友重機械エンバイロメント株式会社 中部支店	平成30年9月1日	301
	ガス	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	東邦ガス株式会社	平成20年9月25日	304
	電気	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜県電気工事業工業組合岐阜支部	平成18年3月30日	306
		災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店	平成25年2月1日	308
		非常災害時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定	中部電力株式会社	平成28年2月9日	312
		災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	令和3年6月2日	314
	通信	特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話 株式会社岐阜支店	平成25年12月24日	316
		災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	株式会社NTTドコモ 東海支社岐阜支店	平成27年10月14日	322

分類		協定・覚書名称	締結先 (締結当時の名称)	締結年月日	頁
救出・救護	消防活動	岐阜市消防協力隊の災害応急活動に関する協定書	高田化成工業㈱、棚橋工業㈱ 特種製紙㈱岐阜工場。 ㈱岐阜セラック製造所鶉工場 ㈱岡本㈱ナベヤ、岐阜精機工業㈱ 東海カワラ協業組合 岐北開発リース㈲ 協業組合高速製版ぎふ ㈱丸徳鉄工、㈱新研、村山林業㈱ 三光アルミ㈱、中央ブロイラー㈱	平成 9 年 6 月 30 日	325
	資機材	災害時における人命救助用資機材の提供及び緊急自動車等の整備協力に関する協定（変更）	岐阜県自動車整備振興会岐阜北ブロック	平成 31 年 1 月 11 日	328
		災害時における人命救助用資機材の提供及び緊急自動車等の整備協力に関する協定（変更）	岐阜県自動車整備振興会岐阜南ブロック	平成 31 年 1 月 11 日	330
		災害時における救命ボート等の提供に関する協定	有限会社カワダ建設	平成 23 年 4 月 14 日	334
	医療救護	災害時における医療救護に関する協定	岐阜市医師会	平成 17 年 3 月 30 日	336
		災害時における歯科医療救護に関する協定書	岐阜市歯科医師会	平成 17 年 12 月 27 日	338
		災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書	岐阜市薬剤師会	平成 17 年 12 月 27 日	340
情報収集		災害時の情報の収集に関する協定 災害時の情報の収集に関する変更協定	岐阜市ボランティアハム連絡協議会	平成 9 年 6 月 30 日 平成 10 年 4 月 27 日	342
		災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局	平成 23 年 3 月 11 日	347
		災害時における情報提供の協力に関する協定	岐阜県タクシー協会岐阜支部	平成 24 年 2 月 1 日	349
		木曽川上流河川事務所並びに岐阜市における河川情報の利用に関する協定書	国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	平成 25 年 2 月 8 日	351
		木曽川上流河川事務所並びに岐阜市における河川情報の利用に関する覚書	国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	令和 2 年 2 月 10 日	353
		災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47	平成 30 年 12 月 17 日	355
		災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	一般社団法人 ＤＰＣＡ 一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会	令和 5 年 2 月 28 日	357
情報発信・提供		災害時の放送に関する協定	㈱岐阜放送	昭和 57 年 6 月 28 日	359
		災害時の放送に関する協定	シーシーエヌ株式会社	令和元年 7 月 16 日	360
		災害時等における緊急放送に関する確認書	株式会社シティエフェムぎふ	平成 19 年 4 月 26 日	362
		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 24 年 12 月 25 日	364
		災害時の情報提供等に関する協定書	市内新聞販売店各店	平成 29 年 3 月 6 日	366
避難		大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書	株式会社トヨタオートモールクリエイト	平成 15 年 2 月 6 日	369
		大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	平成 15 年 2 月 6 日	371
		災害時における〇〇施設への避難者受入れに関する覚書	岐阜老人ホーム外 55 施設	平成 15 年 3 月 5 日～	373
		災害時における施設開放に関する覚書	岐阜大学	平成 20 年 10 月 9 日	377
		災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書	岐阜県タクシー協会岐阜支部	平成 24 年 2 月 1 日	379
		大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	株式会社 LIXIL ビバ	平成 26 年 11 月 1 日	381

分類		協定・覚書名称	締結先 (締結当時の名称)	締結年月日	頁
避難		岐阜圏域における越境避難に関する協定書	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	平成 28 年 2 月 18 日	383
		災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	岐阜長良川温泉旅館協同組合	平成 28 年 5 月 26 日	388
		大規模災害時における臨時避難場所の開設に関する協定書	株式会社高島屋	平成 30 年 11 月 2 日	390
		大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	カワボウ株式会社 イオンリテール株式会社 東海カンパニー	令和 2 年 3 月 25 日	395
		大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	イオンリテール株式会社 東海カンパニー	令和 2 年 3 月 25 日	397
		災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	一般社団法人 岐阜ホテル会	令和 2 年 9 月 25 日	399
		大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	株式会社エディオン	令和 3 年 3 月 1 日	402
		災害時のコミュニティバスの利用に関する協定書	株式会社日本タクシー	令和 4 年 5 月 6 日	404
物資・燃料	物資	災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書	ぎふ農業協同組合	平成 8 年 5 月 10 日	408
		緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定	生活共同組合コープぎふ	平成 16 年 1 月 16 日	410
		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	イオン株式会社中部カンパニー	平成 18 年 6 月 27 日	413
		災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社バロー	平成 19 年 10 月 12 日	415
		災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定	岐阜流通センター協同組合連合会	平成 22 年 1 月 14 日	418
		災害時における食糧品供給に関する協定	株式会社コガネパン	平成 23 年 1 月 25 日	420
		災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社トーカイ	平成 24 年 5 月 15 日	422
		災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定	社団法人日本福祉用具供給協会	平成 24 年 8 月 23 日	426
		災害時における物資の供給に関する協定書	大丸板紙加工株式会社	平成 27 年 2 月 6 日	430
		災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 6 月 8 日	432
		災害時における畳の提供に関する協定	5 日で 5000 枚の約束。実行委員会	平成 28 年 9 月 12 日	435
		災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	平成 29 年 5 月 29 日	439
		災害時における建設機械及び仮設トイレ等の支援に関する協定書	一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部	平成 29 年 11 月 20 日	441
		災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社高島屋	平成 30 年 11 月 2 日	443
		災害時等における避難所生活環境向上に係る資材等の提供に関する協定	一般社団法人日本カーペットタイルリセット協会	平成 31 年 1 月 10 日	448
		災害時における物資調達に関する協定書	岐阜県テント・シート工業組合	令和 2 年 8 月 6 日	450
		災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	令和 2 年 11 月 17 日	455
	燃料	災害時の熱源確保に関する覚書 災害時の熱源確保に関する変更覚書	岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部	平成 8 年 2 月 1 日 平成 22 年 2 月 4 日	459
		災害時における燃料の確保に関する覚書	岐阜県石油商業組合岐阜支部	平成 8 年 3 月 28 日	461

類 分	協定・覚書名称	締結先 (締結当時の名称)	締結年月日	頁
輸送確保・協力	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	社団法人日本自動車連盟中部本部岐阜支部	平成 22 年 7 月 20 日	463
	災害時における物資の輸送等に関する協定	赤帽岐阜県軽自動車	平成 26 年 10 月 2 日	465
	災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定	岐阜県トラック協会岐阜支部	平成 26 年 11 月 1 日	469
	災害時等における施設の使用に関する協定書	ぎふ農業協同組合	令和 5 年 2 月 14 日	471
	災害時等におけるバス車両による人員の輸送に関する協定書	岐阜乗合自動車株式会社	令和 5 年 2 月 14 日	476
土木・建築	災害時の応急対策に関する覚書	岐阜土木工業会	令和 3 年 4 月 4 日	482
	災害時における建築物にかかる応急対策に関する覚書	岐阜県建築工業会	平成 8 年 9 月 5 日	484
	災害時における建築物に係る応急対策に関する協定書	岐阜市建築技術協会	平成 19 年 2 月 23 日	486
	災害時における応援業務に関する基本協定	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 19 年 3 月 20 日	488
	災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	社団法人岐阜県測量設計業協会	平成 21 年 4 月 23 日	491
	災害時における橋梁に係る被害状況調査に関する協定	岐阜県橋梁会	平成 23 年 7 月 11 日	493
	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜県瓦葺組合岐阜支部岐東支部	令和 3 年 3 月 30 日	495
	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜市土木企業共同体	平成 23 年 9 月 1 日	499
	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会	平成 24 年 10 月 1 日	501
	災害時における災害応急対策活動に関する協定書	一般社団法人岐阜県解体工事協会	令和 3 年 11 月 17 日	506
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	令和 2 年 12 月 17 日	510
廃棄物処理	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	岐阜県清掃事業協同組合	平成 29 年 12 月 26 日	514
	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	岐阜再生資源事業協同組合	平成 29 年 12 月 26 日	516
	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人岐阜県産業環境保全協会	平成 30 年 12 月 26 日	518
その他支援	ガス爆発等防止対策に関する覚書	岐阜中・北・南・羽島警察署、東邦ガス㈱供給管理部、岐阜県ＬＰＧ協会岐阜支部、中部電力㈱岐阜営業所、中部電力㈱各務原営業所	昭和 55 年 9 月 5 日 平成 18 年 12 月 1 日 改正	520
	災害時における支援協力に関する協定	岐阜市内郵便局	平成 29 年 10 月 23 日 更新	522
	災害時における支援協力に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 27 年 9 月 16 日	525
	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書	一般社団法人岐阜県ペストコントロール協会	平成 28 年 9 月 9 日	530

分類	協定・覚書名称	締結先 (締結当時の名称)	締結年月日	頁
その他支援	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 29 年 2 月 2 日	532
	岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定書	公益財団法人岐阜市国際交流協会	平成 29 年 3 月 28 日	535
	災害時等における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会岐阜県隊友会	平成 30 年 11 月 17 日	536
	災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書	社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会	令和 3 年 5 月 26 日	538
	災害時における協力体制に関する協定書	社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 公益社団法人岐阜青年会議所	令和 3 年 7 月 28 日	540
	自然災害時の共同取組に関する覚書	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社岐阜支店	令和 4 年 7 月 7 日	542

岐阜市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定

岐阜市及び尼崎市(以下「協定市」という。)は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条　応援の種類は、次のとおりにする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条　応援を要請しようとする市(以下「応援要請市」という。)は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当者部局を通じて、電話又は返信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第3条　応援を要請された市(以下「応援市」という。)は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2　前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第4条　応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第5条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第7条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第8条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第9条　この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押のうえ、各1通を保有する。

附　　則

この協定は、平成8年4月15日から施行する。

平成8年4月15日

岐阜市

代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

尼崎市

代表者　尼崎市長　宮　田　良　雄

岐阜市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣　旨)

第1条　この実施細目は、平成8年4月15日付けで岐阜市と尼崎市(以下「協定市」という。) との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。） 第8条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条　協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市(以下「応援要請市」という。) の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。) の負担とする。

(1)　協定第1条第1号及び第2号の業務に要する経費　購入費及び輸送費

(2)　協定第1条第3号の業務に要する経費、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条　協定第1条第4号に掲げる応援業務(以下「応援業務」という。) に要する経費の負担については、次のとおりにする。

(1)　応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。) について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

2　応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条　前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条　緊急応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(訓練参加に要する経費の負担)

第6条　協定第7条の規定により、他の市主催の防災訓練に参加する場合に要する経費は、参加しよ

うとする市側で負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条　協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第8条　この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第9条　この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附　　則

この実施細目は、平成8年4月15日から施行する。

平成8年4月15日

岐阜市

代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

尼崎市

代表者　尼崎市長　宮　田　良　雄

神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定

神戸市及び岐阜市(以下「協定市」という。)は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応募復旧等に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条　応援を要請しようとする市(以下「応援要請市」という。)は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第3条　応援を要請された市(以下「応援市」という。)は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2　前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第4条　応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第5条　協定市はあらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条　協定市は、この協力に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第7条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第8条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第9条　この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年9月5日

神戸市

代表者　神戸市長　笹　山　幸　俊

岐阜市

代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条　この実施細目は、平成8年9月5日付けで神戸市と岐阜市(以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条　協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市(以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1)　協定第1条第1号及び第2号の業務に要する経費　購入費及び輸送費

(2)　協定第1条第3号の業務に要する経費　借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条　協定第1条第4号に掲げる応援業務(以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その障害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4)　前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

2　応援職員、応援氏名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

4　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条　前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条　自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(訓練参加に要する経費の負担)

第6条　協定第7条の規定により、他の市主催の防災訓練に参加する場合に要する経費は、参加しようとする市側で負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条　協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号をその他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第8条　この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第9条　この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、書名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年9月5日

神戸市
代表者　神戸市長　笹　山　幸　俊
岐阜市
代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、平成３１年４月１日から効力を発生するものとする。

平成３１年４月１日

山形市	山形市長	佐藤孝弘
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
寝屋川市	寝屋川市長	北川法夫
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明

宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
豊田市	豊田市長	太田稔彦
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	田中誠太
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	石見利勝
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	越直美
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川元庸
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡﨑誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	森博幸
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

倉敷市	倉敷市長	伊東香織

中核市災害相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　中核市災害相互応援協定第１１条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費等の負担）

第２条　協定第１条第１号から第３号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1)　協定第１条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2)　協定第１条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　協定第１条第４号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

３　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

４　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

５　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

２　自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（連絡担当部局）

第４条　協定第５条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第５条　この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（実施細目の発効）

第６条　この実施細目は、平成３１年４月１日から効力を発生するものとする。

平成３１年４月１日

山形市	山形市長	佐藤孝弘
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
寝屋川市	寝屋川市長	北川法夫
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
豊田市	豊田市長	太田稔彦

高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	田中誠太
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	石見利勝
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	越直美
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川元庸
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡﨑誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	森博幸
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

倉敷市	倉敷市長	伊東香織

中核市災害相互応援協定の運用マニュアル

平成１１年　６月　９日　中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正　平成２３年　７月２９日　中核市市長会防災担当者会議総会決議
改正　平成２３年１１月　１日　中核市市長会防災担当者会議総会決議
改正　令和　２年　７月　１日　中核市市長会防災担当者会議総会決議
改正　令和　４年　５月２７日　中核市市長会防災担当者会議総会決議

１　応援の要請方法

（１）　協定第２条に掲げる文書は、応援要請書（様式１）とし、電話等により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。

（２）　応援の要請は、被災市の所属するブロックの幹事に対し行うものとする。

（３）　被害がブロック全体に及ぶ災害の場合は、幹事が取りまとめたうえで会長に対し、要請を行うものとする。また、取りまとめが不可能なときは各被災市が直接会長に要請を行うことができる。

（４）　応援要請書は、会長市に送付するものとする。

２　情報伝達

（１）　幹事は、被災市の被害状況を会長へ報告するものとする。

（２）　会長は、報告を受けた内容を各協定市に連絡担当部局を通じ伝達するものとする。

３　応援計画

（１）　応援要請を受けた幹事は、被災市を除くブロック内の協定市と連絡担当部局を通じ、応援活動について協議する。

（２）　前号により応援活動を決定した応援市は、応援計画を応援計画書（様式２）により、被災市及び幹事に通知する。

（３）　幹事は、ブロック内応援市の応援計画を会長へ報告する。

（４）　幹事は、ブロック内での応援活動が困難と判断したときは、会長への応援を要請することができる。

（５）　会長は、被災ブロックの幹事から応援の要請を受けたときは、規約第６条第２項応援チームの応援隊長市（応援チーム内で被災市に最も近い協定市がなり、応援チームを代表しチーム内の取りまとめを行う。）へ要請事項を伝達するものとし、要請を受けた応援隊長市はそのチーム内の協定市と応援活動を協議し、規約第６条第１項ブロック内の被災市以外の協定市と協力しながら応援するものとする。

４　応援の完了

（1） 応援市は、応援活動が完了し被災市の状況が安定した後、細目第２条に基づき応援業務に要した経費を算定し、応援を要請した協定市に請求するものとする。

（2） 応援市は、前項に掲げる経費について、会長に報告する。

（3） 会長は、応援活動が完了したとき又は応援活動が長期にわたる場合は随時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

５　自主応援活動

（1） 協定第３条第２項の規定により自主応援活動を行う場合は、被災市の属するブロックの幹事が連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。

（2） 自主応援活動を行う場合の手続きについては、このマニュアルの規定を準用する。

６　任務の代行

このマニュアルにおいて、会長又は幹事の属する市が被災市となったときは、それぞれ副会長又は副幹事がその任務を遂行するものとする。また、副会長についてはその在任期間の長い市から第１順位とし、同一在任期間の市が複数の場合、被災市に遠い順とする。

７　その他

この運用マニュアルに記載のない事項は、会長市（会長市が被災市となったときは、副会長市）が、各市の被災状況及び意向を考慮し、対応を決定する。

（様式１）

第　　号
年　　月　　日

中核市市長会防災担当者会議会長あて

要請市　　市長

応 援 要 請 書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

１　応援を要請する理由

２　添付書類

３　連絡先

担当課・係

担当者

電話番号

ＦＡＸ番号

（様式１－１）

被　害　状　況

市　　名	
報告日時	
担当課名	
連 絡 先	

災害対策本部の設置状況等	設置	年　月　日
		時　分
	職員配備状況	月　日　時　分
		人

区　分			被害状況
人的被害	死　者		人
	行方不明者		人
	負傷者	重　傷	人
		軽　傷	人
住家被害	全　壊		棟　世帯
	半　壊		棟　世帯
	一部損壊		棟　世帯
	床上浸水		棟　世帯
	床下浸水		棟　世帯
非住家被害	全　壊		棟
	半　壊		棟
	一部損壊		棟
道路被害等	道　路		通行止め　箇所
	橋りょう等		通行止め　箇所

区　分		被害状況
河　川		堤防決壊　箇所
崖(山)崩れ		箇所
ライフライン被害	水　道	断水　戸
	電　気	停電　戸
	ガ　ス	停止　戸
	電　話	不通　回線
	下 水 道	延長　ｋｍ
	工業用水道	断水　事務所
その他	鉄道不通	箇所
	港湾施設	箇所
罹災世帯		世帯
罹災者数		人
火　災		件

被害集中地域	
主な活動内容	

（様式１－２）　（様式２－１）

応援要請（計画）書　１　（物資の提供等）

応援要請市	市　　名	
	所　　属	
	担　当　者	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

応援市	市　　名	
	所　　属	
	担　当　者	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

応　援　要　請　内　容（応援要請市が記入）

品　　目	規格	数量	輸送先住所 (地図番号)	輸　送　先 名称/TEL	輸送手段	現地 責任者	輸送希望日時
					陸路 可・不可 最寄ヘリポート等		年　月　日 時

受　諾　内　容　（応援市が記入）

応援市	数量	輸送予定日時	所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備　　考
		年　月　日　時					

（様式１－３）　（様式２－２）

応援要請（計画）書　２　（職員の派遣）

応援要請市	市　　名	
	所　　属	
	担　当　者	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

応援市	市　　名	
	所　　属	
	担　当　者	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

応　援　要　請　内　容（応援要請市が記入）

職　種	活動内容	人員	勤務場所(地図番号)	勤務先名称/TEL	期　　間	輸送手段	現地責任者
					～	陸路　可・不可 最寄ﾍﾘﾎﾟｰﾄ等	

受　諾　内　容　（応援市が記入）

応援市	人員	期　　間	派遣担当所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備　　考
		～					

（様式２）

第　　号
年　　月　　日

応援要請市・ブロック幹事市・応援隊長市
（又は中核市市長会防災担当者会議会長）あて

応援市　　市長
（又は○○ブロック幹事市　　市長）
（又は応援隊長市　　市長）

応 援 計 画 書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

１　応援要請市名及び応援を要する理由

２　添付書類
・　応援要請書の写し
・　応援計画書（様式２－１、様式２－２）

３　連絡先

担当課・係

担当者

電話番号

ＦＡＸ番号

災害発生から応援活動の完了まで

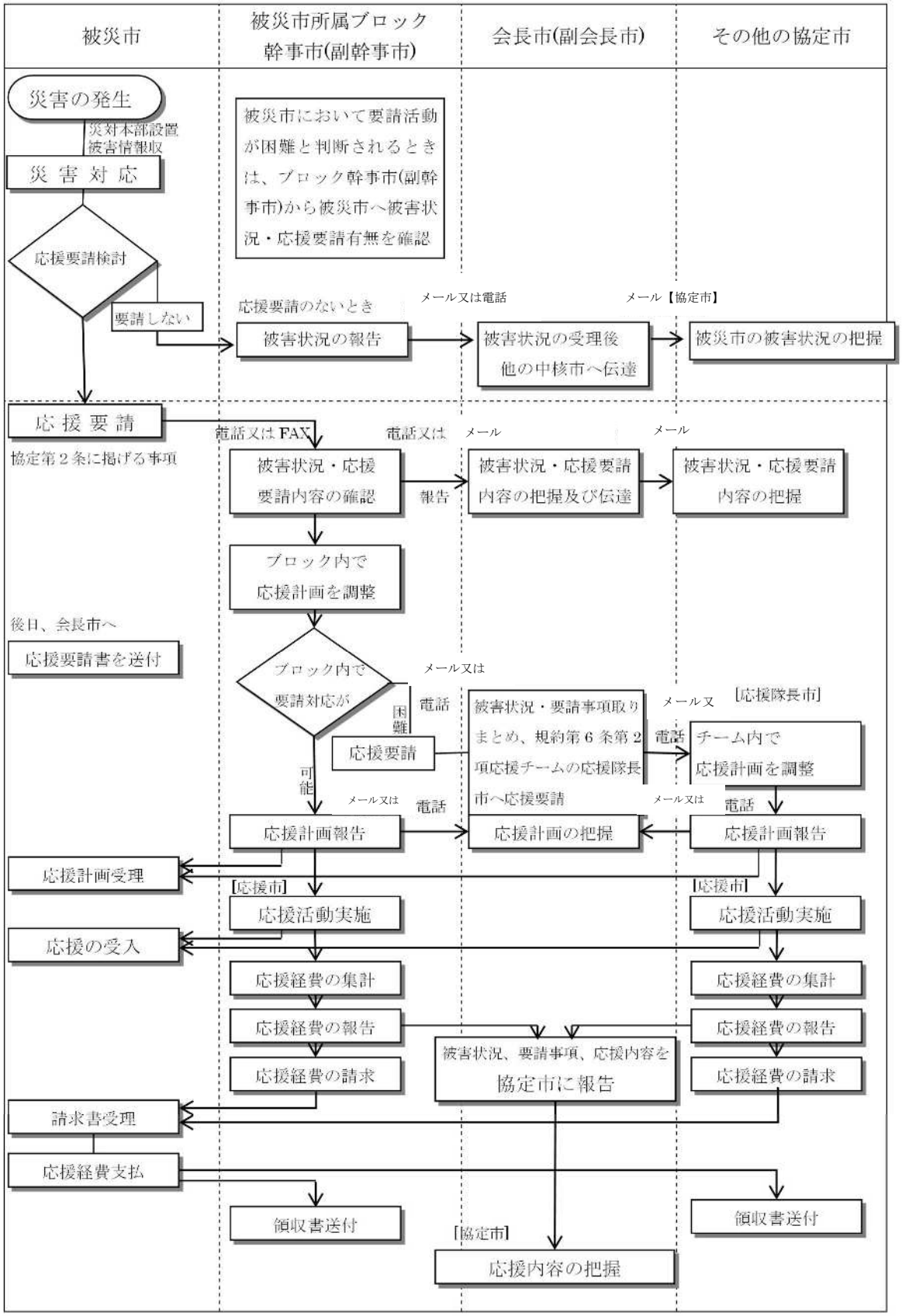

中核市市長会防災担当者会議規約

（名称）
第１条　本会は、中核市市長会防災担当者会議（以下「会議」という。）と称する。

（事務局）
第２条　会議の事務局は、会長市に置く。

（目的）
第３条　会議は、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として、中核市災害相互応援協定（令和３年４月１日締結。以下「協定」という。）に基づく運用体制を整備し、併せて中核市各市及び中核市候補市の防災体制の整備に資することを目的とする。

（事業）
第４条　会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 協定の運用体制の研究及び協議に関すること。
(2) 防災対策の充実のための情報交換に関すること。
(3) 防災対策推進について必要な事項に関すること。
(4) その他本会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成員）
第５条　会議は、中核市の防災主管課長又は担当者をもって構成する。
２　前項の規定にかかわらず、中核市候補市の防災主管課長又は担当者も、特に希望するときは、会議の構成員となることができる。

（ブロック及び応援チーム分割）
第６条　協定の円滑な運用を図るため、中核市各市及び中核市候補市を別表１のとおり分割する。
２　被害が前項規定のブロック内の全体に及び、ブロック内応援体制が機能しないような広域災害時に対応するため、中核市を別表２（以下「応援チーム」という。）のとおり分割する。

（役員）
第７条　会議に次の役員を置く。
(1) 会　長　　1　人
(2) 副会長　　6　人　以　内
(3) 幹　事　　4　人　（各ブロックに１人）
(4) 副幹事　　4　人　（各ブロックに１人）
２　会長及び副会長は、中核市市長会と連動して選出するものとする。ただし、第９条に規定する総会の承認を得るものとする。
３　副幹事は、原則として幹事と異なる地方より１人選出する。
４　幹事及び副幹事の任期は１年とし、第５条第２項の構成員を除き、ブロック内で持ち回るものとする。

（役員の任務）
第８条　会長は、会議を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときは、その任務を行う。
３　幹事は、所属ブロックを代表し、ブロック内の取りまとめを行う。
４　副幹事は、幹事を補佐し、幹事が任務を遂行できないときは、その任務を行う。

（総会）
第９条　総会は、全構成員をもって構成する。

2　総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
3　総会は、会長が招集する。
4　総会の開催場所は、会長に一任する。
5　総会は、次の事項を審議する。
(1) 規約の改正に関すること。
(2) 協定運用マニュアルの作成及び改正に関すること。
(3) 防災対策の充実のための情報交換に関すること。
(4) その他防災対策の推進について必要な事項に関すること。
6　総会は、付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）
第10条　役員会は、会長、副会長その他の役員をもって構成する。
2　役員会は、毎年1回総会前に開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
3　役員会の開催場所は、会長に一任する。
4　役員会は、次の事項を審議する。
(1) 総会に提出すべき議案に関すること。
(2) 前条第6項の規定により総会から委任された事項に関すること。
(3) その他役員会が特に必要と認めた事項に関すること。

附　則
1　この規約は、平成10年10月23日から施行する。
2　平成10年度の幹事及び副幹事については、第7条第3項の規定にかかわらず、平成11年度末までを任期とする。

附　則
この規約は、平成11年6月9日から施行する。

附　則
この規約は、平成15年5月29日から施行する。

附　則
この規約は、平成16年6月25日から施行する。

附　則
この規約は、平成17年6月30日から施行する。

附　則
この規約は、平成17年11月10日から施行する。

附　則
この規約は、平成18年7月31日から施行する。

附　則
この規約は、平成19年1月31日から施行する。

附　則
この規約は、平成19年4月23日から施行する。

附　則
この規約は、平成20年1月8日から施行する。

附　則
この規約は、平成20年7月25日から施行する。

附　則
この規約は、平成20年12月1日から施行する。

附　則
この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附　則
この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附　則
この規約は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 25 年 7 月 26 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この規約は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。
附　則
この規約は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

別表１

ブロック名称	地方	構　　成　　市
北海道・東北・関東ブロック （28 市）	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、 いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、 八王子市、柏市、前橋市、高崎市、藤沢市、 越谷市、川口市、水戸市、つくば市、所沢市、 春日部市、草加市、市川市、町田市
中部ブロック （14 市）	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、 松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、 津市、一宮市、春日井市、
近畿・中国ブロック （20 市）	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、 和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、 豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市、吹田市
	中国地方	倉敷市、福山市、下関市、呉市、鳥取市、 松江市
四国・九州ブロック （11 市）	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、 久留米市、那覇市、佐世保市、佐賀市

別表２

応援チーム番号	中　　核　　市　　名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・ 枚方市・鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・ 八王子市・明石市・寝屋川市・一宮市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・ 越谷市・八尾市・山形市・松本市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・ 呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・ 佐世保市・川口市・吹田市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・ 八戸市・松江市・水戸市

中核市防災第３応援チーム連携強化に関する合意書

近年、多発している集中豪雨やこれに伴う土砂災害や冠水等、南海トラフ巨大地震や大型台風だけではなく、平時から日本は自然災害の危機にさらされている。

本日開催した「中核市市長会防災担当者会議第３応援チーム市長会議」において、青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、倉敷市、那覇市、越谷市が一堂に会し、今後、来るべき大規模災害に備え、連絡体制の確認及び課題を抽出し、本協定の実効性を高めるとともに、平時から顔の見える関係を築くことで、情報共有を図ることを約束した。

我々８都市は、大規模災害時に支援・受援を円滑に行うため訓練を実施することで、本協定の運用マニュアルのより実践的な運用を目指し、中核市全体の先駆的な役割を担い志していくことを、８都市の合意により、ここに定めるものとする。

平成２７年５月２５日

青　森　市　長

横　須　賀　市　長

岐　阜　市　長

豊　橋　市　長

尼　崎　市　長

倉　敷　市　長

那　覇　市　長

越　谷　市　長

災害時相互応援協定

岐阜市と藤沢市は、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑の遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣

(5)　ボランティアの斡旋

(6)　児童生徒の受け入れ

(7)　被災者に対する住宅の斡旋

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請手続)

第2条　応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条　応援を要請された市は、的確に応援の実施に努めるものとする。

2　通信途絶等により被災市が前条の要請ができないと認める場合、応援を実施しようとする市は情報収集活動を実施するとともに、自主的な応援の実施に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条　応援に要した経費は、原則として応援を要請する市の負担とする。

2　応援を要請する市が、前項に規定する経費を市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する市から要請があった場合は、応援を要請された市は、一時立替弁済をするものとする。

(資料の交換)

第5条　両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第6条　この協定に基づく応援を円滑に実施するため、両市が主催する防災訓練に相互に参加できるよう努めるものとする。

(その他)

第7条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

1996年(平成8年) 12月11日

岐阜市今沢町18番地
岐阜市
岐阜市長　浅　野　　勇

藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長　山　本　捷　雄

災害時相互応援に関する協定

岐阜市及び奈良市(以下「協定市」という。）は、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(災害の範囲)

第1条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(応援の内容)

第2条　応援の内容は、次のとおりにする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

(4)　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条　応援を要請しようとする市(以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3)　前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条　応援の要請を受けた市(以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

(大規模災害時における自主的活動)

第5条　地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第3条の規定による要請がないときは、応援をしようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2　応援をしようとする市は、情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが必要と判断する場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条　この協定に基づく応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(訓練への参加)

第9条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成9年1月17日

岐阜市今沢町18番地
岐阜市
代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
代表者　奈良市長　大　川　靖　則

災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条　この実施細目は、平成9年1月17日付けで岐阜市と奈良市との間で締結した災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。）第6条及び第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条　協定第2条第1号から第3号までに掲げる応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は、被災市が負担するものとし、その他の経費は応援市が負担するものとする。

(1)　協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援に要する経費　購入費及び輸送費

(2)　協定第2条第3号に掲げる応援に要する経費　借上料、燃料費、輸送及び破損又は故障が生じた場合の経費

2　協定第2条第4号に掲げる応援(以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　被災市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4)　前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定める。

3　協定第2条第5号に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第3条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して被災市の市長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条　協定第5条第2項に定める自主的応援活動を実施した場合は、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援をしようとする市が負担しようとする場合は、その限りではない。

(訓練参加に要する経費の負担)

第5条　協定第9条の規定によりお互いの市が主催する防災訓練に参加する場合、参加に要する経費は参加しようとする市が負担するものとする。

（応援職員の義務）

第6条　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとる。

2　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

（宿舎のあっせん等）

第7条　被災市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（連絡担当部局）

第8条　協定第7条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第9条　この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年1月17日

岐阜市今沢町18番地
岐阜市
代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

奈良市二条大辞南一丁目1番1号
奈良市
代表者　奈良市長　大　川　靖　則

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

（趣　旨）

第1条　この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223 号）第６７条第１項及び第６８条の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条　県及び市町村は、あらかじめ応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条　応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

オ 災害マネジメント支援職員（被災市町村の災害対策全般をサポートする職員をいう。）の派遣（県に限る。）

(2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ

(5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援地域の設定）

第4条　被災市町村への応援は、別表第１に定める地域を単位として、別表第２に定める応援地域の第１位の地域における市町村が実施するものとし、当該地域内の市町村では、応援が困難な場合又は不十分な場合は、当該順位が下位の地域における市町村が順次実施するものとする。

（県の役割）

第5条 県は、被災市町村の長から知事に応援の要請があった場合は、別表第２に定める順位に従い、速やかに関係市町村と連絡調整を行い、応援が可能な地域の市町村の長に応援を要請するものとする。

２ 知事は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要請の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を要請するものとする。

（応援の要請）

第6条　被災市町村の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事に対して応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第３条第１号アからウに掲げるものの品名及び数量

(3) 第３条第１号エに掲げるものの職種別人員

(4) 第３条第１号オに掲げるものの人員

(5) 応援の場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項2　前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条　応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

２ 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。

３ 第３条１号エ及びオの規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。

４ 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。

５ 前各項により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第8条　被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、県又は他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

２ 前項の応援については、被災市町村の長から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。

３ 第1 項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(情報交換)

第9条　県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、応援のために必要な情報を交換するものとする。

２ 県は、前項の交換を行うため、原則として毎年度１回以上、別表第１に定める地域ごとに連絡会議を開催するよう努めるものとする。

（訓練の参加）

第10条　県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、県及び市町村主催防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

（他の協定との関係）

第11条　この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第12条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成３０年３月２７日から施行する。

２　平成１０年３月３０日締結の協定は、平成３０年３月２６日限りで廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、知事並びに各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長代理及び岐阜県町村会会長が署名のうえ、各１通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付する。

平成３０年３月２６日

岐阜市薮田南２丁目１番１号
岐阜県知事　　古　田　　肇

岐阜県岐阜市薮田南５丁目１４−５３
岐阜県市長会会長職務代理者
副 会 長　　小　川　　敏

岐阜県岐阜市薮田南５丁目１４−５３
岐阜県町村会
会 長　　井　戸　敬　二

別表第１

地域	構成市町村
岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐	揖斐川町、大野町、池田町
中濃	関市、美濃市、郡上市
可茂	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那	中津川市、恵那市
飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

別表第２

被災地域	応援地域						
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第６位	第7位
岐阜	中濃	揖斐	西濃	可茂	飛騨	恵那	東濃
西濃	揖斐	東濃	岐阜	飛騨	恵那	中濃	可茂
揖斐	西濃	岐阜	飛騨	恵那	東濃	可茂	中濃
中濃	岐阜	飛騨	恵那	東濃	可茂	西濃	揖斐
可茂	飛騨	恵那	東濃	岐阜	中濃	揖斐	西濃
東濃	恵那	西濃	可茂	中濃	揖斐	飛騨	岐阜
恵那	東濃	可茂	中濃	揖斐	西濃	岐阜	飛騨
飛騨	可茂	中濃	揖斐	西濃	岐阜	東濃	恵那

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目（案）

（趣 旨）

第１条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第１２条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の手続）

第２条 協定６条第１項の応援の要請は、電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

（応援実施の手続）

第３条 県災害対策本部は、県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに県事務所又は危機管理政策課岐阜地域防災係（以下「県事務所等」という。）と連絡調整を行い、応援計画を作成するものとする。

２ 県災害対策本部は、前項の応援計画を応援を要請した市町村及び応援を実施する市町村（以下「応援市町村」という。）に管内の県事務所等を経由して通知するものとする。

３ 前項の通知を受けた応援市町村は、当該通知に従い応援を実施するものとする。

（県への応援の報告）

第４条 応援市町村は、原則として応援の実施内容を県事務所等を経由して県災害対策本部に報告するものとする。

（応援経費の負担）

第５条 協定第６条第１項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

（１） 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

（２） 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

（３） 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料

（４） 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５） 施設の提供については、使用料又は借上料

（６） 協定第３条第４項第５号及び第６号については、その実施に要した経費

２ 協定第７条第２項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要請した市町村長に請求するものとする。

（応援時の責務）

第６条 応援を行う県又は市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

（情報交換）

第７条 協定第９条の規定による交換は、毎年４月１日現在における次に掲げる事項について行うものとする。

（１） 協定第２条の連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段
（２） 備蓄物資及び業者提携物資
（３） 物資拠点及び輸送ルート
（４） 避難所及び収容可能人数
（５） 応援可能な職種別人員数
（６） 前各号に掲げるもののほか、交換する必要があると認められる情報

(その他)

第８条 県は、協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、県災害対策本部を所管する部署及び県事務所等に、前条の規定により交換した情報の取りまとめ、連絡会
議の開催、訓練の案内等を行う事務局を設置する。

附 則

１ この実施細目は、平成３０年３月２７日から施行する。

２ 平成１０年３月３０日締結の実施細目は、平成３０年３月２６日限りで廃止する。

この実施細目の締結を証するため、本協定書３通を作成し、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長代理、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各１通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成３０年３月２６日

岐阜市薮田南２丁目１番１号
岐阜県知事 古田 肇

岐阜県岐阜市薮田南５丁目１４－５３
岐阜県市長会会長職務代理者
副 会 長 小川 敏

岐阜県岐阜市薮田南５丁目１４－５３
岐阜県町村会
会 長 井戸 敬二

岐阜市及び富山市災害時相互応援に関する協定

岐阜市及び富山市(以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　被災地の廃棄物の処理等に必要な職員の派遣及び車両の提供

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条　応援を要請しようとする市(以下「応援要請市」という。）は、次に事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、又は電信等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第1号から第3号に掲げる応援及び同条第5号に掲げる車両の提供による応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第4号に掲げる応援及び同条第5号に掲げる職員の派遣による応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第3条　応援を要請された市(以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2　前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第4条　応援に要した経費は、協定市が別に協議することにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第5条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、被害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第7条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第8条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第9条　この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附　則

この協定は、平成20年5月12日から施行する。

平成20年5月12日

岐阜市
代表者　岐阜市長　　細　江　茂　光

富山市
代表者　富山市長　　森　　雅　志

岐阜市及び富山市災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、平成 20 年５月 12 日付けで岐阜市と富山市(以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第８条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（救援物資等の経費の負担等）

第２条　協定第１条第１号から第３号に掲げる応援業務及び同条第５号に掲げる車両の提供による応援業務に要する費用のうち、次に掲げる経費は、応援を要した市(以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1)　協定第１条第１号及び第２号の業務に要する経費　購入費及び輸送費

(2)　協定第１条第３号及び第５号に掲げる車両の提供による業務に要する費用、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（応援職員の派遣等に要する経費の負担）

第３条　協定第１条第４号に掲げる応援業務及び同条第５号に掲げる職員の派遣による応援業務(以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、傷害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

２　応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（経費の請求）

第４条　前２条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

（自主応援活動に要する経費の負担及び請求）

第５条　緊急応援活動に要する経費の負担及び請求については、第２条から前条までの規定を準用する。

（訓練参加に要する経費の負担）

第６条　協定第７条の規定により、他の市主催の防災訓練に参加する場合に要する経費は、参加しようとする市側で負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条　協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（その他）

第8条　この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第9条　この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附　　則

この実施細目は、平成20年5月12日から施行する。

平成20年5月12日

岐阜市
代表者　岐阜市長　細　江　茂　光

富山市
代表者　富山市長　森　　雅　志

全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書

鵜飼サミット関連自治体（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２条第１号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市（以下「被災市」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市の要請により被災市を応援する協定市（以下「応援市」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

(5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

(6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

(7) ボランティアのあっせん

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第３条　被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害及び被害が予想される状況

(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3) 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容

(4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された協定市は、誠意をもって被災市からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市が負担するものとする。ただし、被災市との協議により、応援市が負担することで合意した場合は、この限りでない。

（応援の自主出動）

第６条　被災市以外の協定市は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

２　前項の情報収集により、被災市の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市以外の協定市は、第３条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第５条の規定を準用する。

（災害補償等）

第７条　派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市が負うものとする。

２　派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡責任者）

第８条　第３条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第 10 条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書８通を作成し、協定市それぞれが各１通を保有するものとする。

平成２５年１０月１５日

大 洲 市 長　　清　水　　裕

三 次 市 長　　増　田　　和　俊

笛吹市長　　倉嶋　清次

岐阜市長　　細江　茂光

関　市長　　尾関　健治

犬山市長　　田中　志典

岩国市長　　福田　良彦

協定締結者

日立市長　　吉成　明

災害時相互応援協定

岐阜市及び飯田市（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２条第１号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互に行う応援）

第１条　協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

２　前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

(5) 被災した児童又は生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

(6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要求の手続）

第３条　被災市は、前２条の規定による応援を受けようとするときは、法第６７条第１項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

２　前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等

(3) 前条第４号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

(4) 応援を受けたい期間

(5) 応援の実施に係る場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

３　前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、協定市が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第４条　応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内における応援を実施するものとする。

２　応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。

３　応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第５条　応援従事職員は、法第 67 条第２項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第 92 条の規定により被災市が負担することを原則とする。

２　前項の規定にかかわらず、自主応援活動に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

３　応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

４　応援に要する経費について前３項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

（災害補償等）

第７条　応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

２　応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

３　前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

４　第２項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

（連絡窓口）

第８条　協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

（資料の交換）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を

相互に交換し、又は提供するものとする。

（訓練の参加）

第１０条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（立会い）

第１１条　この協定は、岐阜市議会議長及び飯田市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

２　立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

（補則）

第１２条　この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市及び立会人それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１月１８日

岐阜市
岐阜市長　　細江　茂光

飯田市
飯田市長　　牧野　光朗

立会人
岐阜市議会
議長　　高橋　　正

立会人
飯田市議会
議長　　上澤　義一

岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定

岐阜市及び調布市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援の原則）

第１条　協定市は、そのいずれかの市域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の求めに応じて必要な応援を実施するものとする。

２　前項により応援を行う場合は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の過剰な負担とならない範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時的な受け入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災市は、次に掲げる事項について明らかにし、第８条に定める連絡担当部局を通じて、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　災害による被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、機材又は車両等の品目、規格及び数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数

（４）　応援期間

（５）　応援の実施場所

（６）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受け入れを求める被災者世帯の状況及び数

（７）　前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施）

第４条　応援市は、応援の求めを受けたときは直ちに可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

２　応援市は、災害が大規模で、かつ通信が途絶して被災市と連絡が取れない場合には、自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（応援職員に対する指揮権）

第５条　応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）は、被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

（１）　応援に要する経費は、被災市が負担することを原則とする。

（２）　応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

（３）　前２号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定める。

（災害補償等）

第７条　応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、応援市の負担により行うものとする。ただし、負傷等の原因が被災市の過失にある場合は、この限りでない。

２　応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

（連絡担当部局）

第８条　協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

（情報等の交換）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（補則）

第10条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市は記名押印のうえ，各１通を保有する。

附　則

この協定は、平成２８年１月２０日から施行する。

平成２８年１月２０日

岐阜県岐阜市
岐阜市長　　細　江　茂　光

東京都調布市
調布市長　　長　友　貴　樹

岐阜市と広野町との友好交流及び災害時相互応援に関する協定書

福島県双葉郡広野町は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災によって、地震、津波、原子力発電所事故による複合災害に見舞われ、甚大な被害を受けると共に全町民避難を余儀なくされた。

そうした広野町に対し岐阜県岐阜市は、震災発生以降、職員を派遣して広野町の復旧・復興を支援してきたところである。

４００ｋｍ以上遠く離れた両市町が、災害を契機として長きにわたる支援で培ってきた友好関係を礎に、末永く絆を育み、双方の特性を活かしながら交流を推進するとともに、万が一、両市町において災害が発生し、独自では十分な応急対策等を実施することができない場合において相互応援を可能にするため、ここに協定を締結する。

令和３年４月１６日
岐阜市長　柴橋　正直　　広野町長　遠藤　智

岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

第1条　この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来たした岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者(以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村 及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。)が 岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

第2条　被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2　県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3　被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4　応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第3条　応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1)　給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供

(2)　応急給水作業

(3)　応急復旧作業

2　前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以上とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等(以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等　（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

(応援体制)

第4条　応援水道事業者等が派遣する職員(以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2　応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第5条　被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎あっせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第6条　応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1)　応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。

(2)　応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

(3)　応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死

亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

(4)　応援職員が応援に係る業務におり第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2　前各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2　この協定に定めのない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附　　則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」、とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

岐阜市長	浅　野　　勇
(伊奈波保健所管内)	
各務原市長	平　野　喜八郎
高富町長	鷲　見　岩　男
伊自良村長	村　橋　忠　夫
美山町長	長　屋　益　雄
(羽島保健所管内)	
羽島市長	吉　田　三　郎
川島町長	野　田　知　澄
岐南町長	片　桐　勝　弘
笠松町長	岩　田　　哲
柳津町長	伊　藤　郁　雄
(大垣保健所管内)	
大垣市長	小　倉　　満
海津町長	平　野　義　明
平田町長	横　山　善　郎
南濃町長	伊　藤　勝太郎
養老町長	清　水　敏　郎
上石津町長	小　川　一　善

垂井町長	田　中　幸　雄
関ヶ原町長	西　村　忠　明
神戸町長	渡　辺　昭　一
輪之内町長	渡　辺　　勉
安八町長	小　川　徳　喜
墨俣町長	栗　田　金　一
（大野保健所管内）	
揖斐川町長	下　野　琢　二
谷汲村長	河　村　一　之
大野町長	杉　山　　茂
池田町長	久保田　達　男
春日村長	樋　口　直　嗣
久瀬村長	高　橋　　昭
藤橋村長	島　中　敏　明
坂内村長	田　中　正　敏
北方町長	白　木　　聡
本巣町長	鷲　見　隆　男
穂積町長	松　野　幸　信
巣南町長	堀　　孝　正
真正町長	矢　野　　勝
糸貫町長	内　野　正　行
根尾村長	道　下　多喜雄
（関保健所管内）	
関市長	後　藤　昭　夫
美濃市長	石　川　道　政
洞戸村長	武　藤　末　彦
板取村長	長　屋　勝　司
武芸川町長	井　藤　広　一
武儀町長	熊　澤　昌　之
上之保村長	加　藤　岩　夫
（郡山保育所管内）	
八幡町長	宗　廣　亮　三
大和町長	簇　　勝　美
白鳥町長	野　島　征　夫
高鷲村長	硲　　孝　司
美並村長	河　合　辰　男
明宝村長	和　田　七　朗
和良村長	森　　弘　彦

（加茂保健所管内）

美濃加茂市長	川　合　良　樹
可児市長	山　田　　豊
坂祝町長	梅　田　克　己
富加町長	坂　井　弘　道
川辺町長	遠　藤　　稔
七宗町長	大　矢　智　廣
八百津町長	赤　塚　新　吾
白川町長	田　口　久　男
東白川村長	桂　川　眞　郷
御嵩町長	柳　川　善　郎
兼山町長	渡　辺　芳　彦

（多治見保健所管内）

多治見市長	西　寺　雅　也
瑞浪市長	高　嶋　芳　男
土岐市長	塚　本　保　夫
笠原町長	水　野　隆　夫

（恵那保健所管内）

中津川市長	小　林　房　吉
恵那市長	森　川　正　昭
坂下町長	小　池　　明
川上町長	小　縣　錠　次
加子母村長	粥　川　眞　策
付知町長	日下部　年　弘
福岡町長	吉　村　卓　己
蛭川村長	林　　叶
岩村町長	山　上　哲　司
山岡町長	山　内　章　裕
明智町長	阿　部　勘　三
串原村長	三　宅　蕾　藏
上矢作町長	畑　村　定　雄

（益田保健所管内）

萩原町長	倉　知　正　春
小坂町長	大　森　喜　一
下呂町長	岡　前　基三郎
金山町長	金　山　鎭　雄
馬瀬村長	大　屋　卓　三

（高山保健所管内）

高山市長	土　野　　守
丹生川村長	小木曽　俊　夫
清見村長	松　岡　法　泉
荘川村長	益　戸　美　次
白川村長	高　桑　英　一
宮村長	大　江　哲　雄
久々野町長	東　　季　彦
朝日村長	木　本　新　一
高根村長	中　井　　勉
古川町長	野　村　憲　一
国府町長	北　村　喜　治
河合村長	松　井　靖　典
宮川村長	石　腰　保　昭
神岡町長	川　上　　伍
上宝村長	小　池　　勉

（岐阜県開発企業局）

岐阜県公営企業代表者	梶　原　　拓
岐阜県知事	梶　原　　拓

岐阜県水道災害対策実施要領

1　目　的

この要領は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害発生における応急給水、水道施設の応急復旧等の実施について必要な事項を定め、もって県内の水道にライフラインとしての機能の補完又は保全を行うことを目的とする。

2　県における対策

(1)　県における所管

この要領は、県営上水道用水供給事業に直接関係するものを除き、健康福祉部薬務水道課(以下「薬務水道課」という。）が所管する。

(2)　状況の把握

県は、水道災害に関して、次のとおり把握するものとする。

①　水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。）の水道関係職員、保有する応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の状況

［平常時］

水道事業者等は、毎年度当初に水道関係職員、保有する応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の状況を別紙1により保健所を通じて(岐阜市及び県営上水道用供給事業は直接。以下同じ。）薬務水道課あて報告するものとする。

［災害発生時］

ア　水道事業者等は、次に掲げる場合にあっては、遅滞なく別紙2により保健所を通じて応援可能な資器材等の状況を薬務水道課あて報告するものとする。

・岐阜県地域防災計画に基づく岐阜県災害対策本部が設置された場合

・県において渇水対策本部又はこれに準ずる組織が設置された場合

イ　県は必要と認めるときは、アに準じて報告を求めるものとする。

ウ　ア及びイの報告は、メール又はＦＡＸ通信により行うものとする。

②　水道の被害状況

水道事業者等は、別表に示す水道災害があったときは、直ちにその被害状況を、また、定期的に被害状況及び復旧状況を別紙3により保健所を通じて薬務水道課あて報告するものとする。

保健所及び保健所に置かれる事務所は、水道事業者等と協力し、その被害状況を把握するよう努めるものとする。

なお、この報告は、メール又はＦＡＸ通信により行うものとするが、必要に応じ電話により口頭で行うものとする。

(3)　相互応援に関する調整

保健所は、水道災害によって被害を受けた水道事業者等(以下「被災水道事業者等」という。）　から要請があった場合において、直ちに管内の応援に係る調整を行い、応援を行う水道事業者等(以下「応援水道事業者等」という。）に要請するものとする。

なお、保健所は、管内で相互応援が不可能な場合は、薬務水道課に対して応援を依頼する

ものとする。

[所管保健所管内で相互応援が可能な場合]

① 被災水道事業者等が他の水道事業者等に応援を要請するときは、原則として、別紙4により被災水道事業者等を所管する保健所に対して行うものとする。

② ①により要請があった場合において、保健所は、直ちに管内の応援可能な水道事業者等との調整を行い、別紙5により応援水道事業者等に、別紙6により応援を受ける水道事業者等(以下「被応援水道事業者等」という。）に通知するものとする。

③ ①及び②の連絡は、メール又はＦＡＸ通信により行うものとするが、必要に応じ電話により口頭で行うものとする。

④ 所管保健所が応援の調整等を行った場合は、別紙7により、遅滞なく薬務水道課あて報告するものとする。

⑤ 被災水道事業者等が独自の判断により県を通じず、直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに別紙8により、所管保健所を通じて薬務水道課に報告するものとする。

⑥ 応援の場所、詳細な条件等は応援水道事業者等と被応援水道事業者が直接協議して決定するものとする。

⑦ 応援終了した場合は、被応援水道事業者等は別紙9により、遅滞なく所管保健所を通じて薬務水道課あて報告するものとする。

[所管保健所管内で相互応援が不可能な場合]

被災水道事業者等から応援の要請等があった場合において、所管保健所区域内で相互応援が不可能であるときは、保健所は薬務水道課に対して応援に係る調整等を依頼するものとする。

この場合、別紙4から6の「保健所」は「薬務水道課」 に読み替えるものとする。

[岐阜県外へ応援要請をする場合]

他都道府県の水道事業者等へ応援を要請するときは、薬務水道課は応援に係る調整を行い、関係機関へ応援を要請するものとする。

[岐阜県外から応援要請があった場合]

他都道府県の水道事業者等から応援の要請があった場合は、薬務水道課は応援に係る調整を行い、県内の水道事業者に応援を要請するものとする。

この場合、別紙4から6の「保健所」は「薬務水道課」に読み替えるものとする。

(4) 水道災害発生時の体制

県は、岐阜県地域防災計画に基づく災害対策本部、渇水対策本部又はこれに準ずる組織が設置されたとき以外の場合であって、水道災害発生により必要と認める場合は、別紙組織図により水道災害対策本部を設置し対応するものとする。

附則

この要領は平成9年4月1日から適用する。

附則

1　この要領は平成12年4月1日から適用する。

2　この要領で、保健所に置かれる事務所が担当する事務については、その事務所を置く保健所と協調して行うこととする。

附則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成19年12年27日から適用する。

災害時における応急復旧に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜市公認水道工事店協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生により水道施設が破壊した場合における応急給水及び水道施設の応急復旧等（以下「応急復旧」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目　的)

第1条　この協定は、岐阜市内における災害の発生に際し、給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急復旧に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条　甲は、災害の発生時において実施する応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して応急復旧の応援を要請することができる。

(要請内容等)

第3条　前条に定める要請を行う場合には、甲は、被害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡するものとする。

(応援)

第4条　乙は、第2条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧をおこなうための体制を確立の上、必要な人員、機材等を確保し、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2　前項の規定により出動した乙に加入する公認水道工事店(以下「組合員」という。）は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

(労災補償)

第6条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

(報告事項)

第8条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員、機材等の状況把握に努め、甲の要請があった場合は、速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第9条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれの側からも期間満了の1月前までに解除の申し出がない場合は期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後これに準ずるものとする。

(協　議)

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、

甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年3月25日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水事業管理者
水道部長　　吉　村　惠　夫

乙　代表者　岐阜市公認水道工事店協同組合
理事長　　岡　田　　保

災害時における応急復旧に関する協定書の一部を変更する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜市公認水道工事店協同組合（平成10年7月1日名称変更登記により岐阜市指定管工事協同組合に改名。以下「乙」という。）との間において平成10年3月25日付けで締結した「災害時における応急復旧に関する協定書」の一部を次のように改正する。

全文中「岐阜市公認水道工事店協同組合」を「岐阜市指定管工事協同組合」に改める。

第4条第2項中「公認水道工事店」を「指定給水装置工事事業者」に改める。

この協定書は、平成10年7月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年7月1日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
水 道 部 長　　吉　村　惠　夫

乙　代表者　岐阜市指定管工事協同組合
理　事　長　　岡　田　　保

災害時における応急復旧に関する協定書の一部を変更する協定書

岐阜市と岐阜市指定管工事協同組合との間において平成10年3月25日付けで締結した「災害時における応急復旧に関する協定書」の一部を次のように変更し改正する。

第1条中「岐阜市内における災害の発生に際し」を「岐阜市内及び他都市等における災害の発生（他都市等については、甲が応援を要請されたものに限る。）に際し」に改める。

この協定は、平成24年2月7日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書1通を作成し、両者それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月7日

岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　後藤　幸造

岐阜市指定管工事協同組合
代表者　理事長　村橋　義弘

上水道相互連絡管設置に関する協定書

岐阜市、羽島市、岐南及び笠松町の各市町(以下「協定市町」という。）は、災害時や事故時における緊急支援のため配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条　協定市町は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保することを目的とした応援配水を行うため、配水連絡管(以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

(配置地点及び位置)

第2条　連絡管の設置地点は別表のとおりとし、その設置位置は別紙図面のとおりとする。

(連絡管工事)

第3条　連絡管の設置工事は、協定市町がそれぞれの費用でそれぞれの行政区域について施工するものとする。

(維持管理)

第4条　連絡管の維持管理は、協定市町がそれぞれの行政区域内を管理するものとする。ただし、接続仕切弁は、接続する行政区域に応じて、関係する協定市町が協議の上施工するものとする。

(応援配水の依頼等)

第5条　協定市町は、応援配水の必要性が生じた場合は、速やかに応援配水を依頼する協定市町に連絡を取り、事前に別記様式による応援配水依頼書(以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2　応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、関係する協定市町が立会いの上実施するものとする。

(応援配水の期間)

第6条　応援配水の期間は、関係する協定市町が協議をして決定するものとする。

(応援配水に係る経費等)

第7条　応援配水に係る経費等(水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成9年4月1日締結）第6条に定めるところによる。ただし、これによりがたいと認められる場合は、災害時等の状況により、関係する協定市町が協議をして定めるものとする。

(応援配水体制)

第8条　応援配水を依頼された協定市町は、応援配水の実施によって、その行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合は、応援配水を依頼した協定市町及び他の協定市町にその旨を連絡するものとする

2　前項の場合において、応援配水を依頼した協定市町は、他の協定市町からの応援配水が受けられるよう、第5条の規定により応援配水の依頼等を行うものとする。

(水質の確認)

第 9 条　協定市町は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認した上で通水するものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに協定市町から申し出がない場合は、更に 1 年間更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（その他）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、協定市町が協議の上定めるものとする。

（協定の発効）

第 12 条　この協定は、平成 19 年 4 月 1 日から生ずるものとする。

この協定の締結を証するため本書 4 通を作成し、各協定市町は署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 29 日

岐阜県岐阜市今沢町 18 番地
岐　阜　市　長

岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地
羽　島　市　長

岐阜県羽島郡岐南八剣 7 丁目 107 番地
岐　南　町　長

岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地
笠　松　町　長

様式(第5条関係)

応　援　配　水　依　頼　書

年　　月

日

様

(依頼者)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで締結した上水道相互連絡管設置に関する協定書に基づき、下記のとおり応援配水を依頼します。

記

1　配水開始日　　年　　月　　日

2　配水完了予定日　　年　　月　　日

3　配水発生要因　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　連絡担当者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上水道相互連絡管の管理に関する覚書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐南町（以下「乙」という。）は、上水道相互連絡管設置に関する協定書第１１条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（連絡管の管理及び帰属）

第１条　連絡管の維持及び修繕（以下「管理」という。）は、別図に示す管理区分に従い、甲、乙それぞれが行うものとする。

２　前項の管理を行う場合において相手方の所管する施設に支障を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ甲、乙協議して定めるところにより行うものとする。

３　連絡管は、第１項の規定により管理を行う者に帰属する。

（費用負担）

第２条　前条に規定する管理に要する費用は、それぞれ管理を行う者の負担とする。ただし、それぞれ管理を行う者の負担とすることが適当でないと認められるものについては、別に甲、乙協議して定めるところにより負担するものとする。

（工事の施行手続）

第３条　甲及び乙は、第１条第１項の管理を行うときは、あらかじめ工事の施行を協議するものとする。ただし、緊急の場合は、施工前に速やかに相手方に通知するものとする。

（損害賠償）

第４条　連絡管の管理の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合の賠償は、原則として第１条第１項の管理区分に従い、甲、乙それぞれが負うものとする。

（疑義の決定等）

第５条　この覚書に定めのない事項、疑義の生じた事項及びこの覚書を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、覚書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保有するものとする。

平成１９年１２月１９日

甲　　岐阜市
上記代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　　北　川　哲　美

乙　　岐南町
上記代表者　岐南町長　　片　桐　博　彰

水道施設の災害に伴う応援協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社ジェネッツ（以下「乙」という。）は、水道施設において、地震、風水害、事故等による被害（以下「災害」という。）が発生した場合における応援業務に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかな給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。

（応援要請の手続）

第３条　前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害の状況

（２）必要とする人員

（３）応援の場所

（４）応援の期間

（５）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援要員の派遣）

第４条　乙は、第２条の規定により応援の要請を受けたときは、乙の岐阜市上下水道事業部災害時応急行動マニュアルを遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

２　前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第５条　　乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

（１）広報活動

（２）電話対応

（３）給水活動

（４）前３号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（自主応援）

第６条　乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ甲が第３条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の応援を実施することができるものとする。この場合は、同条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第７条　この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　乙は、前項に規定する費用を、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲に対し請求するものとする。

３　前項の規定によりがたい場合は、甲乙で協議して定めるものとする。

（労災補償）

第８条　乙の従業員が応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第９条　　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第１０条　乙は、この協定による応援業務に協力できる人員、機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲・乙が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成２１年２月２６日

甲　　岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　後　藤　　幸　造

乙　　東京都中央区日本橋２丁目２４番地１４号
日本橋イーストビル
株式会社　ジェネッツ
代表取締役社長　　山　崎　敬　文

上水道相互連絡管設置に関する協定書

岐阜市と関市（以下「両市」という。）は、災害時や事故時における緊急支援のため配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　両市は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保することを目的とした応援配水を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第２条　連絡管の設置地点は次のとおりとし、その設置位置は別紙図面のとおりとする。

連絡管の設置地点：関市植野１００番地先

（連絡管工事）

第３条　連絡管の設置工事は、両市が協議の上、施工するものとする。

（維持管理）

第４条　連絡管の維持管理は、別に定める区分に従い管理するものとする。

（応援配水の依頼等）

第５条　両市は、応援配水の必要性が生じた場合は、速やかに応援配水を依頼する市に連絡を取り、別記様式による応援配水依頼書（以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

２　応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、両市が立会いの上、実施するものとする。

（応援配水の期間）

第６条　応援配水の期間は、両市が協議の上、決定するものとする。

（応援配水に係る経費等）

第７条　応援配水に係る経費等（水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成９年４月１日締結）第６条に定めるところによる。ただし、これによりがたいと認められる場合は、災害時等の状況により、両市が協議の上、定めるものとする。

（応援配水体制）

第８条　応援配水を依頼された市は、応援配水の実施によって、その行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合は、応援配水を依頼した市にその旨を連絡するものとする。

（水質の確認）

第９条　両市は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認の上、通水するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２６年３月３１日までとす

る。ただし、期間満了の１ケ月前までに、岐阜市、関市のいずれかが別段の意思表示をしないときは、引き続き１年間延長することができるものとし、以後この例による。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、両市が協議の上、定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、平成２５年１１月１４日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、両市記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年１１月１４日

岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　　上松　武彦

関市
代表者　関市長　　尾関　健治

様式（第５条関係）

応　援　配　水　依　頼　書

年　　月　　日

様

（依頼者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで締結した上水道相互連絡管設置に関する協定書に基づき、下記のとおり応援配水を依頼します。

記

１　配 水 開 始 日　　年　　月　　日

２　配水完了予定日　　年　　月　　日

３　配 水 発 生 要 因　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　連 絡 担 当 者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上水道相互連絡管の管理に関する覚書

岐阜市と関市（以下「両市」という。）は、平成２５年１１月１４日に締結した上水道相互連絡管設置に関する協定書第１１条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（連絡管の管理及び所有）

第１条　連絡管の維持及び修繕（以下「管理」という。）は、別紙管理区分図に示す管理区分に従い、両市それぞれが行うものとする。

２　前項の管理を行う場合において相手方の所管する施設に支障を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ両市が協議の上定めるところにより行うものとする。

３　連絡管は、第１項の規定により管理を行う者が所有する。

（費用負担）

第２条　前条に規定する管理に要する費用は、それぞれ管理を行う者が負担する。ただし、それぞれ管理を行う者が負担することが適当でないと認められるものについては、両市が協議の上負担する者を定めるものとする。

（工事にかかる協議）

第３条　両市は、第１条第１項の管理を行うときは、あらかじめ工事について協議するものとする。ただし、緊急の場合は、施工前に速やかに相手方に通知するものとする。

（損害賠償）

第４条　連絡管の管理の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合の賠償は、原則として第１条第１項の管理区分に従い、両市それぞれ所有する者が責任を負うものとする。

（疑義の決定等）

第５条　この覚書に定めのない事項、疑義の生じた事項及びこの覚書を変更する必要が生じたときは、その都度両市が協議の上定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し、両市記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年１月２２日

岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　　上松　武彦

関市
代表者　関市長　　尾関　健治

災害時における水道資材の供給に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社クボタ中部支社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害により甲が管理する水道施設が被災した場合における甲に対する乙の水道資材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給の要請）

第1条　甲は、災害時において、水道施設の応急復旧その他応急対策を行うに当たり、乙が取り扱う水道資材を必要とするときは、乙に対しその供給を要請するものとする。

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、他に優先して当該要請に応じるものとする。

（要請手続）

第2条　甲は、前条第1項の規定により乙に水道資材の供給を要請するときは、品名、数量、納入場所その他必要な事項を明示して文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

2　甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請したときは、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（資材単価）

第3条　乙が供給する水道資材の単価は、災害発生直前における実勢価格を基準として、甲及び乙が協議して決定する。

（引渡し）

第4条　乙は、甲から要請された水道資材の納入を完了したときは、甲に納品書を提出し、納入場所において甲の検査を受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後、速やかに任意の様式により文書で相手方に報告するものとする。

2　甲及び乙は、第7条ただし書の規定によりこの協定の有効期間を延長した場合は、改めて連絡責任者を定め、毎年4月10日までに任意の様式により文書で相手方に報告するものとする。

3　甲及び乙は、連絡責任者を変更した場合は、その都度、任意の様式により文書で相手方に報告するものとする。

（水道資材の種類）

第6条　乙は、供給可能な水道資材の品目、口径等について、協定締結後、速やかに任意の様式により文書で甲に報告するものとする。

2　乙は、次条ただし書の規定によりこの協定の有効期間を延長した場合は、供給可能な水道資材の品目、口径等について、速やかに任意の様式により文書で甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（解除）

第8条　この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1月前までに文書により相手方に通知するものとする。

（協議）

第9条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月1日

甲　岐阜県岐阜市祈年町四丁目1番地
岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　川合　正能

乙　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
株式会社クボタ中部支社
支社長　佐塚　洋隆

災害時における水道資材の供給に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社クボタケミックス中日本支社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害により甲が管理する水道施設が被災した場合における甲に対する乙の水道資材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給の要請）

第1条　甲は、災害時において、水道施設の応急復旧その他応急対策を行うに当たり、乙が取り扱う水道資材を必要とするときは、乙に対しその供給を要請するものとする。

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、他に優先して当該要請に応じるものとする。

（要請手続）

第2条　甲は、前条第1項の規定により乙に水道資材の供給を要請するときは、品名、数量、納入場所その他必要な事項を明示して文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

2　甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請したときは、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（資材単価）

第3条　乙が供給する水道資材の単価は、災害発生直前における実勢価格を基準として、甲及び乙が協議して決定する。

（引渡し）

第4条　乙は、甲から要請された水道資材の納入を完了したときは、甲に納品書を提出し、納入場所において甲の検査を受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後、速やかに任意の様式により文書で相手方に報告するものとする。

2　甲及び乙は、第7条ただし書の規定によりこの協定の有効期間を延長した場合は、改めて連絡責任者を定め、毎年4月10日までに任意の様式により文書で相手方に報告するものとする。

3　甲及び乙は、連絡責任者を変更した場合は、その都度、任意の様式により文書で相手方に報告するものとする。

（水道資材の種類）

第6条　乙は、供給可能な水道資材の品目、口径等について、協定締結後、速やかに任意の様式により文書で甲に報告するものとする。

2　乙は、次条ただし書の規定によりこの協定の有効期間を延長した場合は、供給可能な水道資材の品目、口径等について、速やかに任意の様式により文書で甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（解除）

第8条　この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1月前までに文書により相手方に通知するものとする。

（協議）

第9条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月1日

甲　岐阜県岐阜市祈年町四丁目1番地
岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　川合　正能

乙　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
株式会社クボタケミックス中日本支社
支社長　中尾　昌弘

災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における下水道施設の保全、復旧その他の応急措置（以下「応急措置」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、乙が行う甲の下水道施設に対する応急措置の協力に関して必要な事項を定めることにより、災害時における応急措置を迅速かつ円滑に実施し、当該下水道施設の機能の確保及び復旧並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害時に下水道施設の応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、他に優先して当該要請に応じるものとする。

（要請手続）

第3条　前条第1項の規定による要請は、応急措置協力要請書（様式）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、口頭で要請することができる。

2　甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請したときは、速やかに応急措置協力要請書を乙に提出するものとする。

（応急措置の実施）

第4条　乙は、前条の規定により要請があった場合は、速やかに出動し、甲の指示に従い応急措置を実施するものとする。

2　乙は、応急処置が完了したときは、作業内容を書面により甲に報告し、検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第5条　この協定に基づき乙が行った応急措置に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により要した費用は、乙が負担するものとする。

2　前項本文の費用の額は、災害発生直前における役務費、材料費、資機材費等に係る実勢価格を基準として、甲及び乙が協議して決定する。

（緊急連絡体制）

第6条　乙は、応急措置を円滑に実施するため、緊急連絡体制を甲に書面で報告するものとする。

2　乙は、前項の緊急連絡体制に変更が生じたときは、速やかに変更後の緊急連絡体制を甲に書面で報告するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がない場合は、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（解除）

第8条　この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1月前までに文書により相手方に通知するものとする。

（協議事項）

第9条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義がある事項が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月1日

甲　岐阜県岐阜市祈年町四丁目1番地
岐阜市
代表者　岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　川　合　正　能

乙　愛知県名古屋市東区東桜一丁目10番24号
住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店
支店長　　辻　本　謙　一

様式（第3条関係）

年　　月　　日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

応　急　措　置　協　力　要　請　書

災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書第3条第　項の規定により、下記のとおり、応急措置の協力を要請します。

場　所	
状　況	
要請内容	
備　考	
連絡先	

災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。)と東邦ガス株式会社(以下「乙」という。)とは、東海地震等の大規模な災害が岐阜市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地(以下「災害復旧用オープンスペース」という。)として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(災害復旧用オープンスペースとして使用する用地)

第1条　災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名　　称	所　在　地
候補地1	岐阜市ファミリーパーク	岐阜市北野2081
候補地2	岐阜競輪場駐車場	岐阜市東栄町5-16-1

(災害復旧用オープンスペースの使用要請)

第2条　乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上1ヶ所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2　甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

(要請等の手続)

第3条　乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファクス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

2　乙は、前項の使用承認を受けたときは、速やかに、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

(原状復旧等)

第4条　乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

(用地の使用方法)

第5条　乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その場の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2　電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3　災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4　施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

(使用料)

第6条　甲は、乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合の使用料は、無料とする。

(協定の有効期間)

第 7 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第 8 条　甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 9 月 25 日

甲　岐阜市今沢町 18 番地
岐阜市
代表者　岐阜市長　細　江　茂　光

乙　名古屋市熱田区桜田町 19 番地 18 号
東邦ガス株式会社
取締役社長　　佐　伯　　卓

災害時における応急対策活動に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜県電気工事業組合岐阜支部（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合に、市民の生命及び財産を守り、並びに市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

(目　的)

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

(協力の要請)

第2条　甲は、前条の災害に際し甲のみで災害応急対策活動が実施できないときは、乙に対して、初期電気復旧活動等の状況に応じた災害応急対策活動(以下「応急活動」という。）の実施について、次に掲げる協力を要請することができる。

(1)　応急活動に必要な組合員の派遣に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

(要請の手続)

第3条　前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭又は別表に定める電話等(以下「電話等」という。）で連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

(1)　要請日時

(2)　要請者

(3)　要請場所

(4)　要請内容

(5)　前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

(応急活動の実施)

第4条　乙の組合員は、前2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

2　乙の組合員は、応急活動の実施の際、岐阜市から貸与された岐阜市災害活動協力員の証を携行するものとする。

(報　告)

第5条　乙の組合員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に連絡し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

(1)　現場責任者

(2)　活動日時

(3)　活動場所

(4)　活動内容

(5)　世帯主名

(6)　応急活動に使用した車両、機材、資材等

(7)　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(経費の負担等)

第6条　甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動に係る経費は、無償とする。

(損害賠償)

第7条　甲は、乙の応急活動の実施により生じた損害について、賠償する責を負わないものとする。

(連絡責任者)

第8条　この協定の実施にあたり連絡調整及び指示を行う連絡責任者は、甲にあっては都市防災部防災対策監、乙にあっては岐阜支部長とする。

(協力する事業所等の報告)

第9条　乙は、定期的に組合員名簿及び連絡網等を作成し、甲に提出するものとする。

(協力事業所の表示)

第10条　乙は、乙の組合員が有する事業所に、甲及び乙が協議の上、乙が作成した災害時協力事業所である旨を表示した標識を市民に分かりやすい適当な場所に掲示できるものとする。

(協　議)

第11条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適　用)

第12条　この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年3月30日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　岐阜市今川町2丁目26-3
岐阜県電気工事業工業組合岐阜支部
支部長　　遠　山　重　徳

災害時における電気の保安に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条　乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として委託契約先である甲の公共施設等の電源復旧等の支援を行う。また、甲の公共施設等の電源復旧に関して、電気事業法上の法的義務を負う者からの要請があった場合についても、可能な限り協力する。

2　乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲に対して必要なアドバイスを行う。

3　乙は、災害時に生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4　甲及び乙は、災害復旧にあたっては相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供する。

（要請の方法）

第3条　甲は、乙の災害応急対策業務を必要とする場合は、次に掲げる事項を別に定める様式（別紙１）に記載し、乙に通知し要請する。

2 前項の規定に拘らず災害時の発生状況により文書による支援要請が出来ない場合は、口頭または電話等による要請ができるものとする。

(1) 要請日時及び期間

(2) 施設名

(3) 住所

(4) 業務内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策業務に必要な事項

（災害応急対策業務の実施）

第4条　乙は、前第3条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により災害応急対策業務を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

（報告）

第5条　乙は、災害応急対策業務が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に連携し、事後、乙は当該事項を別に定める様式（別紙2）に記載し、甲に提出するものとする。

(1) 活動日時及び期間

(2) 施設名

(3) 住所

(4) 業務内容

(費用負担)

第6条　乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、甲に対して一切請求しない。但し、資材が必要な場合は、甲及び乙が協議するものとする。

(損害賠償)

第7条　甲の要請に基づき、乙が実施する災害応急対策業務により、乙の従業員等が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、乙が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第8条　甲の要請に基づき、乙が実施する災害応急対策業務により、第三者等に被害が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって適切に対応するものとする。

(防災体制の連絡)

第9条　乙は、甲に対し、乙の営業所の組織図および連絡先を記載した書面（別紙3）を年1回提出するものとする。

(防災訓練)

第10条　乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、平常時から災害時の情報連絡ルートの確保、非常用資機材の整備及び電気の安全使用等の啓発運動を行うものとする。

(有効期限)

第11条　この協定書の有効期限は、協定締結から平成25年 3月31日までとし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

2　前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議事項)

第12条　この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成２５年２月１日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市長　　細江　茂光

乙　岐阜市敷島町８丁目３１番地
一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店
支店長　　杉浦　　光

別紙１

災 害 応 急 対 策 業 務 要 請 書

平成　年　月　日

一般財団法人中部電気保安協会
岐阜営業所　御中

岐阜市長

災害応急対策業務の要請について

災害時における電気の保安に関する協定第4条の規定に基づき、貴協会に災害応急対策業務を要請します。

記

要請日時及び期間	施 設 名	住　　所	業務内容
月　日から 月　日まで			

連絡先
岐阜市　　部　　課
担当者
電　話
Eメール

別紙2

災 害 応 急 対 策 業 務 活 動 報 告 書

年　月　日

岐 阜 市 長　様

一般財団法人中部電気保安協会
岐阜支店

災害時における電気の保安に関する協定第4条の規定に基づき、当協会が行った災害応急対策業務の活動内容を、下記のとおり報告します。

記

活動日時及び期間	施 設 名	住　　所	業務内容
月　日から 月　日まで			

担当者
電　話
Eメール

非常災害時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における、甲が所有する用地の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、岐阜市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という）に、乙に、次条に定める甲が所有する用地を、乙の災害復旧のための基地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用させることを承諾する。

（対象用地）

第２条　乙が、災害復旧用オープンスペースとして使用する候補地は、次のとおりとする。

	名　称	住　所
候補地１	岐阜市畜産センター公園	岐阜市椿洞 776-4
候補地２	岐阜競輪場駐車場	岐阜市東栄町 5-16-1

（使用の要請等）

第３条　乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する必要があるときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議のうえ１箇所を選定し、事前に甲に対し、使用を要請する。

２　甲は、前項の規定による要請があったときは、乙に対し使用を許可するものとする。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

３　乙は、災害復旧が完了したときは、速やかに甲に連絡したうえで、第８条に定める方法により、災害復旧用オープンスペースを明け渡すものとする。

（使用期間）

第４条　本物件の使用期間は、乙が前条第２項の使用許可を受けた日から、乙の災害復旧が完了する日までとする。

２　甲は、前項の期間内であっても、必要があるときは本物件の使用中止または使用範囲の変更を乙に要請することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（使用料等）

第５条　甲は、乙に本物件を無償で使用させるものとする。

２　甲は、本物件の使用期間中に、乙の業務にかかる諸経費を負担した場合は、乙にその実費を請求するものとし、乙は、甲が請求する実費を支払うものとする。

（使用方法）

第６条　乙は、災害復旧用オープンスペースの使用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって使用し、本物件を毀損、汚損等させないように最大限留意するものとする。

２　乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に関して、事故、問題等が発生したときは、直ちに甲に通知のうえ、自らの責任と負担において処理するものとし、甲に迷惑をかけないよう努めるもの

とする。

3　乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に関し、第三者から苦情等を受けたときは、自らの責任と負担においてこれを処理するものとする。

4　乙は、災害復旧用オープンスペースの保全について十分注意し、第三者から侵害されるおそれがあるときは、速やかに甲に通知するとともに、甲と協力して侵害排除の手続をとるものとする。

（損害賠償）

第７条　乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に関し、自らの責めに帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合、自らの責任と負担においてすべて処理するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

（現状回復）

第８条　乙は、災害復旧用オープンスペースの使用を終了するときは、災害復旧用オープンスペース内に設置した工作物等の一切を撤去し、災害復旧用オープンスペースを原状に復して明け渡すものとする。ただし、乙は、甲が残置を承認したものについては、その所有権を放棄することによって原状回復義務を免れることができ、甲は、これを任意に使用、収益、処分できるものとする。

2　甲は、乙が前項前段に違反した場合、乙が残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を任意に使用、収益、処分できるものとする。乙は、これについて一切異議を述べないものとし、その処分に要する費用を負担するものとする。

3　甲は、乙が第１項の明渡しをしないまたは遅延した場合、甲が被った損害があるときは、乙にその損害の賠償を請求することができるものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲から期間満了２ヵ月前までに別段の意思表示がない場合は、期間満了後もさらに１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第１０条　甲および乙は、本協定に定めのない事項が生じた場合、または本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２８年２月９日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　　岐阜市長　　細江　茂光

乙　岐阜市美江寺町２丁目５
中部電力株式会社　　岐阜営業所長　松山　　茂

災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市において、法に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生した場合に、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、基本的事項を定め、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条　この協定は、法第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去及びその他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用する。

（実施区間）

第3条　実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（協力の依頼）

第4条　乙は、除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

2　甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、当該要請に応じて、除去作業を実施するものとする。ただし、甲は、乙から除去作業を実施可能である旨連絡があった場合、事前協議の上、書面で依頼することができる。

3　前項ただし書において、緊急を要する等書面で依頼するいとまがないときは、電話又はその他の方法で行うことができる。ただし、除去作業実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4　乙は、災害の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲の実施区間の指定及び協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告し、第2項の依頼を行うものとする。

（連携作業）

第5条　甲及び乙は、土砂、雪、倒木、電力設備がともに支障となる場合には、連携して除去作業をするものとする。

2　甲は、乙の現場着手等が遅れ、啓開すべき道路の通行に支障をきたすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3　甲は、前項の安全確認を実施するため、乙に対し、現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙はすみやかに技術員を派遣し、電気的安全措置等を実施することとする。

4　甲は、第2項の電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員立会いのもと実施することとする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第6条　乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

2　乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、法第

64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を可能とする。

（完了報告）

第7条　乙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を書面により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条　この協定に基づき、除去作業に要した費用は、甲又は乙が負担するものとする。

2　前項に規定する費用の額、支払い方法等については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損失補償）

第9条　乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

2　除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲乙協議のうえ、解決に当たるものとする。

（連絡体制の確保）

第10条　甲及び乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

2　甲及び乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

（有効期間）

第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（雑則）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和３年６月２日

甲　岐阜県岐阜市司町40-1
岐阜市代表者
岐阜市長

乙　岐阜県岐阜市美江寺町2-5
中部電力パワーグリッド株式会社
岐阜営業所長

特設公衆電話の設置等に関する覚書

岐阜市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岐阜支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用及び管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（岐阜市）」（別紙１）を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

２　乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線を平成２６年３月３１日迄に設置することとする。

（特設公衆電話の閉鎖、移転等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙３に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第１０条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第１１条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、 乙に対し閉鎖の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１２条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第１４条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第１５条　本覚書は、平成２５年１２月２４日から、その効力を有するものとし、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書を証するため，本書２通を作成し，甲乙署名押印のうえ，各自がその１通を保有する。

平成２５年１２月２４日

甲　　岐阜市
岐阜市長　　細　江　茂　光　　印

乙　　西日本電信電話株式会社
岐阜支店長　　川　上　和　重　　印

特設公衆電話設置一覧（岐阜市）

別紙１

No.	施設名	設置場所	住所	設置回線数	設置完了予定日
1	金華公民館	事務所内	大工町1番地(岐阜小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
2	京町公民館	事務所内	京町3丁目19番地(岐阜中央中学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
3	明徳公民館	事務所内	明徳町11番地	3回線	平成26年3月31日
4	徹明公民館	事務所内	金宝町4丁目1番地(徹明小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
5	白山公民館	事務所内	白山町2丁目1番地(白山小学校構内　校舎と併設)	3回線	平成26年3月31日
6	長良公民館	事務所内	長良260番地(長良小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
7	長良東公民館	事務所内	長良宮路町3丁目5番地1	3回線	平成26年3月31日
8	長良西公民館	事務所内	万代町2丁目5番地1(長良西小学校構内　長良図書室と併設)	3回線	平成26年3月31日
9	常盤公民館	事務所内	上土居838番地(常盤小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
10	鷺山公民館	事務所内	鷺山北町9板12号(鷺山小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
11	則武公民館	事務所内	則武209番地2(則武小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
12	島公民館	事務所内	北島7丁目6番地12号(島小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
13	早田公民館	事務所内	学園町2丁目35番地(早田小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
14	城西公民館	事務所内	萱場東1丁目1番地	3回線	平成26年3月31日
15	合渡公民館	事務所内	寺田3丁目11番地1	3回線	平成26年3月31日
16	本郷公民館	事務所内	本郷町3丁目1番地(明郷小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
17	木之本公民館	事務所内	木ノ本町1丁目18番地(木之本小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
18	本荘公民館	事務所内	此花町6丁目29番地(本荘小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
19	鏡島公民館	事務所内	鏡島西2丁目2番47号(鏡島小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
20	梅林公民館	事務所内	金竜町6丁目6番地(梅林小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
21	華陽公民館	事務所内	華陽5番11号(華陽小学校構内　校舎と併設)	3回線	平成26年3月31日
22	日野公民館	事務所内	日野西4丁目2番6号	3回線	平成26年3月31日
23	長森北公民館	事務所内	野一色4丁目11番3号(長森中学校構内)	3回線	平成26年3月31日
24	長森南公民館	事務所内	切通5丁目3番14号	3回線	平成26年3月31日
25	長森東公民館	事務所内	水海道2丁目10番1号(長森東小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
26	長森西公民館	事務所内	北一色5丁目5番1号(長森西小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
27	三里公民館	事務所内	六条北2丁目5番2号(三里小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
28	市橋公民館	事務所内	市橋4丁目10番10号	3回線	平成26年3月31日
29	鶉公民館	事務所内	中鶉7丁目11番地	3回線	平成26年3月31日
30	茜部公民館	事務所内	茜部新所4丁目126番地2	3回線	平成26年3月31日
31	厚見公民館	事務所内	上川手198番地5(厚見小学校構内　校舎と併設)	3回線	平成26年3月31日
32	加納東公民館	事務所内	加納西丸町1丁目73番地2(加納小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
33	加納西公民館	事務所内	加納高柳町1丁目1番地(加納西小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
34	藍川公民館	事務所内	加野3丁目3番地1号	3回線	平成26年3月31日
35	芥見公民館	事務所内	芥見2丁目98番地	3回線	平成26年3月31日
36	芥見東公民館	事務所内	大洞桜台1丁目26番地2	3回線	平成26年3月31日
37	芥見南公民館	事務所内	芥見南山3丁目12番1号	3回線	平成26年3月31日
38	岩公民館	事務所内	岩滝西1丁目612番地(岩小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
39	黒野公民館	事務所内	下鵜飼1564番地3	3回線	平成26年3月31日
40	西郷公民館	事務所内	中西郷4丁目236番地	3回線	平成26年3月31日
41	七郷公民館	事務所内	西改田字川向3番地	3回線	平成26年3月31日
42	木田公民館	事務所内	木田479番地5	3回線	平成26年3月31日
43	方県公民館	事務所内	安食443番地2	3回線	平成26年3月31日
44	岩野田公民館	事務所内	栗野西2丁目33番地(岩野田小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
45	岩野田北公民館	事務所内	栗野東2丁目33番地3(岩野田北小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
46	三輪北公民館	事務所内	北野東356番地(三輪北小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
47	三輪南公民館	事務所内	太郎丸1034番地(三輪小学校構内)	3回線	平成26年3月31日
48	網代公民館	事務所内	秋沢2丁目297番地	3回線	平成26年3月31日
49	日置江公民館	事務所内	日置江1859番地1(且格小学校構内　体育館と併設)	3回線	平成26年3月31日
50	柳津公民館	事務所内	柳津町宮東1－1(柳津地域振興事務所と複合)	3回線	平成26年3月31日
51	ハートフルスクエアG	2F生涯学習センター内	橋本町1丁目10番地23	5回線	平成26年3月31日
52	文化センター	1F催し広場内	金町5丁目7番地2	5回線	平成26年3月31日

※平成 28 年度　ぎふメディアコスモスに追加設置（5 回線）

別紙２

情報管理責任者（変更）通知書

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail

別紙３

特設公衆電話　定期試験仕様書

試験名	実施手順
Ⅰ．ＮＴＴ西日本による回線試験	①　ＮＴＴ西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャクまで）の回線試験を実施します。
	②　回線に異常が確認された場合は、西日本が修理を実施します。
Ⅱ．岐阜市による通話試験	①　各避難所にて、モジュラージャクに電話機を接続し、岐阜市庁舎等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	②　通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本故障受付部門（１１３）へ連絡します。

災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社ＮＴＴドコモ東海支社岐阜支店（以下「乙」という。）とは、岐阜市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の、災害復旧活動や資機材設置の用地（以下、「災害復旧用オープンスペース」という。）の確保と使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、通信等の迅速かつ的確な復旧対策を実施するため、甲が所有する用地を、乙が災害復旧用オープンスペースとして使用するにあたり、必要な事項を定める。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第２条　災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名称	所在地
候補地１	岐阜競輪場駐車場	岐阜市東栄町 5-16-1
候補地２	岐阜市ファミリーパーク	岐阜市北野 2081

（使用要請）

第３条　乙は、前条に掲げる災害復旧用オープンスペースの使用を必要とする場合は、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上使用する用地を選定し、甲に対して使用要請書（別記様式）により使用要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、後日速やかに使用要請書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、乙の使用を認めるものとする。ただし、甲又は他機関の災害復旧活動等により当該用地が必要とされるなどの事情がある場合は、甲は、使用範囲を制限し、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第４条　乙は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、使用内容、期間等について甲と協議するものとする。

２　乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置する。

（無償使用）

第５条　甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を乙に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第６条　乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設の使用を終了する場合は、自己の責任と負担において原状回復を行うものとする。

（損害賠償）

第７条　乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（疑義等の決定）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年１０月１４日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市
岐阜市長　細江　茂光

乙　岐阜市香蘭１丁目２番地
株式会社ＮＴＴドコモ
東海支社 岐阜支店
支店長　森　通裕

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）岐阜市長

要請者
住所

名称　　印

災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書

年　　月　　日付け「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり使用を要請します。

記

１　使用期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２　使用要請地

名　　称	所　在　地	面積（㎡）	内容	備　考

３　担当者名及び連絡先

４　添付資料

位置図、平面図

岐阜市消防協力隊の災害応急活動に関する協定書

岐阜市域における災害活動に対し、岐阜市(以下「甲」という。）と○○（下記事業所）(以下「乙」という。）は、乙の所在する周辺地域における消防・救急・救助業務について、次のとおり協定する。

（目　的）

第1条　この協定は、岐阜市域において災害が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が編成した自衛消防隊(以下「消防協力隊」という。）が、乙の保有する資機材を活用して消防・救急・救助活動（以下「活動」という。）を行うことにより、乙の所在する周辺地域の被害の軽減を図ることを目的とする。

（登　録）

第2条　甲は、消防協力隊を岐阜市消防協力隊登録台帳に登録する。

（災害の種別及び規模）

第3条　この協定において、災害とは、次のものとする。

(1)　台風、地震、同時多発火災等の大規模災害

(2)　航空機事故、列車事故等集団的な救急又は救助を必要とする事故

(3)　その他甲が必要と認める災害

(活動の範囲)

第4条　消防協力隊の活動範囲は、おおむね乙の事業所が所在する周辺地域内とする。

(出動の要請)

第5条　甲は、災害が発生して乙に消防協力隊の出動を要請する時は、活動の内容、場所等を明示しなければならない。

(活動経費の負担)

第6条　消防協力隊が支出した、次に掲げる経費については、甲が負担する。

(1)　活動時に使用した消耗品の費用

(2)　活動に使用した車両・機械・器具等の燃料費及び活動によって生じた破損又は故障に係る修繕費

（損害補償）

第7条　甲は、消防協力隊の隊員が活動のために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときには、岐阜市消防団員等公務災害補償条例(平成7年岐阜市条例第23号)の定めるところにより損害補償を行うものとする。

(連絡会議)

第8条　甲及び乙は、この協定書の実施に関し必要が生じたときには、その都度連絡会議を開催し、消防協力隊の充実を図るとともに効率を高めるものとする。

(その他)

第9条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ別に定める。

（実施期日）

第10条　この協定は、平成9年7月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するためこの協定書2通を作成し双方記名押印の上、甲及び乙において各1通を保有する。

平成9年6月30日

(甲)岐阜市今町18番地
岐阜市長　浅　野　勇

(乙)岐阜市岩滝町東3丁目293番地
高田化成工業株式会社
代表取締役　横　山　保

(乙)岐阜市芥見東山1丁目17番地
棚橋工業株式会社
代表取締役社長　棚　橋　哲一郎

(乙)岐阜市上川手814番地
特殊製紙株式会社
取締役岐阜工場長　木　村　篤　三

(乙)岐阜市東鶉1丁目41番地
株式会社岐阜セラック製造所鶉工場
代表取締役　尾　木　信　蔵

(乙)岐阜市畧町5番地
株式会社岡本　株式会社ナベヤ
代表取締役　岡　本　知　彦

(乙)岐阜市六条南1丁目9-6
岐阜精機工業株式会社
代表取締役　皆　嶋　寛　治

(乙)岐阜市石谷惣作1205の1番地
東海カワラ協業組合
代表理事　小　枝　隆　明

(乙)岐阜市福富町田305番地
岐北開発リース有限会社
代表取締役　　市　川　喜　章

(乙)岐阜市古市場字道徳840番地
協業組合　高速製版ぎふ
理　事　長　　鴻　村　　満

(乙)岐阜市則松3丁目292番地
株式会社　丸徳鉄工
代表取締役　　葛　谷　重　雄

(乙)岐阜市石谷南山728番地
株式会社　新研
代表取締役　　原　　二三男

(乙)岐阜市則松1丁目190番地の1
村山林業株式会社
代表取締役　　村　山　　薫

(乙)岐阜市福富1969番地
三光アルミ株式会社
代表取締役　　長谷川　哲　郎

(乙)岐阜市福富永田62番地
中央ブロイラー株式会社
代表取締役　　篠　田　豊　郎

災害時における人命救助用資機材の提供及び緊急自動車等の整備協力に関する協定（変更）

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜県自動車整備振興会岐阜北ブロック（以下「乙」という。）は、岐阜市域において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、地域住民が人命救助のため緊急に必要とする応急措置用資機材の確保に関する協力のため平成１７年３月３０日付けで締結した「災害時における救助作業等応急措置用資機材の提供に関する協定」を変更する協定を次のように締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜地域防災計画に基づく災害時において、地域住民が緊急に必要とする人命救助用資機材の確保のために、車両用工具等(以下「工具」と、いう。）で代替救助器具となりうる工具の借受け及び甲が使用する緊急自動車等の整備について、甲が行う災害応急対策活動を支援することを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき又は必要とするときのために、乙に対し、あらかじめ要請を行っておくものとする。

2　甲は、災害時において甲の使用する緊急自動車等の整備が必要な場合、乙に対して協力を要請するものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応じるものとする。

（工具の種類）

第3条　この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具は、別表のとおりとする。

（要請手続）

第4条　甲は、この協定の趣旨から災害時の借受けにあたっての要請手続は行わないものとし、工具を必要とする地域住民が、乙に所属する事業者(岐阜市内のものに限る。）に対して直接要請するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、甲が事前に必要があると認めたときは、電話等により乙に要請できるものとする。この場合において、甲は、後日次に掲げる事項を記載した文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(1)　要請を行った日時及び担当者名

(2)　使用者、使用場所及び使用期間

(3)　使用目的及び内容

(4)　工具の種類及び数量

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3　第２条第２項の規定による要請は、様式第１により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

（協力の遂行）

第5条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿う

ものとする。

(報告)

第6条　乙は、工具の貸出し又は、甲の要請に基づき、前条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1)　要請担当者の住所及び氏名並びに要請日時

(2)　工具を貸出した場合、工具の種類及び数量

(3)　整備協力の実施場所又は、工具の使用場所

(4)　前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(経費の負担)

第7条　乙が工具を貸出した場合において、当該工具の破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とする。

2　乙は、災害活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。

3　甲は、前項の規定により費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

4　甲の要請に基づき、乙が第2条第2項の業務を実施したときは、当該業務に要した費用について、原則として甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第8条　前条の規定により甲が負担する費用は、紛失又は全損の場合にあっては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等の場合にあっては、その修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条　この協定に関する甲の窓口は、都市防災部都市防災政策課長とする。

(協力会員の表示)

第10条　乙は、乙に所属する事業者(岐阜市内のものに限る。)に、甲と乙が協議の上、乙が作製した災害協力事業所である旨を表示した標識を住民にわかりやすい適当な場所に掲示させるものとする。

(疑義の決定)

第11条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年1月11日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　　柴　橋　正　直

乙　岐阜市日置江2648-4
岐阜県自動車整備振興会岐阜北ブロック
代表者　ブロック長　　加　藤　良　二

災害時における人命救助用資機材の提供及び緊急自動車等の整備協力に関する協定（変更）

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県自動車整備振興会南ブロック（以下「乙」という。）は、岐阜市域において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、地域住民が人命確保のために緊急に必要とする応急措置用資機材の確保に関する協力のため平成１９年１月１８日付けで締結した「災害時における救助作業等応急措置用資機材の提供に関する協定」を変更する協定を次のように締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に基づく災害時において、地域住民が緊急に必要とする人命救助用資機材の確保のために、車両用工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受け及び甲が使用する緊急自動車等の整備について、甲が行う災害応急対策活動を支援することを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき又は必要とするときのために、乙に対し、あらかじめ要請を行っておくものとする。

2　甲は、災害時において甲の使用する緊急自動車等の整備が必要な場合、乙に対して協力を要請するものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応じるものとする。

（工具の種類）

第3条　この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具は、別表のとおりとする。

（要請手続）

第4条　甲は、この協定の趣旨から災害時の借受けにあたっての要請手続は行わないものとし、工具を必要とする地域住民が、乙に所属する事業者(岐阜市内のものに限る。）に対して直接要請するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、甲が事前に必要があると認めたときは、電話等により乙に要請できるものとする。この場合において、甲は、後日次に掲げる事項を記載した文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(1)　要請を行った日時及び担当者名

(2)　使用者、使用場所及び使用期間

(3)　使用目的及び内容

(4)　工具の種類及び数量

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3　第２条第２項の規定による要請は、様式第１により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

（協力の遂行）

第5条　乙は、前条の規定があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿う

ものとうする。

(報告)

第6条　乙は、工具の貸出し又は、前条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1)　要請担当者の住所及び氏名並びに要請日時

(2)　工具を貸出した場合、工具の種類及び数量

(3)　整備協力の実施場所又は、工具の使用場所

(4)　前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(経費の負担等)

第7条　乙が工具を貸出した場合において、当該工具の破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とする。

2　乙は、災害活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。

3　甲は、前項の規定により費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

4　甲の要請に基づき、乙が第2条第2項の業務を実施したときは、当該業務に要した費用について、原則として甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第8条　前条の規定により甲が負担する費用は、紛失又は全損の場合にあっては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等の場合にあってはその修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条　この協定に関する甲の窓口は、都市防災部都市防災政策課長とする。

(協力会員の表示)

第10条　乙は、乙に所属する事業者(岐阜市内のものに限る。)に、甲と乙が協議の上、乙が作製した災害時協力事業所である旨を表示した標識を住民に分かりやすい適当な場所に掲示させるものとする。

(疑義の決定)

第11条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年1月11日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　柴　橋　正　直

乙　岐阜市日置江2648-4

岐阜県自動車整備振興会岐阜南ブロック

ブロック長	熊　澤　英　夫
岐南東支部長	乙　部　幸　夫
岐南西支部長	坂井田　祐　司
羽島郡支部長	熊　澤　英　夫

別表(第3条関係)

工 具 の 種 類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

災害時における救命ボート等の提供に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と有限会社カワダ建設（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、乙に対して、乙の所有する救命ボート及び資機材等（以下「救命ボート等」という。）を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

(1)　水害時における救命ボートを使用した被災者の救出及び搬送等に関すること

(2)　前号に掲げるもののほか、被災者の救出及び施設等の応急復旧に関すること

2　乙は、前号の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の方法）

第3条　前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭または電話等（以下「電話等」という。）で連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

(1) 要請日時

(2) 要請者

(3) 要請場所

(4) 要請内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条　乙は、前第2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

（報告）

第5条　乙は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に報告し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

(1) 現場責任者

(2) 活動日時

(3) 活動場所

(4) 活動内容

(5) 応急活動に使用した救命ボート等

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（経費の負担等）
第6条　甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動に係る救命ボート等の破損、紛失等により発した費用は、甲の負担とする。
2　乙は、応急活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。
3　甲は、前項の規定により費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）
第7条　前条の規定のより甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（災害補償）
第8条　乙の応急活動の実施に伴い、乙の作業者が災害を受けた場合の補償は、災害対策基本法に基づき、岐阜市消防団員等公務災害補償条例（平成7年岐阜市条例第23号）の定めるところにより補償を行うものとする。ただし、乙の責に帰する場合は、この限りではない。

（損害賠償）
第9条　乙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責として行うものとする。

（疑義の協議）
第10条　この協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）
第11条　この協定は平成23年4月14日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月14日

甲　岐阜市
岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　有限会社カワダ建設
代表取締役社長　川　田　正　光

災害時における医療救護に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。）と社団法人岐阜市医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施することを目的とする。

(医療救護マニュアル)

第2条　乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班の編成及び派遣その他医療救護の実施に関する医療救護マニュアルを策定し、甲に提出するものとする。

2　乙は、医療救護マニュアルを変更したときは、速やかに変更後の医療救護マニュアルを甲に提出するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2　乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、医療救護マニュアルに基づき医療救護班を編成し、甲が定める救護所に派遣するものとする。

3　乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、医療救護班を派遣することができる。この場合において、乙は、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第4条　医療救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の業務)

第5条　乙が派遣する医療救護班は、原則として甲が定める救護所において医療活動を行うものとする。

2　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け

(2)　救護所での応急処置その他必要な医療

(3)　救護医療機関、災害拠点医療機関等への収容指示

(4)　助産

(5)　死体の確認及び検案

(6)　医療救護活動の記録

(医療品等の供給)

第6条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護医療機関の指定)

第7条　乙は、甲が傷病者を収容する救護医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第8条　医療救護班は、医療活動に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2　乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第9条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担す

るものとする。

(1)　医療救護班を派遣したときに要した人件費及び諸経費

(2)　医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の経費

2　前項に定める費用弁償等については、岐阜県災害救助法施行規則(昭和35年8月1日規則第67号)第9条の規定に準ずる。

(扶助金)

第10条　甲は、医療救護班の業務災害に対して、扶助金を法令の定めるところにより支給する。

(医療事故発生時の処理方法等)

第11条　救護所等において医療活動の結果発生した医療事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2　前項の医療事故により被害が生じた場合は、甲は乙と協議の上、補償その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該医療事故につき、乙が派遣した医療救護班に重大な過失があると認められる場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

(実施細目)

第12条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第14条　この協定は、平成17年3月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年3月30日

甲　岐阜市
代表者　岐　阜　市　長　　細　江　茂　光

乙　岐阜市梅河町2丁目9番地
社団法人岐阜市医師会
代表者　岐阜市医師会長　山　内　英　通

災害時における歯科医療救護に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（歯科医療救護マニュアル）

第2条　乙は、歯科医療救護活動(以下「救護活動」という。）の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成及び派遣その他救護活動の実施に関する歯科医療救護マニュアルを策定し、甲に提出するものとする。

2　乙は、歯科医療救護マニュアルを変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護マニュアルを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条　甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2　乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護マニュアルに基づき歯科医療救護班を編成し、甲が定める救護所に派遣するものとする。

3　乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、歯科医療救護班を派遣することができる。この場合において、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条　歯科医療救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条　乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲が定める救護所において救護活動を行うものとする。

2　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　歯科傷病者の治療優先度の選別

(2)　歯科傷病者に対する応急処置その他必要な歯科医療

(3)　第7条の収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定

(4)　救護活動の記録

(5)　前各号に掲げるもののほか、救護活動に必要な事項

（歯科医薬品等の供給）

第6条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第7条　乙は、甲が歯科傷病者を収容する収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報　告）

第8条　歯科医療救護班は、救護活動に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2　乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第9条　甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　歯科医療救護班を派遣したときに要した人件費及び諸経費

(2)　歯科医療救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の経費

2　前項第1号に定める経費は、岐阜県災害救助法施行規則(昭和35年岐阜県規則第67号)第9号に規定する実費弁償の基準に準ずる。

(扶助金)

第10条　甲は、歯科医療救護班の業務災害に対して、扶助金を法令の定めるところにより支給する。

(歯科医療事故発生時の処理方法等)

第11条　救護所等において救護活動の結果発生した歯科医療事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2　前項の歯科医療事故により被害が生じた場合は、甲は乙と協議の上、補償その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に重大な過失があると認められる場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

(実施細目)

第12条　この協定に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(協　議)

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(適　用)

第14条　この協定は、平成17年12月27日から適用する。　この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年12月27日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　細　江　茂　光

乙　岐阜市美殿町46番地　甘泉堂ビル2階
岐阜市歯科医師会
会長　　横　森　俊　雄

災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）と社団法人岐阜市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の薬剤の指導、医薬品管理等による救護（以下「医薬救護」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（医療救護活動マニュアル）

第2条　乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、薬剤師班の編成及び派遣その他医療救護の実施に関する医療救護活動マニュアル(以下「マニュアル」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2　乙は、マニュアルを変更したときは、速やかに変更後のマニュアルを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条　甲は、調剤・服薬指導、医薬品管理及び避難所の衛生管理等の医療救護を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2　乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちにマニュアルに基づき薬剤師班を編成し、甲が定める救護所、医薬品の集積場所及び避難所等(以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3　乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、薬剤師班を派遣することができる。この場合において、乙は薬剤師班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第4条　薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条　乙が派遣する薬剤師班は、原則として甲が定める救護所等において医療救護の活動を行うものとする。

2　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1)　救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導等

(2)　救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理

(3)　避難所の衛生管理

(4)　医療救護の記録

(5)　前各号に掲げるもののほか、医療救護に必要な事項

（医薬品等の提供）

第6条　医療救護に必要な医薬品等は、原則として甲が用意する。

2　甲は、必要に応じ乙に対し、乙及び乙の会員が管理し保有する医薬品等について提供を求めるものとする。この場合は、乙は速やかに提供するものとする。

（調剤費等の費用）

第7条　救護所における薬剤費、調剤費及び服薬指導費等は無料とする。

（報　告）

第8条　薬剤師班は、医療救護に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2　乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第9条　甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　薬剤師班を派遣したときに要した人件費及び諸経費

(2)　提供した医薬品等の経費

2　前項第1号に定める経費は、岐阜県災害救助法施行規則(昭和35年岐阜県規則第67号)第9条に規定する実費弁償の基準に準ずる。

（扶　助　金）

第10条　甲は、薬剤師班の業務災害に対して、扶助金を法令の定めるところにより支給する。

（医療事故発生時の処理方法等）

第11条　救護所等において医療救護の結果発生した医療事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2　前項の医療事故により被害が生じた場合は、甲は乙と協議の上、補償その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該医療事故につき、乙が派遣した薬剤師班に重大な過失があると認められる場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

（実施細目）

第12条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第13条　この協定に定めていない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（適　用）

第14条　この協定は、平成17年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため。本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年12月27日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　岐阜市上太田町1丁目15番地　社団法人岐阜市薬剤師会
代表者　岐阜市薬剤師会会長　　石　榑　喜　一

災害時の情報の収集に関する協定

岐阜市(以下「市」という。）と岐阜市内及び岐阜市近郊に在住のボランティアとして申し出た岐阜市ボランティアハム連絡協議会（以下「協議会」という。）は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を行うため、次のとおり協定する。

(目的)

第1条　この協定は、市の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、協議会が市に協力して、災害に関する情報の収集及び伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の定義)

第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定するものをいう。

(ボランティア活動)

第3条　この協定に基づく協議会の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

(要請等)

第4条　市は、災害が発生し、市防災行政無線回線、公衆電話回線その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で必要があると認めるときは、協議会に対し災害情報の収集及び伝達について協力を要請することができる。

2　協議会は、岐阜市災害対策本部の要請がない場合であっても災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の災害関係情報に限り市に提供することができる。

(1)　災害の発生状況又は災害が発生しようとしている状況

(2)　災害対策の実施状況

(3)　その他災害対策に必要な事項

(リーダーハムの指定)

第5条　協議会は、別表第1に定める地区のリーダーとなるべきアマチュア無線局(以下「リーダーハム」という。）を指定し、毎年1回その名簿を市に提出するものとする。

(便宜提供)

第6条　市は、協議会から情報連絡用に設置する無線用機器の設置場所の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

(協力要請後の設置等)

第7条　協議会は、市から協力要請があった場合には、別表第1に定める地域防災拠点及び避難場所にリーダーハム及びアマチュア無線局を配置するものとする。

2　前項のリーダーハム及びアマチュア無線局は、危険な場所等へ立ち入って情報収集及び伝達は行わないものとする。

3　市は、第4条第1項の協力要請を行った場合には、岐阜市災害対策本部内に通信本部を設置し、所要の職員を配置するものとする

(連絡系統等)

第8条　市と協議会との間におけるアマチュア無線を利用した連絡系統は、別表第2に定めるとおりとする。

2　アマチュア無線局は、避難場所に無線局を開局しリーダーハムに収集した災害情報を伝達する。

3　リーダーハムは、前項の情報を確認し、前条第3項の通信本部に情報を伝達するものとする。

4　平常時の連絡に使用する通信手段は、原則として公衆電話回線とし、公衆電話回線が使用できない場合又はこれを使用することが著しく困難な場合に限り、アマチュア無線回線を使用して情報を伝達するものとする。

(通信訓練)

第9条　市及び協議会は、非常時を想定した通信訓練又は防災訓練を毎年1回行うものとする。

(保険等)

第10条　協議会の活動に参加するリーダーハム及びアマチュア無線局は、各自ボランティア保険に加入するものとする。

2　市は、前項に規定する保険加入者の支払う保険料についてその一部を予算の範囲内において補助するものとする。

(その他)

第11条　この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、市と協議会が協議の上決定するものとする。

(適用期日)

第12条　この協定は、平成9年6月30日から適用する。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年6月30日

岐阜市

代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

岐阜市ボランティアハム連絡協議会

代表者　会長　　鈴　木　幸　重

別表第1(第5条・第6条関係)

地区の防災拠点及び避難所

地区防災拠点 (リーダーハム)	避難所 (アマチュア無線局)		
西部コミュニティ防災センター	網代小学校 西郷小学校 木田小学校 合渡小学校	方県小学校 黒野小学校 七郷小学校	計 7ケ所
北部コミュニティ防災センター	長良小学校 長良東小学校 常磐小学校 岩野田北小学校	長良西小学校 鷺山小学校 岩野田小学校	計 7ケ所
日光資機材倉庫	島小学校 則武小学校	早田小学校 城西小学校	計 4ケ所
岐阜市消防本部防災センター	金華小学校 明徳小学校 白山小学校 本郷小学校 木ノ本小学校	京町小学校 徹明小学校 梅林小学校 華陽小学校	計 9ケ所
東部コミュニティ防災センター	岩小学校 芥見東小学校	芥見小学校 教育研究所	計 4ケ所
長森コミュニティ防災センター	日野小学校 長森北小学校 長森東小学校	長森南小学校 長森西小学校	計 5ケ所
南部コミュニティ防災センター	加納小学校 茜部小学校	加納西小学校 厚見小学校	計 4ケ所
市橋コミュニティ防災センター	三里小学校 市橋小学校 鏡島小学校 柳津小学校	鶉小学校 且格小学校 本荘小学校	計 7ケ所
北東部コミュニティ防災センター	藍川小学校 三輪北小学校	三輪南小学校	計 3ケ所

別表2(第8条関係)

アマチュア無線通信系統図

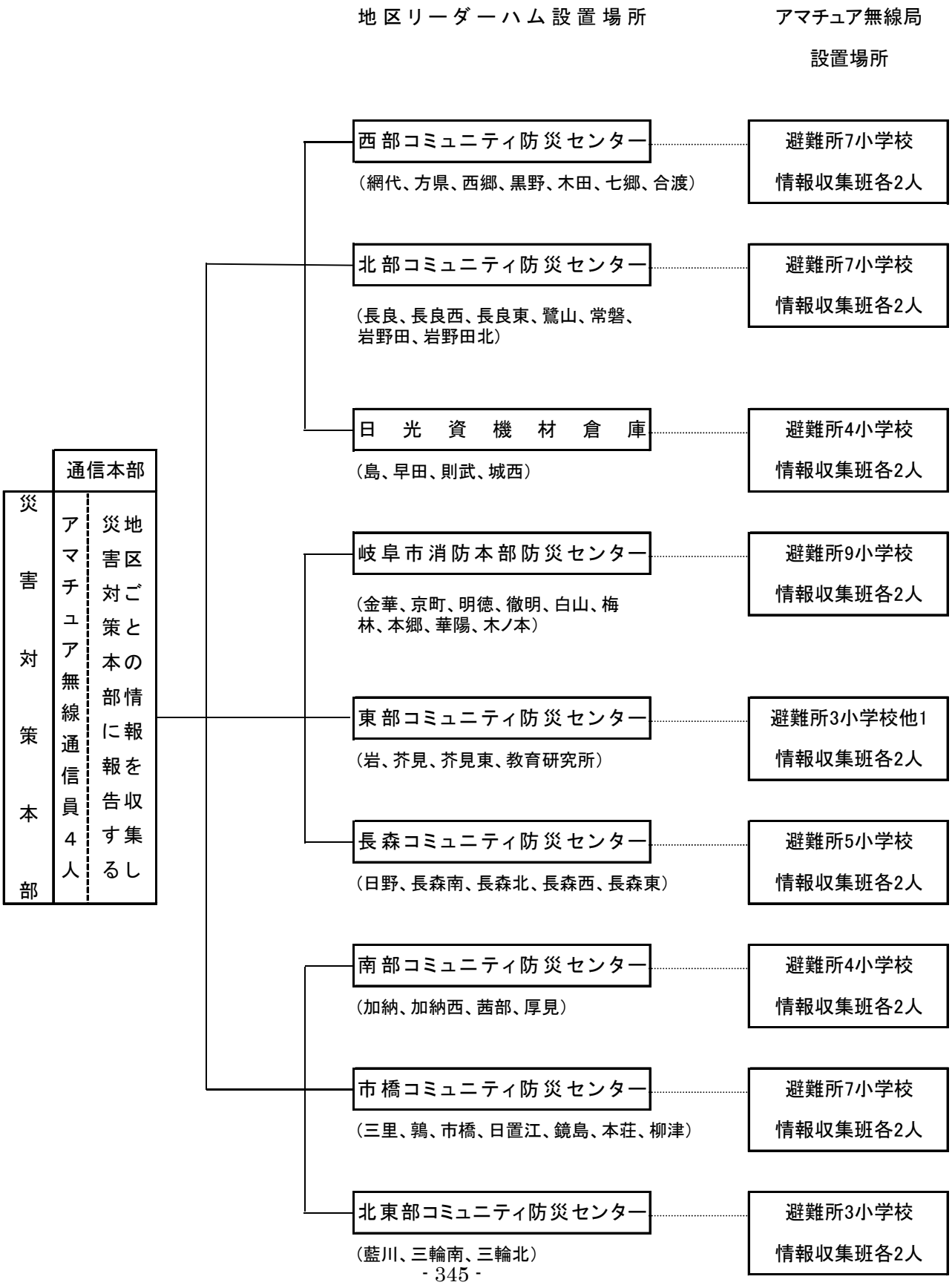

災害時の情報の収集に関する変更協定

岐阜市(以下「市」という。）と岐阜市内及び岐阜市近郊に在住のボランティアとして申し出た岐阜市ボランティアハム連絡協議会（以下「協議会」という。）は、平成9年6月30日付けで締結した災害時の情報の収集に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のように締結する。

第10条第2項中「その一部を」を削る。

以上のとおり協定を締結した証として、この協議書2通を作成し、双方記名押印の上、原協定書とともに各自その1通を保有する。

平成10年4月27日

岐阜市
代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

岐阜市ボランティアハム連絡協議会
代表者　会　　長　鈴　木　幸　重

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、岐阜市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第 2 条　整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

一　岐阜市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

二　岐阜市災害対策本部が設置されたとき

三　その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条　整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること

三　その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条　第 2 条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条　整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成23年3月11日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号
国土交通省　中部地方整備局長　　富田　英治

岐阜市今沢町18番地
岐阜市長　　細江　茂光

災害時における情報提供の協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県タクシー協会岐阜支部（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時に甲の要請により、乙が会員のタクシー無線を介し、市内の被害状況を収集し、甲に提供する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害時において被害情報の収集及び提供について、乙の協力を必要とするときは、協力を要請することができる。

（協力の範囲）

第3条　乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で被害情報の収集及び提供に関して協力に努めるものとする。

（要請手続）

第4条　甲の乙に対する協力の要請手続は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2　甲及び乙は、被害情報の収集及び提供を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（情報交換）

第5条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（疑義の協議）

第6条　この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第7条　この協定は、平成24年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月1日

甲　岐阜市
　　岐阜市長

乙　岐阜県タクシー協会岐阜支部
　　支部長

木曽川上流河川事務所並びに岐阜市における
河川情報の利用に関する協定書

国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所（以下「甲」という。）と岐阜市（以下「乙」という。）は、河川情報（以下「情報」という。）の相互利用について、次のように協定を締結する。

（目　的）

第1条　本協定は、甲、乙が所有する木曽川水系の情報を相互に利用することで、異常気象時及び災害発生時における水防活動、自治体及び国の災害時の危機管理行政、流域住民が迅速に避難するために必要な情報提供等に役立て、もって市民生活の安全確保に資することを目的とする。

（対象範囲）

第2条　本協定の対象範囲は、別途覚書で定める。

（情報の施設外利用）

第3条　甲、乙は、共有情報を関係機関等へ提供できるものとする。ただし、共有情報を各々が所有する施設外へ提供する際は、あらかじめ当該情報を所有する者の承諾を得るものとする。

2　甲、乙は、共有情報の外部提供を行う場合においては、相互に不利益を及ぼさないように留意するものとする。

（施設の構成と運用）

第4条　甲、乙が整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別途覚書で定める。

2　甲、乙は、それぞれ自己の整備した施設を所有し、当該施設の維持管理を行う。

3　甲、乙は、施設管理上やむを得ない場合、自己の所有する施設の運用を停止することができる。

4　甲、乙は、自己の所有する施設の運用を停止する場合は、事前に定めた関係機関の担当者にあらかじめ連絡するものとする。

5　甲、乙は、目的を達するために必要な情報通信設備の接続等に必要となる電源及び施設については、調整の上、提供することができるものとする。

（セキュリティー対策）

第5条　甲、乙は、それぞれ相手方の施設の運用に支障が生じないよう、セキュリティー対策その他必要な措置を施さなければならない。

（施設の障害復旧）

第6条　甲、乙は、自己の所有する施設の障害により情報の提供あるいは利用に支障が生じたときは、直ちに復旧に努めるものとする。

2　甲、乙は、それぞれが所有する情報に異常がある場合は、その情報の提供を停止することができる。

（施設の障害復旧に対する費用負担）

第7条　施設に障害が発生した原因が甲、乙のいずれかにあることが明らかな場合は、施設の復旧に要する費用はその原因者が支払うものとする。

2　施設に障害が発生した原因が不明な場合は、甲、乙で協議の上、費用負担を取り決めるものとする。

（疑　義）

第8条　この協定に規定されない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙で協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成２５年２月８日

甲　国土交通省中部地方整備局
木曽川上流河川事務所長　　浅野　和広

乙　岐阜市長
細江　茂光

木曽川上流河川事務所並びに岐阜市における
河川情報の利用に関する覚書

国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所（以下「甲」という。）と岐阜市（以下「乙」という。）は、平成 25 年 2 月 8 日に締結された「木曽川上流河川事務所並びに岐阜市における河川情報の利用に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

なお、平成 25 年 2 月 8 日付け「木曽川上流河川事務所並びに岐阜市における河川情報の利用に関する覚書」については廃止する。

（利用情報の内容）
第 1 条　協定第 2 条に定める対象範囲は、別紙-1 のとおりとする。

（施設の構成と運用）
第 2 条　協定第 4 条に定める整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別紙-2 のとおりとする。

（施設の運用）
第 3 条　協定第 4 条に定める通知先は、別紙-3 のとおりとする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和２年２月１０日

甲　国土交通省中部地方整備局
木曽川上流河川事務所　管理課長　内田　雅之

乙　岐阜市役所
都市防災部　次長兼都市防災政策課長　石塚　隆

別紙-1（利用情報の内容）

◎甲の提供する情報

情報の種類	箇所名
雨量情報	今渡、蘭、川上、霧ヶ原、福岡、高根、胡桃島、小坊、湯屋、カジヤ、上呂、下呂、小和知、成山、神土、和良、黒川、白川口、神淵、川島、忠節、古川橋、墨俣、大鷲、小川、二間手、八幡、那比、上田、洞戸、美濃、行合、太之田、牛牧、神崎、葛原、関、高富、西小熊、揖斐、春日、上大須、黒津、根尾、金原、山口、万石、牧田、下山、谷、赤坂、本郷、門入、塚、杉原、川上、諸家、藤橋
水位情報	上呂、白川口、今渡、犬山、笠松、起、稲成、上田（県）、下洞戸、美濃、谷口、関、芥見、長良橋、忠節、穂積、墨俣、古川橋、板所、広瀬橋、岡島、万石、山口、烏江、塩田橋、高渕、杉原、広瀬
画像情報	今渡、勝山、犬山水位、すいとぴあ江南、138 タワー、起、加茂川、城屋敷、笠松、南派川渡橋、木曽川防災 ST、無動寺簡易水位、小渕簡易水位、祖父江簡易水位、笠松簡易水位、川島大橋簡易水位、 鏡岩、長良橋、忠節橋、大縄場大橋、河渡橋、尻毛橋、墨俣水位、長良大橋、日野、両満川、糸貫川天王川、荒諭 2、新荒諭、新堀、正木川、早田川、根尾川、境川 2、境川、新犀川、新桑原、宝江川、犀川 3、長良陸閘、大宮陸閘、境川浄化、雄総、古川橋、中簡易水位、穂積水位、掘津簡易水位、 川口橋、岡島、揖斐大橋、塩田橋、多芸島、高渕橋、新水門、平野井、福束、揖斐一周辺、揖斐川防災 ST、塩田橋水位、杭瀬川牧田合流点、岡島水位、万石水位、高渕水位、名神揖斐川橋、今福簡易水位、 鳥江橋、金草川、根古地、高田橋、広瀬橋、大垣養老高校前、 揖斐根尾川合流、山口、藪川橋、花田川、海老、 横山ダム湖左岸、横山ダム湖右岸、横山ダム放流口
洪水予測	長良橋、忠節、墨俣、古川橋

◎乙の提供する情報

情報の種類	箇所名
画像情報	（順次追加予定）

（ ）書きは将来設置予定

災害時における小型無人機による情報収集に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47（以下「乙」という。）は、災害時における小型無人機による情報収集（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、岐阜市において地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、迅速な情報収集を行うため、必要な事項を定める。

（協定事項の発動）
第２条　この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時に乙の支援が必要と認めるときは、速やかに乙が指名する操縦者（以下「操縦者」という。）に対し、出動を命ずるものとする。この場合において、小型無人機の出動台数は、災害種別、規模、情報収集範囲等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請の内容）
第４条　甲が乙に出動要請をする内容は以下のとおりとする。
（１）　災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
（２）　その他必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請の方法）
第５条　甲が乙に対し、第３条の要請を行う場合は、原則として、災害時支援要請書（第１号様式）によるものとする。
ただし、当該支援要請書による要請が困難な場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
２　甲は前項の要請を行う際に現場指揮責任者を定めて要請するものとする。

（業務の実施）
第６条　乙は、操縦者を指揮する現場責任者を定めて、甲の指定する現場指揮責任者の指揮のもとに情報収集活動を行うものとする。

（実施報告）
第７条　乙は、情報収集の報告を完了したときは、災害時支援業務実績報告書（第２号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）
第８条　乙が情報収集に要した経費（操縦者費用等）は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（損害賠償等）
第１０条　甲は、甲（甲の職員を含む。）の要請により情報収集に使用した小型無人機に損害が生

じた場合は、当該損害が操縦者以外の者の行為であって、当該操縦者以外の者から損害賠償を受けることが出来る場合または、操縦者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲はその賠償の責めを負うものとする。

２　乙は小型無人機について賠償責任保険に加入するものとする。

（航空法における許可等）

第１１条　乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする。

２　航空法の許可・承認の申請手続き等については、乙が事務手続きにあたるものとする。

（情報交換）

第１２条　甲と乙は、平常時から情報収集体制について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第１３条　乙は、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練への参加に努めるものとする。

２　前項の訓練に参加する場合に要する経費は、乙が負担するものとする。

（連絡窓口）

第１４条　この協定に伴う事務は、甲においては岐阜市都市防災部防災対策課とし、乙においては一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47 東海理事を窓口として行うものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年１２月１７日

甲　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市
岐阜市長　柴　橋　正　直

乙　東京都品川区品川四丁目１０番１８号
一般社団法人　災害対策建設協会
ＪＡＰＡＮ４７
代表理事　杉本　裕典

災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）及び一般社団法人 ＤＰＣＡ（以下「乙」という。）並びに一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会（以下「丙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）等における無人航空機を活用した支援活動（以下「支援活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　甲は、災害時及びその他必要と認めるときは、乙及び丙に対して、支援活動を要請することができる。
2　乙及び丙は、甲から支援活動の要請があったときは、特別の理由がない限り速やかに支援活動を実施するものとする。

（災害時等における支援活動）
第２条　甲が乙及び丙に要請する災害時等における支援活動は、次に掲げる活動とする。
(1) 甲が指定する地域における無人航空機を活用した情報の収集
(2) 甲が指定する地域における無人航空機を活用した被災者の捜索、救助支援等
(3) 無人航空機を活用した災害現場地図の作成支援
(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が災害対応に必要と判断し、要請した事項

（要請の方法）
第３条　甲が乙及び丙に支援活動を要請する場合は、支援活動の内容等を明らかにしたうえ、文書（様式第１号）により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（手続き）
第４条　無人航空機の飛行許可の取得に係る手続等、前条の要請に基づく支援活動を行う場合に必要な手続きは、乙及び丙において行うものとする。

（活動の報告）
第５条　乙及び丙は、支援活動を実施した場合、文書（様式第２号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。
（費用の負担）
第６条　支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲及び乙並びに丙協議のうえ決定するものとする。
3　甲は、乙又は丙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（活動の支援）
第７条　甲は、乙及び丙による支援活動が円滑に実施できるよう、可能な限り支援を行うものとする。

（映像等の所有権）
第８条　本協定に基づく支援活動による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（事故の報告）
第９条　乙及び丙は、甲の要請に基づく支援活動の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書（様式第３号）により報告し、協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（秘密の保持）
第 10 条　乙及び丙は、本協定に基づく支援活動において知り得た第三者の秘密等を漏らし又は目的外に利用してはならない。本協定の有効期間の終了後についても同様とする。

（防災訓練等への参加）
第 11 条　乙及び丙は、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が開催する防災訓練等への参加に努めるものとする。
2　前項の防災訓練等への参加に係る費用は、甲及び乙並びに丙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者の指定）
第 12 条　本協定の円滑な運用に資するため甲及び乙並びに丙は、事前に連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。
2　甲及び乙並びに丙は、連絡担当者に変更が生じた場合は遅滞なくその旨を相互に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）
第 13 条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに甲及び乙並びに丙のいずれからも文書による協定解消の申し出がない場合は本協定の有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第 14 条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙並びに丙により協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書３通を作成し甲及び乙並びに丙が署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日

甲　岐阜県岐阜市司町４０番地１
岐阜市
岐阜市長

乙　京都府京都市南区東九条西岩本町１０－２
イリアスオフィス２階
一般社団法人 ＤＰＣＡ
代表理事

丙　京都府京都市南区東九条西岩本町１０－２
イリアスオフィス３階Ｃ
一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会
代表理事

災害時の放送に関する協定

（協定の趣旨）

第1条　この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、岐阜市長(以下「甲」という。）が、株式会社岐阜放送(以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条　甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとりえない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2　乙は甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条　甲は、乙に対し次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

(1)　放送依頼の理由

(2)　放送の内容

(3)　希望する放送の日時

(4)　その他必要な事項

（放送の実施）

第4条　乙は、甲から依頼された事項に関し自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条　第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2　連絡責任者は、岐阜市防災課長及び岐阜放送報道政策局長とする。

3　連絡責任者の変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（雑則）

第6条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条　この協定は、昭和57年7月1日から適用する。

昭和57年6月28日

甲　岐阜市

代表者　岐阜市長　蒔　田　　浩

乙　岐阜市今小町9番地

株式会社　岐阜放送

代表取締役社長　　杉　山　　幹　夫

災害時の放送に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という） と、シーシーエヌ株式会社 （以下「乙」という） は、災害時の放送に関し、次のとおり協定書（以下「本協定」という。） を締結する。

（趣旨）
第１条　本協定は、災害時、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が、乙に対し放送の依頼をする方法と、その際に緊急放送対応を定めるものとする。

（定義）
第２条　本協定における用語の定義は次のとおりとする。
（１）「災害」とは、地震、台風、大雨、洪水、雪害、火災、その他非常の事態をいう。
（２）「災害時の放送」（以下「放送」という。）とは、甲の要請に基づき、乙の放送チャンネルを使用して行う臨時の放送をいう。

（放送の依頼）
第３条　甲は、防災対策又は応急対策を実施する上で必要が生じた場合、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとし、書面での伝達を基本とする。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。
（１）放送を依頼する理由
（２）放送を希望する内容
（３）放送を希望する日時
（４）記載事項の問い合わせ先
（５）その他必要な事項

（放送の実施）
第４条　乙は、放送体制が確保される場合において、甲から依頼された事項に関し、形式、内容及び日時を決定して放送するものとする。
２　乙は、災害が甲を含めた地域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

（連絡責任者）
第５条　第３条に規定する放送の依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置き、災害時の緊急連絡先を別紙「災害時の放送に関する協定連絡先報告書」にて報告するものとする。
２　連絡責任者及び災害時の緊急連絡先に変更があった場合は、その都度、相手方に連絡するものとする。
３　毎年１回、連絡責任者及び災害時の緊急連絡先に変更が無いか、乙から甲に確認するものとする。

（放送料）
第６条　本協定に基づく放送に係る災害情報の放送料は無償とする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１ヶ月前までに、甲又は乙からの申し出が無い場合は、同一条件をもって更に１年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（法令の遵守）
第８条　甲及び乙は、本協定の履行にあたり、関係法令又は監督官庁からの指示に従わなければならないときは、この限りではない。

（雑則）
第９条　本協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙双方が協議を行い定めるものとする。
２　本協定の締結をもって、平成１７年１２月２６日締結の「災害時の放送に関する協定」は廃止す

る。

本協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙押印のうえ各自１通を保管する。

令和元年７月１６日

甲　岐阜市今沢町１８
岐阜市長　　柴　橋　正　直　　印

乙　岐阜市須賀１丁目２－１６
シーシーエヌ株式会社
代表取締役　　都　島　国　雄　　印

災害時等における緊急放送に関する確認書

岐阜市(以下「甲」という。）と、株式会社シティエフエムぎふ（以下「乙」という。）とは、災害等における緊急放送の実施について、次のとおり確認書（以下「本確認書」という。）を作成する。

（目的）

第 1 条　本確認書は、市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害等の情報に関し、緊急放送を行うことにより、災害等による被害を最小とし、又は未然に防ぐとともに、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条　本確認書における用語の意義は、次のとおりとする。

(1)　「災害等」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、大規模な火災その他非常の事態をいう。

(2)　「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、乙が自己の運営する放送局において、自己の所有する放送設備を使用させ、他の放送に優先して災害等の情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第 3 条　甲は、緊急放送が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により緊急放送の実施を行うものとする。この場合において、甲は、乙の運営する放送局の編成権を尊重するものとする。

(1)　演奏所に放送従事者がいる場合

ア　甲は、様式により乙に緊急放送の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、口頭、電話その他の方法によることができる。

イ　乙は、甲から緊急放送の実施の要請を受けたときは、緊急放送を行うものとする。ただし、特に業務上の支障その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

ウ　乙はイの規定による緊急放送を行うときは、編成上の自主判断に基づき、形式及び内容を決定して放送するものとする。ただし、緊急放送の要請が様式によるときには、その主旨を変えないで、放送を行うものとする。

(2)　演奏所に放送従事者がいない場合

ア　甲は、災害等緊急放送装置運用マニュアルにより、放送中の番組に割り込み、緊急放送を行うものとする。

イ　甲は緊急放送を行ったときは、速やかに、その内容を文書により乙に報告するものとする。

2　甲は、前項の規定による緊急放送の内容について、その責任を負うものとする。

（連絡責任者）

第 4 条　甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2　甲及び乙は、連絡責任者を定めたときは、直ちに相手方に文書により通知しなければならない。

（費用）

第 5 条　第 3 条の規定による緊急放送の実施に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、緊急放送装置関係費用については、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

2　緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との協議により、その解決を図るものとする。

（訓練）

第 6 条　甲及び乙は、緊急放送を迅速かつ的確に行うため、平素から緊急放送に関する訓練を行うものとする。

（確認書の有効期間）

第 7 条　本確認書の有効期間は、本確認書の締結から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 月前までに甲乙いずれからも書面による本確認書の解除又は変更の意志表示がないときは、さらに 1 年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 8 条　本確認書に定めのない事項で新たに定める必要が生じたとき又はこの確認書に定めのある事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議を行い定めるものとする。

本確認書の作成の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 19 年 4 月 26 日

甲　岐阜市今沢町 18 番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細　江　茂　光　　印

乙　岐阜市橋本町 1 丁目 10 番 1 号　アクティブG　3 階
株式会社シティエフエムぎふ
代表取締役　　村　瀬　恒　治　　印

災害に係る情報発信等に関する協定

岐阜市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、岐阜市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岐阜市が岐阜市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岐阜市の行政機能の低下を軽減させるため、岐阜市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
   (1) ヤフーが、岐阜市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岐阜市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 岐阜市が、岐阜市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 岐阜市が、岐阜市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 岐阜市が、災害発生時の岐阜市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 岐阜市が、岐阜市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスおいて岐阜市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   (7) 岐阜市が、岐阜市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容、方法、実施の可否等については、災害の状況等を考慮に入れ、岐阜市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 岐阜市およびヤフーは、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、岐阜市およびヤフーは、両者

で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく岐阜市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、岐阜市から提供を受ける情報について、岐阜市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、岐阜市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、平成25年2月1日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、岐阜市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、岐阜市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2012 年　12 月　25 日

岐阜市：岐阜市今沢町１８番地
岐阜市
岐阜市長　細江　茂光

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

災害時の情報提供等に関する協定書

岐阜市（以下「市」という。）とＡＳＡ岐阜販売、岐阜新聞城南会、岐阜新聞城北会、中日新聞岐阜支部販売店会、毎日新聞岐阜専売会、岐阜西読売会岐阜支部（以下「新聞販売店各店」という。）とは、大規模災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、岐阜市の区域内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」と言う。）に、市民への情報提供や、安心安全を確保するため、市の要請により、新聞販売店各店が行う支援・協力について必要な事項を定めるものとする。

（支援・協力要請）

第２条　市は、災害時であって新聞販売店各店の協力が必要と認めたときは、新聞販売店各店に協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、口頭又は電信若しくは電話により次に掲げる事項を連絡して行うものとし、市は、事後に支援要請書（別紙１）を新聞販売店各店に提出するものとする。

（１）支援要請者

（２）支援要請日時

（３）支援要請地域

（４）支援内容

（５）その他市、新聞販売店各店協議により必要と認める事項

３　新聞販売店各店は、第 1 項の規定による要請を受けたときは、情報提供を行う際の安全性を検討した上で、可能な限り当該要請に応じ情報提供を行うよう努めるものとする。

（支援・協力内容）

第３条　前条の規定による市が新聞販売店各店に支援・協力要請できる内容については、次のとおりとする。

（１）災害時における市地域防災計画で指定する指定避難所への新聞配布

（２）災害時に危険箇所等を発見した場合、場所、被害状況等を市に報告

（被害情報の提供）

第４条　市は、新聞販売店各店に第２条第 1 項の規定による要請を行おうとするときは、当該要請にかかる情報提供地域の道路、河川等の現況その他の被害に関する情報を新聞販売店各店に提供するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条の規定に対し、新聞販売店各店が市の要請に基づく活動に要した経費は新聞販売店各店が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、市と新販売店各店が互いに連絡責任者を任命し、その氏名を「連絡責任者通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から１年間とする。ただし、協定期間満了日の１箇月前に、この協定の解除または変更について、市、新聞販売店各店いずれからも意思表示がないときは、この協定はさらに１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市と新聞販売店各店がそれぞれ協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書７通を作成し、市、新聞販売店各店が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年３月６日

岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者　岐阜市長　　細江　茂光

岐阜県岐阜市六条南１－２０－６
ＡＳＡ岐阜販売　代表取締役社長　　陰山　敬吾

岐阜県岐阜市今小町１０
岐阜新聞城南会　会長　　藤本　顕雄

岐阜県岐阜市今小町１０
岐阜新聞城北会　会長　　齋藤　初紫郎

岐阜県岐阜市城東通３－４３
中日新聞岐阜支部販売店会　岐阜支部長　　武田　健以知

愛知県名古屋市中区正木２－３－１
毎日新聞岐阜専売会　会長　　川村　益美

岐阜県岐阜市柳森町１－７５
岐阜西読売会岐阜支部　会長　　岸　　秀樹

別紙１

支援要請書（第　号）

年　　月　　日

新聞販売店各店　代表者　様

岐阜市長　　細江　茂光

平成２９年３月６日に締結した災害時の情報提供等に関する協定書に基づき、下記のとおり情報提供の協力を要請します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：
要請日時	年　　月　　日（　） 時　　分頃
要請地域	
支援内容	
備考	

大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書

柳津町(以下「甲」という。）と㈱トヨタオートモールクリエイト（以下「乙」という。）は、柳津町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に基づく大規模な災害が発生した場合において、住民が一時的に避難できる場所（以下「臨時避難場所」という。）の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

(臨時避難場所の開設)

第1条　甲は、町内において大地震、水害又はその他の大規模な災害(以下「大規模災害等」という。）が発生したときに、被災者及び避難者(以下「被災者等」という(別紙1))により開設する。だたし、臨時避難場所が当該大規模災害等により開設不能である場合又は開設について重大な支障があると乙が判断した場合はこの限りではない。

2　乙は、営業時間内において、甲より臨時避難場所の開設の要請があった場合は、来客者等の安全確保を優先とし、早急に臨時避難場所として開設できるよう努めるものとする。

(臨時避難場所の開設手続)

第2条　臨時避難場所の開設に関する手続きは、おおむね次のとおりとする。

(1)　甲は、町内において震度6弱以上の地震、大雨による水害又は他の災害の発生によりその必要があると認めたときは、乙に対し臨時避難場所の開設の要請を行う。この場合において当該要請は、電話又はファクシミリ等で行い、後日、正式の依頼文書を送付する。

(2)　乙は、甲から臨時避難場所の開設の要請を受けたときは、その可否について、電話又はファクシミリ等により回答する。

(3)　甲は、臨時避難場所の開設について乙の承諾があったときは、臨時避難場所責任者を配置するものとする。

(4)　乙は、臨時避難場所責任者に対し、当該開設に際しての指示及び開設上の注意を行うものとする。

(留意事項)

第3条　甲は、臨時避難場所の開設等に当たり、乙の使用の妨げにならないよう注意しなければな　らない。

2　甲は、前条第4号の指示及び注意を遵守し、臨時避難場所の運用及び安全管理について、自己の費用と責任で行わなければならない。

3　甲は、原則として、臨時避難場所を借用時の現状有姿のまま使用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。

4　乙は、臨時避難場所における有用性、安全性等について一切の責任を負わない。

5　甲は、可能な限り早い時期に臨時避難場所の開設を終了し、当該駐車場を返還できるよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第4条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては柳津町総務課長、乙においては総務人事部長とし、連絡責任者に変更があったときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

（その他）

第5条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年2月6日

甲　岐阜県羽島郡柳津町宮東1丁目1番目
柳津町
柳津町長　　廣　瀬　　昇

乙　岐阜県羽島郡柳津町丸野3-3-6
カラフルタウン岐阜
株式会社トヨタオートモールクリエイト
代表取締役社長　小　泉　　直

大規模災害における臨時避難場所の開設等に関する協定書

柳津町(以下「甲」という。)と㈱イトーヨーカ堂(以下「乙」という。)は、柳津町内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に基づく大規模な災害が発生した場合において、住民が一時的に避難できる場所(以下「臨時避難場所」という。)の開設に関し、次のとおり協定を締結する。

(臨時避難場所の開設)

第1条　甲は、町内において大地震、水害又はその他の大規模な災害(以下「大規模災害等」という。)が発生したときに、被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)を迅速に収用保護するため、乙の承諾を得て、臨時避難場所を乙の駐車場(別紙1)により開設する。ただし、臨時避難場所が当該大規模災害等により開設不能である場合又は開設について重大な支障があると乙が判断した場合はこの限りではない。

2　乙は、営業時間内において、甲より臨時避難場所の開設の要請があった場合は、来客者等の安全確保を優先とし、早急に臨時避難場所として開設できるよう努めるものとする。

(応急生活物資の確保)

第2条　甲は、臨時避難場所を開設し、被災者等に対し応急生活物資が必要とされる場合は、乙に対して乙保有商品の供給について協力を要請することができる。

2　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給に積極的に努めるものとする。

(臨時避難場所の開設手続)

第3条　臨時避難場所の開設に関する手続きは、おおむね次のとおりとする。

(1)　甲は、町内において震度6弱以上の地震、大雨による水害又は他の災害の発生によりその必要があると認めたときは、乙に対し臨時避難場所の開設の要請を行う。この場合において当該要請は、電話又はファクシミリ等で行い、後日、正式の依頼文書を送付する。

(2)　乙は、甲から臨時避難場所の開設の要請を受けたときは、その可否について、電話又はファクシミリ等により回答する。

(3)　甲は、臨時避難場所の開設について乙の承諾があったときは、臨時避難場所責任者を配置するものとする。

(4)　乙は、臨時避難場所責任者に対し、当該開設に際しての指示及び開設上の注意を行うものとする。

(5)　甲は、臨時避難場所を開設し、第3条により乙に要請するときは、被害の状況に応じ、原則として応急生活物資リスト(別紙2)の品を文書にて要請し、乙は緊急度の状況に合わせ応急生活物資が調達できるよう積極的に努めるものとする。

(留意事項)

第4条　甲は、臨時避難場所の開設等に当たり、乙の使用の妨げにならないよう注意しなければならない。

2　甲は、前条第4号の指示及び注意を遵守し、臨時避難場所の運用及び安全管理について、自己の費用と責任で行わなければならない。

3　甲は、原則として、臨時避難場所を借用時の現状有姿のまま使用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。

4　乙は、臨時避難場所における有用性、安全性等について一切の責任を負わない。

5　甲は、可能な限り早い時期に臨時避難場所の開設を終了し、当該駐車場を返還できるよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第5条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては柳津町総務課長、乙においては販売事業部柳津店オペレーション統括マネージャーとし、連絡責任者に変更があったときは、遅滞なく、相手方にその旨を連絡するものとする。

（その他）

第6条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年2月6日

甲　岐阜県羽島郡柳津町宮東1丁目1番地
柳津町
柳津町長　　廣　瀬　　昇

乙　東京都港区芝公園4丁目1番4号
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長　　鈴　木　敏　文

災害時における○○施設への避難者受入れに関する覚書

岐阜市(以下「甲」という。）と○○施設(以下「乙」という。）は、災害時に他の施設に入所している者及び住宅で生活している災害弱者（以下「被災弱者」という。）の受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

1　目的

甲と乙は、岐阜市域に災害が発生した場合に、被災弱者をその避難所として、乙の施設へ受け入れることを確認する。

2　受入れ施設等

乙が災害時に被災弱者を受入れる施設及びその使用上の注意事項は、別紙のとおりとする。

3　受入れ期間

災害時の施設の受入れ期間は乙が甲の要請を受け使用を許可したときから甲が指示するときまでとする。

4　受入れ対象者

乙の受入れ対象者となる者は、甲が指名した被災弱者及びその介護者1人(以下「被災弱者等」という。）とする。

5　受入れ責任者

乙は、あらかじめ受入れ責任者及び受入れ副責任者(以下「受入れ責任者等」という。）を定め、甲へ通知するものとする。

6　受入れの際の手続等

受入れに関する手続等は、次のとおりとする。

(1)　甲は、災害が発生し、他の施設が倒壊して当該施設に入所していた者を戻すことが困難と認められる場合及び避難所に避難した災害弱者が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに受入れ責任者等に対し、受入れの要請を行うものとする。

(2)　甲から受入れの要請を受けた受入れ責任者等は、受入れできる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、被災弱者等の受入れを行うものとする。

7　所管事項

受入れ施設内での甲及び乙の所管(責任)事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、甲及び乙は、所管外の事項であっても、状況に応じて相互に協力し合うものとし、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1)　甲の所管事項

被災弱者等の把握及び安全確保に関すること。

(2)　乙の所管事項

受入れ施設等の管理及び保全に関すること。ただし、施設等が著しく破損し、又は被災弱者等の受入人員が限界を超え使用不能となった場合には、甲の責任において代わるべき措置を講ずるものとする。

8　その他の条件

(1)　甲は、受入れ施設内で混乱が生じないように連絡体制及び安全確保に万全を期すとともに、施設等に破損、滅失等が生じないように十分配慮すること。

(2)　甲は、被災弱者等の施設使用が長期にわたる等の理由で、施設運営に支障を来たすおそれがある場合は、速やかに避難所としての代替施設の確保等に努めること。

(3)　避難所から受入れ施設までは、被災弱者等が各自で移動することを原則とするが、何らかの理由で受入れ施設まで移動することが困難な場合には、乙に協力を依頼できる。

(3)　乙は、被災弱者等の施設使用が終了したときは、速やかに責任を持って廃棄物の処理等後始末を行うこと。

9　　費用

甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

10　その他

この覚書に定めがない事項については、その都度双方で協議して定める。

この覚書の成立の証として、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　細　江　茂　光

乙　○○法人
代表者　理　事　長

覚 書 締 結 先 一 覧 表

平成31年4月1日現在

番号	施　設　名	住　　所	電　　話
1	岐阜老人ホーム	北一色7-20-1	245-6573
2	第三岐阜老人ホーム	北一色7-20-1	247-8161
3	喜久寿苑	河渡2-45	251-5561
4	さくら苑	奥2-28-1	239-9766
5	瑞光苑	奥1-100	239-9721
6	光の園	三輪776-2	229-3224
7	大洞岐協苑	大洞3-3-1	241-7676
8	サンライフ彦坂	彦坂川北230	238-8800
9	黒野あそか苑	黒野404-1	234-2376
10	県立寿楽苑	中2-470	239-8830
11	養生訓園	雄総柳町2-60	297-2525
12	コートスマイル	芥見野畑1-25	241-2100
13	ナーシングケア寺田	寺田7-85	255-5550
14	喜の里	中鶉2-99	276-7755
15	岐阜リハビリテーション	黒野181	234-1515
16	三浦老人保健施設	鏡島精華3-17-5	251-9038
17	カワムラコート	芥見大般若1-105	241-3311
18	いこいの里2号館	岩滝東1-91	241-1110
19	長良川ビラ	又丸67-7	234-4747
20	寺田ガーデン	寺田7-86-1	253-7600
21	サワダケアセンター	野一色7-12-2	247-1100
22	グリーンビラ安江	鏡島南1-2-38	253-7878
23	ハートケア松岡	長旗町1-8	265-8100
24	日本児童育成園	長良森町1-11	231-1387
25	県立希望が丘学園	鷺山向井2563-57	233-7121
26	はなみずき苑	大洞3-4-5	241-5216
27	県立みどり荘	中西郷1-55	230-1611
28	市立寿松苑	椿洞1089の1	237-7120
29	市立第二恵光	西島町4-24	232-4395
30	市立第三恵光	〃	231-2455
31	市立ワークス恵光	〃	231-2455

32	市立日野恵光	日野東4丁目10-9	241-0830
33	みたほら苑	三田洞東4-9-1	237-1200
34	特別養護老人ホーム　燦燦	鏡島南1-2-30	254-1533
35	ケアコートみやこ	都通3-17-1	255-3377
36	特別養護老人ホーム　あんきの家細畑	細畑3-16-8	259-3577
37	長森いきいき倶楽部　ANNEX（ｱﾈｯｸｽ）	北一色10-38-3	259-2525
38	ロアジかねまつ	柳津町下佐波西1-4	279-5100
39	特別養護老人ホーム やすらぎの里川部苑	川部3-43	293-5522
40	社会福祉法人　清穂会　石谷事業所	石谷1330-1	235-6077
41	ナーシングケア加納	加納愛宕町18-2	214-6010
42	永寿	栄新町2丁目50	232-1151
43	仙寿なごみ野	則武東4丁目2-6	215-9753
44	メディカルケアみよし	北一色5丁目2-11	247-3411
45	ハートステージ鳳	長旗町2丁目18	264-8880
46	るぴなすビラ	須賀2丁目5-1	272-5551
47	山内ホスピタル 介護老人保健施設	薮田南4丁目15番2号	276-2131
48	ハッピーテラス 岐阜梅林教室	東栄町3丁目8－3	245-0733
49	うかい	洞1026	239-5838
50	公益社団法人岐阜病院	日野東3丁目13番6号	245-8171
51	地域密着型介護老人福祉施設 シルバータウン岩井	岩井4丁目10-1	242-0035
52	あしたの会作業所	粟野東5丁目418	237-5318
53	岐阜長良川温泉旅館協同組合		
54	岐阜本巣特別支援学校	西秋沢2丁目363-1	239-9712
55	岐阜希望が丘特別支援学校	則武1816番地1	231-6500
56	ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目	264-2811

災害時における施設開放に関する覚書

岐阜大学(以下「甲」という。)と岐阜市(以下「乙」という。)との間に、非常災害時において甲の施設を地域住民の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

1　甲及び乙は、岐阜市域に災害が発生した場合に、地域住民、その他避難の必要な者(以下「避難民」という。)のための避難所として、甲が大学の一部施設、設備等(以下「施設等」という。)を開放することを確認する。

(開放施設等)

2　甲が非常災害時に乙の地域住民に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記１のとおりとする。この場合の施設の開放期間は、避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

(開放責任者)

3　開放に携わる責任者は次のとおりとする。

施設責任者は、あらかじめ開放責任者(施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者)の順位を定め、毎年４月当初に乙に通知するものとする。

(開放の際の手続等)

4　開放に関する手続、方法は、概ね次のとおりとする。

(1)　乙は、非常災害が発生し、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。

(2)　乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。

(3)　開放責任者は、解放後は、直ちに乙の責任者に施設使用に際しての指示を与えるものとする。

(責任者等)

5　開放に際しての甲及び乙の責任者並びに鍵の保管者の氏名、住所、連絡先、分担事項については、別に定め、毎年４月当初、相互に連絡し、確認しておくものとする。

(所管事項)

6　開放施設内での甲及び乙の所管(責任)事項は、概ね次のとおりとする。なお、所管外事項であっても、状況に応じて相互に協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1)甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。

なお、施設内において発生した避難民に係る事故については、原則として甲は、責任を負わないものとする。

(2)　乙の所管事項

避難民の誘導、整理、世話(病人等の世話、必需品の配布等)、その他避難民の安全確保に関すること。また、乙は使用により開放施設が破損した場合は、それを修復しなければならない。

(その他の条件)

7　乙は開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

(1)　あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びにその使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2)　非常災害時には、開放施設内での混乱が生じないように連絡体制(連絡網、無線機等の用意等)及び安全確保(伝染病、二次災害の防止等)に万全を期するとともに、極力施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。

(3)　避難民の施設使用が長期に亘るなど、甲の通常業務に支障がきたすおそれがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めるものとする。

(4)　避難民の施設使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等原状回復をおこなうこと。

(その他)

8　この覚書に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者押印の上各自1通を保有する。

平成20年10月9日

甲　岐阜大学
学　長　　森　　秀　樹

乙　岐阜市
代表者　岐阜市長　細　江　　茂　光

災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県タクシー協会岐阜支部（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時において、甲が乙に対し、高齢者、障害者、傷病者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を避難所及び社会福祉施設等（以下「避難所等」という。）へ迅速かつ安全な輸送を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条　甲は災害時において要援護者を避難所等へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について、協力を要請することができる。

(1) 乙が所有する事業用車両（介護タクシーを含む）による要援護者の輸送業務

(2) その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第3条　乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力に努めるものとする。

（要請手続）

第4条　甲の乙に対する要請手続は、原則として文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2　甲及び乙は、要援護者の輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条　第2条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する経費は、輸送終了後、乙の提出する報告書（様式第2号）に基づき、災害発生直前におけるタクシー料金を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第6条　輸送協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故）

第7条　乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときには、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第8条　乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する事由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第9条　乙は、乙が雇用している運転者が輸送協力中に死亡又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（疑義の協議）

第11条　この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第12条　この協定は、平成24年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月1日

甲　岐阜市
　　岐阜市長

乙　岐阜県タクシー協会岐阜支部
　　支部長

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社 LIXIL ビバ（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 （以下「大規模災害時」という。） において、甲の要請に基づいて乙の岐阜柳津店が行う支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条　この協定は、大規模災害時に、甲が乙の岐阜柳津店に対してその設置する屋上駐車場の一部を指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することを要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（災害の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（避難場所）

第３条　甲は、乙の岐阜柳津店が設置する次に掲げる施設を避難場所として指定し、その旨を甲が策定する地域防災計画等において公表するものとする。

名称　株式会社 LIXIL ビバ　スーパービバホーム岐阜柳津店の屋上駐車場の一部

場所　岐阜市柳津町流通センター１丁目５２番　別図のとおり

（協力要請）

第４条　甲は、大規模災害発生時に、乙の岐阜柳津店に対して前条に規定する避難場所を使用することを要請することができる。

２　乙の岐阜柳津店は、前項の規定による要請を受けたときは、避難場所として使用させることを承認するものとする。この場合において、乙の岐阜柳津店は、必要があると認めるときは、甲の職員を当該避難場所へ派遣するよう要請することができる。

３　甲は、前項の承認を受けたときは、乙の岐阜柳津店の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で使用するものとする。

（使用期間）

第５条　前条の規定により避難場所を使用することができる期間は、同条第２項の承認を受けたときから、おおむね１週間とし、乙の岐阜柳津店の判断により決定するものとする。

（訓練時）

第６条　甲並びに乙の岐阜柳津店は、この協定の効果的な運用を図るため、合同訓練の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づく協力に係る費用（以下「協力費用」という。）で客観的に必要と認められるものについては、甲、乙の岐阜柳津店がそれぞれ自己の経費を負担する。

２　前項に規定するもの以外の協力費用（自主的に提供するものを除く。） は、甲、乙の岐阜柳津店が協議の上、それぞれの負担を決定する。

３　第４条の規定により甲が当該避難場所を使用したことに起因する損害が生じた場合において、その損害が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲及び乙の岐阜柳津店が協議の上、甲がその損害復旧に係る費用を負担するものとする。

４　乙の岐阜柳津店は、損害復旧後、前項の損害復旧に係る費用を甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）

第８条　乙の岐阜柳津店は、当該避難場所の名称若しくは場所を変更し、又は閉店等により避難場所として機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定により通知を受けたときは、当該避難場所の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

（協議）

第９条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙の岐阜柳津店は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２７年１０月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙の岐阜柳津店から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年延長することとし、その後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めるもののほか、大規模災害時における駐車場の一時使用に関し、必要な事項は甲及び乙の岐阜柳津店が協議の上別に定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各一通を保有する。

平成２６年１１月１日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　細江　茂光

乙　株式会社 LIXIL ビバ
代表取締役社長　　渡 邉　修

岐阜圏域における越境避難に関する協定書

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町（以下「市町」という。）は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、当該市町内から岐阜圏域内の市町に越境避難に係る協力の内容等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に市町の住民が、市町の境界を越えて円滑に一時避難できるよう必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）避難元市町　越境避難する住民が属する市町

（２）避難先市町　越境避難する住民を受け入れる市町

（越境避難）

第３条　各河川流域において越境避難の対象とする市町は、別表のとおりとする。

（使用の要請）

第４条　避難元市町の長は、避難元市町の住民が避難先市町に避難する必要があると認めるときは、避難先市町の長に対して越境避難者の受け入れを要請することができる。

２　前項の規定による要請は、口頭により行うことができる。この場合において、避難元市町の長は、速やかに、越境避難要請書（別紙１）を送付するものとする。

（協力の内容）

第５条　避難先市町の長は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、当該要請に係る避難者を受け入れる施設を選定するとともに、当該避難施設を速やかに開設し、避難元市町の長に越境避難承諾書（別紙２）により報告するものとする。

（情報の交換）

第６条　避難元市町及び避難先市町は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、各市町の防災担当課長とする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から 1 年間とする。ただし、協定期間満了日の１箇月前に、この協定の解除または変更について各市町から何らかの意思表示がないときは、この協定はさらに１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、各市町がそれぞれ協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書９通を作成し、各市町の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年２月１８日

岐阜市長　　細江　茂光

羽島市長　　松井　聡

各務原市長　　浅野　健司

山県市長　　林　宏優

瑞穂市長　　棚橋　敏明

本巣市長　　藤原　勉

岐南町長　　松原　秀安

笠松町長　　廣江　正明

北方町長　　奥田　克彦
（職務代理者）

別表　　（第３条関係）

	避難元市町	避難先市町
長良川（左岸）	岐阜市 羽島市	岐南町 笠松町 各務原市
長良川（右岸）	岐阜市 瑞穂市 北方町	本巣市 山県市
揖斐川	瑞穂市	本巣市 北方町 岐阜市
木曽川	羽島市 笠松町 岐南町 各務原市	瑞穂市 北方町 山県市 岐阜市
伊自良川	岐阜市 山県市 北方町 瑞穂市	本巣市
根尾川	瑞穂市 本巣市	北方町 岐阜市 羽島市
境川	岐阜市 岐南町 笠松町	各務原市 羽島市
鳥羽川	岐阜市 山県市	本巣市

別紙１

越境避難要請書（第　号）

年　　月　　日

（避難先市町）

様

（避難元市町）

平成２８年２月１８日に締結した岐阜圏域における越境避難に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：
電話等による 要請日時	年　　月　　日（　） 時　　分頃
避難者数	人
備考	

別紙２

越境避難承諾書（第　号）

年　　月　　日

（避難元市町）

様

（避難先市町）

平成２８年２月１８日に締結した岐阜圏域における越境避難に関する協定書に基づき、下記のとおり承諾しましたので報告します。

記

要請書の番号及び日付	年　　月　　日付け　第　　号
避難者受入数	人
避難施設	
備考	

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜長良川温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける大規模災害時において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、被災した要配慮者の避難所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第１条　甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害等において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請するものとする。

２　乙は、この協定に基づき、要配慮者に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供に協力するものとする。

（要配慮者の範囲）

第２条　要配慮者は、次のとおりとする。ただし、宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない。

⑴ 高齢者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として６５歳以上の者に限る。）

⑵ 障がい者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

⑶ 乳幼児

⑷ 妊産婦

⑸ ⑴から⑷までと同一世帯の者及び市町村が必要と認めた介護者等

⑹ その他甲が特に必要と認める者

（協力の範囲）

第３条　災害救助法の適用を受ける大規模災害時における被災者に関して、甲の要請に基づき乙が実施する支援は、避難所の被災者に対して行う次の支援のうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

⑴宿泊

⑵食事

⑶入浴

（要請の方法等）

第４条　甲が乙に対し第１条第１項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

２　乙は甲から第１項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（受入方法等）

第５条　要配慮者の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて甲と乙とが連携して行う。

２　乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して実績報告を文書により行うものとする。

３　甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、支援に支障をきたさないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

（受入対象期間）

第６条　宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能になった日から、要配慮者が公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等への入居が完了するなど、宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでを基準として、甲と乙との協議の上、別途定める日までの期間とする。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）の額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

２　借上げ費用は、甲が負担するものとし、その支払方法等は、甲と乙との協議による。

（取消料等損害賠償）

第８条　乙は、協力要請後取消があった場合でも、甲に対し、取消料等の損害賠償は請求しないものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれから
も協定解除の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後に
おいても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年５月２６日

甲　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細江　茂光

乙　岐阜市長良福光２６１０－４
岐阜長良川温泉旅館協同組合
理事長　　伊藤　善男

大規模災害時における臨時避難場所の開設に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社岐阜髙島屋（以下「乙」という。）は、岐阜市内において大規模地震が発生した際に、風水害やその他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における、地域住民や帰宅困難者の生命・身体を守るために一時的に避難できる場所（以下、「臨時避難場所」という。）を開設することに関し、次のとおり協定を締結する。

（臨時避難場所の開設）
第１条　甲は、大規模災害時に臨時避難場所を開設する必要がある場合は、乙が所有する第２条に規定する施設について、乙に対し臨時避難場所の開設要請を行うものとする。
２　乙は、この協定の趣旨に則り支援の必要性を認識し、可能な範囲で施設を提供し、避難者の受入れ等に協力するものとする。ただし、当該大規模災害に臨時避難場所が開設不能である場合、又は開設に際し重大な支障があると乙が判断した場合はこの限りではない。
３　乙は、営業時間内に、甲より臨時避難場所の開設要請があった場合は、来客者等の安全確保を優先して、早急に臨時避難場所として開設できるよう努めるものとする。

（臨時避難場所に提供する施設）
第２条　乙が提供する施設の名称等は、次のとおりとする。
(1) 施設名及び所在地

施設名	所在地
岐阜髙島屋	岐阜市日ノ出町２丁目２５番地

(2) 前号施設内の受入れ場所

階数	場　所
１０階	社員食堂
１１階	レストラン街通路

(3) 前号に掲げるもののほか、乙が別途指定した場所

（開放責任者等）
第３条　乙は、あらかじめ災害時に臨時避難場所の開設を行う者（以下「開放責任者」という。）を選任し、甲に通知するものとする。
２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、支援に支障をきたさないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

（開設の手続き）
第４条　臨時避難場所の開設に関する手続きは、次のとおりとする。
２　大規模災害時において、甲が乙に臨時避難場所の開設を要請する場合は、別に定める「臨時避難場所開設要請書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、又はその他の方法で要請し、その後速やかに「臨時避難場所開設要請書」を提出するものとする。
３乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、その可否について別に定める「臨時避難場所開設承諾書」により甲に報告するものとする。

（使用期間）
第５条　前条の規定により臨時避難場所を使用することができる期間は、同条第３項の承諾を受けたときから、おおむね１日とし、甲、乙の協議により決定するものとする。

（費用の負担）
第６条　この協定に基づく協力に係る費用（以下「協力費用」という。）で客観的に必要と認められるものについては、甲、乙がそれぞれ自己の経費を負担する。
２　第２条の規定により甲が当該臨時避難場所を使用したことに起因する損害が生じた場合において、

その損害が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲及び乙が協議の上、甲がその損害復旧に係る費用を負担するものとする。

（費用の支払い）
第７条　乙が前条の規定により要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（変更及び廃止）
第８条　乙は、当該臨時避難場所を変更し、又は廃止するときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
2　甲は、前項の規定により通知を受けたときは、当該臨時避難場所の使用について市民にその旨を周知しなければならない。

（情報交換）
第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
2　甲と乙は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いが主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結日から３年間とする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって１年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上　　決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年１１月２日

甲　　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　柴橋　正直

乙　　岐阜市日ノ出町２丁目２５番地
株式会社　岐阜髙島屋
代表取締役　　松本　正樹

協定・覚書
【避難】

様式第１号（第３条第１項）

平成　　年　　月　　日

（あて先）
岐阜市長　柴橋　正直

岐阜高島屋
店長

臨時避難場所開放責任者等通知書

大規模災害時における臨時避難場所の開設に関する協定書第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり連絡先を通知します。

記

１　開放責任者

職　名	氏　名	緊急連絡先

２　開放担当者

連絡順位	職　名	氏　名	緊急連絡先
1			
2			

３　休日・夜間等の契約警備会社名

会　社　名	担当者名	緊急連絡先	休日夜間契約時間帯

＜報告担当者＞
所　　属：
職・氏名：
電　　話：
ＦＡＸ：
Ｍａｉｌ：

様式第２号（第４条第２項）

緊　急

平成　　年　　月　　日

臨時避難場所開設要請書

岐阜髙島屋
店長　　様

岐阜市長　柴橋　正直
（岐阜市災害対策本部長）

大規模災害時における臨時避難場所の開設に関する協定書第４条第２項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
要請内容	
要請理由	
要請予定期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
備　考	

＜連絡担当者＞
所　　属：　　部　　課
職・氏名：
電　　話：
ＦＡＸ：
Ｍａｉｌ：

様式第３号（第４条第３項）

緊　急

平成　　年　　月　　日

臨時避難場所開設承諾書

岐阜市長　柴橋　正直　様
(岐阜市災害対策本部長)

岐阜髙島屋
店長

大規模災害時における臨時避難場所の開設に関する協定書第４条第３項の規定に基づき、次のとおり承諾します。

要請依頼番号	平成　　年　　月　　日　付け　　第　　号
開設場所	
実施予定期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
備　考	

＜報告担当者＞
所　　属：
職・氏名：
電　　話：
ＦＡＸ：
Ｍａｉｌ：

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）とカワボウ株式会社(以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社 東海カンパニー（以下「丙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲の要請に基づいて、乙及び丙の岐阜店が行う支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)
第1条　この協定は、大規模災害時において甲が、乙が所有し、丙の岐阜店が賃借する第3条に規定する施設の一部を指定緊急避難場所として一時使用することを要請する際の必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)
第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(指定緊急避難場所)
第3条　甲は、次に掲げる施設を指定緊急避難場所として指定し、その旨を甲が策定する地域防災計画等において公表するものとする。
名　　称　カワボウ株式会社 マーサ21(イオン岐阜店)
所　在　地　岐阜市正木中一丁目2番1号
使用する場所　マーサ21の平面駐車場及び本館4階、5階、屋上階の立体駐車場(乙又は丙の岐阜店が指定する部分とする。)

(協力要請)
第4条　甲は、大規模災害発生時に、乙及び丙の岐阜店に対して前条に規定する指定緊急避難場所を一時使用することを要請することができる。
2　乙及び丙の岐阜店は、前項の規定による要請を受けたときは、地域住民、その他避難の必要な者(以下「避難者」という。)の生命・身体を守るため、自己の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で、指定緊急避難場所として一時使用させることを承認するものとする。この場合において、乙又は丙の岐阜店は、必要があると認めるときは、甲の職員を当該指定緊急避難場所へ派遣するよう要請することができ、甲はこれに応じて甲の職員を当該緊急避難場所へ派遣するものとする。

(使用条件)
第5条　甲は、前条第2項の承認を受けたときは、乙及び丙の岐阜店の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で、避難者に当該指定緊急避難場所を一時使用させるものとする。
2　避難者が、当該指定緊急避難場所を一時使用する場合は、徒歩避難とする。

(使用期間)
第6条　第4条の規定により指定緊急避難場所を一時使用することができる期間は、同条第2項の承認を受けたときから、おおむね1週間とし、乙及び丙の岐阜店の判断により決定するものとする。

(訓練)
第7条　甲、乙及び丙の岐阜店は、この協定の効果的な運用を図るため、合同訓練の実施に努めるものとする。

(費用の負担)
第8条　この協定に基づく協力に係る費用(以下「協力費用」という。）で客観的に必要と認められるものについては、甲、乙及び丙の岐阜店がそれぞれ自己の経費を負担する。
2　前項に規定するもの以外の協力費用(自主的に提供するものを除く。）は、甲、乙及び丙の岐阜店が協議の上、それぞれの負担を決定する。
3　第4条の規定により甲が当該指定緊急避難場所を一時使用したことに起因する損害が生じた場合は、甲、乙及び丙の岐阜店が協議の上、原則として甲がその損害復旧に係る費用を負担するものと

する。
4　乙及び丙の岐阜店は、損害復旧後、前項の損害復旧に係る費用を甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）
第 9 条　乙及び丙の岐阜店は、当該指定緊急避難場所の名称若しくは場所を変更し、又は閉店等により指定緊急避難場所として機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
2　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、当該避難場所の一時使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

（協議）
第 10 条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙の岐阜店は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲、乙及び丙の岐阜店から何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年延長することとし、その後も同様とする。

（その他）
第 12 条　この協定に定めるもののほか、大規模災害時における駐車場の一時使用に関し、必要な事項は甲、乙及び丙の岐阜店が協議の上、別に定める。
2　本協定の締結をもって、平成 18 年 6 月 27 日締結の「大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上各一通を保有する。

令和 2 年 3 月 25 日

甲 岐阜市
代表者 岐阜市長 柴橋　正直

乙 カワボウ株式会社
代表取締役 川島 政樹

丙 イオンリテール株式会社
東海カンパニー
岐阜北勢事業部長　桂川 まゆみ

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社　東海カンパニー（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害時」という。）において、甲の要請に基づいて、乙の柳津店が行う支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣　旨)
第1条　この協定は、大規模災害時において甲が、乙が所有または管理する第3条に規定する施設の一部を指定緊急避難場所として一時使用することを要請する際の必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)
第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(指定緊急避難場所)
第3条　甲は、次に掲げる施設を指定緊急避難場所として指定し、その旨を甲が策定する地域防災計画等において公表するものとする。
名　　称　イオンリテール株式会社　イオン柳津店
所　在　地　岐阜市柳津町本郷四丁目1番地1
使用する場所　イオン柳津店の平面駐車場及び立体駐車場(乙の柳津店が指定する部分とする。）

(協力要請)
第4条　甲は、大規模災害発生時に、乙の柳津店に対して前条に規定する指定緊急避難場所を一時使用することを要請することができる。
2　乙の柳津店は、前項の規定による要請を受けたときは、地域住民、その他避難の必要な者（以下「避難者」という。）の生命・身体を守るため、自己の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で、指定緊急避難場所として一時使用させることを承認するものとする。この場合において、乙の柳津店は、必要があると認めるときは、甲の職員を当該指定緊急避難場所へ派遣するよう要請することができ、甲はこれに応じて甲の職員を当該緊急避難場所へ派遣するものとする。

(使用条件)
第5条　甲は、前条第2項の承認を受けたときは、乙の柳津店の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で、避難者に当該指定緊急避難場所を一時使用させるものとする。
2　避難者が、当該指定緊急避難場所を一時使用する場合は、徒歩避難とする。

(使用期間)
第6条　第4条の規定により指定緊急避難場所を一時使用することができる期間は、同条第2項の承認を受けたときから、おおむね1週間とし、乙の柳津店の判断により決定するものとする。

(訓練)
第7条　甲、乙の柳津店は、この協定の効果的な運用を図るため、合同訓練の実施に努めるものとする。

(費用の負担)
第8条　この協定に基づく協力に係る費用(以下「協力費用」という。）で客観的に必要と認められるものについては、甲、乙の柳津店がそれぞれ自己の経費を負担する。
2　前項に規定するもの以外の協力費用(自主的に提供するものを除く。）は、甲、乙の柳津店が協議の上、それぞれの負担を決定する。
3　第4条の規定により甲が当該指定緊急避難場所を一時使用したことに起因する損害が生じた場合には、甲及び乙の柳津店が協議の上、原則として甲がその損害復旧に係る費用を負担するものとする。

4　乙の柳津店は、損害復旧後、前項の損害復旧に係る費用を甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）
第9条　乙の柳津店は、当該指定緊急避難場所の名称若しくは場所を変更し、又は閉店等により指定緊急避難場所として機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
2　甲は、前項の規定により通知を受けたときは、当該指定緊急避難場所の一時使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

（協　議）
第10条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙の柳津店は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙の柳津店から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

（その他）
第12条　この協定に定めるもののほか、大規模災害時における駐車場の一時使用に関し、必要な事項は甲及び乙の柳津店が協議の上、別に定める。
2　本協定の締結をもって、平成18年6月27日締結の「大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各一通を保有する。

令和2年3月25日

甲　岐阜市
代表者 岐阜市長　柴橋　正直

乙　イオンリテール株式会社
東海カンパニー
岐阜北勢事業部長　桂川 まゆみ

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜ホテル会（以下「乙」という。）は、災害時における被災した要配慮者の避難所としての宿泊施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災した要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難所として、甲の要請により乙が、乙の組合員が所有する別表の旅館・ホテル等から宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条　甲は、災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し宿泊施設の提供を要請するものとする。

2　前項の規定による要請は、要配慮者の人数等を記載した文書(以下「要請文書」という。）により行うものとする。ただし、文書でもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3　乙は前項の規定による要請を受けたときは、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び受入れ可能人数を文書又は口頭で伝えるものとする。

（要配慮者の範囲）

第3条　要配慮者は、次に掲げる者とする。ただし、宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない。

(1)　高齢者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）
(2)　障がい者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
(3)　乳幼児
(4)　妊産婦
(5)　前号までの者と同一世帯の者及び甲が必要と認めた介護者等
(6)　その他甲が特に必要と認める者

（協力の範囲）

第4条　乙が要配慮者に対して行う支援は、次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(1)　宿泊
(2)　食事
(3)　入浴

2　宿泊施設に避難した要配慮者から発熱や咳の症状等が見受けられる者が見つかった場合は、甲が職員を派遣し、健康状態のモニタリング等の対応を実施するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（受入等）

第5条　要配慮者の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて甲と乙とが連携して行う。

2　乙は、第2条に基づき要配慮者を受け入れたときは、甲に対して第4条に基づいて実施した支援の内容を記載した実績報告を、文書により行うものとする。

3　甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、支援に支障をきたさないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

（受入対象期間）

第6条　宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能になった日から、要配慮者が公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等への入居が完了するなど、宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでを基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の負担）
第7条　乙が提供した宿泊施設の提供費用（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）は、甲が負担するものとする。
2　前項の費用の額は、受入れをした宿泊施設ごとに、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払）
第8条　前条の費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（取消料等損害賠償）
第9条　乙は、第2条に基づく要請があった後にその取消しがあった場合、甲に対し、取消料等の損害賠償は請求しないものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年 9月25日

甲　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　柴橋　正直

乙　岐阜市神田町９丁目２３番地
ホテルイルクレド内
一般社団法人岐阜ホテル会
代表理事　藤井　幸彦

（別表）

ホテルイルクレド岐阜	岐阜市神田町9丁目23番地
東横INN岐阜	岐阜市元町5－9
岐阜キャッスルイン	岐阜市県町2丁目8番地
サンホテル岐阜	岐阜市吉野町3丁目3番地
ホテルグランヴェール岐山	岐阜市柳ケ瀬通6丁目14番地
岐阜ワシントンホテルプラザ	岐阜市神田町7－7－4
ドーミーイン岐阜駅前	岐阜市吉野町6－31

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社エディオン（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲の要請に基づいて乙が行う支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条　この協定は、大規模災害時に、甲が乙に対してその屋内駐車場の一部を指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することを要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（災害の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（避難場所）

第３条　甲は、乙の次に掲げる施設を避難場所として指定し、その旨を甲が策定する地域防災計画等において公表するものとする。

名称　オーキッドパーク東棟３階　屋内駐車場の一部

場所　岐阜市香蘭２－２３　別図のとおり

（協力要請）

第４条　甲は、大規模災害発生時に、乙に対して前条に規定する避難場所を使用することを要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、避難場所として使用させることを承認するものとする。この場合において、乙は、必要があると認めるときは、甲の職員を当該避難場所へ派遣するよう要請することができる。

３　甲は、前項の承認を受けたときは、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で使用するものとする。

（使用期間）

第５条　前条の規定により避難場所を使用することができる期間は、同条第２項の承認を受けたときから、おおむね１週間とし、乙の判断により決定するものとする。

（訓練時）

第６条　甲並びに乙は、この協定の効果的な運用を図るため、合同訓練の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づく協力に係る費用（以下「協力費用」という。）で客観的に必要と認められるものについては、甲、乙がそれぞれ自己の経費を負担する。

２　前項に規定するもの以外の協力費用（自主的に提供するものを除く。）は、甲、乙が協議の上、それぞれの負担を決定する。

３　第４条の規定により甲が当該避難場所を使用したことに起因する損害が生じた場合において、その損害が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲及び乙が協議の上、甲がその損害復旧に係る費用を負担するものとする。

４　乙は、損害復旧後、前項の損害復旧に係る費用を甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）

第８条　乙は、当該避難場所の名称若しくは場所を変更し、又は閉店等により避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定により通知を受けたときは、当該避難場所の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

（協議）

第９条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和４年２月末日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年延

長することとし、その後も同様とする。
２　甲乙間で締結した契約期間 令和３年３月１日からの事業用借地権設定契約が終了した場合、この協定も当然に終了するものとする。
（その他）
第１１条　この協定に定めるもののほか、大規模災害時における駐車場の一時使用に関し、必要な事項は甲及び乙が協議の上別に定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各一通を保有する。

令和３年２月８日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　柴橋正直

乙　株式会社 エディオン
代表取締役　久保　允誉

災害時のコミュニティバスの利用に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社日本タクシー（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生するおそれがある場合において、乙が運行する岐阜市コミュニティバスを避難に利用することに関し、甲と乙が別に締結する岐阜市コミュニティバス運行協定書に定めるほか、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害が発生するおそれがある場合において、乙が運行するコミュニティバスを避難に利用する際の必要な事項を定めるものとする。

（避難情報の連絡）

第2条　甲は、災害が発生するおそれがあるとして「高齢者等避難」の避難情報を発令又は解除したときは、乙に対して次に掲げる事項をすみやかに連絡する。

(1)　避難情報を発令又は解除した地区（以下「発令地区」という。）

(2)　発令時刻

(3)　その他コミュニティバスを避難に利用するために必要な事項

2　甲は、災害が発生する危険が高まっているとして「避難指示」の避難情報を発令又は解除したときは、乙に対して前項各号に掲げる事項を直ちに連絡する。

（乙の協力範囲）

第3条　乙は、前条第1項の規定により甲から連絡を受けたときは、原則コミュニティバスが通常の運行経路及び運行ダイヤで運行している限り、コミュニティバスを利用して避難する者及び避難先から帰宅する者（以下「避難者等」という。）の輸送を行うものとする。

2　乙は前条第1項の規定による連絡を受けたときは、コミュニティバス車体に避難利用が可能であることを表示する。

3　乙は、路線ごとの避難者等の人数を避難者等の申出に基づき把握するものとする。

（連絡手続）

第4条　甲の乙に対する連絡は、原則として文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2　甲及び乙は、避難者等のコミュニティバスの利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（避難者等の運賃の負担）

第5条　甲は、甲が指定する期間に乙が把握した避難者等の運賃を負担するものとする。

2　前項に規定する避難者等の運賃は、災害発生直前におけるコミュニティバス運賃を基準とし、運行終了後、乙の提出する報告書（様式第2号）に基づき計算するものとする。

（運賃の支払い）

第6条　前条第1項の運賃は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

3　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに運賃を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第7条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（疑義の協議）

第8条　この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第9条　この協定は、令和4年5月23日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月6日

甲　岐阜市
岐阜市長　　柴　橋　　正　直

乙　㈱日本タクシー
代表取締役　山　田　　健太郎

様式第1号

（宛先）　　様

避難情報に関する連絡票

月　日　時　分に、下記のとおり避難情報を発令・解除したので連絡します。

発令地区	避難情報種別	備考
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	
	高齢者等避難　・　避難指示	

※土砂災害の場合は、備考に記入する。

連絡先
担当者名：

電話番号：

様式第２号

（岐阜市長）

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

岐阜市コミュニティバス避難利用実績報告書

路線名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（　　年　　月　　日分）

	大人 （中学生以上）	小人 （小学生以下）	未就学児 （無料対象者）	合計
避難利用者数				

災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜市農業協同組合（以下「乙」という。）は、地震等による災害時の応急生活用物資の確保に関し、次のとおり覚書を締結する。

1　目　的

この覚書は、岐阜市域に地震等による災害が発生した場合に、被災市民の応急生活用物資を速やかに確保することを目的とする。

2　応急生活用物資の確保

(1)　乙は、災害時に自らが保有する生活用物資を速やかに甲に提供するようにしておくものとする。

(2)　甲は、災害時に乙に対して、乙が保有し、または提供が可能な生活物資の品名、数量等の情報の提供を求めることができる。

(3)　甲と乙は、平常時から生活用物資について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

3　応急生活用物資提供の協力要請

甲は、地震等による災害が発生し、被災市民の応急生活用物資を確保する必要がある場合、乙に対して電話等で、乙が保有し、または提供が可能な生活用物資の提供協力を要請することができる。

なお、協力要請等の連絡に用いる電話番号(かっこ内はファクシミリ番号）は、次表のとおりとする。

機関名称	電話番号(ファクシミリ)	
	緊急	通常
甲	119(266-8154)	265-4141(264-8602)
乙	265-3521(265-3572)	265-3521(265-3572)

4　応急生活用物資提供の協力実施

乙は、甲から生活用物資提供の協力要請があった場合、積極的に協力に努めるものとする。

5　応急生活用物資の運搬

応急生活用物資の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲が乙に運搬の協力を要請した場合には、乙は積極的に協力に努めるものとする。

6　費　用

甲の協力要請により、乙が提供した生活用物資の対価及び運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

7　協　議

甲と乙は、この覚書の定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

8 その他

この覚書に定めがない事項については、その都度双方が協議して定める。

この覚書の成立の証として、双方明記押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年5月10日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　　浅　野　　勇

乙　岐阜市農業協同組合
代表者　代表理事組合長　栗　本　　弘

緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）は、岐阜市内において、地震、風水害、大火災その他の災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「緊急時」という。）において、相互に協力して岐阜市民に対して応急生活物資の供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、緊急時において、生活物資の確保及び安定供給、ボランティア活動への支援、物資等の生活情報の収集・提供等を円滑に行うことにより、物価の高騰及びパニック防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(生活物資の指定)

第2条　この協定における生活物資は、別表1のとおりとする。

別表1

段階	第　1 段　階	第　2 段　階
想定	ライフラインストップ	電　気　復　旧
期間	災害当日～3日	4～6日
品目	水・飲料　＊ 菓子パン　＊ 牛乳　＊ たまご　＊ 果物(バナナ)　＊ レトルト商品(ごはん)　＊ 缶詰(イージーオープン)　＊ 粉ミルク・ほ乳びん　＊ インスタントラーメン　＊ 卓上ガスコンロ・なべ 懐中電灯・電池 バケツ 生理用品 軍手 ガムテーフ。 濡れティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ 毛布 アルミホィール	米 水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 たまご 切り餅 レトルト食品(ごはん) 缶詰(イージーオープン) 粉ミルク・ほ乳びん インスタントラーメン なべ 紙コップ・紙皿 アルミホィール 軍手 ガムテープ タオル 生理用品 トイレットペーパー 紙おむつ 濡れティッシュ 下着・靴下 ゴミ袋 刃物 バナナ

夏	蚊とり線香	蚊とり線香
冬	使い捨てカイロ 毛布	使い捨てカイロ 毛布

(1)　応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
(2)　品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
　　注　*印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

2　別表1に定めるもののほか生活物資は、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

(情報交換等)

第3条　甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、市内の各店舗の流通状況その他の必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2　甲は、緊急時において、住民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

3　甲及び乙は、緊急時において、住民の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等に関して、情報交換を行うものとする。

4　甲及び乙は、緊急時において、物価の高騰の防止等を図るため協力し、生活物資及び物価等の生活情報を迅速かつ的確に市民及び報道機関等に提供するものとする。

(生活物資の確保等)

第4条　甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3　緊急時における物資調達等に係る連絡先は、別表2のとおりとする。

別表2

機関名称	電話番号 ファクシミリ		電子メールアドレス
	緊急時	通常時	
甲	058-262-8151 (058-266-8155)	058-265-4141 (058-265-3857)	bousai@city.gifu.gifu.jp
乙	0583-70-6888 (0583-70-6860)	0583-70-6871 (0583-70-6860)	gbousai@tcoop.or.jp

4　生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用等の負担)

第5条　前条の規定により乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は甲が負担するものとする。

2　前項に規定する生活物資の対価及び運搬等の費用は、乙が当該供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(広域支援体制の整備)

第6条　乙は、他の生活協同組合との間での連帯を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条　甲及び乙は、緊急時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動に対する支援について協議し、決定するものとする。

(緊急時の協力事項の発動)

第8条　この協定に定める緊急時の協力に関する事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2　甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、災害の状況に応じて、第3条第4項の情報提供を行うものとする。

(法令の遵守)

第9条　乙は、この協定の施行に当たっては、消費生活共同組合法(昭和23年法律第200号)その他の法令を遵守するものとする。

(定期協議)

第10条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(その他)

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年1月16日

甲　岐阜市
岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　生活協同組合コープぎふ
理事長　　水　野　隼　夫

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（趣　旨）

第1条　岐阜市(以下「甲」という。）とイオン株式会社　中部カンパニー　（以下「乙」という。）とは、岐阜市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙の岐阜店及び柳津店（以下「乙の支店」という。）に規定する支店が相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が岐阜市災害対策本部又は岐阜市地震警戒本部を設置し、乙の支店に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条　災害時において、甲が第5条に規定する応急生活物資を必要とするときは、甲は乙の支店に対して、乙の支店の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条　乙の支店は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条　甲が乙の支店に要請する災害時の応急生活物資の内容は、あらかじめ甲乙が協議のうえ定めるものとする。

2　乙の支店は、甲の要請があったときは、前項の規定により定めた応急生活物資以外の物資の供給について可能な範囲内で協力するものとする。

3　乙の支店は、第1項の規定により定めた応急生活物資についてその供給可能数を、応急生活物資供給可能数量報告書(様式第1号)により、毎年4月及び報告内容に異動があったときに、甲に報告するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第6条　甲の乙の支店に対する要請手続は、災害時における応急生活物資供給の協力要請書(様式第2号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後にこれを提出するものとする。

2　甲及び乙の支店は、前項ただし書の規定により要請する場合の連絡先を明らかにするため、災害時応急生活物資供給等協力協定に係る緊急連絡先報告書(様式第3号)を毎年4月及び報告内容に異動があったときに、それぞれに報告するものとする。

3　甲及び乙の支店は、第1項の規定による要請手続に支障を来すことのないよう連絡体制、連絡方法、連絡手段について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の支店の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙の支店に対して運搬の協力を求めることができる。

（費　用）

第8条　第4条及び前条の規定により乙の支店が供給した商品の対価及び乙の支店が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、乙の支店が取扱商品の優先供給及び乙の支店が運搬に対する協力を行った場合にあっては運搬終了後において、乙の支店の提出する出荷確認書等に基づき算定する災害時直前における適正価格を基準として、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（協　議）

第9条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙の支店は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

（雑　則）

第11条　この協定に定めるもののほか、災害時における応急生活物資供給等の協力に関し、必要な事項は、甲乙が協議のうえ定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年6月27日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　細　江　茂　光

乙　イオン株式会社　中部カンパニー名岐事業部
事業部長　永　田　浩　二

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市町村民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市(町)からの要請が重複しないよう、県との連携を充分に図ることとする。

(1)　岐阜市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1)　別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資可能数量・措置の状況報告」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第５条　物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第６条　第２条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

３　乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第７条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第 8 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手先に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 9 条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意志表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第 11 条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日 1 箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 10 月 12 日

甲　住所　岐阜市今沢町 18 番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　住所　多治見市大針町 661 番地の 1
株式会社　バロー
代表取締役社長　　田　代　正　美

別表

確保が必要な物資

期　　間	災 害 直 後	災害発生３日以降
想　　定	ライフランストップ	電気・水道復旧
食 料 品 飲 料 水	(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料水(お茶等) 粉ミルク その他	(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水(お茶等) その他
日 用 品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ(紙)、生理用品、簡易トイレ、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、	

※　上記以外で必要となった物資については、別に協議すること。

災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜流通センター協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の調達、輸送、保管に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙は本市の一員として、積極的な協力を行うことを理念とし、被災市民への救援物資の供給や応急復旧に貢献する為、必要な資材の調達等を迅速に行う必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（物資調達、輸送及び保管の要請）

第3条　甲は、災害時において必要なときは、乙に対し、物資の調達、輸送及び保管を可能な範囲内で要請するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達が可能な物資とする。

(1)食料品、飲料水

(2)衣類、日用品

(3)事務用品、事務機器

(4)その他甲が指定する物資

（物資調達要請の方法）

第5条　甲は、第3条の規定に基づく物資の調達要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資調達要請に基づく乙の措置）

第6条　乙は、第3条の規定に基づく物資の調達要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（調達物資の引き渡し）

第7条　物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の輸送は、原則として乙が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3　甲は、乙の指定業者が当該場所へ物資を輸送することを予め承諾するものとする。

（救援物資の輸送、保管の要請の方法）

第8条　甲は、第3条の規定に基づき物資の輸送及び保管の要請を行う場合は、別紙3「緊急輸送・保管要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（救援物資の輸送、保管の実施）

第9条　乙は、甲から緊急輸送、保管の要請があった場合は、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者、倉庫事業者を指定し、緊急輸送及び保管場所を提供するものとする。

（事故等）

第10条　乙が供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときには、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

2　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第11条　この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。また、当該損害に関し紛争が生じた場合、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（費用）

第12条　第3条の規定に基づく調達物資の対価並びに輸送及び保管の費用は、甲が負担するものとする。

2　甲が負担する額は、引き渡し場所への輸送終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第13条　甲が引き取った物資の対価並びに乙が行った輸送及び保管の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第14条　甲と乙は、この協定の成立に係る連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第16条　この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第17条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年1月14日

甲　住所　岐阜市今沢町18番地
岐阜市
岐阜市長

乙　住所　岐阜市柳津町流通センター1-14-1
岐阜流通センター協同組合連合会
会長

災害時における食糧品供給に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。)と株式会社コガネパン（以下「乙」という。)は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、大規模災害時において、甲が乙に対し、パン等の食糧品（以下「食糧品等」という。）を供給要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条　甲は、大規模災害時において、食糧品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達、加工、製造が可能な範囲内で食糧品等の供給を要請することができる。

（調達食糧品等の範囲）

第3条　甲が乙に供給を要請する食糧品等は、次の号に掲げるもののうち、甲からの要請時点で乙が調達、加工、製造が可能な食糧品等とする。

(1)パン

(2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条　甲は、第2条の規定により要請を行うときには、「食糧品等発注書」（別紙1）をもって乙に対して要請を行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2　甲及び乙は、大規模災害時における食糧品等の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条　乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を「食糧品等調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　食糧品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、該当場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、食糧品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条　第2条の調達食糧品等の対価及び加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条　甲が引き取った食糧品等の対価並びに乙が行った加工、梱包、運搬の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）

第9条　この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は、平成23年1月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 1 月 25 日

甲　　岐阜市
　　岐阜市長

乙　　株式会社コガネパン
　　代表取締役社長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。)と株式会社トーカイ（以下「乙」という。)は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時において、甲が乙に対し、生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達、加工、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の号に掲げるもののうち、甲からの要請時点で乙が調達、加工、製造が可能な物資とする。

(1)毛布、布団、飲料水、車いす、手すり

(2)その他甲が指定する介護用具

（要請の方法）

第4条　甲は、第2条の規定により要請を行うときには、「物資調達要請書」（別紙1）をもって乙に対して要請を行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条　乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、該当場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条　第2条の調達した物資の対価及び加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条　甲が引き取った物資の対価並びに乙が行った加工、梱包、運搬の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）

第9条　この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は、平成24年5月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月15日

甲　　岐阜市
　　岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　　株式会社トーカイ
　　代表取締役社長　　小野木　孝　二

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

株 式 会 社 ト ー カ イ
代表取締役社長　小野木　孝二 様

岐阜市長　細江　茂光

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記の通り要請します。
なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月　日から 月　日まで			

※要請数量は1日あたり数量とする

連絡先
岐阜市　　部　　課
担当者
電　話
Eメール

別紙2

物資可能数量、措置の状況報告書

年　月　日

岐 阜 市 長　様

株 式 会 社 ト ー カ イ
代表取締役社長　小野木　孝二

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第5条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1．調達可能数量

災害直後		災害発生3日以降	
品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量

注：物資調達可能数量又は措置の状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡する。

2．物資の搬入場所・方法

①搬　入　場　所：

②搬　入　方　法：

③連絡先及び担当者名：

災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、岐阜市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対し、福祉用具等物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達、加工、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の号に掲げるもののうち、甲からの要請時点で乙が調達、加工、製造が可能な物資とする。

(1)　乙が提供可能な福祉用具及び衛生用品、医療機器

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　甲は、第２条の規定により要請を行うときには、「物資調達要請書」（別紙１）をもって乙に対して要請を行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙２）により甲に提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、該当場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条　第2条の調達した物資の対価及び加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条　甲が引き取った物資の対価並びに乙が行った加工、梱包、運搬の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）

第9条　この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は、平成24年8月23日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月23日

甲　　岐阜市
　　岐阜市長　細江　茂光

乙　　社団法人　日本福祉用具供給協会
　　理事長　　山下　一平

別紙1

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

社団法人　日本福祉用具供給協会　御中

岐阜市長

災害救助に必要な物資等の要請について

災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第5条により、本要請に対する貴協会の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月　日から 月　日まで			

※要請数量は1日あたり数量とする

連絡先
岐阜市　　部　　課
担当者
電　話
Eメール

別紙2

物資提供可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

岐 阜 市 長　様

社団法人　日本福祉用具供給協会

災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定第5条の規定に基づき、当協会の物資提供可能数量、措置の状況及び連絡先を、下記のとおり報告します。

記

1．提供可能数量

災害直後		災害発生3日以降	
品　　名	提供可能数量	品　　名	提供可能数量

注：物資提供可能数量又は措置の状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡する。

2．物資の搬入場所・方法

①搬　入　場　所：

②搬　入　方　法：

③連絡先及び担当者名：

災害時における物資の供給に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と大丸板紙加工株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、物資供給要請書（様式第１号）により、乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を物資供給要請時緊急連絡先（様式第２号）により定めるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的且つ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は次に掲げるものとする。

（１）段ボール製簡易ベッド
（２）段ボール製シート
（３）段ボール製間仕切り
（４）段ボール製簡易トイレ
（５）その他乙の取扱商品

（物資の引取等）

第５条　乙は、第２条の規定による要請に従い甲の指定する場所に、物資を搬送するものとし、甲は、指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

２　乙は、搬送終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第３号）により甲に報告するものとする。

３　甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を運搬する車両を優先車両として通行ができるよう配慮するものとする。

（経費の負担）
第６条　甲は、乙に対し前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要した費用について負担するものとする。
２　前項に掲げる経費の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（経費の支払）
第７条　甲は、乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して３０日以内に支払う。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２７年２月６日

甲　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　岐阜県養老郡養老町船見２４７
大丸板紙加工株式会社
代表取締役社長　　丹　羽　俊　雄

災害時における物資供給に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年６月８日

甲　　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
NPO 法人　コメリ災害対策センター
理事長　　捧　　雄　一　郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ、 おむつ、トイレットペーパー
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ、灯油缶
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ 発電機、ガソリン携行缶、コードリール
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における畳の提供に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と「５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害時等における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請により乙が避難所等へ畳を提供することにより、被災者等の避難生活の負担軽減に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等に畳を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要枚数・日時・場所等を明示し、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

２　第１項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

（費用の負担）

第４条　乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とする。

２　利用後の畳の処理等は原則として甲が行う。

（車両の通行）

第５条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第７条　乙は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練への参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者及び連絡責任者に事故のある場合の同補助者の職、氏名、電話番号その他必要な事項を相互に通知するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年９月１２日

甲　　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細江　茂光

乙　　兵庫県神戸市兵庫区永沢町３丁目８番８号
５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会
東海地区委員長　　國枝　幹生

様式第１号（第３条関係）

岐阜市防対第　　号
年　　月　　日

５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会　様

岐 阜 市 長

物資提供要請書

「災害時における畳の提供に関する協定書」第２条第１項に基づき、下記のとおり避難所への畳の提供について下記のとおり要請します。

記

提供場所	必要枚数	現地担当者	連絡先
	枚		
	枚		
	枚		
	枚		
	枚		

＜本件についての連絡先＞
部　　課
担当：
電話：
FAX：
MAIL：

様式２号（第５条関係）

岐阜市防対第　　号
年　　月　　日

岐阜市長　様

５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会

物資提供報告書

「災害時における畳の提供に関する協定書」に基づき、下記のとおり避難所へ畳を提供しましたので報告します。

記

提供場所	提供枚数	完了日時
	枚	平成　　年　　月　　日　　時頃
	枚	
	枚	
	枚	
	枚	

＜実行委員会窓口＞

担当：

電話：
FAX：
MAIL：

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、相互に協力して災害時における市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

１　日用品等の生活必需品

２　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　要請手続については次のとおりとする。

１　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　協力実施については次のとおりとする。

１　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の運搬については次のとおりとする。

１　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　費用負担については次のとおりとする。

１　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　費用の支払いについては次のとおりとする。

１　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　情報交換については次のとおりとする。

１　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

２　乙は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練への参加に努めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年　５月２９日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細江　茂光

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株式会社カインズ
代表取締役社長　　土屋　裕雅

災害時における建設機械及び仮設トイレ等の支援に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部（以下「乙」という。）は、災害時における建設機械及び仮設トイレ等の資機材（以下、「機材等」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市において地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、迅速な機材等の支援を行うため、必要な事項を定める。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に乙の支援が必要と認めるときは、次に掲げるもののうち、支援が可能な機材等について乙に要請し、乙がやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）建設機械
（２）仮設トイレ
（３）発電機及び冷暖房用機材
（４）その他、甲の要請に応じられる機材

（要請の方法）

第４条　前条の規定による支援の要請は、災害時支援要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、当該支援要請書による要請が困難な場合は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、機材等の支援を完了したときは、災害時支援業務実績報告書（第２号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（引渡し等）

第６条　機材等の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者が当該場所において機材等を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定により機材等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が機材等の支援に要した経費（賃借料及び運搬・設置費用等）は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

３　甲は、甲（甲の職員を含む。）及び甲の要請により派遣された者の過失により乙から支援を受けた資材等を破損させた場合は、当該破損に係る修理等の費用を負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第８条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から機材等の支援について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第１０条　この協定に伴う事務は、甲においては岐阜市都市防災部防災対策課とし、乙においては一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部岐阜地区の幹事会社を窓口として行うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年１１月２０日

甲　　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　細　江　茂　光

乙　　愛知県名古屋市中区栄１丁目１４番４号
一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部
代 表 者　瀧　　哲　也

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社岐阜髙島屋（以下「乙」という。）は、相互に協力して災害時における市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、岐阜市内において大地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合において、甲が乙と協力して生活物資を迅速に調達するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において生活物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
(1) 日用品等の生活必需品
(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請の方法）
第４条　要請の手続きについては次のとおりとする。
1　甲の乙に対する要請は、別紙（以下「生活物資要請書」）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、又はその他の方法で要請し、その後速やかに「生活物資要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）
第５条　協力の実施については次のとおりとする。
1　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
2　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別紙「生活物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）
第６条　生活物資の運搬については次のとおりとする。
1　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
2　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）
第７条　費用負担については次のとおりとする。
1　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協　　議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）
第８条　費用の支払いについては次のとおりとする。
1　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第９条　情報交換については次のとおりとする。
1　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
2　甲と乙は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いが主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上　　決定するものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結日から３年間とする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって１年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年１１月２日

甲　　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　柴橋　正直

乙　　岐阜市日ノ出町２丁目２５番地
株式会社岐阜髙島屋
代表取締役　松本　正樹

様式第１号（第３条第１項関係）

平成　　年　　月　　日

岐阜髙島屋　店長　様

岐 阜 市 長

生活物資要請書

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定書」第４条第１項に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

提供希望日	要請品目	要請数量	搬入希望 引渡し場所
平成　年　月　日			
平成　年　月　日			
平成　年　月　日			
平成　年　月　日			
平成　年　月　日			

＜本件についての連絡先＞
　　部　　課
担当：
電話：
FAX：
MAIL：

様式２号（第５条第２項関係）

平成　　年　　月　　日

岐阜市長　　様

岐阜髙島屋
店長

生活物資提供報告書

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定書」第５条第２項に基づき、生活物資の提供にかかる実施状況を下記のとおり報告します。

記

提供可能数及び提供状況

引渡場所	提供品目	提供数量	完了日時
			平成　年　月 日　　時頃
			平成　年　月 日　　時頃
			平成　年　月 日　　時頃
			平成　年　月 日　　時頃
			平成　年　月 日　　時頃

＜本件についての連絡先＞

岐阜髙島屋
担当：
電話：
FAX：
MAIL：

様式第３号（第９条第１項関係）

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定書」　緊急連絡先

１　岐阜市

	窓　口	昼　間	夜間及び休日
第一順位		電話：058-265-4141(代表) 058-267-4763(都市防災部) FAX：058-265-3857(都市防災部) mail：boutai@city.gifu.gifu.jp	電話： 携帯：
第二順位			電話： 携帯：
第三順位			電話： 携帯：

２　岐阜髙島屋

	窓　口	昼　間	夜間及び休日
第一順位		〒500-8525 岐阜市日ノ出町２丁目２５番地 電話：058-264-1101 FAX：058-265-4102 mail：	電話： 携帯：
第二順位			電話： 携帯：
第三順位			電話： 携帯：

災害時等における避難所生活環境向上に係る資材等の提供に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーペットタイルリセット協会（以下「乙」という。）は、災害時等における避難所生活環境向上に係る資材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）に規定する地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下この協定において「災害時等」という。）につき、甲の要請により乙が避難所等へ環境向上に係る資材や清掃サービス等（以下「カーペット等」という。）を提供することにより、被災者等の避難生活の環境向上に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等にカーペット等を調達する必要があると判断した時は、乙に対し必要事項を明示し、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

2　第 1 項の規定による要請は、様式第 1 号により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話等により要請できるものとし、甲はその後速やかに文書を乙に対し提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、カーペット等の提供を行うものとする。

2　乙は、甲の要請によりカーペット等を提供し一定期間が経過した後、甲の要請に応じ、カーペット等の清掃又は入れ替えに対応するものとする。

3　乙は、甲の要請により避難所で生活する避難者を対象に、避難所清掃の方法や注意事項等に関する研修等を行うものとする。

4　乙は、前 3 項の協力活動を実施した場合は、甲に対し、様式 2 号により活動報告を行うものとする。

5　乙は、日頃より提供可能となるカーペット等を可能な範囲で備蓄することとし、速やかに支援が行えるよう備えるものとする。

（費用の負担）

第4条　乙が甲に提供するカーペット等及び設置にかかる費用は無償とする。ただし、カーペット等の輸送に経費を要する場合は、事前に甲乙が輸送方法を協議のうえ、輸送に要する経費は、原則、甲が負担するものとする。

（車両の通行）

第5条　甲は、乙が物資を運搬又は供給する際に、自らが用意した車両を使用する場合には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（情報の交換）

第6条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から次に掲げる事項について情報交換を行い、災害に備えるものとする。

1　提供を目的に備蓄しているカーペット等の数量（対応可能面積）及び備蓄場所

2　乙が持つ清掃に関する知識及び経験を生かした避難所清掃の方法並びに衛生対策等に関する情報

（訓練への参加）

第7条　乙は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練等への参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者及び連絡責任者に事故ある場合の同補助者の職、氏名、電話番号その他必要な事項を相互に通知するものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第9条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本通 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 1 月 10 日

甲　　岐阜県岐阜市今沢町 18 番地
岐阜市　代表者
岐阜市長

乙　　東京都江東区北砂 1-11-5
一般社団法人　日本カーペットタイルリセット協会
会　長

災害時における物資調達に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県テント・シート工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に係る物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）につき、甲の要請により乙が物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の調達の要請）

第2条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の調達について要請するものとする。

2　前項の規定による要請は、物資調達要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の対象）

第3条　甲が乙に調達を要請する物資の対象は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　テント類
(2)　シート類
(3)　その他乙の組合員の取扱商品

（物資の調達）

第4条　乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、積極的に物資の調達に努めるものとする。

2　乙は、前項の物資の調達をしたときは、速やかに物資調達報告書（様式第2号）により、甲に報告を行うものとする。

（物資の運搬）

第5条　甲は、物資の運搬に係る引渡しの場所を指定し、その場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙は、必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2　甲は、前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条　乙が調達した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　前項の代金及び費用の額は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払）

第7条　物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換及び連絡体制等）

第8条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の調達についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2　前項の連絡体制は、連絡体制表（様式第3号）によることとする。ただし、変更が生じた場合は、相手方に変更事項を連絡するものとする。

3　甲と乙は、この協定に基づく物資の調達が円滑に行われるよう、互いが主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（協議）
第9条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第10条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和２年８月６日

甲　　岐阜県岐阜市今沢町18番地
岐阜市　代表者
岐阜市長

乙　　岐阜県岐阜市茜部菱野4丁目5番地
岐阜県テント・シート工業組合
理事長

様式第1号（第2条関係）

岐阜市防対　　号
年　　月　　日

岐阜県テント・シート工業組合　様

岐阜市長

物資調達要請書

災害時における物資調達に関する協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

提供希望日	要請品目	要請数量	搬入希望 引渡しの場所

＜本件についての連絡先＞

部　　課

担当：

電話：

FAX　：

MAIL：

様式第2号（第4条関係）

年　　月　　日

岐阜市長　　様

岐阜県テント・シート工業組合

物資調達報告書

災害時における物資調達に関する協定書第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

引渡し場所	調達品目	調達数量	完了日時
			年　月 日　　時頃
			年　月 日　　時頃
			年　月 日　　時頃
			年　月 日　　時頃
			年　月 日　　時頃
			年　月 日　　時頃

＜協会窓口：連絡先＞
担当：
電話：
FAX　：
MAIL：

様式第3号（第8条関係）

連絡体制表

		順位	所属	担当者	電話番号
岐阜市	開庁時	第1			
		第2			
	閉庁時	第1			
		第2			
岐阜県トラック・トンネル工業組合	通常時	第1			
		第2			
	通常時間外	第1			
		第2			

災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）は、岐阜市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、什器・備品等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第 1 条　この協定に定める災害時の供給協力に関する事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第 2 条　災害時において、甲が什器・備品等の供給協力を必要とするときには、甲は、乙に対して乙の取扱品目の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 3 条　乙は、甲の要請を受けた時は、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（什器・備品等）

第 4 条　甲が乙に要請する什器・備品等の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた什器・備品等以外の品目の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（要請の方法）

第 5 条　甲の乙に対する要請手続きは、災害時協力要請書（第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、当該支援要請書による要請が困難な場合は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を送付するものとする。

（実施報告）

第 6 条　乙は、協力を実施したときは、災害時協力業務実施報告書（第 2 号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（引渡し等）

第 7 条　什器・備品等の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者が当該場所において什器・備品等を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。

2　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3　甲は、乙が前項の規定により什器・備品等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条　乙が什器・備品等の供給協力に要した経費（賃借料及び運搬・設置費用等）は、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3　甲は、甲（甲の職員を含む。）及び甲の要請により派遣された者の過失により乙から支援を受けた什器・備品等を破損させた場合は、当該破損に係る修理等の費用を負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第9条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2　甲は、前項の請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から什器・備品等の供給協力について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第11条　この協定に伴う事務は、甲においては岐阜市都市防災部防災対策課とし、乙においては一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション中部支部の幹事会社を窓口として行うものとする。

（協議）

第12条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月17日

甲　岐阜県岐阜市今沢町18番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　柴　橋　正　直

乙　東京都品川区大崎1丁目6番1号
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事　中　塚　克　敏

第１号様式（第５条関係）

岐阜市防対第　　号
令和　　年　　月　　日

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション中部支部　様

岐阜市長　柴橋　正直

災害時協力要請書

災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

名　称	規　格	数量	搬入（設置）場所	備　考 （期間）

（岐阜市担当者）

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

第 2 号様式（第 6 条関係）

令和　　年　　月　　日

岐阜市長　柴橋　正直　様

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション中部支部

災害時協力業務実施報告書

災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定に基づき、下記のとおり協力を実施したことを報告します。

記

名　称	規　格	数量	搬入（設置）場所	備　考 （期間）

（連絡担当者）

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

災害時の熱源確保に関する覚書

岐阜市(以下「市」という。) と社団法人岐阜県エルピーガス協会岐阜支部(以下「岐阜支部」という。) は、地震等による災害時の熱源の確保に関し、次のとおり覚書を締結する。

1　目　的

この覚書は、岐阜市に地震等による災害が発生した場合に、被災市民の生活用の熱源を速やかに確保することを目的とする。

2　資機材の確保

岐阜支部は、平素から必要最小限のガス、ガス管、燃焼用バーナー等の応急用の資機材を、災害時において速やかに出荷できる場所に常に確保しておくものとする。

3　協力要請連絡

市は、地震等による災害が発生し、被災市民の生活用の熱源確保の必要がある場合、岐阜支部に対して、電話等で出場人員、出場地域等の事項を付して協力要請の連絡を行うものとする。

協力要請の連絡に用いる電話(かっこ内はファクシミリ番号)は、次表のとおりとする。

機関名称	電　　話（ファクシミリ）	
	緊　　急	通　　常
市	119	265-4141(264-8602)
岐阜支部	274-3941	274-3941(274-3942)

4　出　場

(1)　岐阜支部は、市からの協力要請の連絡を受けたときは、市の指示に従い直ちに出場するものとする。

(2)　市は、岐阜支部に協力要請した場合には、応急対策を実施する場所へ担当係員を出場させるものとする。

(3)　岐阜支部は、出場した場合には、速やかに出場人員、出場場所、使用資機材等を市へ報告しなければならない。

5　その他

この覚書に定めがない事項については、その都度双方協議して定める。

この覚書の成立の証として、双方押印の上、各自その１通を保有する。

平成8年2月1日

岐阜市
代表者　岐阜市長　　浅　野　　勇

社団法人　岐阜県エルピーガス協会岐阜支部
代表者　岐阜支部長　山　田　丈　夫

災害時の熱源確保に関する変更覚書

岐阜市(以下「市」という。) と社団法人岐阜県エルピーガス協会岐阜支部(以下「岐阜支部」という。) は、平成8年2月1日付けで覚書した災害時熱源確保に関する覚書について、次のとおり変更する。

1　第3項の表中　岐阜支部の欄中「251-0110」を「274-3941（274-3942）」に改める。

2　第5項を一項繰り下げ、第4項の次に次の一項を加える。

5　費用

市の協力要請により、岐阜支部が提供した熱源の対価及び運搬等の費用は、市が負担するものとする。

この覚書の成立の証として、双方押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年2月4日

岐阜市
代表者　岐阜市長　　細　江　　茂　光

社団法人　岐阜県エルピーガス協会岐阜支部
代表者　岐阜支部長　田　島　　義　久

災害時における燃料の確保に関する覚書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜県石油商業組合岐阜支部（以下「乙」という。）は、地震等による被害時の燃料の確保に関し、次のとおり覚書を締結する。

1　目　的

この覚書は、岐阜市域に地震等による災害が発生した場合に、被災市民の生活用及び応急対策用燃料を速やかに確保することを目的とする。

2　燃料の確保

(1)　乙は、災害時に自らが保有する燃料を速やかに甲に提供できるようにしておくものとする。

(2)　甲は、災害時に乙に対して、乙が保有し、または提供が可能な燃料の品名、数量等の情報を求めることができる。

(3)　甲と乙は、平常時から燃料について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

3　燃料供給の協力要請

甲は、地震等による災害が発生し、被災市民の生活及び応急対策用燃料を確保する必要がある場合、乙に対して電話等で、乙が保有し、または提供が可能な燃料の提供協力を要請することができる。

なお、協力要請等の連絡に用いる電話番号(かっこ内はファクシミリ番号)は次表のとおりとする。

機関名称	電話番号（ファクシミリ）	
	緊急	通常
甲	119(266-8154)	265-4141(264-8602)
乙	271-4601(271-3972)	271-4601(271-3972)

4　燃料供給の協力実施

乙は、甲から燃料提供の協力要請があった場合、積極的な協力に努めるものとする。

5　燃料の運搬

燃料の運搬は、甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲が乙に運搬の協力を要請した場合は、乙は積極的な協力に努めるものとする。

6　費用

甲の協力要請により、乙が提供した燃料の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

7　協議

甲と乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

8　その他

この覚書に定めがない事項については、その都度双方が協議して定める。

この覚書の成立の証として、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年3月28日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　浅　野　　勇

乙　岐阜県石油商業組合　岐阜支部
代表者　支部長　　高　橋　國　夫

災害時における被災車両の撤去等に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。)と社団法人日本自動車連盟中部本部岐阜支部長(以下「乙」という。)とは、災害応急対策の支障となる被災車両の撤去等(以下「撤去等」という。)について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条　この協定は、岐阜市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における撤去等の要請を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

(撤去等の支援要請)

第2条　甲は、災害対策基本法(昭和22年法律第223号。以下「法」という。)第64条第2項の規定により実施する撤去等の実施についての支援を乙に対して要請することができる。

(業務内容)

第3条　前条の規定により、甲が乙に支援を要請する撤去等に係る業務は、乙の所有する装備の範囲内で可能な被災車両の撤去、移動、その他、甲及び乙が必要と認める業務とする。

(支援要請)

第4条　甲は、第2条の規定により要請を行うときには、次の事項を乙に電話連絡するものとする。

(1) 被災の状況と要請の内容(業務場所、業務の内容等)

(2) 担当責任者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2　乙は、前項の要請があった場合は、協定作業を実施する担当者（以下「作業者」という。）の派遣を行い、派遣された作業者は、甲の担当責任者の指示に基づき速やかに協定作業を実施する。

(業務費用の負担)

第5条　撤去等の作業に要した経費は、乙の負担とする。

(災害補償)

第6条　撤去等の作業の実施により、乙の作業者が災害を受けた場合の補償は、災害対策基本法に基づき、岐阜市消防団員等公務災害補償条例（平成7年岐阜市条例第23号）の定めるところにより補償を行うものとする。

(損害賠償)

第7条　作業者が実施する撤去等により、第三者に損害を与えた場合については、乙の責に帰する理由による場合は乙が、乙の責に帰する理由以外による場合は甲がその賠償の責を負うものとする。

(疑義の協議)

第8条　この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条　この協定は、平成22年7月20日から適用する。

上記のとおり協定した証として、この証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 7 月 20 日

甲　　岐阜市

岐阜市長

乙　　社団法人日本自動車連盟　中部本部　岐阜支部

支部長

災害時における物資の輸送等に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、災害応急対策の実施について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害応急対策の実施に必要があるときは、次に掲げる事項について乙に応援を求めることができる。

（１）防災資機材及び災害用備蓄品等の物資の配送

（２）その他災害応急対策を実施するうえで必要な物資の配送

２　前項の要請は、別に定める様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により口頭で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（実施）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別の事由がない限り、通常業務に優先して甲の要請に応えるものとする。

（報告）

第３条　乙は、甲からの要請に基づく業務に従事した場合は、速やかに別に定める様式により文書で実施した業務の内容を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により口頭で行い、事後に文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　甲の要請に基づいて乙が行った業務に係る費用については、甲が負担する。

２　費用の算出については、災害発生時における国土交通省届出料金等を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

３　乙が荷役作業のために必要として別に作業員を派遣した場合は、甲は当該作業員の人件費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては都市防災部防災対策課長、乙においては赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合岐阜県代表理事とする。

（災害補償）

第６条　本協定により応援業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病等にかかった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

（１）従事した者の故意又は重大な過失による場合

（２）当該損害につき、乙又は応援に従事した者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（協議）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の効力は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１カ月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときは、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年１０月　２日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細江　茂光

乙　羽島郡岐南町平成３―１５２
赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
岐阜県代表理事　　曽根　憲一

岐阜市　　第　　号
年　　月　　日

赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
岐阜県代表理事　様

岐 阜 市 長

応　援　要　請　書

「災害時における物資の輸送等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の配送を要請します。

記

要請番号			
集荷場所			
配 送 先			
配　　送 希望日時			
配送物資	品　名　・　数　量	容積(㎥)	重量(kg)
特記事項			

＜問い合わせ先＞　担当：　　（　　）、電話：

年　　月　　日

岐 阜 市 長　 様

赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
岐阜県代表理事

業　務　報　告　書

　　年　　月　　日付の「災害時における物資の輸送等に関する協定」に基づく応援要請について、下記のとおり物資の配送を行いましたので報告します。

記

要請番号	集 荷 場 所	配　送　先
配送物資の品名・数量等		
使用車両及び人員		
延べ作業時　　間		
延べ輸送距　　離		
特記事項		

＜問い合わせ先＞　担当：　　（　　）、電話：

災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県トラック協会岐阜支部（以下「乙」という。）は、災害応急対策の実施について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害応急対策の実施にあたり必要があるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。

（１）災害用備蓄品その他の物資の輸送

（２）救援物資の集積、保管又は配送

（３）物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械等の手配

（４）その他災害応急対策を実施するうえで必要な事項

２　前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により口頭で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（実施）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとし、会員事業所の内から適当な事業所を選定して甲から要請があった業務（以下「要請業務」という。）を実施させるものとする。

（報告）

第３条　乙又は乙の指示で要請業務を実施した事業所（以下「乙事業所」という。）は、文書により速やかに実施した業務の内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により口頭で行い、事後に文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　要請業務に係る費用については、甲が負担するものとする。

２　要請業務に係る費用の算出については、災害発生直前における地域の事業者の届出運賃等を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第５条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては都市防災部防災対策課長、乙においては事務局長とする。

（災害補償）

第６条　要請業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病等にかかった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

（１）従事した者の故意又は重大な過失による場合

（２）当該損害が乙又は乙事業所が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（協議）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の効力は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１カ月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときは、更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年１１月　１日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　　細江　茂光

乙　岐阜市日置江２６４８－２
岐阜県トラック協会岐阜支部
支部長　　山口　嘉彦

災害時等における施設の使用に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）とぎふ農業協同組合（以下「乙」という。）は、岐阜市において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙所有の施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等において、甲が乙の協力を得て災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、乙所有の施設の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第2条　使用する施設は、乙の所有する別紙の施設駐車場とする。

（施設の使用要請）

第3条　甲は、災害時等において前条に挙げる施設の使用を必要とする場合は、乙に対して、施設使用要請書（様式第１号）により使用要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請し、後日速やかに施設使用要請書を提出するものとする。

2　乙は、前項の規定による使用要請があった場合は、特別の事由がない限り、甲の使用を認めるものとする。ただし、乙の災害時等の活動等により当該施設が必要となる場合は、乙は甲に対し使用範囲を制限することができるものとする。

（使用期間）

第4条　第2条の施設を使用する期間は、原則として７日以内とする。ただし、乙と協議のうえ延長することができる。

2　乙は、期間を延長する場合であっても使用期間の満了前に施設等を使用する必要がある場合は、施設等の明け渡しを求めることができるものとする。この場合において、甲は、速やかに明け渡しに応じるものとする。

（無償使用）

第5条　乙は、施設を甲に無償で使用させるものとする。

（損害賠償）

第6条　甲が災害時等の活動拠点用として使用中に、乙の施設等が損傷した場合は、甲の責任で当該損傷等について対処するものとする。

（報告）

第7条　甲は施設の使用後、使用状況を文書により乙に報告するものとする。

（連絡体制の確保）

第8条　甲及び乙は、災害時等の連絡体制及び連絡方法等について、緊急連絡先通知書（様式第２号）にて通知するものとする。

2　甲及び乙は、緊急連絡先に変更が生じた場合は、速やかに緊急連絡先通知書を変更し通知するものとする。

（訓練等）

第9条　甲及び乙は、災害時等における活動の効果的な運用を図るため、合同訓練等の実施に努めるものとする。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の２か月前までに、甲、乙いずれからも条件の変更や更新しない旨の申出がない場合は、更に期間満了の日の翌日から、１年間この協定を更新するものとし、以後の期間満了についても、同様とする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年２月１４日

甲　岐阜県岐阜市司町４０番地１
岐阜市代表者
岐阜市長　　柴橋　正直

乙　岐阜県岐阜市司町３７番地
ぎふ農業協同組合
代表理事会長　　櫻井　宏

（別紙）

施設駐車場一覧

名称	敷地面積（㎡）	所在地
おんさい広場鷺山	7,880	岐阜市下土居 212 - 2
おんさい朝市　みわグリーン	2,160	岐阜市石原 2-5-1
鵜斎場	960	岐阜市西鵜 1-47-1
島斎場	2,370	岐阜市池ノ上町 4-22-2
日野斎場	1,810	岐阜市日野南 1-18-3
春近カントリーエレベーター	2,940	岐阜市溝口童子 111
方県カントリーエレベーター	9,710	岐阜市安食 6-5
方県育苗センター		
構造改善センター （アグリパーク鈴ヶ坂）	5,120	岐阜市石谷寺之前 65-1

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）
ぎふ農業協同組合
様

（要請者）　岐阜市長

施設使用要請書

災害時等における施設の使用に関する協定書第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり使用を要請します。

記

１　使用期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２　使用要請施設

名称	所在地	内容	備考

＜担当者＞
所　　属：
職・氏名：
電話：
Mail：

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

「災害時等における施設の使用に関する協定書」緊急連絡先通知書

1.岐阜市

連絡 順位	窓口 （所属・氏名）	緊急連絡先 勤務時間内	緊急連絡先 勤務時間外（夜間及び休日）
1		電話： FAX： mail:	電話： 携帯： mail:
2		電話： FAX： mail:	電話： 携帯： mail:
3		電話： FAX： mail:	電話： 携帯： mail:

2.ぎふ農業協同組合

連絡 順位	窓口 （所属・氏名）	緊急連絡先 勤務時間内	緊急連絡先 勤務時間外（夜間及び休日）
1		電話： FAX: mail:	電話： 携帯: mail:
2		電話： FAX: mail:	電話： 携帯: mail:
3		電話： FAX: mail:	電話： 携帯： mail:

災害時等におけるバス車両による人員の輸送に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜乗合自動車株式会社（以下「乙」という。）は、岐阜市において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等において甲及び乙が相互に協力し、被災者等の人員をバス車両で輸送することにより、被災者等の安全を確保することを目的とする。

（協力の内容）

第2条　甲は、乙に対し、次のことについて乙所有のバス車両による人員の輸送に関して協力を要請することができる。

（１）　被災者（滞留者を含む。）等の輸送、保護活動

（２）　災害救助活動に必要な人員の輸送活動

（３）　災害応急対策活動に必要な人員の輸送活動

（要請手続き）

第3条　甲は、前条に挙げる被災者等の人員の輸送協力を必要とする場合は、乙に対して、災害時等協力要請書（様式第１号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請し、後日速やかに災害時等協力要請書を提出するものとする。

2　乙は、甲から前項の規定による要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、甲に協力するよう努めるものとする。

（活動報告）

第4条　乙は、第2条の活動を完了したときは、速やかに文書により次に示す事項を甲に報告するものとする。

（１）　活動に使用した車両の種類、台数及び従事した人員

（２）　車両毎の走行距離、活動地点、活動開始時間及び活動終了時間

（３）　その他必要な事項

（費用負担）

第5条　第2条の規定により実施した活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　前項の規定により甲が負担する経費は、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条　乙は、災害時等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から３０日以内に支払うものとする。

（車両の一時退避場所の提供）

第7条　甲は、第2条の活動に使用するバス車両を確保するため、災害時等において車両の一時退避場所を乙に提供するものとする。

2　乙は、前項の必要が生じた際は、一時退避する車両の明細を、車両の一時退避要請書（様式第２号）により、要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請し、後日速やかに車両の一時退避要請書を提出するものとする。

3　甲は、別紙の車両の一時退避場所一覧より選定し、乙に口頭または電話等により一時退避場所を連絡するものとする。

（連絡体制の確保）
第8条　甲及び乙は、災害時等の連絡体制及び連絡方法等について、緊急連絡先通知書（様式第３号）にて通知するものとする。
2　甲及び乙は、緊急連絡先に変更が生じた場合は、速やかに緊急連絡先通知書を変更して通知するものとする。
（旅客及び第三者に対する責任）
第9条　乙は、バス車両の運行に際し、乙の責に帰する事由により、旅客及び第三者に損害を与えたとき（施設等の損壊を含む）は、その賠償の責を負うものとする。
（災害補償）
第10条　乙は、乙が雇用している運転者が輸送協力中に死亡又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。
（訓練等）
第11条　甲及び乙は、災害時等における活動の効果的な運用を図るため、合同訓練等の実施に努めるものとする。
（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の２か月前までに、甲、乙いずれからも条件の変更や更新しない旨の申出がない場合は、更に期間満了の日の翌日から、１年間この協定を更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。
（協議）
第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年２月１４日

甲　岐阜市司町４０番地１
岐阜市代表者
岐阜市長　　柴橋　正直

乙　岐阜市九重町４丁目２０番地
岐阜乗合自動車株式会社
代表取締役社長　　瀧　修一

（別紙）

車両の一時退避場所一覧

災害時等応援協定先所有施設

番号	施設名	住所
1	方県カントリーエレベーター	岐阜市安食 6-5
2	方県育苗センター	岐阜市安食 6-5
3	構造改善センター （アグリパーク鈴ヶ坂）	岐阜市石谷寺之前 65-1

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

岐阜乗合自動車株式会社
様

岐阜市長

災害時等協力要請書

災害時等におけるバス車両による人員の輸送に関する協定書第２条第＿＿号の規定により、下記のとおり、人員の輸送協力を要請します。

記

要請番号	
要請日時	年　　月　　日（　） 時　　分
要請場所	
輸送希望日時	年　　月　　日（　） 時　　分頃
輸送人数	
要請内容	
備考	
担当者	所属： 氏名： 電話： mail：

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）
岐阜市長　　様

岐阜乗合自動車株式会社

車両の一時退避要請書

災害時等におけるバス車両による人員の輸送に関する協定書第７条第２項に基づき、下記のとおり要請します。

記

区分	台数
大型バス	台
中型バス	台
小型バス	台
連節バス	台
	台
	台
	台
合　計	台

＜担当者＞
所　　属：
職・氏名：
電　　話：
Mail：

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

「災害時等におけるバス車両による人員の輸送に関する協定書」
緊急連絡先通知書

1.岐阜市

連絡順位	窓口（所属・氏名）	緊急連絡先 勤務時間内	緊急連絡先 勤務時間外（夜間及び休日）
1		電話： FAX： mail:	電話： 携帯： mail:
2		電話： FAX： mail:	電話： 携帯： mail:
3		電話： FAX： mail:	電話： 携帯： mail:

2.岐阜乗合自動車株式会社

連絡順位	窓口（所属・氏名）	緊急連絡先 勤務時間内	緊急連絡先 勤務時間外（夜間及び休日）
1		電話： FAX: mail:	電話： 携帯: mail:
2		電話： FAX: mail:	電話： 携帯: mail:
3		電話： FAX: mail:	電話： 携帯： mail:

災害時の応急対策に関する覚書

岐阜市(以下「市」という。）と一般社団法人岐阜土木工業会（以下「工業会」という。）は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

1　目　的

この覚書は、岐阜市域に地震等による災害が発生した場合に、社会基盤の応急復旧等応急対策を実施するため、必要な建設資機材及びその人員を確保することを目的とする。

2　建設資機材等の確保

工業会は、応急対策を実施するために必要な建設資機材及び人員を、地震等による災害時において、市の要請に基づき速やかに提供できる体制を確保しておくものとする。

3　協力要請連絡

市は、地震等による災害が発生し、応急対策を実施するため必要がある場合は、工業会に対して電話等で建設資機材の種類と数量、操作員の人数、出動場所等の必要事項を付して協力要請の連絡を行うものとする。

4　出動

(1)　工業会は、市からの協力要請の連絡を受けたときは、市の要請内容に基づき直ちに出動するものとする。

(2)　市は、工業会に協力要請した場合は、応急対策を実施する場所へ担当係員を出動させるものとする。

5　活動組織

工業会が覚書に基づき出動する場合の活動組織は、工業会が組織している緊急防災隊の例による。

6　出動の特例

この覚書に基づく出動にあたり、人命救助活動の現場において、地域の自主防災組織、消防若しくは警察から工業会に協力要請があった場合、又は当該人命救助活動に工業会が確保する建設資機材等が必要となった場合で、通信の不通等により市が工業会に要請ができない

とき若しくは要請を行ういとまがないと認められるときは、工業会は自らの判断により出動することができる。この場合において、工業会の自らの判断による出動及びその活動の内容は、市の要請による出動とみなす。

7　出動報告

工業会が覚書に基づき出動した場合は、その活動について、開始時間、活動場所、活動内容、終了時刻等必要な事項を活動終了後速やかに市に報告するものとする。

8　経費

工業会が覚書に基づく出動に要した経費は、市が負担するものとする。

9　その他

この覚書に定めがない事項については、その都度双方協議して定める。

なお、平成８年３月１日付け締結の覚書及び平成１６年１月１６日付け締結した覚書の一部を変更する覚書は令和３年４月３日をもって廃止する。

この覚書の成立の証として、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年４月４日

岐阜市

代表者　岐阜市長　柴橋　正直

一般社団法人　岐阜土木工業会

代表者　理事長　　南谷　茂伸

災害時における建築物に係る応急対策に関する覚書

岐阜市(以下「甲」という。）と社団法人岐阜県建築工業会（以下「乙」という。）は、地震等による災害時の仮設住宅の建設、公共施設の応急復旧等、建築物に係る応急対策の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

1　目　的

この覚書は、岐阜市域に地震等による災害が発生した場合に、被災市民への仮設住宅の提供、公共施設の応急復旧等、建築物に係る応急対策を迅速に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

2　建築物に係る応急対策に必要な資材等の確保

(1)　乙は、災害時に甲の要請に基づいて行う仮設住宅の建設、公共施設の応急復旧等、建築物に係る応急対策の実施に必要な資材を確保し、又は確保できる手段を講じておくものとする。

(2)　甲は、災害時に仮設住宅の建設が可能な場所を確保しておくものとする。

3　建築物の応急対策実施の協力要請

甲は、地震等の災害が発生し、仮設住宅の建設、公共施設の応急復旧等建築物に係る応急対策の実施が必要となった場合は、乙に対して電話等で、応急対策の実施の協力を要請することができる。

なお、協力要請の連絡に用いる電話番号(かっこ内はファクシミリ番号）は、次表のとおりとする。

機関名称	電　　話　（ファクシミリ）	
	緊　　急	通　　常
甲	119(266-8154)	265-4141(264-8602)
乙	273-3401(273-8645)	273-3401(273-8645)

4　建築物に関する応急対策の協力実施

乙は、甲から建築物に係る応急対策の実施の協力要請があった場合、積極的な協力に努めるものとする。

5　費　用

甲の協力要請により、乙が実施した建築物に係る応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

6　協　議

甲と乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、定期的に資料の交換を行うものとする。

7　その他

この覚書に定めがない事項については、その都度双方が協議して定める。

この覚書の成立の証として、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年9月5日

甲　岐阜市
代表者　岐阜市長　浅野　　勇

乙　社団法人　岐阜県建築工業会
代表者　会長　　喜多　　正

災害時における建築物に係る応急対策に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。）と岐阜市建築技術協会（以下「乙」という。）とは、地震等による災害時における仮設住宅の建設、公共施設の応急復旧その他の建築物に係る応急対策の協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市域に地震等による災害が発生した場合に、甲及び乙の相互協力により被災市民への仮設住宅の提供、公共施設の応急復旧その他の建築物に係る応急対策を迅速に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

（資材等の確保）

第3条　乙は、災害時に甲の要請に基づく建築物に係る応急対策の実施に必要な資材等について直ちに調達できるよう必要な手段をあらかじめ確保するものとする。

（協力の要請及び実施）

第4条　甲は、地震等の災害が発生し、建築物に係る応急対策の実施が必要であると認めるときは、乙に対して電話又はファクシミリで協力を要請することができる。

2　乙は、前項の規定により協力の要請があった場合は、積極的な協力に努めるものとする。

（費用負担）

第5条　前条の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては岐阜市都市防災部防災対策監、乙においては事務局の専務理事とする。

（資料の交換）

第7条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に必要資料の交換を行うもの

とする。

（その他）

第8条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

（適用）

第9条　この協定の有効期間は、平成19年2月23日から平成20年3月31日までとする。

2　この協定の期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする　この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年2月23日

甲　岐阜市

代表者　岐　阜　市　長　　細　江　茂　光

乙　岐阜市建築技術会

代表者　会長　　鷲　見　泰　宏

災害時の応援業務に関する基本協定

岐阜市(以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、岐阜市の地域における平常時の災害の予防並びに災害時の応急対策及び災害復旧に係る応援の要請に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡担当者の設置)

第3条　甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

(応援業務の内容)

第4条　応援業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　岐阜市管理公共施設等の登記に必要と思われる被災状況の調査

(2)　岐阜市管理公共施設等の被災等の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点並びに筆界点情報の収集及び復元

(3)　登記及び境界関係相談所の開設

(4)　平常時における岐阜市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

(応援要請)

第5条　甲は乙に応援業務の要請を行おうとするときは、次に掲げる事項を示して、原則として文書により連絡するものとする。

(1)　応援の場所

(2)　応援の目的

(3)　被害の状況

(4)　応援業務の内容

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話、ファックス等より応援業務の要請を行うことができる。この場合において、甲は当該要請後速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない。

(応援要請業務)

第6条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(出場の報告)

第7条　乙は、甲の要請に基づき出場した場合は、その活動内容について、活動終了後速やかに出場の報告書(様式第1号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条　応援業務(甲の要請に基づき実施されたものに限る。)の実施に要する経費は、甲が負担する。

(書類の提出)

第9条　乙は次に掲げる書類を、毎年度甲に提出するものとする。

(1)　応援業務に係る乙の組織図

(2)　応援業務に係る連絡担当者

(3)　応援業務に従事できる社員名簿

(4)　前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(資料の交換及び協議)

第10条　甲及び乙は、応援業務が円滑に行えるよう、随時次に掲げる資料を提出し、相互に交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(1)　岐阜市地域防災計画

(2)　公共施設等の筆界管理に関する情報

(3)　前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（事故への対応）

第11条　乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2　乙の職員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずる。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

（適用）

第13条　この協定の有効期限は、平成19年3月20日から平成20年3月31日までとする。

2　この協定の期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月20日

甲　岐阜市今沢町18番地

岐　阜　市

岐阜市長　　細江　茂光

乙　岐阜市田端町1番地の12

岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長　大保木　正博

災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定

(目的)

第1条　この協定は、災害時における岐阜市内の岐阜市が管理する公共土木施設の被害状況調査に関して、岐阜市(以下「甲」という。)が、社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会(以下「乙」という。)に対して応援協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(応援協力の内容)

第3条　市内に地震、風水害その他の災害が発生し、甲が被災状況等に関する応急調査を実施する場合において、乙は甲に協力して、この調査業務に従事するものとする。

(応援協力の手続き等)

第4条　災害が発生し、甚大な被害により甲のみで対応ができないと認めるときは、書面又は口頭により乙に応援協力を要請することができる。

2　甲が乙に応援協力を要請する場合には、調査区域や調査内容、調査時期等について調整を図り、その具体的な活動について要請するものとし、乙は、この要請に基づき調査を実施するものとする。

3　乙が実施する被害状況などに関する応急調査の実施状況については、随時、甲に情報提供するものとし、調査が完了したときは、調査結果、活動概要等を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

(経費負担)

第5条　甲が乙に要請して行う調査・報告等については、これに要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

2　その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

(連絡窓口)

第6条　この協定の取扱窓口は、甲にあっては都市防災政策課、乙にあっては現地管理者とする。

(その他)

第 7 条　この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第 8 条　この協定は、平成 21 年 4 月 23 日から適用する。

2　この協定の機関満了日の 1 か月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の 1 年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 4 月 23 日

甲　岐阜市

岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　社団法人　岐阜県測量設計業協会

代表幹事　　山　本　光　哲

災害時における橋梁に係る被害状況調査に関する協定

岐阜市(以下「甲」という。)と岐阜県橋梁会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害時の応援協力に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第１条　この協定は、岐阜市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における甲が管理する橋梁の被害状況調査（以下「調査」という。）の応援協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

(応援協力の内容)

第３条　甲が乙に応援協力を要請する調査は、乙の技術力を活用し、調査を行い、甲に対して応急復旧等に関する技術的助言、その他甲及び乙が必要と認めるものとする。

(応援協力の要請手続き)

第４条　甲は、災害が発生し、必要と認める場合は、書面又は口頭により乙に前条に規定する応援協力を要請することができる。

２　甲は、前項の要請を行う場合は、次の各号を乙に連絡するものとする。

（１）要請の内容(調査場所、調査内容、調査期間等)

（２）担当責任者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

３　乙は、前項の要請があった場合は、調査を実施する担当者（以下「作業者」という。）を選任し、選任された作業者は、甲の担当責任者の指示に基づき速やかに調査を実施する。

４　乙が実施する被害状況に関する調査の実施状況については、随時、甲に情報提供するものとし、調査が完了したときは、調査結果、活動概要等を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲が乙に要請をした調査に要する経費は、乙が負担するものとする。

２　その他経費の負担については疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

（連絡窓口）

第６条　この協定の連絡窓口は、甲にあっては都市防災政策課、乙にあっては岐阜県橋梁会事務局長とする。

（その他）

第７条　この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成23年7月11日から適用する。

２　この協定の期間満了日の１か月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときは、その期間を引き続き次の１年間に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 7 月 11 日

甲　岐阜市

岐阜市長　細　江　茂　光

乙　岐阜県橋梁会

会　長　水　谷　義　弘

災害時における応急対策活動に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合岐阜支部（以下「乙」という。）及び岐東支部（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合に、災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙及び丙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、乙及び丙に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の調査、障害物の除去及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

(1) 応急活動に必要な組合員の派遣に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項

2　乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の方法）

第3条　前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭または電話等（以下「電話等」という。）で乙または乙を通じて丙に連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙または乙を通じて丙に提出するものとする。

(1) 要請日時

(2) 要請者

(3) 要請場所

(4) 要請内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条　乙及び丙の組合員は、第2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、甲の職員の指示に従い、応急活動を実施するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙及び丙の組合員の責任において応急活動を実施することができる。

（報告）

第5条　乙及び丙の組合員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に報告し、事後、乙及び丙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

(1) 現場責任者

(2) 活動日時

(3) 活動場所

(4) 世帯主名

(5) 活動内容

(6) 応急活動に使用した機材、資材等

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（経費の負担等）
第6条　甲の要請に基づき実施した応急対策に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の調査については、乙及び丙が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙及び丙と協議して定めるものとする。
（費用の請求及び支払）
第7条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙及び丙の請求により甲が支払うものとする。
2　甲は、前項の請求が乙及び丙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。
（災害補償）
第8条　乙及び丙の応急活動の実施に伴い、乙及び丙の作業者が災害を受けた場合の補償は、災害対策基本法に基づき、岐阜市消防団員等公務災害補償条例（平成7年岐阜市条例第23号）の定めるところにより補償を行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる場合については、この限りでない。
（損害賠償）
第9条　乙及び丙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙及び丙の責として行うものとする。
（協力する事業所等の報告）
第10条　乙及び丙は、定期的に組合員名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。
（雑則）
第11条　本協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議を行い定めるものとする。
2　本協定の締結をもって、平成23年8月1日締結の「災害時における応急対策活動に関する協定書」は廃止する。
　この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和３年３月３０日

甲　岐阜市長　　柴橋　正直　印

乙　岐阜県瓦葺組合岐阜支部
支部長　　島塚　尚宏　印

丙　岐阜県瓦葺組合岐東支部
支部長　　大野　誠二　印

様式第１号（第3条関係）

年　　月　　日

岐阜県瓦葺組合　　支部
支部長　　様

岐阜市長

応急対策活動協力要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第２条の規定により、下記のとおり要請します。

要請内容	
場　　所	
備　　考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話：　　ＦＡＸ：

※要請の内容詳細については、担当部署担当者より指示致します。

＜本件についての連絡先＞
部　　課
担当：
電話：
FAX　：
MAIL：

協定・覚書
【土木・建築】

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

岐阜市長

岐阜県瓦葺組合　　支部　支部長

応急対策活動終了報告書

災害時における応急対策活動に関する協定書第５条の規定により、下記のとおり報告します。

実施内容	
場　　所	
実施期間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）から
備　　考	
担　当　者	所属： 氏名： 電話：　　ＦＡＸ：

災害時における応急対策活動に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜市土木企業共同体（以下「乙」という。）は、災害が発生し、甲の所管する道路、河川、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、乙に対して、応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

(1)　公共施設の被害状況の調査に関すること

(2)　公共施設の応急復旧に関すること

(3)　応急活動に必要な人員の派遣に関すること

(4)　前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の手続）

第3条　前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭または電話等（以下「電話等」という。）で、乙に連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

(1)　要請日時

(2)　要請者

(3)　要請場所

(4)　要請内容

(5)　前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条　乙は、第2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

（報告）

第5条　乙は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に報告し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

(1)　現場責任者

(2)　活動日時
(3)　活動場所
(4)　活動内容

（経費の負担等）
第6条　甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動により発した費用は、甲の負担とする。
2　乙は、応急活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。
3　甲は、前項の規定により費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）
第7条　前条の規定のより甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲乙が協議の上決定するものとする。

（損害賠償）
第8条　乙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責として行うものとする。

（協力する事業所等の報告）
第9条　乙は、定期的に名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙が協議の上定めるものとする。

（適用）
第11条　この協定は平成23年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年9月1日

甲　岐阜市
岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　岐阜市土木企業共同体
代表　　北　岡　功　敏

災害時における応急対策活動に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、甲の所管する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、乙に対して、応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

(1)　公共施設の被害状況の調査に関すること

(2)　公共施設の応急復旧に関すること

(3)　応急活動に必要な人員の派遣に関すること

(4)　前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の手続）

第3条　前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭または電話等（以下「電話等」という。）で、乙に連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

(1)　要請日時

(2)　要請者

(3)　要請場所

(4)　要請内容

(5)　前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条　乙は、第2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

（報告）

第5条　乙は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に報告し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

(1)　現場責任者

(2)　活動日時

(3)　活動場所

(4)　活動内容

（経費の負担等）

第6条　甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動により発した費用は、甲の負担とする。

2　乙は、応急活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。

3　甲は、前項の規定により費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条　前条の規定のより甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲乙が協議の上決定するものとする。

（損害賠償）

第8条　乙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責として行うものとする。

（協力する事業所等の報告）

第9条　乙は、定期的に名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第11条　この協定は平成24年10月1日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

甲　岐阜市

岐阜市長　　細　江　茂　光

乙　岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会

代　表　　大　村　　充

様式（第3条関係）

応急活動要請書

年　　月　　日

岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会　様

岐阜市役所
担当：

平成　年　月　日付で締結した災害時における応急対策活動に関する協定書に基づき、下記のとおり応急活動を要請します。

記

1　要請日時

2　要 請 者

3　要請場所

4　要請内容

5　備　　考

様式（第5条関係）

応急活動報告書

年　　月　　日

岐阜市長　　様

（報告者）

平成　年　月　日付で要請のありました災害応急対策活動について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1　現場責任者

2　活 動 日 時

3　活 動 場 所

4　活 動 内 容

5　備　　考

災害時における災害応急対策活動に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害時において、岐阜市地域防災計画に定める、災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、乙に対して、次に掲げる協力を要請することができる。

(1)　甲の指定する場所での被災者の応急活動に関すること

(2)　応急活動に必要な人員の派遣に関すること

2　乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の手続）

第3条　前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭または電話等（以下「電話等」という。）で、乙に連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

(1)　要請日時

(2)　要請者

(3)　要請場所

(4)　要請内容

(5)　前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条　乙は、第2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、要請内容に従い活動を実施するものとする。

（報告）

第5条　乙は、活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に報告し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

(1)　現場責任者

(2)　活動日時

(3)　活動場所

(4)　活動内容

（経費の負担等）

第6条　甲の要請に基づき、乙が実施した活動により要した費用は、甲の負担とする。

2　乙は、活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。

3　甲は、前項の規定により費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条　前条の規定のより甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲乙が協議の上決定するものとする。

（損失補償）

第8条　乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

2　除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲乙協議のうえ、解決に当たるものとする。

（協力する事業所等の報告）

第9条　乙は、定期的に名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（雑則）

第10条　本協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議を行い定めるものとする。

2　本協定の締結をもって、平成24年11月15日締結の「災害時における救助支援活動等に関する協定書」は廃止する。

3　この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月17日

甲　岐阜市

岐阜市長　　柴橋　正直

乙　一般社団法人岐阜県解体工事業協会

代表理事　　木村　順一

様式（第3条関係）

災害応急対策活動要請書

年　　月　　日

一般社団法人岐阜県解体工事業協会　　様

岐阜市役所
担当：

年　月　日付で締結した、災害時における災害応急対策活動に関する協定書に基づき、下記のとおり応急活動を要請します。

記

1　要請日時

2　要 請 者

3　要請場所

4　要請内容

5　備　　考

様式（第5条関係）

災害応急対策活動報告書

年　　月　　日

岐阜市長　　様

（報告者）

　　年　月　日付で要請のありました災害応急対策活動について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1　現場責任者

2　活 動 日 時

3　活 動 場 所

4　活 動 内 容

5　備　　考

災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定

岐阜市（以下「甲」という。）と公益社団法人　岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て認定調査等を円滑に実施することを目的とする。

（認定調査等への協力）

第２条　甲は、岐阜市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙の社員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施する。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に対し、第２条の協力要請を行う場合は、原則として、認定調査等要請書（第１号様式）によるものとする。

ただし、当該支援要請書による要請が困難な場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（認定調査等の内容）

第４条　認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

（１）　内閣府策定の災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、甲の職員と連携して、家屋の調査を補助すること。

（２）　甲が発行した罹災証明について市民からの相談対応の補助をすること。

（実績報告）

第５条　乙は、第２条第２項の規定の業務終了後、遅滞なく実績報告書（第2号様式）を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、第２条第２項の規定により派遣された社員の人件費を負担する。

２　甲は、認定調査等に必要な資機材等の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第７条　甲は、認定調査等に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の社員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第８条　乙及び乙の社員は、認定調査等の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第９条　乙は、認定調査等に従事した乙の社員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり又は、死亡した場

合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（協議）

第10条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第11条　この協定の有効期限は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以降も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期限満了前にこの協定を解除しようとするときは、３０日前までに解除の申し入れをしなければならない。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年１２月１７日

甲　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市
岐阜市長　柴橋　正直

乙　岐阜市田端町１番地の１２
公益社団法人
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事　尾崎　康弘

第１号様式（第３条関係）

岐阜市防対第　　号
年　　月　　日

公益社団法人
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　　様

岐阜市長

家屋被害認定調査等要請書

災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定に基づき、下記のとおり応援協力を要請します。

記

１　応援場所　　岐阜市○○町○○地内

２　応援目的　　○○業務支援のため

３　応援業務内容　　○○○○業務

４　要請期間　　○○年○月○日（○曜日）から
○○年○月○日（○曜日）まで（予定）

（岐阜市担当者）

所属	
職名・氏名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	
ＦＡＸ	
Ｅ－mail	

第２号様式（第５条関係）

家屋被害認定調査等実績報告書（　　月分）

年　　月　　日

月　日	調査員数	調査員氏名		調査件数	備考
	人			件	
	人			件	
	人			件	
	人			件	
	人			件	

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜県清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生した場合に応急に実施する廃棄物の処理等の協力活動（以下「協力活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市内における災害の発生に際し、災害廃棄物処理を迅速かつ着実に遂行するため、乙が甲に協力して実施する災害廃棄物処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、次の各号のいずれかに該当する一般廃棄物をいう。

(1) 生活ごみ（被災後の生活に伴い発生するごみ、災害により処分する家財など）

(2) がれき類（災害により倒壊又は焼失した建物等の解体撤去等に伴い発生する木くず、コンクリートがら、金属くず及びこれらの混合物）

(3) し尿

(4) 前各号のほか災害に伴い処理する必要が生じた廃棄物

（協力活動の要請）

第３条　甲は、被災後の廃棄物処理を実施する上で必要と認めた場合、次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力活動を要請することができる。

(1) 災害廃棄物の収集運搬、処分（中間処理を含む）

(2) 市が指定する災害廃棄物の一時保管場所等の管理

(3) 災害廃棄物に関する行政情報の周知

(4) その他、災害廃棄物処理に関する事項

２　甲は、前項の要請を行う際、被災状況、協力活動の内容、人員、車両、資機材及び協力を要する期間等に関する情報を乙に提供するものとする。

３　甲は、乙に対し、甲が実施する災害廃棄物処理に関する訓練や研修等（以下、「訓練等」という。）への参加を要請することができる。

（協力活動の実施）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、速やかに必要な人員、車両及び資機材等を確保し、甲の指示に従い、協力活動を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施するにあたり、必要な情報を収集し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前条第３項の要請を受けたときは、訓練等の趣旨を踏まえて参加に努めるものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の要請に基づき乙が実施した協力活動の費用については、甲乙協議して決定するもの

とする。

（災害補償）

第６条　協力活動により乙の作業者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、乙又は乙の組合員の責任で対応するものとする。

（情報伝達）

第７条　甲及び乙は、情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるとともに、連絡体制を整備するものとする。

２　甲及び乙は、相互の情報共有に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成２９年１２月２６日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２６日

甲　　岐阜市今沢町１８番地

岐阜市長

乙　　岐阜市須賀４丁目１６番２５号

岐阜県清掃事業協同組合

理 事 長

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生した場合に応急に実施する廃棄物の処理等の協力活動（以下「協力活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市内における災害の発生に際し、災害廃棄物処理を迅速かつ着実に遂行するため、乙が甲に協力して実施する災害廃棄物処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、次の各号のいずれかに該当する一般廃棄物をいう。

(1) 生活ごみ（被災後の生活に伴い発生するごみ、災害により処分する家財など）

(2) がれき類（災害により倒壊又は焼失した建物等の解体撤去等に伴い発生する木くず、コンクリートがら、金属くず及びこれらの混合物）

(3) し尿

(4) 前各号のほか災害に伴い処理する必要が生じた廃棄物

（協力活動の要請）

第３条　甲は、被災後の廃棄物処理を実施する上で必要と認めた場合、次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力活動を要請することができる。

(1) 災害廃棄物の収集運搬、処分（中間処理を含む）

(2) 市が指定する災害廃棄物の一時保管場所等の管理

(3) 災害廃棄物に関する行政情報の周知

(4) その他、災害廃棄物処理に関する事項

２　甲は、前項の要請を行う際、被災状況、協力活動の内容、人員、車両、資機材及び協力を要する期間等に関する情報を乙に提供するものとする。

３　甲は、乙に対し、甲が実施する災害廃棄物処理に関する訓練や研修等（以下、「訓練等」という。）への参加を要請することができる。

（協力活動の実施）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、速やかに必要な人員、車両及び資機材等を確保し、甲の指示に従い、協力活動を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施するにあたり、必要な情報を収集し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前条第３項の要請を受けたときは、訓練等の趣旨を踏まえて参加に努めるものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の要請に基づき乙が実施した協力活動の費用については、甲乙協議して決定するもの

とする。

（災害補償）

第６条　協力活動により乙の作業者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、乙又は乙の組合員の責任で対応するものとする。

（情報伝達）

第７条　甲及び乙は、情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるとともに、連絡体制を整備するものとする。

２　甲及び乙は、相互の情報共有に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成２９年１２月２６日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２６日

甲　　岐阜市今沢町１８番地

岐阜市長

乙　　岐阜市早田栄町５丁目１６番地

岐阜再生資源事業協同組合

理 事 長

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜県産業環境保全協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生した場合に応急に実施する廃棄物の処理等の協力活動（以下「協力活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市内における災害の発生に際し、災害廃棄物処理を迅速かつ着実に遂行するため、乙が甲に協力して実施する災害廃棄物処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、次の各号のいずれかに該当する一般廃棄物をいう。

(1) 生活ごみ（被災後の生活に伴い発生するごみ、災害により処分する家財など）

(2) がれき類（災害により倒壊又は焼失した建物等の解体撤去等に伴い発生する木くず、コンクリートがら、金属くず及びこれらの混合物）

(3) 前各号のほか災害に伴い処理する必要が生じた廃棄物

（協力活動の要請）

第３条　甲は、被災後の廃棄物処理を実施する上で必要と認めた場合、次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力活動を要請することができる。

(1) 災害廃棄物の収集運搬、処分（中間処理を含む）

(2) 市が指定する災害廃棄物の一時保管場所等の管理

(3) 災害廃棄物に関する行政情報の周知

(4) その他、災害廃棄物処理に関する事項

２　甲は、前項の要請にあたっては、協力活動の要請内容を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭により要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

３　甲は、第１項の要請を行う際、被災状況等協力活動の実施の参考となる情報を乙に提供するものとする。

４　甲は、乙に対し、甲が実施する災害廃棄物処理に関する訓練や研修等（以下、「訓練等」という。）への参加を要請することができる。

（協力活動の実施）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、速やかに乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を確保し、甲の指示に従い、可能な限り協力活動を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施するにあたり、必要な情報を収集し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前条第４項の要請を受けたときは、訓練等の趣旨を踏まえて参加に努めるものとする。

（費用負担）
第５条　第３条の要請に基づき乙が実施した協力活動の費用については、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）
第６条　協力活動により乙の作業者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、乙又は乙の会員の責任で対応するものとする。

（情報伝達）
第７条　甲及び乙は、情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるとともに、連絡体制を整備するものとする。
２　甲及び乙は、相互の情報共有に努めるものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）
第９条　この協定は、平成３０年１２月２６日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年１２月２６日

甲　　岐阜市今沢町１８番地

岐阜市長

乙　　岐阜市薮田南１丁目１１番１２号
一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理 事 長

ガス爆発等防止対策に関する覚書

岐阜市消防本部、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、岐阜羽島警察署、東邦ガス株式会社、岐阜県エルピーガス協会岐阜支部、中部電力株式会社岐阜営業所、中部電力株式会社各務原営業所(以下「各機関」という。） は、ガス漏れ事故に際し爆発事故等の防止を図るため、次のとおり覚書を交換し、交互にこれを確認する。

(目的)

第1条　この覚書は、ガス漏れ事故の発生に際し、各機関が相互に協力し、ガス爆発事故等を未然に防止し、被害を最小限食い止めることを目的とする。

(予防対策)

第2条　資機材の確保

ガス管その他応急工事用の資機材は、平素から必要最小限の数量を災害時において出荷可能な場所に確保しておくものとする。

2　消費設備等の関する周知

ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、ガスの使用者に対しガスの使用に伴う危険の発生防止のため必要な措置を記載した書面を関係法令に基づき配布し、周知させるものとする。

3　消費設備等の調査

ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、消費設備の保安に関する調査について、関係法令に定めるもののほか、努めて点検調査を行い、消費者の安全を図るものとする、

4　漏えい検査等

(1)　ガス事業法に基づき道路に埋設されている導管及びガス栓までの導管等は、関係法令等に定めるもののほか、努めて検査を行い、安全に供給するものとする。

(2)　液化石油ガスの特定供給設備及びその他の供給設備については、関係法令の定めるもののほか、努めて検査を行い、安全に供給するものとする。

(連絡)

第3条　ガス漏れ事故等により危険が予測される場合は、直ちに電話等で相互に連絡を行うものとする。

各機関の連絡先は別に定める。

(出場)

第4条　前項により連絡を受けたときは、各機関は直ちに出場するものとする。

各機関の出場体制は別に定める。

(現場での協議)

第5条　出場した各機関は、ガス爆発防止策を協議し、必要な措置を行うため、現場本部を設置するものとする。

2　協議事項は、情報の収集、電源の遮断、ガス供給停止、火災警戒区域の設定、住民に対する広

報、換気及び屋内進入方法、その他必要な事項とする。

（初動時における各機関の行動基準）

第6条　電源の遮断

中部電力株式会社は、当該室内等の電気を遮断するための必要な作業を行うものとする。

2　ガス供給停止

東邦ガス株式会社、液化石油ガス販売事業者認定保安機関は、当該室内等のガス供給を停止するための必要な作業を行うものとする。

3　火災警戒区域の設定

消防隊は、地域住民に対する危険防止のため警察官その他の協力を得て、火災警戒区域を設定するものとする。

4　避難誘導

警察機関は、ガス漏れ現場付近の交通規制を行うとともに住民等を安全な場所へ避難誘導するものとする。

5　情報の収集

各機関は、情報の収集を積極的に行い、活動が円滑に行われるよう努力するものとする。

（事後処理）

第7条　事後の処理については、各機関の責任において行うものとする。

（その他）

第8条　この覚書に定めのない事項については、その都度各機関が協議して定める。この覚書の証として当事者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成18年12月1日

岐阜市消防本部	消防長	武 藤 忠 士	印
岐阜中警察署	署　長	三 辻 正 昭	印
岐阜南警察署	署　長	堀 田 陽 司	印
岐阜北警察署	署　長	熊 崎 利 明	印
岐阜羽島警察署	署　長	村 上 孝 博	印
東邦ガス株式会社 供給管理部	部　長	小 菅 祥 平	印
岐阜県エルピーガス協会 岐阜支部	支部長	澤 田 栄 一	印
中部電力株式会社 岐阜営業所	所　長	赤 塚 義 正	印
中部電力株式会社 各務原営業所	所　長	井 上 行 雄	印

災害時における支援協力に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と岐阜市内郵便局（別表のとおり。以下「乙」という。）は、岐阜市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、岐阜市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等として乙の車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注１)

(6) 乙は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練への参加に努めるものとする。

(7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

注１（別紙）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を甲乙協議の上で決定し、要請した者が負担する。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　岐阜市　　岐阜市都市防災部防災対策課長

乙　日本郵便株式会社　岐阜中央郵便局長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

（個人情報保護）

第１０条 甲及び乙は、個人情報の取扱いについて関係する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年 10 月 13 日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　細江　茂光　　印

乙　岐阜市清住町１丁目３番地の２
岐阜市内郵便局　代表
岐阜中央郵便局長　土屋　彰伺　　印

（別　表）

岐阜中央郵便局	岐阜北郵便局	岐阜西郵便局
岐阜東郵便局	岐阜長良郵便局	岐阜尻毛郵便局
岐阜島郵便局	西郷郵便局	岐阜方県郵便局
岐阜正木郵便局	岐阜早田郵便局	岐阜大福郵便局
岐阜福光郵便局	鏡島郵便局	岐阜徹明郵便局
岐阜神田郵便局	岐阜西野郵便局	岐阜千手堂郵便局
岐阜真砂郵便局	岐阜鹿島郵便局	岐阜都通郵便局
岐阜問屋町郵便局	岐阜吹上郵便局	岐阜御杉郵便局
岐阜江崎郵便局	岐阜米屋町郵便局	岐阜材木郵便局
岐阜北長森郵便局	岐阜南長森郵便局	岐阜華陽郵便局
岐阜梅林郵便局	岐阜曙郵便局	岐阜今小町郵便局
岐阜若宮郵便局	岐阜領下郵便局	岐阜岩戸郵便局
岐阜加納八幡郵便局	岐阜鶉郵便局	岐阜本荘郵便局
岐阜県庁内郵便局	柳津宮東郵便局	岐阜加納西郵便局
岐阜加納上本町郵便局	岐阜城南郵便局	岐阜城東郵便局
岐阜六条郵便局	柳津佐波郵便局	岐阜市橋郵便局
厳美郵便局	岐阜長良北町郵便局	岐阜北野郵便局
岐阜岩田坂郵便局	岐阜高見郵便局	岐阜三田洞郵便局
岐阜大洞郵便局	岐阜加野郵便局	岐阜粟野郵便局
岐阜長良校前郵便局		

災害時における支援協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

（２）　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

（３）　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

（４）　甲が設置した避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供

（５）　その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第１号様式）を乙に送付するものとする。

（協力の方法）

第４条　乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第２条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経

費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第 10 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては都市防災部防災対策課長の職にある者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック岐阜地区本部長の職にある者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第 12 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第 13 条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年 3 月までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２８年3月３１日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自 1 通を保有する。

平成２７年9月１６日

甲　岐阜県岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　細江　茂光

乙　東京都港区新橋１丁目１８番１６号
日本生命新橋ビル９階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　齋藤　斎

第１号様式

年　　月　　日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長　　様

岐阜市長　　細江　茂光

災害時協力要請書

災害時における支援協力に関する協定第３条規定に基づき、次のとおり協力方要請します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

第２号様式

年　　月　　日

岐阜市長　細江　茂光

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長

災害時要請業務実施報告書

災害時における支援協力に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　）　　時　　分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、防疫活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（要旨）

第1条　この協定は、岐阜市内において地震、風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合（以下「災害等発生時」という。）において、市民生活の安定を図るために相互に協力して行う防疫活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条　甲は、災害等発生時に、甲のみでは防疫措置を十分に実施することが困難であると認めたときは、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）について、乙に協力を要請することができる。

(1)　消毒活動

(2)　ねずみ及び衛生害虫の駆除活動

(3)　前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める活動

（協力）

第3条　乙は、甲から防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤その他防疫活動に必要な物品及び労力の調達又は提供等を可能な限り行うものとする。

（要請方法）

第4条　第2条に規定する要請は、防疫活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条　乙は、第4条の規定による要請を受けたときは、要請場所に直ちに出動し、甲の指示により防疫活動を行うものとする。

2　前項の規定により出動した場合において、要請場所に甲が職員を派遣することができないときは、乙は、甲からの要請内容に従い、自らの判断により防疫活動を行うものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条　乙は、前条の規定により防疫活動を行ったときは、甲に対し速やかに口頭、電話等で報告し、事後に防疫活動実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条　乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等に係る費用は、甲の負担とする。

2　前項の費用は、災害等発生時の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第8条　甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたものについては、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第9条　乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（個人情報の保護）

第10条　乙は、この協定に基づき知り得た個人情報を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年9月9日

甲　岐阜市　代表者
　　岐阜市長

乙　岐阜市則武中1丁目19番30号
　　一般社団法人　岐阜県ペストコントロール協会
　　会　　長

災害時における地図製品等の供給に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第（１）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、次の各号の事項を目的とする。

１　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は岐阜市地域防災計画に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

２　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ次の意味を有するものとする。

１　「住宅地図」とは、岐阜市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

２　「広域図」とは、岐阜市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

３　「ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ」を意味するものとする。

４　「ＩＤ等は」とは、ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮを利用するための認証ＩＤ及びパスワードを意味するものとする。

５　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びＺＮＥＴ　ＴＯＷＮの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　災害時において甲が地図製品等を必要とする場合の要請等は次のとおりとする。

１　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　地図製品等の貸与及び保管については次のとおりとする。

1　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める期間、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　地図製品等の利用等については次のとおりとする。

1　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（１）災害対策本部設置期間中の閲覧

（２）災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びＺＮＥＴ　ＴＯＷＮを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮを利用する場合は、本協定添付別紙のＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期限）

第７条　本協定の有効期限は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヵ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年２月２日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長　細江　茂光

乙　名古屋市熱田区沢上２丁目１番32号
株式会社ゼンリン　中部エリア統括部
統括部長　　荒木　康博

岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。)と公益財団法人岐阜市国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時において設置及び運営する岐阜市災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市内で大規模災害が発生した場合に、多言語での情報提供及び外国人被災者への支援を円滑に行うため、センターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置及び解散）

第２条　市内で災害が発生し、甲の災害対策本部が設置され、外国人被災者への支援が必要と見込まれる場合に、甲乙協議の上、共同で設置する。ただし、市内で震度７の地震が発生した場合は、これによらず設置する。

２　センターは、市内避難所の設置状況や外国人被災者の状況を勘案し、甲乙協議の上、解散する。

（センターの役割）

第３条　センターの役割は、次のとおりとする。

（１）多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供

（２）外国人被災者の避難状況及び実態把握のための避難所巡回

（３）外国人被災者からの相談への対応

（４）避難所からの通訳派遣及び翻訳依頼への対応

（設置場所）

第４条　センターの設置場所は、甲と乙の事務所内（岐阜市司町４０番地５　みんなの森　ぎふメディアコスモス１階多文化交流プラザ）とする。

２　災害被害により、甲と乙の事務所内においてセンターを設置することが困難である場合は、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの運営に関し、必要な業務を実施する。

（経費負担）

第６条　センターの設置及び運営に要した経費の負担は、別途協議する。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、更に１年延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２９年３月２８日

甲　岐阜市今沢町１８番地
岐阜市　代表者
岐阜市長

乙　岐阜市司町４０番地５
公益財団法人岐阜市国際交流協会
会長

災害時等における隊友会の協力に関する協定

岐阜市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会岐阜県隊友会（以下「乙」という。）とは、乙が大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、岐阜市において自然災害や大規模事故等、又は市民の生命、身体及び財産に重大な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時等において災害対策本部を設置した場合又は乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対して必要な協力を要請することができるものとし、乙は、当該協力の要請に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（１）災害情報、安否確認、生活情報の収集及び伝達の援助

（２）物資及び資材の運搬及び配分の補助

（３）災害ボランティア活動の実施

（４）その他、甲が必要と認める業務

（平常時の活動等）

第３条　甲及び乙は、協力が円滑に行われるよう、平素から情報交換を行うものとする。

２　相互の連絡体制等については、別紙様式により事前に定め、相手方に通知しておくものとする。変更が生じた場合は直ちに通知し、常に最新の状態に保つものとする。

３　乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど、災害発生に備えるものとする。

４　甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

（協力要請）

第４条　甲が乙に対して協力を要請する時は、様式第１により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

２　甲は、乙の協力の必要がなくなったときは、速やかに様式第２により、乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第５条　甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力内容に応じた安全確保に十分配慮するものとする。

２　甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の各種規制情報を提供するものとする。

（経費の負担）
第６条　乙が本協定に基づく協力を行うために要した費用は、乙の負担とする。

（第三者に対する損害）
第７条　乙は、故意又は過失により、第２条に定める協力の実施において第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（事故発生時の責任）
第８条　乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じて乙の負担で「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙が対処するものとする。
２　甲は、依頼により協力した会員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状況となった場合であっても、国民保護法、災害対策基本法、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令に基づき、その損害を補償するものとする。

（有効期限）
第９条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から１年間とする。ただし、協定期間満了日の１箇月前に、この協定の解除又は変更について、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定はさらに１年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めがあるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年１１月７日

甲　岐阜市　代表者

岐阜市長

乙　公益社団法人隊友会岐阜県隊友会　代表者

会　　長

災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、岐阜市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、岐阜市地域防災計画に基づき乙が設置し、及び運営するセンターに関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条　乙は、災害が発生した場合において、その被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、甲と協議の上、センターを設置するものとする。

2　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条　センターの本部事務所は、みんなの森 ぎふメディアコスモス（以下「メディアコスモス」という。）に設置するものとする。ただし、メディアコスモスに設置することが困難な場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2　著しい被害を受けた地域、地理的な課題等のため、センターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの業務）

第4条　センターが行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　被災情報の把握
(2)　ボランティアニーズの把握
(3)　災害ボランティアの募集及び受付
(4)　災害ボランティア活動の情報発信
(5)　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問合せへの対応
(6)　ボランティア活動保険の加入手続
(7)　災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出し、保管及び管理
(8)　災害ボランティア活動に必要な移動支援
(9)　岐阜市災害対策本部等との次に掲げる情報の共有
　ア　被災状況、避難情報
　イ　インフラ等の復旧計画及び復旧情報
　ウ　ボランティアによる支援活動の状況
　エ　特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は、別に定める。）
　オ　アからエまでに掲げるもののほか、甲及び乙が災害ボランティア活動に必要と認める情報
(10)　関係機関及び関係団体の間の連絡、調整、仲介等
(11)　前各号に掲げるもののほか、センターの活動に必要な業務

（センターの運営）

第5条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（資機材等の確保）

第7条　甲及び乙は、災害時におけるセンターの運営及び災害ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第8条　センターの拠点設置に係る費用、運営に係る人件費及び旅費、その他センターの設置、運営等に必要な費用（以下単に「費用」という。）について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原

則として甲の負担とする。
2　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を費用に充てるものとする。
3　乙は、費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
（請求及び支払）
第9条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲にその支払を請求するものとする。
2　甲は、前項の規定により乙からの請求を受けたときは、その内容を確認し、費用を乙に支払うものとする。
3　前2項に規定するもののほか、費用の支払方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。
（連携及び協力）
第10条　甲及び乙は、相互に連携及び協力をしながら、センターにおいて必要な業務を実施するものとする。
（損害補償）
第11条　災害ボランティアが活動中に被った損害の賠償は、原則としてボランティア活動保険により対応するものとする。
2　乙は、災害ボランティアの活動中の事故に備え、災害発生時の災害ボランティアの活動開始時に、活動参加者をボランティア活動保険に加入させるものとする。
3　ボランティア活動保険の加入に要する経費については、やむを得ない場合を除き、災害ボランティア各個人が負担するものとする。
（報告）
第12条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。
（平常時における体制整備）
第13条　乙は、平常時より災害時に備えたセンター機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
2　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関、関係団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等について災害時における連携及び協力体制の確立を図るものとする。
3　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。
（有効期間）
第14条　この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通を保有する。

令和　３年　５月２６日

甲　岐阜県岐阜市司町４０番地１
岐阜市
岐阜市長

乙　岐阜県岐阜市都通２丁目２番地
社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会
会長

災害時等における協力体制に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人岐阜青年会議所（以下「丙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、岐阜市において、自然災害等により住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事態が発生し、甲の要請に基づき乙が岐阜市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置した場合における支援活動に関し、丙が迅速かつ総合的な支援活動等の協力を行うために必要な事項を定めるものとする。
（連携及び協力）
第２条　丙は、甲及び乙の要請に応じて次の活動を行う。
(1) 被災者の生活に関する支援・協力
(2) 避難所及び被災者への支援物資の供給
(3) 専門的な技能を活用した災害対応支援・協力
(4) その他、災害時応急活動及び復興活動に関する支援・協力
2　センターを運営するために必要な資機材等の確保が困難な場合、乙は丙に資機材等を確保するための情報を求め、協力を依頼することができる。
3　センターを運営するためのスタッフが不足し運営に支障が生じた場合は、必要に応じ、乙は丙に協力を求めることができる。
4　甲、乙及び丙がその組織、機能を活用し把握した被災状況やニーズについては、被災者支援に繋げるために、センターの管理のもと、情報を共有し連携を図ることとする。
5　その他、被災者支援活動を行ううえで協力体制が必要となった場合は、甲乙丙協議のもと、連携を図るものとする。
（平常時の活動への協力等）
第３条　甲、乙及び丙は、平常時より連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営ができるよう努める。
2　市街での災害発生時における情報収集、発信及びボランティア活動への支援について、必要に応じ、甲及び乙は丙に協力を求めることができる。
3　甲、乙及び丙は、平常時の連携強化に伴い、防災に関する取り組み及び取り組み予定の共有の機会を持ち、年度１回以上の情報交換の機会を設ける。
（経費の負担）
第４条　本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動にかかる費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲乙丙間で費用負担割合について誠実に協議する。
（連絡責任者）
第５条　当事者は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相手方らに報告する。
（協議）
第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この期間が満了する30日前までに甲乙丙それぞれから別段の意思表示がない時は、さらに１年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙それぞれが署名のうえ各自１通を補完するものとする。

令和　３年　７月２８日

甲　岐阜県岐阜市司町４０番地１
岐阜市
岐阜市長

乙　岐阜県岐阜市都通２丁目２番地
社会福祉法人
岐阜市社会福祉協議会
会長

丙　岐阜県岐阜市神田町２－２
公益社団法人
岐阜青年会議所
理事長

自然災害時の共同取組に関する覚書

岐阜市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、平成31年３月２６日付で甲と乙との間で締結した「岐阜市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、甲の管轄する地域内において豪雨等による水害（地震による津波等により生ずる被害を除く。以下「水災」という。）等の自然災害が発生した際の甲における対応及び対策を推進し、もって協定書第１条に掲げる活力ある地域社会の形成・発展に資することを目的とする。

（本覚書による取組）

第２条　本覚書により乙は、次の各号に掲げる取組を行う。

(1)　被災者の罹災証明書の申請に対するサポート

(2)　浸水による被害状況の調査へのサポート

（被災者の罹災証明書の申請に対するサポート）

第３条　甲の罹災証明書の発行に際し、乙の火災保険契約者（以下、「当該契約者」という。）の求めに応じ、乙が行う火災保険に関する損害調査業務により取得した写真等の資料（以下、「同結果」という。）を当該契約者に提供する。

また、乙は当該契約者が甲に対して同結果を提出することに同意すること等で、被災者の罹災証明書の申請に対するサポートをするものとする。

（浸水による被害状況の調査へのサポート）

第４条　乙は、水災が発生した際に、火災保険の損害調査のためドローン等により撮影した画像等のうち提供可能と乙が判断するものを甲へ提供し、甲が実施する浸水による被害状況の調査へのサポートをするものとする。

（期間）

第５条　本覚書の有効期間は、協定書第４条に基づく協定書の有効期間と同一とする。

（協議）

第６条　本覚書に定めのない事項または本覚書に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙それぞれ記名の上、各自その１通を所持する。

令和４年７月７日

甲　岐阜県岐阜市司町４０番１
岐阜市
岐阜市長　　柴　橋　正　直

乙　岐阜県岐阜市橋本町２丁目８番地
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
岐阜支店
支店長　　原　誠　行
中部損害サービス第三部
部長　　津　村　隆　二